

平成18年 6 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成18年 6 月16日 開会

平成18年 6 月21日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 1 8 年 6 月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 1 6 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
諸般の報告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	4
議案第 1 号～議案第 2 2 号、報告第 1 号についての上程、説明.....	4
一般質問.....	38
椎 名 文 雄 君.....	38
山 崎 貞 一 君.....	51
休会の件.....	62
散会の宣告.....	62

第 2 号 (6 月 2 0 日)

議事日程.....	63
本日の会議に付した事件.....	63
出席議員.....	63
欠席議員.....	63
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	64
職務のため出席した者の職氏名.....	64
開議の宣告.....	65
一般質問.....	65

永 ・ 貞 ・ 君.....	65
小 川 征四郎 君.....	81
越 川 洋 一 君.....	95
越 川 一 雄 君.....	112
・ 梅 喜 作 君.....	120
川 島 富士子 君.....	128
延会の宣告.....	144

第 3 号 (6 月 2 1 日)

議事日程.....	145
本日の会議に付した事件.....	146
出席議員.....	147
欠席議員.....	147
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	147
職務のため出席した者の職氏名.....	148
開議の宣告.....	149
諸般の報告.....	149
一般質問.....	149
齊 藤 隆 君.....	149
議案第 2 3 号 ~ 議案第 3 2 号の上程、説明.....	164
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	165
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	169
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	170
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	171
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	171
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	172
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	173
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	173
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	174
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	175

議案第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	175
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	176
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決.....	176
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	178
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決.....	179
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決.....	217
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決.....	220
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決.....	221
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決.....	221
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決.....	222
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決.....	223
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決.....	224
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決.....	226
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決.....	226
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決.....	227
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決.....	227
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決.....	228
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決.....	228
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決.....	229
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決.....	229
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決.....	230
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決.....	230
報告第 1 号の報告.....	231
横芝光町選挙管理委員及び補充員の選挙.....	231
議員派遣の件.....	232
請願及び陳情の件.....	232
会議時間の延長.....	233
日程の追加.....	237
発議第 1 号～発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	238
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	240

発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	241
閉会の宣告.....	242
署名議員.....	243

平成18年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年6月16日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案第1号ないし議案第22号、報告第1号について(町長提案理由説明)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(31名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・園樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	29番	越川輝男君

30番 鈴木 俊 君

31番 越 川 洋 一 君

32番 屋 英 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	理 事	海 保 英 之 君
理 事	小 川 利 昭 君	理 事	斉 藤 俊 一 君
総 務 課 長	海 保 要 君	企画財政課長	鈴 木 孝 一 君
環境防災課長	林 英 次 君	税 務 課 長	椎 名 茂 道 君
住 民 課 長	瀬 理 和 夫 君	産業振興課長	高 埜 広 和 君
都市建設課長	小 堀 正 博 君	福 祉 課 長	高 蝶 文 徳 君
健康管理課長	並 木 俊 郎 君	横 芝 行 政 センター所長	伊 藤 賢 二 君
食肉センター 所 長	竹 内 康 男 君	東陽病院事務 部 総 務 班 長	小 川 義 則 君
出 納 室 長	海 保 清 一 郎 君	教 育 長	大 木 崇 生 君
教 育 課 長	山 本 照 男 君	社会文化課長	布 施 勇 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	大 木 一 男 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	越 川 岳	書 記	實 川 裕 宣
書 記	須 合 京 子		

開会の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

平成18年6月横芝光町議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、横芝光町として開催されます最初の定例議会であり、歴史を開く非常に意義深い定例議会であります。

本定例会に提案された議案は条例の制定、各会計予算を主とする議案22件、報告1件であります。施政方針並びに提案理由等につきましては、後ほど町長から説明があると思いますが、慎重審議いただきますとともに、本定例会が円滑に運営できますようご協力をお願いいたします。

うっとうしい梅雨の時期となりましたが、皆様方におかれましては、十分ご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

これより平成18年6月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願・陳情の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理いたしました請願3件、陳情3件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

31番 越川 洋一 君

2番 椎名 文雄 君

をお願いいたします。

会期決定の件

議長（伊藤良一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの7日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月22日までの7日間に決定いたしました。

議案第1号～議案第22号、報告第1号についての上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第3、議案第1号ないし議案第22号、報告第1号についてを一括議題といたします。

町長から施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成18年度6月横芝光町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には時節ご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

去る4月23日に行われました横芝光町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の方の力強いご支援とご厚情を賜り、町政の重責を担わせていただくことになりました。ご支援、ご支持をいただきました皆様の期待の大きさと職責の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

立候補に当たり公約した事柄につきましては、今後の行政運営に反映させながら、町民の皆様と信頼関係をさらに深めるとともに、新町の将来像である「栗山川の流れをはぐくむ人・自然・文化が共生する町」のその実現を目指して、まちづくりに全力を傾注して取り組む決意でありますので、どうか議会の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、ご承知のように、景気は回復の方向にあるとは言いながらも、今もって明るさが見えない状況の中、町の歳入の根源となる税収は大幅な増加が見込めないことや、国の三位一

体の改革等により国庫負担金の廃止・縮減、そして地方交付税も多く望めず、町がかつて経験したことがないような厳しい状況に直面しております。こうした中、できるだけむだを省き、一層の行財政改革を進め、事務事業の見直し、透明化を図り、住民の皆様の視点に立ち、よりよい町、住みやすい町、活力のある地域社会をつくるため、行政運営をしてまいりたいと考えております。

公約に掲げました次の事柄については、実現するよう最善の努力をしていきたいと考えています。

二次合併の検討について、公共施設の民間委託について、小学校6年生までの医療費の無料化について、循環バスの利便性の向上について、収入役の廃止について、町長、助役の報酬カットについて、公用自動車の廃止について、ごみ袋の大幅値下げについて、以上のとおり申し上げましたが、これらの公約を行政運営の視野に置き、即実行できるものは早急に、時間を要するものにつきましては十分協議・検討を重ね実施していきたいと考えております。今後の行政運営について鋭意努力を積み重ねてまいりますので、議会を初め町民の皆様のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、新年度における主な事業について申し上げます。

本年度を「横芝光町のまちづくりのスタートの年」と位置づけ、長期的・広域的視点に立ち、町民の皆様豊かな生活と安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、新町の建設計画を基本としてまちづくりに取り組んでまいります。

まず、子供の医療費の無料化についてであります。乳幼児及び児童の保健対策の充実並びに保護者の経済的負担の軽減を図り、保健の向上及び子育て支援体制の充実を図るため、ゼロ歳から小学校6年生までの医療費の無料化を図るべく予算計上をさせていただきました。

続いて、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺整備事業についてであります。銚子連絡道路並びに横芝光インターチェンジが去る3月25日に開通となり、地元としては大変喜ばしいことであり、今後さらに山武・東総地域への活性化やアクセス性向上に大きく貢献することが期待されます。

このインターチェンジの開通を地場産業活性化につなげる施策として、町としてはインターチェンジ隣接地へ（仮称）チャレンジハウス（地場製品の販売所）を整備し、道路利用者の利便性の向上と地域住民との交流拠点として地域振興を図ってまいりたいと考えております。そのためには、今後、埋蔵文化財の調査、土地造成等を行い、早期にチャレンジハウスを立ち上げられるように取り組んでまいります。

なお、チャレンジハウスの運営については公設民営を基本としていることから、地元の関係者による法人組織立ち上げの具体的方策について検討してまいります。

いずれにいたしましても、この事業計画は町単独で実施できるものではないことから、今後も引き続き千葉県を初め関係機関への協力を働きかけてまいります。

次に、道路建設事業についてであります。新町建設計画に基づき、新町の骨格となる幹線町道や生活道路の環境整備を行ってまいります。特に、新町の一体性の向上を図るためには、東西方向の連絡道路の整備が急務であることから、新粟嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業と（仮称）長塚、北清水橋架橋・取りつけ道路整備事業の推進を図ってまいります。

内容といたしましては、まず、新粟嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業についてであります。現在の粟嶋橋より300メートル下流に新しい橋、取りつけ道路を整備するためこれまで測量調査を実施してまいりましたが、本年度は地方道路交付金事業及び合併特例債事業としての採択を受け、工事着工に必要な設計、用地買収等に着手いたします。

また、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取りつけ道路整備事業につきましては、現在整備中の町道2258号線と既に供用している横芝地区の広域農道に接続させていく計画であります。本年度は事業化に向けて必要な測量調査を実施してまいります。

次に、横芝中学校移転建設事業についてであります。昨年10月から敷地造成工事に着工したところでございます。この工事では、工事間利用により県工事で発注する工所用残土を無償でいただけることになっておりますが、土の運搬時期がおくれていることなどから、工事そのものに若干のおくれが生じております。現在、搬入時期等については県当局と再度協議し、早期完成を目指しております。

また、今年度を実施すべく計画しております基本設計業務にも既に着手しておりますので、業務の進捗状況にあわせてご報告をしていきたいと考えております。

次に、耐震補強工事についてであります。昨年度、横芝小学校の校舎を実施し、今年度は横芝小学校体育館、上堺小学校校舎を施工するほか、南条小学校校舎及び大総小学校体育館の補強設計を行うべく予算を措置したところでございます。学校施設の耐震対策につきましては、早期完了に向け取り組んでまいります。

以上、18年度予算の主な事業について申し上げます。

それでは続きまして、今議会に提出いたします各議案について提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しました議案は、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する

る条例の制定について外21件と報告1件でございます。

それでは、引き続きまして、提案理由説明を行わせていただきます。

議案第1号の横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月13日に公布、平成15年9月2日に施行され、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行されたことから、指定管理者制度の導入による施設の効果的かつ効率的活用と管理運営を図るため、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定すべく提案したものであります。

第2号議案の横芝光町集会所条例の一部を改正する条例及び議案第3号の横芝光町農村広場条例の一部を改正する条例、議案第4号の横芝光町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、議案第5号の横芝光町駅前広場条例の一部を改正する条例、議案第6号の横芝光町老人憩の家条例の一部を改正する条例、議案第7号の横芝光町福祉作業所条例の一部を改正する条例、議案第8号の横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例、議案第9号の横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例、議案第10号の横芝光町公園条例の一部を改正する条例の制定についての以上9議案であります。議案第2号から議案第10号までは、指定管理者制度を導入することにより、施設の効果的かつ効率的活用と管理運営を図るため、横芝光町集会所条例外8件の条例の一部を改正すべく提案をしたものであります。

議案第11号の横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。本案は、町長職務執行者の職務の終了に伴い、横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止すべく提案したものであります。

議案第12号の横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、厳しい財政状況の中、行政改革の一環として町長及び助役の給料を引き下げするため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第13号の横芝光町在宅重度障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第2項の規定に基づき、児童扶養手当等の額の改正額を定める政令が公布され、国が定める障害児福祉手当の額が減額となったことに伴い、町において障害児福祉手当の額と同額を支給している福祉手当についても減額する必要が生じたため、横芝光町在宅重度障害者福祉手当支給条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第14号の町の区域内の字の区域及び名称の変更についてであります。本案は、多古町から旧光町に編入された区域内の字の区域及び名称を変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第15号の平成18年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。依然として景気回復の兆しを実感できない厳しい経済情勢の中、国の平成18年度予算は、「小さくて効率的な政府」の実現に向け三位一体改革を推進し、構造改革の一層の促進を図るとともに、今までの取り組み成果を順次予算に反映させております。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出の水準について前年度より減額し、厳しく抑制を図っております。このような方針に基づいて編成された平成18年度一般会計予算規模は、前年度当初予算に比べ3.0%減の79兆6,860億円となっております。

また、県におきましては、平成16年度から予算編成に導入いたしました部局枠配分方式によりまして、事業の自主的な見直しの促進、大幅な経費節減等、一定の成果を上げてきているところではあります。今後、事業の矮小化や一律削減に陥ることが危惧されているため、平成18年度予算編成においては、新規事業、重点事業にも対応するため、「枠配分・枠外要求併用方式」によるものとした結果、一般会計予算規模は1兆4,268億1,600万円となっており、前年度と比較して、地方消費税関連支出と借換債を除く実質規模では0.8%減となっております。

このような状況の中、当町の平成18年度予算は横芝光町として実質最初の予算であり、新しいまちづくりの第一歩となる予算であります。

基本的には新町建設計画を基として、旧町が取り組んできた重点事業を継続するとともに、町域の均衡ある発展と地域の融和、町民の一体感、連帯感をつくり出す予算編成となるように配慮した結果、一般会計予算規模は86億9,500万円となっております。

歳入であります。町財源の根幹をなす町税につきましては、景気回復のおくれなどにより個人所得の落ち込みが予想されるものの、税制改正などにより若干の増額が見込まれることや、法人町民税の税率変更及び家屋の評価替えなどの減額要因に配慮して編成した結果、予算額は22億7,250万2,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税とも合併支援分の増額はあるものの、国の示す財政計画において前年度比5.9%の減少となっているため、予算額は26億3,600万円を見込みました。

このほか地方譲与税 3億5,400万円、国庫支出金 3億9,369万9,000円、県支出金 4億1,086

万2,000円、空港周辺対策交付金 4 億6,698万8,000円、横芝中学校建設基金繰入金 1 億4,493万9,000円、前年度繰越金 3 億4,678万8,000円等を計上し、各種事業推進の重要な財源として活用することとしました。

一方、歳出につきましては、既存の施策等についてあらゆる角度から見直し、縮減に努め、実施に当たっては投資効率、緊急性を十分に勘案して優先順位の選択を行い、限られた財源を効率的に配分することとし、町の新たな玄関口の一つとなる横芝光インターチェンジ周辺整備事業や横芝中学校校舎建設事業、小学校耐震整備事業等に着手してまいるほか、乳幼児医療費助成の拡大や町内児童等医療費等助成事業の新設、航空機騒音防止対策事業として、住宅防音工事補助金や空調機器設置事業への助成を行うこととしております。

また、町の基幹産業である農業振興策としての経営体育成基盤事業や広域営農団地農道整備事業の推進を図るほか、町道 - 11号道路整備事業、町道0106号道路改良事業、新栗嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業を初めとする道路網の整備・促進を図るべく所要の措置を講じました。

そのほか教育の振興、福祉・医療の充実、生活環境の整備、防災対策など住民福祉の増進に積極的に財源の投入を行い、新町建設計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたところであります。

議案第16号の平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。本案は、歳入の税込、国・県支出金、療養給付費交付金等を積極的に計上したものの、財源に不足が生じる見込みとなったため、財政調整基金を活用し、歳入歳出ともに28億4,700万円を計上したものであります。

歳入におきましては、税込は現年度分収納率を91%として算出し、一般会計繰入金では合併に係る特別繰入金5,000万円を、基金繰入金では1億500万円を計上しました。

また、歳出におきましては、保険給付費を過去5年間の両町の医療費動向を参考に、前年度当初予算と比較して率で6.7%、金額にして約1億1,800万円の増としたところです。しかしながら、平成17年度の医療費が前年度と比較して率で9.9%、金額にして約1億6,700万円と急激な伸びを見せたことから、今年度の医療費動向が非常に懸念されるところであります。

議案第17号の平成18年度横芝光町老人保健特別会計予算議定についてであります。本案は、過去5年間の老人医療の動向を参考に医療費総額を推計し、支払基金と国、県、町の医療費法定負担割合を算出した結果、歳入歳出ともに21億7,000万円を計上したものであります。

医療諸費は、前年度当初予算と比較して3.1%の減、金額にして約6,800万円の減額となりました。平成17年度の老人医療費の実績でも前年度と比較して5.1%の減、金額にして約1億1,200万円の減額となり、比較的落ちついた情勢にあります。しかしながら、総額ベースでは前年度を下回っているものの、1人当たりの年間医療費では増えている傾向にあるため、老人医療費の動向についても楽観はできないところであります。

議案第18号の平成18年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。本案は、本年度予算として歳入歳出ともに13億9,900万6,000円を計上したものであります。

歳入におきましては、保険給付費を推計し、保険料を2億3,159万6,000円、国庫支出金を3億4,156万3,000円、支払基金交付金を3億9,816万1,000円、県支出金を1億6,183万4,000円見込んだほか、一般会計より2億5,870万円を繰り入れることとしております。

また、歳出におきましては、保険給付費を両町の前年度の実績から推計し、4%の伸びを見込み、12億6,934万円を計上しました。保険給付費の中には、制度改正に伴う新予防給付事業として1,832万6,000円を計上し、早期の介護予防によって介護保険事業の健全化を図ろうとするところであります。

議案第19号の平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります。本案は、本年度予算として歳入歳出ともに5,928万9,000円を計上したものであります。

歳入におきましては、施設使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等を見込んでおります。

また、歳出におきましては、職員給与等の総務費、木戸台及び中台地区の汚水処理施設の維持管理運営費、農業集落排水事業債の償還、予備費を計上いたしました。

議案第20号の平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります。本案は、BSEの影響等による牛と畜頭数の減少及び経常経費等の増加により、厳しい経営環境にあるものの、中期的視野に立った経営計画のもと独立採算を堅持し、長期にわたり安定した経営を目指し予算編成した結果、歳入歳出ともに1億9,060万円を計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入は、豚は前年と同数の13万頭、牛は前年比500頭減の3,500頭を見込みました。

歳出につきましては、必要最小限の経費を計上するとともに、今後の施設整備費等を備えての積立金1,500万円を確保し、安定した財政運営を図るべく予算編成をしたところです。

議案第20号 平成18年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります。本案は、本年4月に実施された診療報酬改定は、本体、薬価等合わせまして3.16%の減額改定であり、

厳しい経営環境ではあるものの、地域の特性を生かした収入確保並びに経費等の節減に努め予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で12億9,416万3,000円、資本的収支予算で1億2,508万8,000円を計上いたしました。

収益的収支予算では、収入の大宗をなす医業収益で入院患者数を1日平均83人、外来患者数を1日平均200人見込むとともに、支出については必要最小限の経費を計上したところであります。

資本的収支予算では、エックス線テレビシステムの更新を主とした機械器具の購入及び企業債償還金について計上いたしました。

議案第22号の横芝光町立横芝小学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結についてであります。本案は、横芝光町立横芝小学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

報告第1号の平成17年度横芝光町繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、平成17年度横芝光町一般会計暫定予算で繰越明許費を設定いたしました横芝中学校敷地造成工事3,948万円に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より補足説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第1号の横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について。

横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

本案は、平成15年9月2日に地方自治法が改正・施行され、地方自治体の出資法人等に限定して委託することが可能であった従来の管理委託制度を廃止し、公の施設の管理運営に民間事業者等の能力を活用し、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図り、あわせて経費の削減等を図ることを目的に、地方自治体が指定する指定管理者に管理代行させる指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度の導入につきましては、法律施行後3年間の経過措置期間がありましたが、今年の9月1日で計画期間が満了することとなりますので、指定管理者制度の導入のため、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例を制定すべく上程させていただいたものであります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

条例案につきまして概要説明をさせていただきます。

横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例。

第1条は、趣旨をうたっておりまして、地方自治法の規定により、本町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、指定管理者の公募をうたっておりまして、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、1号から5号までの事項を明示し公募する旨を定めております。

第3条は、指定管理者の指定の申請をうたっておりまして、指定管理者の指定を受けようとする団体は、期間内に1号から4号に掲げる書類を添えて申請しなければならない旨を定めております。

第4条は、指定管理者の制限をうたっておりまして、町長を初め教育委員会委員、議会議員等が代表またはこれらに準ずる地位にあるものとなっている団体は指定管理者になることができない旨を定めております。

第5条は、指定管理者の選定をうたっておりまして、指定管理者の指定の申請があったときは、1号から3号までの要件を満たす団体のうち最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定する旨を定めております。

第2項は、選定した指定候補者が辞退したときまたは選定を取り消した場合は、指定管理者の申請をした団体のうちから再度候補者を選定することができる旨を定めております。

第6条は、候補者の選定の特例をうたっておりまして、1号から4号までに掲げる場合においては、指定管理者の公募の規定にかかわらず、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められる町が出資等している法人等を候補者として選定できる旨を定めております。

第2項は、公募をしないで選定するときは、当該団体と協議し、指定管理者の申請に係る書類の提出を求め、指定管理者の選定条件に照らし総合的に判断する旨を定めております。

第7条は、指定管理者の指定をうたっておりまして、指定管理者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者に指定する旨を定めております。

第8条は、指定管理者の指定等の告示をうたっておりまして、指定管理者の指定をしたとき及び指定を取り消したときなどの場合は、告示しなければならない旨を定めております。

第9条は、協定書の締結をうたっておりまして、指定管理者を指定したときは、指定管理者と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない旨を定め、第2項では1号から6号までの事項を協定書にうたう旨を定めております。

第10条は、事業報告書の提出をうたっておりまして、毎年度事業を終了したときなどの場合は、1号から4号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない旨を定めております。

第11条は、業務報告の聴取等をうたっておりまして、施設管理の適正を期すため、管理業務や経理状況について報告を求めることができる旨を定めております。

第12条は、指定の取り消し等をうたっておりまして、指定管理者が指示に従わないときなどの場合は、指定を取り消すことができる旨を定めております。

また、2項では、指定管理者の指定を取り消したときなどの場合や指定管理者を指定できない場合は、みずから管理を行う旨を定めております。

また、3項では、指定管理者の指定を取り消したときなどの場合においても、指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない旨を定めております。

第13条は、原状回復義務をうたっておりまして、指定期間が満了したときや指定を取り消されたときなどの場合は、速やかに施設または設備を原状に回復しなければならない旨を定めております。

第14条は、損害賠償義務をうたっておりまして、故意または過失により施設または設備を損壊等したときは、原状に復するとともに、生じた損害を町に賠償しなければならない旨を定めております。

第15条は、秘密保持義務をうたっておりまして、指定管理者または従事者は、個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、知り得た秘密を他に漏らしたりしてはならない旨を定めております。

第16条は、選定委員会をうたっておりまして、指定管理者の選定を適正に行うため、指定管理者選定委員会を置く旨を定め、第2項では、委員会は1号から3号までの事項について調査及び審査する旨を定めております。

3項では、委員会の委員の構成を1号から6号に掲げる者をもって組織する旨を定めております。

4項では、1号委員、2号委員の任期を5年とする旨を定め、5項では3号委員から6号委員までの委員の任期をその職にある期間とする旨を定めております。

第6項では、委員会の組織運営に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

第17条は、委任でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を定めております。

附則でございますが、公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第2号について、企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきますので、11ページをごらんになっていただきたいと思っております。

議案第2号でありますけれども、これにつきましては今議案第1号で説明申し上げましたように、指定管理者制度を導入すべく、集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

13ページをお開きください。

まず、第13条でありますけれども、指定管理者による管理ということで、今までは町長が管理を各区へ委託していたものでありますけれども、今回の指定管理者制度の導入によりまして、第13条の条文を指定管理者に行わせることができるという条例の規定をしたものであります。

第2項でありますけれども、第2項につきましては、委託を受けた団体の管理規定が今ま

で定めてありましたけれども、これにつきましては指定管理者の行う業務について1号から3号まで規定させていただきました。

第3項につきましては、指定管理者の遵守事項の規定であります。

第4項につきましては、「町長」とあるのを「指定管理者」とした読みかえ規定の規定であります。

続きまして、14ページの施行期日ではありますが、公布の日から施行するものであります。

2項、3項では経過措置をうたわせていただきました。

以上、簡単でありますけれども、可決承認賜りますようお願い申し上げまして、補足説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第3号、第4号について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、議案第3号、議案第4号につきまして、産業振興課関係でございますので、一括してご説明いたします。

15ページをお開きください。

議案第3号 横芝光町農村広場条例の一部を改正する条例の制定について。

17ページをお開きください。

この一部改正は、議案第1号の指定管理者制度の導入に伴い、第10条の管理に関する部分の改正を行うものであります。

詳しい内容は、議案の関係資料、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の3ページをお開きください。

右側が現在の第10条であります。管理の委託、第10条、農村広場の管理は中台区に委託するというところで、現在は地元中台区に無償にて管理をお願いしているところであります。改正後、左側ではありますが、指定管理者制度の導入に伴い、第10条第1項で横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、町長が指定するものに行わせることができると改正するものであります。

2項は、指定管理者が行う業務について規定したもので、1号では利用の許可及び取り消しについて、2号では施設及び設備の維持管理について、3号は町長が必要と認める業務ということで定めてございます。

3項は、法令や条例等を遵守し管理を行うことを定めたものであります。

4項は、他の条文中「町長」とあるものを「指定管理者」と、「町」とあるものを「町及び指定管理者」と読みかえるための規定でございます。

以上、議案第3号の補足説明といたします。

引き続き、議案第4号についてご説明いたします。議案つづりの21ページをお開きください。

この改正につきましても、やはり指定管理者制度導入に伴うものでございます。

新旧対照表の4ページをごらんください。

右側の現行であります。第20条、管理の委託であります。現在は条文のとおり中台地区、木戸台地区とも、集落排水を利用している皆さんで維持管理組合を組織いたしまして、それぞれ管理を行っております。

左側をごらんください。改正後であります。第20条は、指定管理による管理ということで、先ほどの農村広場と全く同様の内容であります。

中段の第21条につきましては、利用料金について新たな規定を加えるものであります。

第1条は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる旨の規定であります。

第2項は、利用料金は第15条の使用料の額に相当するということで、現在定めてある使用料をそのまま利用料金とする旨の規定であります。

3項は、準用あるいは読みかえ規定、4項は、減額及び免除規定であります。

以上、議案第3号、議案第4号の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第5号について、都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、議案第5号の横芝光町駅前広場条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案つづりの23ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号 横芝光町駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町駅前広場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1枚めくっていただきまして、横芝光町駅前広場条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございますが、まず、第5条中「駅前広場の管理を委託された者」を「町長」に改める。これは駐車場の一時利用の許可権者を町長に改めるものでございますが、この後の第12条4項で指定管理者に読みかえるようになっております。

次に、第12条で、指定管理者制度の導入により、駅前広場の管理を指定管理者に行わせることができるよう定めております。

2項では、指定管理者が行う業務内容を、3項では、指定管理者の義務を定めたものでございます。4項は読みかえ規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとし、2項、3項で経過措置を定めてございます。

以上のとおり、議案第2号、第3号、第4号と同様、指定管理者制度の導入による条例の一部改正ですので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第6号、第7号について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第6号、第7号について、補足説明を申し上げます。

議案第6号につきましては、議案つづり27ページをごらんいただきたいと思います。

議案第6号 横芝光町老人憩の家条例の一部を改正する条例について。

本案につきましては、今まで説明がございましたとおり、地方自治法の改正に伴いまして、公の施設の管理方法が管理委託による場合については指定管理者制度によることとなったため、所要の条例改正であります。

29ページをごらんいただきたいと思います。

第9条で、現在、管理委託先をシルバー人材センターとしておるものにつきまして町長が指定するものとし、シルバー人材センター以外のものでも管理の受託ができるように条例改正を行うものであります。

第9条第2項から第4項にかけては、業務、遵守事項、読みかえ規定を整備するものであります。

また、附則で経過措置について規定しております。

続いて、議案第7号でございますけれども、31ページをごらんください。

横芝光町福祉作業所条例の一部を改正する条例について。

本案につきましても、ただいまご説明いたしましたとおり、管理委託制度については指定管理者制度によるということになったため、所要の条例改正であります。

33ページをごらんください。

第11条で、管理委託先を現在、横芝光町社会福祉協議会となっているものを町長が指定するものとし、横芝光町社会福祉協議会以外のものでも管理の受託ができるように条例改正を行うものであります。

第11条第2項では業務について、第3項では遵守事項について規定するものであります。

また、附則で経過措置について規定しております。

以上、第6号、第7号議案とも指定管理者制度に伴う条例改正でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） ここで休憩いたします。午前11時10分に再開いたします。

（午前10時56分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（伊藤良一君） 補足説明を続けます。

議案第8号、第9号、第10号について、社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） それでは、議案第8号から第10号までの3議案、ご説明させていただきます。いずれも、これまで説明がありました指定管理者制度に伴うところの改正でございます。

まず最初に、議案第8号でございますが、35ページをお願いいたします。

横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町の社会体育施設は11カ所、17施設ございます。

それでは、恐れ入りますが、新旧対照表の方で説明させていただきたいと思いますので、新旧対照表の8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、現行の第3条第2項、教育委員会は施設の管理全部、一部を文化スポーツ振興財団に委託することができるという規定を削除いたしまして、現行の第13条を第15条として、第12条の次に改正後の、左側の方になりますが、第13条で指定管理者による管理と第14条の利用料金を加えるものであります。

施設を指定管理者に行わせることができる規定であります。第2項は、指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者の行う業務規定でございます。1号では利用の許可、取り消し、2号では使用料の徴収及び還付、3号では施設の設備の維持管理に関する事、4号ではその他体育施設の管理に関し定めてございます。

第3項につきましては、法令、条例、規則並びに教育委員会の指示に従って体育施設を管理しなければならない規定でございます。

第4項は、「教育委員会」を「指定管理者」と「町長」とあるのを「指定管理者」と読みかえる、いわゆる読みかえ規定でございます。

第14条の利用料金につきましては、教育委員会が適当と認めるときは、当該指定管理者の収入として利用料金を収受させることができる規定でございます。

2項につきましては、利用料金は指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

3項では、料金を定めたときは見やすい場所に掲示しなければならない。

4項につきましては、教育委員会の承認を得て利用料金の全部もしくは一部を還付することができるという規定でございます。

続きまして、議案第9号でございますが、41ページでございます。

横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定でございます。

町には、共同利用施設は文化会館を初め町民会館、そのほか各集落にございます共同利用施設、16施設ございます。

これにつきましても、恐れ入りますが、新旧対照表の方で説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。

現行の第12条を改正後の、左側になりますが、第12条の規定に改めるものでございます。

改正の内容は、第12条、第13条、これらにつきましては、ただいま議案第8号で説明させていただきました条例の改正文と同様でございます。説明を省かせていただきます。

続きまして、議案第10号でございますが、47ページになります。

横芝光町公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

公園につきましては、町内に6カ所の公園があるわけでございますが、これにつきましても、恐れ入りますが、新旧対照表の14ページをお開きいただきたいと思います。

これも現行の第13条、町長は公園の管理を文化スポーツ振興財団に委託することができるというものを、改正後の第13条、指定管理者による管理に改めるものでございます。

当条例の改正も前の議案第8号、第9号と同様の内容でございます。

簡単でございますが、以上で説明にかえさせていただきます。各議案、慎重審議の上、可決承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第11号、第12号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） それでは、議案第11号、第12号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第11号の横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例につきまして説明をさせていただきます。

議案つづりの51ページをごらんいただきたいと思います。

議案第11号 横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

次に、53ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例。

横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例は、廃止するというものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

本案は、町長職務執行者の職務が町長選挙の4月23日で終了いたしましたので、それに伴いまして横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止すべく制定するものでございます。

続いて、議案第12号につきまして説明させていただきます。

55ページをごらんいただきたいと思います。

議案第12号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

57ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

1項といたしまして、町長及び助役の平成18年7月1日から平成22年4月22日までの間における給料の月額、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

これは、厳しい財政状況の中、行政改革の一環として町長及び助役それぞれの給料月額を5%引き下げるものでございます。

以上、雑駁な説明ですけれども、議案第11号、第12号につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第13号について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第13号につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづり59ページをごらんください。

横芝光町在宅重度障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、本案につきましては、児童扶養手当法の改正に伴いまして、国が定める障害児福祉手当の額が減額となったため、町において障害児福祉手当と同額を支給している福祉手当につきまして所要の条例改正を行おうとするものであります。

61ページをごらんください。

第5条第1項中「月額1万4,430円」を「月額1万4,380円」とし、月額50円を減額しようとするものであります。

なお、本条例改正にかかわる現在の受給者該当者数は14名であります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第14号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 議案第14号の町の区域内の字の区域及び名称の変更について、補足説明をさせていただきます。

議案つづりの63ページをごらんいただきたいと思います。

議案第14号 町の区域内の字の区域及び名称の変更について。

地方自治法第260条の規定により、横芝光町の区域内の字の区域及び名称を次のように変更するというものでございます。

字の名称を大字島字七升から大字篠本字大蒲に変更するものであります。対象区域につきましては、記載のとおり、722番地の5から850番地の6までの8筆と、これらの区域に隣接

介在する水路等である公有地の一部であります。

これにつきましては、県営土地改良事業、経営体育成基盤整備事業、島地区の事業執行に伴いまして、17年9月に多古町から旧光町に編入された区域について換地処分を行うに当たり、字の区域を変更する必要が生じたので、議会のご承認をお願いするものでございます。

以上、議案第14号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第15号について、企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、議案第15号 平成18年度横芝光町一般会計予算についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

予算書の3ページであります。18年度の横芝光町の一般会計予算であります。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億9,500万円と定めるものであります。

第2条では継続費の関係、第3条では債務負担行為、第4条では地方債、第5条では一時借入金の最高額を5億円と定めるものであります。第6条では歳出予算の流用であります。

なお、18年度の一般会計予算につきましては、先日、本予算書に基づきまして事業別に議員の皆様方にご説明させていただきましたので、本日の補足説明は別添資料1-1に基づいて補足説明をさせていただきます。

別添資料の1ページから9ページまでは、先日の説明と内容的に同じでありますので、10ページをお開きください。

別添資料1-1の10ページ、性質別歳出の状況がどうなっているか、すなわち18年度予算の歳出構造について簡単にご説明申し上げます。

まず、10ページの 人件費についてですが、人件費の総額は19億2,627万9,000円となっております。これは旧2町の17年度当初予算を合わせたものと比較いたしますと、率で8.1%、額で1億6,866万9,000円の減額となっております。この減額の主な要因につきましては、次の表の人件費の内訳の中で触れさせていただきます。

なお、この人件費につきましては、簡単に触れますと、一般職員が220名の計上であり、特別会計の職員を除きますと、一般会計に計上いたしました職員の人数は220名であり

ます。そのほか特別職につきましては、町長、助役の2名分であります。それと、先ほど議案で補足説明がありましたように、町長、助役の給料を5%引き下げたもので計上させていただきました。そのほかに昨年まで出ておりました調整手当、これについては全廃をいたしました。廃止をいたしました。その結果がこのような状況になっているところであります。

続きまして、2の扶助費でありますけれども、扶助費につきましては8億1,740万円の計上であります。前年度と比較いたしますと、率で1.8%、額で1,517万3,000円の減額であります。この減額の主な要因であります。一部経費で扶助費から物件費に持っていったということで、それらの関係の減額、これらが要因となったところの減額であります。

なお、扶助費の主なものといたしましては、児童手当の給付事業で1億1,903万8,000円、管内の保育所入所児童の委託料で3億3,913万3,000円、老人福祉の施設入所措置委託料で4,804万8,000円、障害者の居宅生活支援事業で2,959万円を主とした計上であります。そのほか、小学校6年生までの医療費無料化施策によりまして、乳幼児医療費で2,548万円、このうち町単独事業としては1,000万円であります。そのほか、新たに小学校児童の医療費無料化に伴います額の計上が1,800万円となっております。以上が扶助費の主な内容であります。

次の3の公債費でありますけれども、公債費につきましては7億8,722万8,000円です。対前年と比較いたしますと、率で1.6%、額にいたしますと1,231万8,000円の増加となっております。公債費の計上につきましては、平成17年度末の地方債の現在高に対する元利償還額を計上したところであります。

以上、1から3までの義務的経費と言われる経費の総額は35億3,090万7,000円です。これは人件費の減を主といたしまして、対前年4.6%の減、額で1億7,152万4,000円となっております。

続きまして、4番目の物件費でありますけれども、予算額は12億5,380万4,000円となっております。これは対前年と比較いたしまして、率で15%、額で2億2,158万3,000円となっております。この減額の主な要因でありますけれども、合併による電算システム、これらが完了したことによる減額、これが減額の主な要因であります。

物件費の計上した主なものであります。消耗品や光熱費、あるいは修繕料、給食の賄い材料費などがこれに当たりますけれども、この需用費が4億2,414万2,000円となっております。そのほか、通信運搬費などの役務費で6,631万1,000円、庁内のOA機器、ハード、ソフトあるいは各種施設の委託料で5億555万円、図書購入などの備品購入費全体で5,749万

6,000円などの計上が主なものであります。

続きまして、5の維持補修費は3,109万7,000円の計上で、対前年、率で12.4%、額で441万5,000円の減額となっております。この減額の主な要因は、財政、要するに予算措置上の理由による減であります。

維持補修費の主な計上でありますけれども、道路の維持補修用の原材料で913万9,000円、町営住宅の維持管理事業で284万2,000円、小・中学校の維持管理事業で1,670万7,000円、これらが主な計上であります。

続いて、6の補助費であります。補助費につきましては、予算額が14億7,810万1,000円あります。対前年と比較いたしますと、率で20.4%、額で3億7,958万9,000円の減額となっております。この減額の主な要因でありますけれども、東陽病院が町立の病院になったことに伴いまして、前年までは負担金で計上していたのが今年度から繰出金の計上になると、その変更に伴います減であります。

補助費の主なものにつきましては、水道企業団の負担金や山武広域行政組合の負担金、環境衛生組合の負担金、あるいは消防組合の負担金など、一部事務組合の負担金を主とした計上であります。

なお、1から6までの経常的経費の総額は62億9,390万9,000円となっております。これは対前年と比較いたしますと、率で11%、額で7億7,711万1,000円となっております。

続きまして、7番目の積立金であります。積立金につきましては27万1,000円の計上であります。対前年と比較いたしますと、率で99.1%、額で3,013万円の減額であります。この減額の主な要因であります、横芝中学校建設基金積立金、これが18年度当初予算では皆減したためによる減額であります。

次の8の投資及び出資貸付金でありますけれども、18年度予算額は3,569万1,000円あります。これは対前年と比較いたしまして、率で48.2%、額で3,320万2,000円の減額であります。この減額の主な要因でありますけれども、中小企業に対する融資貸付金が減額になったことによるものであります。

この投資及び出資金の計上の主なものについては、九十九里水道企業団に対する出資金と県の信用保証協会出資金、これらの計上であります。

続きまして、9の建設事業費であります。建設事業費の18年度計上額は12億4,158万8,000円あります。これは対前年と比較いたしますと、率で29.3%、額で5億1,569万1,000円の減額であります。この建設事業費の減額の主な要因でありますけれども、横芝中学校の用地

買収費が17年度でほぼ完了したことから、合併によりまして本庁舎並びに横芝行政センターの庁舎改修を行いました。これらが18年度は皆減したことによる減額であります。

なお、建設事業費の計上の主なものでありますけれども、先ほど来、冒頭、町長の説明の中でもありましたように、粟嶋橋関係の取りつけ道路事業あるいは各種道路改良事業、これらに3億3,737万5,000円、横芝中学校の建設事業に1億4,656万7,000円、小学校の施設整備事業に1億4,773万8,000円、そのほか農業振興事業や農免道路事業についても所要の財源措置を講じてあります。そのほか土地改良関係の負担金あるいは健康づくりセンターの駐車場整備事業、これらが建設事業費の主な計上であります。

続きまして、11の繰出金でありますけれども、繰出金は10億9,353万8,000円の計上であります。これは対前年と比較いたしますと、率で67.9%、額で4億4,214万円の増加となっております。この増加の主な要因でありますけれども、先ほど補助費でご説明申し上げましたように、東陽病院が負担金から繰出金に計上が入ったことによりまして増加の要因であります。

12の予備費でありますけれども、予備費につきましては3,000万円を計上させていただきました。

以上が18年度予算を性質別、要するに歳出構造について触れさせていただきました。

続きまして、次の表であります。人件費の内訳について簡単にご説明申し上げます。

まず、1の議員及び委員等の報酬であります。18年度予算額は1億5,728万1,000円の計上であります。これは対前年と比較いたしますと、率で5.7%、額で957万5,000円の減額となっております。この減額の主な要因でありますけれども、合併によりまして各種委員の数が、昨年当初で計上した人数が1,729人でありました。18年度で計上した委員の数が1,407人でありまして、これらを要因といたしまして額が減少したところであります。

次の長等特別職給与であります。18年度予算額は2,747万7,000円の計上であります。対前年と比較いたしますと、率で62.4%、額で4,555万2,000円の減額計上となっております。この減額の主な要因でありますけれども、17年度当初予算では特別職の数を6人の計上でありました。18年度、今回の予算については町長、助役、2人分のみの計上であります。それと、議案の中でご説明申し上げましたように、町長並びに助役の報酬5%カット、これらを要因といたしまして減額となったところであります。

続きまして、職員給与でありますけれども、職員給与につきましては、18年度計上額が12億9,579万2,000円の計上であります。これは17年度当初と比較いたしますと、率で7.1%、

額で9,976万6,000円の減額計上となったところであります。この減額の主な要因でありますけれども、昨年当初で一般会計に計上した職員数は232人でありました。18年度予算ではこれが220人の計上であります。したがって、この職員数減により減額要因となったところであります。

個別にいけますと、基本給の中の給料につきましては、対前年3.8%、額で3,425万7,000円の減額となったところでありますが、これは先ほど申しましたように職員数の減による要因であります。その中のウであります、地域手当（調整手当）であります。昨年までは調整手当ということで一律職員に出ておりましたけれども、人事院勧告に伴いまして調整手当は廃止しなさいという勧告がなされたものですから、18年度ではこれを廃止いたしました。したがって、すべて皆減いたします。額で1,865万6,000円の減額であります。その他手当の中では、期末手当であります、これが昨年と比較いたしますと、率で11%、額で4,294万3,000円の減額となったところでありますけれども、これについても主に職員数の減による減額要因であります。

4番目であります。共済組合負担金につきましては、18年度予算計上額が2億3,551万円の計上であります。これは対前年と比較いたしますと、率で6.2%、額で1,553万9,000円の減額計上であります。減額の主な要因につきましては、先ほど来ご説明申し上げているように、職員数の減によるものであります。

5の退職手当負担金であります、18年度計上額は2億618万9,000円の計上であります。これは17年度当初と比較いたしますと、率で1.9%、額で389万円の増加となっております。この増加の主な要因につきましては、負担率の改正に伴います増加であります。

以上が、18年度予算に絡みまして、性質別歳出の状況並びに人件費の状況についてご説明申し上げます。

簡単でありますけれども、慎重審議の上、可決承認いただきますようお願い申し上げます。補足説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第16号、第17号について、住民課長、瀬理和夫君。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長（瀬理和夫君） それでは、議案第16号ないし議案第17号の補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第16号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計予算案につきましてご説

明をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、資料1 - 2によりご説明をさせていただきます。

1ページには、平成18年度予算案、17年度当初予算の歳入歳出の状況が、また2ページには予算案の概要が、3ページ及び4ページには旧横芝町、光町の医療費の動向がそれぞれ記載してございます。

国民健康保険特別会計予算案の総額は、歳入歳出それぞれ28億4,700万円で、平成17年度の旧横芝町と光町の当初予算額の合計額と比較いたしまして、額で1億933万5,000円、率で4.0%の増となっております。

それでは、予算案につきましてご説明させていただきます。1ページ、2ページで説明させていただきますので、そちらをごらんください。

初めに、歳入よりご説明いたします。

なお、窓口計上の款の説明につきましては省略をさせていただきます。

1款国民健康保険税は、新税率で現年度分収納率を91%として算出した結果、前年度当初予算額と比較して、額で7,195万8,000円、率で7.4%の増、10億4,000万円を計上いたしました。

4款国庫支出金は、三位一体改革によります国庫負担の軽減と高額医療費共同事業負担金の制度改正を見込み、前年度当初予算と比較いたしまして、額で1億520万円、率で9.9%の減、9億5,330万2,000円を計上いたしました。

なお、特別調整交付金のうち特別事情分、いわゆる特特調は計上してございません。

5款療養給付費等交付金は、退職者医療費にかかわる診療報酬支払基金からの交付金で、近年の退職者医療費の動向を勘案し、5,073万3,000円の増、2億5,700万1,000円を計上いたしました。

6款の県支出金は、前年度当初予算額と比較いたしまして8倍相当の額にふえておりますが、これは三位一体改革により昨年度途中に創設されました県財政調整交付金1億5,400万円の計上によるものでございます。

なお、国庫支出金同様、高額医療費共同事業負担金につきましては、制度改正を見込み窓口計上でございまして、計1億5,400万2,000円を計上いたしました。

7款の共同事業交付金は、1件当たりの医療費が70万円を超えた部分の60%が国保連合会から交付されるもので、高額医療費の動向を勘案し、前年度当初予算額と比較して1,000万円増の5,500万円を計上いたしました。

9 款の繰入金は、一般会計繰入金 2 億 1,581 万 2,000 円、財政調整基金繰入金 1 億 500 万円、合計 3 億 2,081 万 2,000 円を計上いたしました。

なお、一般会計繰入金の中には、合併にかかわる特別繰入金 5,000 万円を含んでおります。

10 款の繰越金は、17 年度暫定予算からの繰越金で、6,436 万 1,000 円の計上でございます。

11 款の諸収入は、交通事故にかかわる医療費請求、いわゆる第三者納付金が主なもので、251 万 6,000 円を計上いたしました。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

1 款総務費は、人件費を主とする一般管理費のほか賦課徴収費、連合会負担金等で、7,784 万 8,000 円を計上いたしました。

2 款保険給付費は、過去 5 年間の両町の医療費動向を参考とし、前年度当初予算額と比較して、額で 1 億 1,759 万円、率で 6.7% 増の 18 億 7,020 万 2,000 円を計上いたしました。

3 款の老人保健拠出金は、診療報酬支払基金への老人保健医療費にかかわる拠出金で、5 億 2,414 万 2,000 円を計上しました。

4 款介護納付金は、診療報酬支払基金への介護保険給付費にかかわる納付金で、2 億 5,800 万円を計上いたしました。

5 款の共同事業拠出金は、国保連合会への高額医療費にかかわる共同事業拠出金で、8,479 万 2,000 円を計上いたしました。

なお、この事業は制度改正が見込まれており、国・県負担金、平成 17 年度におきましては各 4 分の 1 あったわけでございますけれども、この歳入は見込んでございません。

6 款の保健事業費は、医療費通知郵送料、短期人間ドック、レセプト点検が主なもので、1,441 万 5,000 円を計上しました。

9 款の諸支出金は、保険税の還付金で、261 万 3,000 円を計上し、10 款の予備費は 1,498 万 6,000 円の計上でございます。

以上、歳入歳出とも 28 億 4,700 万円とするものでございます。

続きまして、議案第 17 号 平成 18 年度横芝光町老人保健特別会計予算案につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料につきましては資料 1 - 3 によりご説明をさせていただきます。資料 1 - 3 をごらんになってください。

国保会計と同じように、1 ページには平成 18 年度予算案、17 年度当初予算の歳入歳出の状況が、また 2 ページには予算案の概要が、3 ページ、4 ページには旧横芝町と光町の医療費

の動向が記載してございます。

老人保健特別会計予算案の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,000万円で、旧横芝町と光町の当初予算額の合計額と比較いたしまして、額で7,398万円、率で3.3%の減となっております。

また、4月1日現在の老人保健受給者数は3,900人です。

それでは、予算案につきましてご説明をさせていただきます。やはり1ページ及び2ページで説明をさせていただきますので、そちらをごらんになってください。

初めに、歳入よりご説明をさせていただきます。

なお、窓口計上の款の説明につきましては省略をさせていただきます。

1款支払基金交付金は、老人医療費にかかわる診療報酬支払基金からの交付金です。過去5年間の両町の老人医療費の動向を勘案して算出した医療費総額に、決められた負担率を乗じた医療費交付金の総額は11億4,923万2,000円で、前年度予算額と比較いたしまして、額で1億552万円、率で8.4%の減となりました。

なお、審査支払手数料交付金は前年度並みの991万5,000円で、合わせて11億5,914万8,000円を計上いたしました。

2款の国庫支出金でございますけれども、医療費にかかわる国の負担金でございます。支払基金交付金と同様で算出し、前年度当初予算と比較いたしまして、額で2,504万円、率で3.9%の増、6億6,493万5,000円を計上いたしました。

3款県支出金は、医療費にかかわる県の負担金です。支払基金医療費交付金と同様の算出で、前年度当初予算と比較いたしまして、額で638万6,000円、率で4%の増、1億6,627万3,000円を計上いたしました。

4款の繰入金は、一般会計からの繰入金で、1億7,862万8,000円を計上いたしました。

5款の繰越金は、17年度暫定予算からの繰越金で、100万3,000円の計上でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費は、国保連合会への共同処理手数料、医療費通知郵送料、レセプト点検委託料等の一般管理費で、666万円を計上いたしました。

2款の医療諸費は、歳出全体の99.5%を占めておりまして、両町の過去5年間の老人医療費動向を勘案して、医療給付費21億2,400万円、前年度当初予算と比較して3%の減、医療支給費1,140万円、前年度当初予算と比較して31.3%の減、高額医療費1,140万円、前年度当初予算と比較して58.3%の増、審査支払手数料は前年度並みの1,069万7,000円で、計21億

5,749万8,000円を計上いたしました。

4 款諸支出金は、支払基金、国・県等への過年度分精算金の概算数値で、300万1,000円を計上いたしました。

5 款の予備費は284万円の計上でございます。

以上、歳入歳出とも21億7,000万円とするものでございます。

これで議案第16号ないし第17号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） ここで休憩いたします。午後 1 時に再開いたします。

（午前 11 時 57 分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

議長（伊藤良一君） 補足説明を続けます。

議案第18号について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第18号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計予算案の補足説明を申し上げます。

予算書案242ページをごらんください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,900万6,000円と定めようとするものであります

252ページをごらんください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料であります。受給年金から天引きの特別徴収、年金額の少ない方、及び本年度65歳に到達される方等の普通徴収分、並びに滞納繰越分を合計いたしまして 2 億3,159万6,000円としたところであります。

2 款の使用料及び手数料633万1,000円ありますが、3 目 2 節の包括的支援事業任意事業手数料510万8,000円が主なものであります。

3 款の国庫支出金であります。1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金で 2 億5,386万

9,000円、2項の国庫補助金は1目の調整交付金などを含め、次ページ、253ページの一番上の表、計の欄、8,769万4,000円を計上いたしました。

4款1項の支払基金交付金であります。介護給付費負担金、地域支援事業支援交付金を合わせ3億9,816万1,000円といたしました。

5款の県支出金であります。1項1目介護給付費負担金1億5,866万8,000円が主なものであります。

254ページをごらんください。

8款の繰入金であります。1項一般会計繰入金2億5,464万7,000円、2項1目基金繰入金が406万3,000円あります。

そのほか諸収入等を加え、歳入総額13億9,900万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。256ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,624万7,000円は、職員人件費等に関する経費であります。

257ページをごらんください。

1款総務費、3項1目介護認定審査会費1,220万8,000円あります。山武郡市で共同設置する介護認定審査会負担金が主なものであります。

258ページをごらんください。

2款保険給付費、1項1目介護サービス給付費11億9,809万5000円は、居宅、施設などの介護サービス給付費であります。

259ページをごらんください。

2款2項1目介護予防サービス給付費1,832万6,000円は、介護予防サービス計画給付費など介護予防サービスに関する給付費であります。

260ページをごらんください。

2款5項1目特定入所者介護サービス費4,175万9,000円は、施設入所者等に要する介護サービス費であります。

261ページをごらんください。

5款地域支援事業費であります。1項1目介護予防特定高齢者施策事業費1,627万2,000円、262ページの2項1目任意事業費に1,751万4,000円を計上し、高齢者への配食サービスや介護用品の支給事業を行おうとするものです。

以上、歳入歳出総額それぞれ13億9,900万6,000円を計上したものであります。

なお、264ページから268ページに給与費明細書が記載されておりますので、後ほどごらん
いただきたいと思います。

以上、平成18年度横芝光町介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく
ご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第19号について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予
算についてご説明いたします。

予算案の273ページをお開きください。

議案第19号 平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところに
よる。

第1条で、歳入歳出予算それぞれ5,928万9,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借り入れ最高額は100万円と定めるものであります。

予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。281ページをお開き
ください。なお、目単位で説明させていただきますので、よろしくご説明いたします。

それでは、歳入の1目受益者分担金、本年度予算額13万9000円を計上いたしました。2節
の滞納繰越分13万8,000円は、旧町時代のものを引き継ぎ計上いたしました。現在、2世帯
が分割納付しているものであります。

次の1目施設使用料は、本年度予算額877万3,000円を計上いたしました。1の現年分につ
きましては、現在加入している世帯の使用料について、木戸台地区132戸、中台地区35戸と、
新たな加入者等を見込み877万2,000円を見込んだところであります。

なお、現在、滞納者はおりません。

次の1目一般会計繰入金は、本年度予算額4,937万5,000円を計上いたしました。

次の1目繰越金の100万円は前年度繰越金で、旧町時代のものを引き継ぎ計上いたしまし
た。

次の預金利子、5款の雑入はそれぞれ1,000円の存目計上でございます。

次に、歳出であります。282ページをごらんください。

まず、総務費の1目一般管理費であります。本年度予算額は980万2,000円を計上いたし
ました。一般管理費は、主に担当する職員の人件費であります。説明欄の19負担金補助及

び交付金の一番下の欄、農業集落排水設備利子補給金29万9,000円は、接続時の改修に係る借入金に対しまして、町単独で利子補給を行っているものであります。現在、利子補給件数は29件であります。

次に、283ページ、事業費の1目維持管理費は、本年度予算額919万2,000円を計上いたしました。まず、賃金の18万6,000円は処理施設内の草刈り、11の需用費の352万5,000円については光熱水費、12の役務費の118万7,000円は、中継ポンプ場の電話回線利用料や法的な手数料等でございます。13、委託料の375万2,000円は、汚泥運搬処理業務など、施設の維持管理のための委託料であります。14、使用料は4万2,000円、草刈り機の借上料、15工事請負費の50万円は有事に備えるための計上であります。

次に、3の公債費の1目元金2,628万8,000円と2目利子1,300万7,000円につきましては、施設建設の際の借り入れ7億6,710万円に対する償還金であります。

次に、284ページをごらんください。

予備費は100万円であります。

以下、289ページまでは給与費の明細でありますので、後ほどごらんください。

290ページ、地方債の調書をごらんください。

17年度末、左側の数字であります。地方債の現在高は6億9,316万8,000円あります。償還のピークは平成21年度の4,218万3,000円あります。22年度以降は約3,500万円の償還となります。また、償還の最終は平成46年度であります。

なお、概要を資料1-5にまとめてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、平成18年度農業集落排水事業特別会計予算の説明といたします。よろしく願います。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第20号について、食肉センター所長、竹内康男君。

〔食肉センター所長 竹内康男君登壇〕

食肉センター所長（竹内康男君） それでは、議案第20号 横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について補足説明を申し上げます。

293ページをお願いいたします。

第1条でお示しのとおり、平成18年度の予算総額は1億9,060万円の計上であります。前年度と比較しまして、額で560万円、率で3.0%の増加となりました。

それでは、299ページをお願いいたします。

事項別明細書の総括表によりご説明申し上げます。

歳入について申し上げます。

1 款、歳入の大宗をなす事業収入は 1 億 6,603 万 4,000 円の計上です。豚は前年と同数の 13 万頭、牛は前年度比 500 頭減の 3,500 頭を見込んだ各種の使用料でございます。

2 款県支出金 226 万 9,000 円は、県から委託される検査合格品の押印作業委託料でございます。

3 款の財産収入は財調整基金の利子で、存目計上でございます。

4 款繰越金は 1,974 万 1,000 円で、前年度からの繰越金です。

5 款諸収入 255 万 5,000 円は、16 年度消費税還付金が主なものであります。

次ページ、300 ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

総務費は 8,899 万 2,000 円の計上です。一般給与費 9 名分 6,220 万 9,000 円及び負担金、補助金、消費税を主とする一般管理費の計上でございます。

2 款施設管理費は 6,360 万 5,000 円の計上で、施設の管理・整備経費です。施設管理費の主なものは、燃料費、電気料、修繕費等の需用費及び浄化槽の余剰汚泥の堆肥化委託料などの委託料が主なものです。施設整備費については、来年度計画しております改修工事の実施設計及び冷蔵庫のレール工事などでございます。

3 款の公債費は 1,796 万 3,000 円で、長期借入金に対する元利の償還金でございます。

4 款積立金は 1,500 万円の計上です。

5 款予備費は 500 万円の計上でございます。

以上、歳入歳出予算の総額を 1 億 9,060 万円としたものでございます。

まことに簡単ですが、以上で説明といたします。慎重審議の上、可決承認くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

〔食肉センター所長 竹内康男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第 21 号について、東陽病院事務部総務班長、小川義則君。

〔東陽病院事務部総務班長 小川義則君登壇〕

東陽病院事務部総務班長（小川義則君） それでは、議案第 21 号 平成 18 年度横芝光町病院事業会計予算についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、地方公営企業法の適用をしてありますので、他の会計の予算とは異なっておりますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算書の313ページをお願いいたします。

予算第2条は、業務の予定量であります。病床数は100床でございます。年間延べ患者数につきましては、入院で3万295人、外来が5万4,400人、1日平均患者数につきましては、入院で83人、外来は200人の予定でございます。建設改良事業費につきましては5,461万2,000円を計上いたしました。

第3条でございますが、収益的収入及び支出でございます。総額はそれぞれ12億9,416万3,000円でございます。

314ページをお願いいたします。

予算第4条は、資本的収入及び支出でございます。総額がそれぞれ1億2,508万8,000円の計上でございます。

以下、第5条には一時借入金の限度額、第6条には起債の目的、限度額、利率等を定めてございます。

第8条のたな卸資産購入限度額は8,010万4,000円でございます。これは薬品の購入費でございます。

それでは、322ページの予算説明書をお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入の部でございますが、第1款の病院事業収益は12億9,416万3,000円の計上でございます。収入の大宗をなす第1項の医業収益は、入院収益、外来収益、介護保険事業収益、その他医業収益を合わせまして9億4,844万6,000円とするものであります。

次に、第2項の医業外収益は3億4,571万5,000円でございます。第3目の負担交付金には、一般会計からの繰入金並びに匝瑳市からの負担金を計上させていただきました。その他につきましては、患者外給食収益、売店収益等の収益を計上いたしましたところでございます。

第3項の特別利益は、存目計上でございます。

324ページをお願いいたします。

支出の部でございますが、第1款の病院事業費用は12億9,416万3,000円の計上でございます。支出の主体となる第1項の医業費用は11億5,276万5,000円であります。第1目の給与費でございますが、職員の給料、手当及び共済費等を計上させていただきました。7億4,960万3,000円の計上でございます。職員数につきましては、89名の正職員ほかパート、臨時職員等の分を計上いたしましたところでございます。

2目の材料費は、診療に係る薬品、診療材料、給食材料等で、1億3,362万円の計上でご

ざいます。

第3目の経費につきましては、福利厚生費から雑費まででございますが、1億4,543万4,000円であります。主なものにつきましては、7節の光熱水費が1,783万1,000円、8節の燃料費が1,525万6,000円、12節の修繕費は施設設備・機械等の修理費で、1,054万3,000円あります。

326ページをお願いいたします。

14節の賃借料につきましては、借地料あるいは各種機械等のリース料でございますが、2,354万4,000円。また16節は委託費であります。設備・機械等の保守点検料あるいは各種業務の委託料で、6,224万3,000円を計上いたしました。

4目の減価償却費は6,300万4,000円でございます。

6目の研究・研修費は、医学雑誌、各種学会等の費用を計上いたしました。

7目の介護保険事業費は、介護保険に係る人件費及び材料費等の計上で、5,651万6,000円でございます。

次に、第2項の医業外費用であります。総額は1億4,037万8,000円あります。

主なものでございますが、1目の支払利息及び企業債取り扱い諸費は1億1,498万9,000円を計上いたしました。そのほか消費税の納税額、あるいは4目には繰延勘定償却費、7目には雑損失ということで計上させていただいたところでございます。

3項の特別損失は存目計上であります。

4項の予備費は100万円を計上いたしました。

以上が収益的収入及び支出の予算でございます。

続きまして、329ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。総額は1億2,508万8,000円でございます。

収入の第1項企業債であります。デジタルエックス線テレビシステムの購入で、4,200万円を予定してございます。

第2項の出資金は、一般会計からの出資金及び匝瑳市からの負担金、合わせまして8,308万7,000円でございます。

支出の部ですが、第1項の建設改良事業費は、デジタルエックス線テレビシステムほか各種機械器具の購入費でございます。5,461万2,000円の計上でございます。

第2項の企業債償還金は4件の償還がございます。7,047万6,000円でございます。

以上が資本的収入及び支出予算でございます。

以下、330ページは資金計画表、331、332ページには予定貸借対照表、333ページからは給与費明細書となっておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、非常に雑駁な説明でございますが、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務部総務班長 小川義則君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第22号について、企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、議案第22号であります。

65ページをお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、自治法並びに町条例の定めるところによりまして、予定価格が5,000万円以上の工事の契約については議会の議決が必要だということから、本案を提案させてもらったものであります。

まず、契約の目的でありますけれども、横芝小学校屋内運動場耐震補強工事請負契約であります。

契約の方法につきましては、去る6月9日、10社によりまして指名競争入札を行った結果であります。

契約金額といたしましては、一金8,295万円であります。これは消費税を含んだ額であります。

契約の相手方につきましては、山武郡横芝光町横芝800番地、吉岡建設株式会社、代表取締役、吉岡昭氏と契約をするものであります。

なお、参考までに、6月9日、10社により行われました入札の経過についてご報告申し上げます。

去る6月9日10時から入札をとり行いました。予定価格でありますけれども、これは税抜きであります。税抜きで予定価格は8,155万円でありました。入札の状況であります。古谷建設株式会社8,150万円、株式会社畔蒜工務店8,250万円、株式会社青柳建設8,000万円、吉岡建設株式会社7,900万円が落札であります。總武建設株式会社8,500万円、鈴木木材工業株式会社8,200万円、株式会社レクシス8,400万円、堀江建設工業株式会社8,430万円、株式会社大松建設8,380万円、鈴久建設株式会社8,300万円、入札の経緯については以上であります。

議案第22号の説明とさせていただきますが、慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で、執行部からの提案理由の説明を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は午後 1 時35分といたします。

（午後 1 時 2 5 分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 3 5 分）

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第 4、これより一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

椎 名 文 雄 君

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

〔 2 番議員 椎名文雄君登壇 〕

2 番（椎名文雄君） 質問の前に、まず、私が議員になったのは 3 年前です。それはたった 1 つ、21 世紀の主役になる子供たちのために人づくりはいかにあるべきか、そのためのまちづくりとはいかにあるべきか、その思いは 3 年たった今でも不変です。幸い、3 月 27 日に郡域を超えたまちづくりが始まったばかりです。横芝光町民 2 万 6,600 有余人が一致団結して、まさに子孫のためのまちづくりを必死で町長、議員が先頭に立ち、公僕と言われる公務員とともに全員が力を合わせてやらなければならないときです。まさに明治維新ならず平成維新です。今こそ「五箇条の御誓文」、120 年たってもまだできていません。

読ませていただきます。今でもすばらしい言葉です。「一、広く会議を興し、万機公論に決すべし。一、上下心を一にして、盛に経綸を行ふべし。一、官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。一、旧来の陋習を破り、天地の公道に基くべし。一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。」「我が国未曾有の変革を為んとし、朕、躬を以って衆に先んじ天地神明に誓い、大にこの国是を定め、万民保全の道を立んとす。衆またこの趣旨に基き協心努力せよ。」まさに今、このときだと私は思います。

そこで、まず町長に質問いたします。

今あなたは、4 月 30 日の選挙を終えて横芝光町の首長となりました。町の顔となったのです。そこで、選挙前に公約したからといって、すべて無理に推し進めるのではなく、ここは

横芝光全町民 2 万 6,600 有余人のために、すぐできること、時間をかけてやること、また無理だということ、まずすべての役場の職員を信頼というきずなで結んでから、是々非々を即行即止の姿勢で行動していただきたいと思いますが、見解をお願いします。

次に、循環バスの見直しについて。

光地区では、循環バス運行開始から 1 年余り経過いたしました。私が見るに、弱者ではなく健康で時間に余裕のある方が利用しているにすぎないように見えます。また、小さい町なのに全地区にこだわり過ぎていないか。栢田浜線の廃止により、通院、通学、通勤で不便な思いをしている人がかなりいる状況にあります。これらの対策として、循環バスの運行経路等の見直しが急務と思われませんが、当局の考えをお聞かせください。

3 番目に、認知症の現状と防止対策についてお尋ねいたします。

認知症はだれでもかかる可能性があり、いつかかるかわからない厄介な病気です。私でもあしたかかるかもわかりません。横芝光町民の健康管理をするために新しくできた健康管理課の仕事でもあります。この厄介な認知症の当町の現状と防止対策はどのようなものか、お聞かせください。

4 番目に、ごみのないきれいな町日本一運動を目指して、我々は 15 年ぐらいやってきました。この運動はどこでもしていることですが、これはどこも汚いからです。横芝光町は年 2 回、ごみゼロ運動、そのほかボランティアによるごみゼロ運動は行われていますが、まだ一部分だけです。まだまだ見えないところはごみだらけです。1 人や 2 人のボランティアでは手に負えません。ごみゼロ運動も町主体で、その日だけの活動にすぎません。自分たちの土地がごみ捨て場にされているのです。

この際、思い切って、新しい町ができたときに捨てた人にも手伝ってもらって、町民全員ごみゼロ運動に切りかえませんか。最初は大変ですが、始めれば何とかあります。ごみも子孫に残すのですか。当局の考えをお聞かせください。

栗山川の環境及び景観整備について。

新町のシンボルでもある栗山川は 2 級河川です。千葉県管理下になっていて、ごらんとおり、一部分はボランティア等の有志で整備されているが、まだまだの状態である。光地区では 8 年ほど前より、栗山川環境ボランティアと称し、雨天は中止ですけれども、町主体で行っております。しかし、本当にきれいにしようという人はまだまだ足りません。「栗山川を中心にしたまちづくり」と町はうたっています。この際、県と地元と一体になり、常にきれいにすることはできないか。また、栗山川全体を公園にするような計画はどうなってい

るのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、スポーツ及び文化施設は、つくっただけでは自慢できるものではありません。利用してこそ生きるのです。人を創造するのは、スポーツ、文化、芸術です。どれもが協力と競争です。最も大切なフェアプレーの精神は、今ワールドカップをやっていますけれども、世界共通のルールを守ることによって養われます。人づくりのために積極的にこの施設を開放すべきと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

観光と農業の将来像についてお尋ねします。

大都会にはない、いや大都会に必要な大自然、この田んぼも畑ももちろん含んで、そこに住む我々、この素朴なあいさつのできる町民も都会の人々をいやすことができるのです。インターチェンジができたおかげで、東京から車で1時間で来ることのできるこの大自然のある町を大いにアピールして、新しいまちづくりを都会の学生や若者に協力・応援してもらうことはできないでしょうか。先ほどから聞いてみると、老人、介護保険に大変お金がかかる町です。ぜひこの若者たちにまちづくりを手伝ってもらって、もちろんおいしい空気と交換で。ぜひ考えをお聞かせください。

長年やってまいりました私のあいさつ日本一運動です。

旧光町では、各小学校に協力していただき、あいさつ日本一運動が芽生えたばかりです。先日、横芝中に伺った際、大変元気なあいさつができていました。子供たちは大きな声であいさつをすると、大きな声で返ってきます。お互い大変気持ちよいです。残念ながら大人はというと、隣同士でもあいさつができない人もいるようです。こんなところから不安な町になってしまうのです。横芝光町民全員が全員とあいさつを交わせる町になれば、犯罪どころか、日本一、いや世界一の安心・安全で明るく楽しい町になります。それには地域の人がみずから、だれかれなく手本を示すべく、上の人から勇気を持ってすることが大切だと思います。まず学校の中では校長から、役場の中では上司からできているのでしょうか。あいさつは先手です。お聞かせください。

最後の質問です。人づくりをまず一番の町に。

毎日毎日、新聞、テレビでは、あってはならないことが日常茶飯事どころか、あり過ぎます。また、みずから大切な命を捨てる人が年に3万人以上いるそうです。人として生まれることすら不思議なのに、同じ人間は後にも先にも2人といないのに、人づくりは30年、いや50年かかるのです。このままでは大変なことです。今の子供たちに勇気と元気とやる気、純粋な君は後にも先にも君しかいないということを、今日は今日しかないこと、明日になっ

たら今日は昨日になってしまうということ、当たり前のことですが、今を力いっぱい生きることを教えてください。それには親の背中、教育者の背中を見せることだと思いますが、なぜ今できないのでしょうか。教育長、お聞かせください。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

〔2番議員 椎名文雄君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 椎名文雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

大綱10点にわたって多岐にわたるご質問をいただきまして、私の答えるべきものについては私がお答えさせていただいて、あと担当課にお答えさせていただく分については、その旨、そうさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

まず、1点目の椎名文雄議員の質問にお答えいたします。

公約についての私の見解と見直しについてどうかというご質問でありますけれども、私の政治公約を今後どのように展開し、いかに新町、横芝光町行政に反映させていくのかとの質問であると解します。

私は、多くの町民の負託に応えるべく、次の8項目を政治公約として掲げ、横芝光町長選挙に立候補させていただきました。その公約は、二次合併の検討、公共施設の民間委託、小学6年生までの医療費の無料化、循環バスの利便性の向上、収入役の廃止、町長、助役の報酬カット、公用車の廃止、ごみ袋の大幅値下げであります。私は横芝光町長として、2万6,000有余の町民の幸せと新町の限りない発展を願い掲げた公約でございます。この公約実現のために最善の努力を尽くしてまいり所存でございます。そのためにも、今後住民との対話行政を進め、できることから各種事業を積極的に展開し、新町建設計画を基本として、よりよい計画をつくり上げてまいりたいと考えております。議員各位初め住民の皆様方の絶大なご協力をお願い申し上げる次第であります。

また、今の段階でこの公約の見直しについては考えてはおりません。

続きまして、循環バスの問題については、企画財政課の方から答弁させてもらいまして、認知症については健康管理課、ごみのない日本一運動は環境防災課長、次の栗山川観光整備についても環境防災課、公園計画については都市建設課の方から答弁させていただいて、スポーツ振興については社会文化課、あと観光と農業の将来像については私の方からお答えを

させていただきたいと思います。

現在、グリーンツーリズムということで、その土地の特性を生かした農山村の体験活動が全国的に展開されると聞いております。

千葉県では三方を海に囲まれているということから、農林と水産が一体となって推進していくという意味で、グリーン・ブルーツーリズムと呼んでいます。グリーン・ブルーツーリズムとは、まさに議員のご質問にあるように、農山漁村の民宿やペンションに宿泊滞在して、農山漁村生活や農林業体験を通じて地域の人々と交流し、川や海、田園風景などふるさとの景観を楽しむ余暇活動のことを申すものと聞いております。

当町も農山漁村という立地に恵まれております。農協を初め民家やペンション、民宿、NPOなど地元関係者との連携を図りながら、人との触れ合いを通して地域の農業への理解を深めていただくとともに、田舎のすばらしさを再認識していただき、心がいやされた第二のふるさととっていただけるようなまちづくりを多くの若者たちに応援をしていただけるように推進してまいりたいと思いますし、また、観光振興と農業の活性化に大いに役立つものと考えるところでございます。

そして、あいさつ日本一運動の件と人づくりについては教育長からの答弁とさせていただき、私の壇上からの答弁にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、椎名議員の循環バスの見直しの問題について、その中の2点ありますけれども、それについてお答え申し上げます。

まず、光地区での運行状況の問題でありますけれども、光地区での循環バス運行も1年を経過したところでありますが、平成17年4月から平成18年3月までの利用実績でありますけれども、日吉・南条循環では延べ人数で5,738人、1便当たりになりますと3.93人の利用であります。一方、東陽・白浜循環では延べ人数で5,656人で、1便当たり3.87人の方が利用されております。

なお、参考までですが、横芝地区では上堺・鳥喰循環で延べ人数で8,645人、1便当たりになりますと5.92人、大総・栗山循環では延べ人数で1万1,723人、1便当たりになりますと8.03人の方が利用されております。

循環バスの導入目的であります、町内全集落を巡回し、交通弱者である高齢者などの足を

確保するという点については、一定の成果が得られていると判断しておるところであります。しかしながら、光地区においては、先ほど議員の質問の中にもありましたように、旧八日市場市、旧野栄町、旧光町、旧横芝町、1市3町で共同委託運行しておりました栢田浜線が18年1月31日をもって廃止されたことから、他市町との連携が不便になったという苦情が寄せられているところでもあります。

また、循環バスは各集落を回ることからルートが複雑となり、運行距離が長くなり、結果として乗車時間が長いとか、合併により役場庁舎と横芝行政センターなどを利用するときに、行きと帰りでの循環バスの接続が不便であるとか、横芝駅での電車との接続が図られておらず不便であるという指摘も、何名かの議員さんを初め多くの町民の方からも我々のもとに寄せられているところでもあります。

今後でありますけれども、現在利用されております皆様にも、その利用目的や利用頻度などをアンケート方式で調査させていただくとともに、この調査については近々やらせていただく予定であります。町民の皆様から寄せられましたご意見やご要望を踏まえまして、より利便性の高いルートの見直しを行うべく、早急に町内循環バス利用者の利便性を向上させるために調査検討を行う機関として設置しております。椎名議員も委員さんになっていただいておりますけれども、横芝光町循環バス実行委員会において検討をいただき、多くの皆様にご利用いただけるような町内循環バスとして改善をしてみたいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

〔健康管理課長 並木俊郎君登壇〕

健康管理課長（並木俊郎君） それでは、椎名議員ご質問の認知症について、当町において認知症の現状及び対策はどのようなものかというご質問でございますが、椎名議員ご承知のとおり、認知症は脳や体の疾患により記憶、判断力などの障害が起こり、普通の社会生活が送れなくなる病気です。早期に発見し、適切な治療を行えば、症状を軽くしたり進行をおくさせることができます。現在、健康管理課で把握しております認知症あるいは認知症の疑いのある方は14名おります。いずれも65歳以上の方となっております。

認知症の予防策の一つとしまして、バランスのとれた食生活を送る、あるいは適度な運動を心がけるなど生活習慣の改善や、うちに引きこもらず外に出て人と会話をするなど、日常生活を活動的にすることなどが挙げられております。

町では生活習慣病の予防を図るため、食生活改善事業あるいは健康教室や健康相談を行うほか、日常生活を活動的にするため、運動や遊びを取り入れた機能訓練や転倒防止教室を実施しております。

また、ことしの4月から、介護保険制度の改正によりまして、認知症予防を含む介護予防サービスや事業が新たに設けられましたので、福祉課の介護班と連携を図り、介護予防プランに沿った認知症予防事業を検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

〔健康管理課長 並木俊郎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

〔環境防災課長 林 英次君登壇〕

環境防災課長（林 英次君） 椎名文雄議員のごみのないきれいな町日本一運動について、町民主体の運動を展開する必要があると思うが、当局の考えはとのご質問でございますが、近年の大量消費時代の中で、空き缶のポイ捨てやごみの不法投棄などが後を絶たないのは、椎名議員のおっしゃるとおりでございます。これらにつきましては個々のモラル等の問題もあるかと思われませんが、皆様方に実践していただいておりますポイ捨てごみの収集活動、あるいはマイバック普及運動などとともに、いかにして捨てる人をなくすかの方策を考えることも問題解決の一つではないか。また、そのためには家庭や学校、地域が一丸となつてごみを捨てない、捨てさせないという監視の目を光らせて対応することが必要であると認識いたしているところでございます。

去る5月23日には、光中生徒会が放課後に部活動単位でごみゼロ奉仕活動を実施されたと伺っておりますが、子供たちに環境美化への認識を持ってもらうことは、教育を通じて非常に意義深くありがたいことと思っております。このような行為が家庭で話し合わせ、ごみの不法投棄に対する認識が子から親へ、そして地域全体に広がっていくよう町といたしましても努力してまいりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

次に、栗山川の環境及び景観整備について、ボランティアだけでなく、県と一体になりきれいにすることはできないかとのご質問でございますが、椎名議員もご承知のように、栗山川の景観整備等につきましては、合併前までは主に海匠地域整備センターが管理し、合併後は山武地域整備センターが管轄することとなりました。

旧光町地域では、長い年月をかけ、400名以上の栗山川環境ボランティアの皆さんが組織され、栗山川堤防の草刈りや花植えなど、それぞれが環境美化の推進に当たっていただい

いるとのことであります。

栗山川については、拡幅工事や景観整備など長期計画が策定され、毎年県の予算において整備が図られているところであり、当町の旧光町区域で行っている栗山川環境ボランティアについては、県と町で草刈り作業等の業務委託を締結し、平成18年度予算で約40万円の交付金が交付される予定であります。

なお、この交付金につきましては、草刈り機械のかえ刃代や燃料代、傷害保険の加入等に使用されております。

また、旧横芝町地域の栗山川堤防については、県が委託した業者や一部のボランティアの方々等により清掃活動が行われており、この旧横芝町地域でも、今後は栗山川環境ボランティアの輪が膨らんで、全町一体となったボランティア活動が行われていくのが理想かなというように考えております。

椎名議員の県と一体となった活動というご質問でございますが、このようにボランティア活動自体も県の予算が投入されていることでもありますので、現在も栗山川の環境美化については、県と一体となった活動をしていると認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、栗山川堤防を含め町の環境美化の推進に当たっては、県との協力体制はもとより、町民1人1人の意識の高揚を図り、他の市町村に誇れるごみのないきれいなまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〔環境防災課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、椎名議員ご質問の栗山川の環境及び景観整備についての2点目として、栗山川を公園にするような計画はどうなっているのかというご質問につきましてご答弁をさせていただきます。

新町のシンボルである2級河川栗山川は、千葉県管理のもと、栗山川改修計画に基づき築堤や護岸整備を逐次実施しているところでございます。

ご承知のとおり、栗山川は町の中央を流れ、昔から町民生活に密着してきた重要な河川であることから、公園等の設置を含めたまちづくりもあわせ整備していくことが必要と考え、千葉県と旧横芝町、旧光町が一体となりまして国土交通省に働きかけ、平成9年7月にふる

さとの川整備河川の認定を受けたところでございます。

これにより、議員ご案内のとおり、屋形橋上流に親水デッキ、長塚地先にクリーンパークせせらぎ広場、また北清水地先に栗山やすらぎ広場などの施設整備を実施してきたところでございます。計画では、さらに上流部へ親水公園や自然観察園などを整備することとなっておりますが、県財政が非常に厳しいことや、洪水から家屋や土地を守るための河川改修を優先して行っていることから、現段階では公園等の整備は非常に難しいというふうに伺っております。

しかしながら、新町建設計画の中でも水と緑の美しい空間づくりとして、ふるさとの川整備事業を主要事業として位置づけておりますので、今後も関係機関に事業の推進を要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

社会文化課長（布施 勇君） 椎名文雄議員のスポーツの振興について、人づくりのために積極的な施設の開放をというご質問でございますが、ご答弁させていただきます。

新町となって一層拡充されました文化スポーツ施設等公共施設は、言うまでもなく住民の福祉を増進することを目的とした施設でございます。

椎名議員が言われるとおり、これら施設は利用されてこそ価値を生み、生きた施設と言えます。そうしたことを踏まえ、今後とも施設を多くの皆さんに気持ちよくご利用いただき、文化スポーツの振興を図ってまいりたいと思います。また、あわせて適切な維持管理に努めていきたいと思います。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育長、大木崇生君。

〔教育長 大木崇生君登壇〕

教育長（大木崇生君） それでは、椎名議員の2点の質問についてお答えいたします。

最初の、学校や地域が協力してあいさつ運動ができないかということでもありますけれども、あいさつ運動は、ご質問のとおり、地域全体で展開することが効果的であるということについては私も同感であります。

合併以前にも、まずは子供たちからとあいさつ運動を展開しようと考え、各学校にあいさつ運動を奨励してまいりました。おかげさまで、学校を訪問した町民の方から、元気な声で

あいさつする児童・生徒に接し、非常に印象がよかったとお褒めの言葉が教育委員会へ届けられたこともあります。

あいさつは、「すること、できること」が当たり前と考えられがちですが、恥ずかしさ等が先になりできないこともあります。私たち大人も子供たちのあいさつに笑顔でこたえなければならぬと思います。そこで、今後は、学校内のみならずPTAの機会等をとらえ、地域全体にこの運動を広めたいと考えます。

また、今子供たちを取り巻く環境は決してよいとは言えません。このあいさつ運動により地域連帯意識を醸成し、地域社会で守る子供たちの安全につながればと期待をしております。どうかよろしく願いいたします。

2点目の人づくりについてでありますけれども、子供たちに勇気と元気とやる気、生きることの大切さを教える必要があると思うが、当局の考えはということでありますけれども、昨今、子供たちを取り巻く環境は大変悪化しており、幼い命が犠牲となる事件、事故が報道をにぎわせています。今、改めて命の大切さと危険を回避する自己防衛を教えるべきときであると痛感しております。

今までは命の大切さという言葉で教育を展開してまいりましたが、これからは「あなたが大切だ」という、だれもが大切な人であるという存在感を醸成する教育を学校並びに家庭で実践してもらいたいと考えています。

また、学校教育では、きめ細やかなわかる授業を展開するとともに、個人を尊重した指導が実施されており、子供たちは自分の存在感から勉強や各活動に積極的に取り組んでいるのが現状であります。

椎名議員の主張する勇気、元気、やる気の3つの気は、社会に出て自立する際には必要不可欠なものであり、各教職員はその重要性を認識し、学習指導とともに熱心に取り組んでおりますので、今後も充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔教育長 大木崇生君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） どうもありがとうございました。

町長の言っていることは、あいさつにもありますし、広報にも載っておる、全くそのとおりだと思います。大切なのは、言うことよりもそれを実際に実現することです。それを実現するためには、まずこの役場の中を一つにしなければいけないということです。それはあな

たの心が決めることです。頑張ってください。

循環バスですが、質問ではありませんけれども、今のままでは少しぐらいぐあいが悪くても歩いて行っちゃう人もいますよね。自分なんか自転車で行っちゃいます。時間が合わないしどうしようもないし、私だけでなく、かなりの年寄りも自転車でいきます。かえって事故が恐ろしいくらいのことがありますので、私もこの検討委員会の一員だそうなので、大至急やっていただきたいと思います。

認知症ですけれども、まさに、いいと思ったことはどんどん進めてやっていただきたいと思います。これをやることによって、もちろん、みんなが病気にならないということは、介護保険もかからなくなるということにもつながります。それよりも何よりも、町民みんなが元気な状態で長生きして順序よく、順序よくいくと言ったらおかしいですけども、気持ちよく、人間は生まれたら死ぬことに決まっておりますから、元気よくってほしいと思いますので、ぜひ、これは税金をなくす一番の方法だと思います。とにかく光町では、先ほどから聞いていると、病気とか老人とか介護とかにかかわる金が多過ぎます。これを何とかするのはきっと、これから言おうと思いますけれども、このあいさつ運動もしかりです。

ごみのないきれいな町なんですけれども、実は地域運動が本当に大切なんですけれども、今私たちは大変おもしろいことを始めました。光源村というちょっとおもしろい団体なんですけれども、今このごみはごみでないんです。なぜかというと、中国のあの大景気によりまして、ごみは有資源というか、足りないんですよね。今、私たちはそのごみを集めて直接処理業者へ持っていきます。そうするとお礼がいただけるんです。かなりの量なんです。礼金なんです。それでそのお金を積んで、それを子供たちとみんなで積んで、今光源村平和基金というものを集めております。まだたった5万円ぐらいにしかならないんですけども、それは捨ててあるごみでなっています。これが、何人かの人間じゃないんですけども、今チャンスじゃないでしょうか。光町のごみをなくすのに、光町じゅうがそういうところへ持っていけばごみ袋なんか要りませんよ。今度は逆ですよ。区費になっちゃうかもしれませんよ。

また、これは決まったわけじゃないんですけども、決まるか決まらないかわからないんですけども、ペットボトルの業者が、中間業者が入るといような話ですけども、もし決まったならばそのペットボトルの業者にも、光町じゅうのペットボトルを集めてくれるようなそういうシステムをうまくつくれば多いにプラスになるような気がします。

栗山の環境問題、これは自分たち、栗山川を花街道にしよう会という運動を始めて十五、六年たちます。勝手に一部分だけやっていましたけれども、実は横芝町と一緒にしよう決

まった去年おとしの12月に既に1カ月に1回、お互いの町の真ん中だからきれいにしようじゃないかという話をしたら、ここにいる1年生議員の人もたくさん応援していただきまして、1年生議員の人数は向こうの方が多いものだから、きれいになるのはかなり早いです。残念ながら、光町はやっているんですけども、先ほども申しましたけれども、本当にきれいしようとやっている地域はあります。でも一部分なんですよね、残念ながら。

先ほど防災課長が申しましたけれども、山武地域整備センターに変わりました。やっと栗山川が自分たちに入ってきたので、容易でないというか、言葉的にはですよ。それに栗山川流域がとんでもない大網の方まで水が行っているなんていうのは全然知りません、残念ながら。でも県と一体で、私が言っているのは金でないんです。県民なんです、この川は。ぶん投げておいたらごみだらけの町になっちゃいます。きれいにしてこそ、本当は水をきれいにしなきゃならないんですよ。そのためにはやるしかないんじゃないですか。私は一番最初に言いましたけれども、五箇条の御誓文ですよ。あの約束ですよ。力をみんなで出し合えばできますよ。私はそう思います。ましてや、町長はおっしゃっていますよね。光町のシンボルですよ。これを何とかするのがまず一番でしょう。そのためには、栗山川を利用している若者でも何でも、みんな手伝わせてもいいと思います。

スポーツの方は、いつも私はお世話になっている方で、頭を下げなきゃいけないのはこっちの方ですけども、いつもお世話になっております。でも月曜日とかが休みのときがあるんですよ。本当は月曜日でも使いたいんですよ。いっぱい順番待ちしていて、学校の中はあいているけれども、何か学校の中も借りられないし、とにかく悪いことするんじゃないかと、これからはそれこそ体を鍛えなきゃしょうがない。そういう時代が必ず来ます。もう来ています。ですから、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、町長おっしゃいましたグリーン・ブルーツーリズムですか、今、実際に光町では、光町で育った若者がNPOを立ち上げてまして、秋葉秀央と言います。弱冠25歳ですけども、日本全国を講演して歩くぐらいの力を持って、たくさん仲間たちとスタッフを先日も光町へ連れてまいりました。もっともっといろいろなこういう輪を広げたいという話ですので、ぜひ応援してやってください。

それと、学生からも相談を受けています。ぜひそういう体験をできないだろうかと、それもどんどん受けてやってください。その人たちに町をつくらせましょうよ、その人たちはそれで喜ぶんだから。ぜひお願ひいたします。

あいさつ日本一運動。このあいさつというのは、東京大学の総長がまず一番先にいつもあ

いさつしますよね。皆さん、あいさつからやり直しましょう。なぜでしょう。簡単なんですよ。一番大切なことなんですよ。今、山武警察署の森署長という方が一生懸命に、犯罪はあいさつからなくそうということで、みずから講演して歩いてくれています。それを早く身につけて、私は同級生でもありますけれども、光中の平山校長が早速、子供たちやPTA、新聞にこの間も出ていましたけれども、この森署長を呼んで講演会を開いておりました。この効果はどのくらい出るかわかりませんが、常にやり続けることだと私は思います。ぜひ、これはお金もかかりません。

最後です。人づくりです。人というのは、人をつくるんじゃなくて、自分をつくらなきゃ人はつくれません。教育長、違うでしょうか。まず自分をつくらなきゃ、人に背中を見せると言ったら、自分が一生懸命やっている姿を見せなきゃいけないから、人づくりというのは自分づくりだと思うんですよ。その自分づくりをみんなで行えるように、教師も親も、先ほど言ったとおり、そういう町にお願いいたします。

別に質問ではありませんけれども、あと5分ありますから、何か町長ありましたら、一言でも。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは自席から。

大変貴重な、またためになるご意見をたくさんいただいて、まず公約の問題で、心が決めると、私の心が決めるということについては、「うーん」というところでございます。本当にいろいろなご指導ありがとうございますと思っております。

そうした中で、今おっしゃっていただいた中でちょっと気がついたところをメモってはしよったところに、光源村の話ですか、地域のごみを基金にかえるすばらしい発想であり、それが本当に全町でできるものであれば、本当にすばらしいものであるかなと思っております。また、私どもも私なりに研究をさせてもらっていきいたいと思う次第でございます。

あと、椎名議員のおっしゃられている中で気がついたことに、先ほど、栗山川の水が大網白里と言ったけれども、実際はもっと大多喜の先まで行っているんですよ。ですので、そういうように栗山川から行っている水を飲んでいる人たちに、栗山川はこういうところなんだよと周知するののも一つのアイデアかなと思いました。

あとは、NPOの秋葉秀央さん、ぜひ今度ごあいさつをさせていただいて、いろいろとお話もさせてもらえればいいかなと思いました。

それと、あいさつ日本一運動について、あいさつの大事さ、それと常にやり続けていくこ

と、これが本当に地域の子供たち、また社会のためになるということは私も重々認識をしておりますし、ぜひ実行に移せたらいいなと思っております。

あと、人づくりについて、自分をつくる、毎日切磋琢磨しながら、私自身も皆さんのかみとしてですね、自分のできるものについても邁進していきたいと思っております。

以上、お答えというよりも感想を述べさせていただきました。

以上でございます

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 町長、期待しています。

終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で椎名文雄君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩します。再開は午後2時40分とします。

（午後 2時27分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

山 崎 貞 一 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

山崎貞一君。

〔15番議員 山崎貞一君登壇〕

15番（山崎貞一君） まず初めに、合併による横芝光町町長選挙が去る4月23日に行われました。その結果、7,732票という得票数を獲得し、見事当選されました佐藤晴彦町長にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

国政においては、小泉首相が平成13年4月26日就任以来、5年が経過しました。構造改革のもと、特殊法人改革、規制緩和政策、不良債権処理の最終処理、IT情報通信技術革命の推進などさまざまな改革をしてまいりました。その結果、今日では、地域間格差、経済格差、教育格差などの格差社会問題が取りざたされております。小泉首相の政治理念は、「恐れず、ひるまず、とらわれず」の政治的信念のもと、既得権益と権限にメスを入れた自由主義経済を取り戻すことに主眼があったと言われております。

さて、佐藤晴彦町長は選挙戦の中で、新生横芝光町の豊かなまちづくりは、住民の視点に立って、わかりやすい行政を目指し、住民の皆様と協働で取り組み、推進することと表明しております。このことは地方自治イコール住民自治の考え方であり、民主主義の基礎であるという考え方に基づくものであります。また、このことは平成12年4月1日に施行された地方分権一括法の理念に基づくものであると思います。

そこで、佐藤晴彦町長の新町における行政の基本構想について、次の4点をお尋ねいたします。

第1点目として、新町における行政運営の基本的な考え方についてお考えをお尋ねいたします。

2点目といたしまして、住民参加型行政の推進についてであります。行政から住民主体への転換、住民参加による住民主権のまちづくりをどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

3点目といたしまして、自治基本条例についてであります。地方分権一括法の施行後、全国的に自治基本条例の制度化が進んでおります。自治基本条例は、まちづくりの理念や基本的な考え方、手法を定めること、行政の情報を共有した住民参加のルールづくりであることなどから、21世紀は地方分権の時代、首長の個性、指導力、先見性、創造性、決断力、実現性などによるまちづくりとともに、住民の活力を引き出す条例の必要性があると思いますが、自治基本条例をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、4点目といたしまして、ローカル・マニフェストについてお尋ねをいたします。

町長選の選挙公約は、すぐ具現化できるものと4年間の任期中にできるもの、さらに時間を要するもの、また内容を十分精査しなければならないものなどがあると思います。数値目標、期限、財源、工程表などを明確にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、行財政改革の推進についてお尋ねをいたします。

佐藤町長は、できるだけむだを省いた行政の推進、行財政改革の断行を唱えております。横芝光町の合併により地方交付税は10年間担保されますが、臨時財政対策債は平成18年で終了し、合併特例債による行政運営がされていくものと思います。今、国は、平成17年度末で長期債務残高は約813兆円と言われ、横芝光町の新町建設計画予算約40億円の事業費を国がどこまで認めてくれるかと疑問視されております。

また、少子・高齢化社会、人口減少社会などにどう立ち向かっていくかという問題もあります。

一方では、日本の景気は、地方では実感できない戦後最も長く続いたいざなぎ景気を抜くのではないかとされており。しかし、当町においては3割自治と言われるように、身の丈に合わせた健全な行財政運営が求められております。

そこで、4点についてお尋ねをいたします。

1点目といたしまして、指定管理者制度についてであります。この制度は地方公共団体の内部組織に関する規定を見直し、公の施設についてその適正かつ効率的な運営を図る目的として平成15年9月2日に施行された制度であります。

東陽病院は、長年にわたり地域医療機関として貢献してまいりましたが、病院経営の問題から平成15年7月1日に運営改革委員会を立ち上げ、今日まで経営の改善を図ってまいりました。佐藤町長は、ローカル・マニフェストで指定管理者制度の導入を視野に入れた経営改革を唱えておりますが、お考えをお尋ねいたします。

また、今定例会で提案されているもの以外の町で運営しているほかの施設については、この制度の導入のお考えはあるのかどうか伺います。

2点目といたしまして、住民サービスの向上についてお尋ねをいたします。

循環バスについては、交通弱者を救済する目的で始まった事業ですが、町内ほかの市町の循環バスとの連携が悪く、町民は大変困っているようです。近隣市町との協議による連携の改善は図れないでしょうか。

また、生涯学習に参加している皆様から、町民会館と文化会館を相互に利用するため、循環バス光ルートでは文化会館にはとまらないので、千葉県商工信用組合のバス停から歩いて行かなければならず、不自由であるとの意見があります。見直しはできないでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、町の運営している公共施設のインターネット及び電話申し込みの受付の対応が問題になっているようです。スムーズな体制づくりが必要と思いますが、お考えをお聞きいたします。

新町において、町民総合窓口創設による行政事務の一体化、すなわち役場を訪れた町民に負担をかけない対応、町民のたらい回し防止策を検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

次に、新町建設計画についてですが、新町建設計画は各分野にわたっていろいろな事業が計画されておりますが、合併特例債見込み額約40億円を総合計画の中で精査・検証し、見直ししていくお考えはあるのでしょうか。

4点目といたしまして、借地問題については旧光町においては匝瑳市の合併のときに問題となり、光町の離脱問題に発展した経緯がありますが、この問題は子や孫たちのためにこの隠れ借金をどのように考えていくのか。

以上の見解をお尋ねいたします。

〔15番議員 山崎貞一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 山崎貞一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 山崎貞一議員のご質問にお答えします。

まず、新町政の基本構想というところで、行政運営の基本的理念並びに住民参加型行政の推進につきましては、双方関連するという認識の中から、あわせてお答えをさせていただきたいと存じます。

椎名文雄議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、住民の皆様に約束した公約の実現に最善を尽くすとともに、地域別行政懇談会等を開催した中で住民参加型の対話行政を推進してまいります。そして、その中でまちづくりにとってよい意見等があれば積極的に取り入れて、住民の皆さんの声を反映したよりよいまちづくりを展開することが、私の行政運営における基本的な理念とするところでございます。

続きまして、2点目の自治基本条例の制定についてでございますが、山崎議員ご質問のとおり、自治基本条例は、基本的に地域独自の住民自治の仕組みを明確化し、体系化する地域の民主主義をより充実したものにするための条例であります。そのような性格の条例である以上、条例の制定に当たっては、そのプロセスにおいて可能な限り民主的な要素を盛り込むべきであると考えます。こうしたプロセスを経ないで作成するならば、それは形だけのものになってしまうわけでございます。

今後まちづくりを展開していく中で、自治基本条例は策定しなくてはならない条例であることは十分認識をしておりますが、当該条例は住民の自発的かつ積極的な活動に基づく策定でなければならないこと等を考えれば、現状の2町合併直後という状況からも、住民の一体性が十二分に醸成された時期において、住民サイドから自発的に声上がる形で制定されることが望ましいあり方と考えております。つきましては、自治基本条例作成のためだけでなく、真に新町住民の心の一体性が醸成され、住民サイドから自発的な条例制定に向けた活動が展開され、この上に立った形で条例を制定していく考えでおります。

どうか山崎議員を初め議員の皆様方におかれましては、高い見識の上からも、一日も早く新町住民の一体性が確立できるよう、ご理解とご支援を改めてお願いを申し上げます。

続いて、ローカル・マニフェストについてお答えいたします。

公約につきましては、先ほどからお答えをしておりまして、その実現に最善を尽くすとともに、当然のことながら住民の声を反映したよりよいまちづくりを展開することが、私の行政運営における基本的理念とするところであります。

したがって、私の掲げた公約についての数値目標、期限等、具体的に示すマニフェストにつきましては、その重要性と必要性は十分認識しておりますが、先ほどから申し上げますとおり、今後さらに住民意見を反映させたよりよいものへと公約事業を成長させていく考えでもおります。

これらのことから、まず住民意見を反映させていく中で、そのあり方と導入の是非について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、行政改革の推進の指定管理者制度についてでございますが、ご案内のとおり、指定管理者制度につきましては、公の施設の管理に当たり民間能力の導入を可能にするだけでなく、管理実態に合った運営を可能にするなど、相乗的な効果による経営効率のよい管理運営が期待できます。さらには、競争原理の導入による外郭団体の運営効率化も期待できます。つきましては、その制度の導入を図るべく、今次議会に条例の制定改正案を上程させていただいたところであります。

ご質問の制度導入施設としましては、現在、老人憩いの家光風館、福祉作業所たんぼぼ、駅前広場、農村広場、各集会施設、スポーツ施設等を対象として、とりあえずの準備を進めさせております。

今後も指定管理者の選定に当たりましては、議会のご承認をいただく中で協定書の締結をし、9月からの指定管理者による管理体制を実施していく考えでおります。

続きまして、住民サービスの向上についてでございますが、町民総合窓口の創設についてお答えをさせていただきます。

ご質問の総合窓口は、合併協議に基づき、合併当初より住民課窓口並びに行政センターそのものを総合窓口として設置済みとのことであり、加えて、経験豊富な職員を配置し、住民のサービス向上に努めているところであります。さらに、今月下旬から庁舎玄関ロビーへ総合案内カウンターを設置し、より一層の住民サービスが図れるよう対応することといたしま

した。

なお、窓口の業務内容によっては、当然のことながらその担当課までご足労をいただかなくてはならないものもありますが、住民の皆様方に対して安易な対応からたらい回しにすることのないよう、一層の行政サービスの充実に努めてまいります。

循環バスの問題については、企画財政課の方からの答弁とさせていただきます。そして、町の文化施設等のご質問については、社会文化課の方からの答弁にかえさせていただきます。

2点目の新町建設計画の検証についてであります。新町建設計画については、合併協議の場で新町として必要な事業として、住民アンケートや協議会において十分な協議のもと作成されたものと認識をしております。尊重しなければならないものと考えております。新町建設計画を基本とし、今後策定する総合計画では、社会の変化と住民要望を反映できるよう十分留意したいと思っております。

特に、少子・高齢化対策における少子化対策については、待ったなしの状況であるとの認識から、具体的な対応策を早急に講ずる必要があると考えておりますので、その対策に必要な財源確保の観点から、既存事業の一部見直しも必要になるものとの認識を持っております。

いずれにいたしましても、今後総合計画策定の過程で広く皆様方からご意見を伺い、総合的に判断してまいりたいと考えております。

また、新町建設計画に計画されている事業については、計画段階では詳細な事業費までは定まっておりませんので、今後、事業実施の段階で十分に事業内容を精査し、財政状況を勘案しながら、町の発展と住民福祉の向上に資するよう配慮しながら進めてまいりたいと思っております。

続きまして、借地問題についてお答えを申し上げます。

借地に関しましては、合併前の両町において借地面積や借地料の差はございますが、借地により事業展開をしている施設等がございます。

旧光町では、光文化の森公園、光しおさい公園や東陽病院用地などがあります。また、旧横芝町においても、ふれあい坂田池公園や健康づくりセンター「プラム」などの施設用地が借地となっております。

借地の是非につきましては、さまざまなお意見があろうかと思っております。確かに用地を取得した上で事業を行うことが最も適切な方法だとは理解しておりますが、やはり起業時の財政事情、住民ニーズに応える事業展開のタイミングや地権者の意見等を考慮しながら公共投資を行ってきたわけでありまして。

結果としましては、町民に親しまれる図書館が建ち、憩いの場としての公園が整備されたわけでありますので、場合によっては借地で対応しなければこういった施設ができなかったことも想定されますので、時々の方事情による対応の一つの成果として考えております。

ご質問の中にごさいました、子や孫たちのためにこの隠れ借金を今後どう対応していくかということですが、確かに数年度の財政負担を考えれば決して安価な額ではないと考えられますが、さきに申し上げました理由によりまして、県外にも誇れる施設が整備されたわけですので、次代を担う子供たちのためにも施設の有効活用を図っていきたくと考えております。

また、今後の公共事業の用地取得は、原則として買い取りの方向で実施していく姿勢でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、壇上からの答弁にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、山崎貞一議員の行政改革の推進の中の住民循環バスの関係について私からお答え申し上げます。

この循環バスの件につきましては、先ほどの椎名文雄議員にも回答させていただきましたが、現在利用されております皆様に、その利用目的や利用頻度などをアンケート方式で調査させていただきます。これは先ほど申しましたように、今早急に実施すべく準備を進めているところであります。

そこで町民の皆様から寄せられておりましたご意見、ご要望を踏まえ、より利便性の高いルートの見直しを行うべく、早急に、これは7月上旬を予定しているところではありますが、町内バス利用者の利便性を向上させるための横芝光町循環バス実行委員会を立ち上げてまして検討をいただき、より多くの皆様にご利用いただけるような町内循環バスとして改善してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） 山崎貞一議員の住民サービスの向上の観点から、町が運営し

ている公共施設のインターネット及び電話申し込みのスムーズな体制づくりということでの
ご質問にお答えさせていただきます。

まず、町の文化会館、町民会館等社会教育施設、あるいは野球場、テニス場、サッカー場
等社会体育施設の利用申し込み等の方法は、インターネットによる予約システムで、いつで
もどこからでもリアルタイムで申し込みや空き状況が見られるほか、文化会館、町民会館、
光B & G海洋センター、坂田池管理センター、横芝行政センターの社会文化課生涯学習班で
電話や直接窓口で利用申し込みができるようになっております。

新町発足後、坂田池公園管理センターの予約システム体制に不具合があり、利用者に一時
ご不便をおかけしましたが、現在のところ特に問題はございません。今後とも円滑な対応と
利用者の利便性向上に努めてまいります。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 山崎貞一君。

15番（山崎貞一君） 自席での第1回目の質問に入ります。

新町の行政基本構想の行政運営の基本的理念については、町長の言われた基本理念に基づ
き住民参加による住民自治を実証することであると思います。この町をよくしたい、この町
に住む人を幸せにしたい、そして住んでよかったと言われるまちづくりを実現するには、住
民と行政、議会が協働によるまちづくりを推進する以外にないと思います。そのためには、
住民の行政への意識高揚をどう図り、どう推進していくかという問題であります。この辺に
ついてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、住民参加型行政の推進については、今行政がどんな状態にあるのか、情報公開によ
り住民説明を果たし、住民に理解していただくこと。住民が行政に何を求め、何を期待して
いるのか、これを十分把握し、明確にすること。つまり、情報の共有化によって住民の参加
による行政の推進が大変重要になってくると思います。それが対話行政の推進であります。

先ほど町長からご答弁がありましたように、地区別行政懇談会もそのとおりであります、
これは地区別と言わずに、例えばですが、町役場ロビーを利用したまちづくり懇談会とか、
先ほどありましたけれども、地域を訪ねる出前まちづくり懇談会とか、ふだん着で行政執行
部と対話できる機会をつくるのが肝要ではないでしょうか。時にはテーマを設けて、町民
の皆様が集まりやすい時期、時間、場所を考えていったらよいと思います。そこで、住民参
加型行政の推進に当たり、今後どのような方法をとっていかれるのか。そのご答弁がありま
したほかにアイデアがありましたらお聞かせ願いたいと、そのように思います。

次に、自治基本条例ですが、千葉県の変向を見ますと、既に施行しているところは浦安市、白井市、印西市、検討中が我孫子市、流山市、四街道市、八千代市、鎌ヶ谷市、成田市、大網白里町、東庄町、栄町であります。東庄町では来年3月ごろの条例化を目指しているそうです。

自治基本条例は3つのタイプがあると言われております。ほかの条例に対し最高規範性を持つ自治基本条例と呼ばれるタイプ、行政活動への住民参加に焦点を絞って、住民参加の制度などを定めた住民参加条例タイプ、従来のまちづくり条例の流れから理念的な部分を特化して条例化したものなどがあります。

住民参加のまちづくりを推進するに当たり、まちづくりの基本とするような自治基本条例を制定することが、これからの行政運営には大変重要になってくると思います。先ほど町長から、住民の自発的な条例制定が必要であると、まさにそのとおりであります。これからは住民の意見を積極的に酌み取り、そして行政に反映させることがこの自治基本条例のもとになるものでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ローカル・マニフェストであります。既に公用車の廃止、この議会で提案されます特別職の給与削減のほか、小学6年生までの医療の無料化、ごみ袋の値下げなど、その他いろいろあるようですが、今後よく精査・検討して町民の皆さんに提示していただきたいと思ひます。

次に、行財政改革の推進についてであります。

指定管理者制度ですが、施設の民間委託は行財政改革の一つであります。今後、当町の施設において、例えば町立保育園、給食センターなど、どのようなものに指定管理者制度の導入が適当か十分検討し、行政の効率化、財政の健全化に向けて鋭意努力していただきたいと思ひます。

次に、住民サービスの向上についてですが、私の持論で述べさせていただきますが、住民の満足度の問題であります。行政にすべて頼っているばかりでは、行政は立ち行かなくなってしまいます。住民サービスは多種多様なものがありますが、行政と地区と住民のコミュニティーによる連携、住民相互の互助精神が大変重要になってくると思ひます。このような観点から、住民みずからの努力によりサービスを受けなくても済むものと行政が手を出さないとできないサービスがありますが、この辺の行政的な見きわめにより、住民に十分な理解と協力をいただくための努力が必要になってくると思ひます。すなわち、行政と住民の連携と整合性を図りながら、ボランティア活動推進のまちづくりがこれからの課題になってくる

思います。この点についてお尋ねをいたします。

新町建設計画の見直しについてですが、総合計画の中で優先順位などを十分協議していただき推進していただきたいと、そのように思います。

借地問題ですが、いろんな要因により買い上げが難しいと思われるもの、または借地が適当であるもの以外は、後世にツケを残さないことが今行政に携わっている者の責任であると思います。借地問題にとらわれて、町民の皆様の行政サービスの低下を招くわけにはいきませんが、中・長期的に考え解決していかなければならない問題だと思います。財政計画をしっかりと立て、借地問題を解決していかなければならないと思います。

以上の件につきまして、壇上でのお答えと重なる部分がありますが、再度見解を求めます。
議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 自席からお答えさせていただきたいと存じます。

住民自治と行政、議会をどのように推進していくかということの中で、今、山崎議員の2回目の質問の中でも、理想的な行政運営をおっしゃられているのかなという認識が非常に高いわけございまして、例えば、今そういった中での対話行政をしていくのにどんなアイデアがあるのか。今、山崎議員の方からもいろいろ提案がございましたが、私どもがとりあえず認識しているというか、まだ私のビジョンの中でしか出ていないことですが、とりあえず今、小学校区割7地区について、これからそういう部分についても、一般質問でも多々取り上げられているので、その部分での答弁が重複してしまうことがありますけれども、その部分はちょっとご了承いただく中で、例えば車座談会ですとか、月に一遍日を決めて町長室の開放をするですとか、そういったことをとりあえず考えてはおります。なるべく実現させるべく努力をしてみたいと思っております。

そして、その延長線上になるんでしょうね。ボランティア活動についてどういうふうにしておられるか。これは、まさしくさっき椎名文雄議員からのご質問にもあったとおり、ボランティア活動を上手に行政とリンクしていけたら、本当にすばらしいまちづくりができるのではないかと認識を持っています。ただ、そのやり方についてはまだまだ私も勉強不足で、今ここでこうしましょう、ああしましょうという答えができないのが甚だ勉強不足で申しわけないところではございますけれども、今後は皆様のご指導、ご協力を賜りながら、ボランティアを行政に生かした、地域と行政とまた議会の皆さんと一体となったまちづくりを展開していきたいと考えております。

以上、2回目の質問の中での私の答弁とかえさせていただきますけれども、まさしく今言

っていることが理想的なまちづくりにつながるのではないかなと、そういう認識を持っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 山崎貞一君。

15番（山崎貞一君） ボランティア活動についてのご理解を承りまして、大変ありがとうございます。横芝光町は決して財政が豊かなところではございません。ですから、そういう活動を含めまして、これから行政展開をしていただきたい、そのように思います。

先ほど、理想的な行政推進ということですが、これがまさに、何回も申し上げますが、自治基本条例の中にうたわれていることでございます。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

基礎的自治体は住民自治と団体自治があります。基本的には、自分たちの住んでいる地域は自分たちで治めるという考え方であると思います。まちづくりの基本的なスタンスは、佐藤町長が言われる、未来をつくる住民の視点に立った住民が主役の行政推進であり、行政運営の基本的な理念に基づく住民参加の行政推進をどのように展開していくか、このことにかかっていると思います。それには、行政みずからが透明性を高め、信頼関係を構築するため、情報を住民に公開し、情報を共有して、初めて住民と行政が同じ立場に立って議論することができるのではないのでしょうか。最初から情報に差があったのでは、せっかくの住民の意見が情報の少ないことによりとまってしまいます。それでは住民との信頼関係が失われてしまいます。

したがって、情報の共有化により、町民と行政がお互いを理解し合いながら、町の将来について議論できる環境をつくること。町民1人1人がまちづくりの課題について考え、議論し、納得しながらまちづくりを進めていくこと、すなわち住民の納得ががきであると言われております。

今後のまちづくりには、地方分権時代を迎え、自治体みずからが考え行動すること、自治主体のまちづくりを進めていくためには、まちづくりの道しるべを示し、基本姿勢を明確にすることが大変重要になってくると思います。自治基本条例の制度化を視野に入れた今までの行政の相違点を明確にし、新しい町にふさわしい横芝光町佐藤方式によるまちづくりの行政展開をご期待申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 以上で山崎貞一君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

休会の件

議長（伊藤良一君） 日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

6月17、18、19日は議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

6月20日は定刻より会議を開きますが、その前に全員協議会を午前9時から開会したいと思しますので、よろしくご協力をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時22分）

平成18年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成18年6月20日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(31名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・囿樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	29番	越川輝男君
30番	鈴木俊君	31番	越川洋一君
32番	・屋英夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	鈴木孝一君
環境防災課長	林英次君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政センター所長	伊藤賢二君
食肉センター所長	竹内康男君	東陽病院事務部長	小川義則君
出納室長	海保清一郎君	教育部長	大木崇生君
教育課長	山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会事務局長	大木一男君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	越川岳	書記	實川裕宣
書記	須合京子		

開議の宣告

○議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

（午前10時00分）

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

永 ・ 貞 ・ 君

議長（伊藤良一君） 通告順に順次発言を許します。

永・貞・君。

〔11番議員 永・貞・君登壇〕

11番（永・貞・君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、佐藤町長就任おめでとうございます。大変な選挙でございましたけれども、町民の判定は佐藤町長だったということを真摯に受けとめるところであります。

さて、今の世の中、おかしなことばかり起こっております。これからの世代の中心になるべき、超一流と思われる人々が、通常の物の考え方からいえば当たり前のことを、おのれにうぬぼれ、失態を演じております。証券界のライブドア事件、村上ファンド、政界においては偽装メール問題の面々、若さの至りで片づけるには余りにもお粗末ではないでしょうか。

佐藤町長におかれましても、自分の信念で町政に取り組んでほしいと思います。町長の信念がぐらつくようでは、よい町政はできないと思います。おれの信念はこれだというところをぜひ発揮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、町長の政治姿勢について。

佐藤町長は、2町合併について批判的な立場で町長選に臨まれ、空港圏の大型合併を主張されておりましたが、我々旧横芝議会は、日本の空路下に横芝町は、成田空港がある限り、騒音と、いつ何が落ちてくるかわからない危険と、不安につき合っていかなければならない。

このような地域にあって、空港が成り立っているわけであるから、横芝町は空港の一端を担っているわけで、したがって、当然空港圏に入るべきであり、入れるべきであるという観点から、空港圏合併を進めるべく運動を進めてきたわけでありますが、合併は相手のあることであり、相手の合意が得られないで空港圏合併はできなかつたけれども、今回の光町との合併は、空港圏の第一段階の合併として十分理解できるとして、ほとんどの議員の賛成で進めてきたものであります。今ここに、町長の座について、現実をどのように捉えるか、所信をお伺いするものであります。

次に、新町建設計画についてお尋ねいたします。

行政は、一朝一夕にして変えられるものではないと思いますが、平成13年度に作成した横芝町新町建設計画、また横芝町都市計画マスタープラン、そして17年度から21年度にかけて計画された次世代育成支援対策地域行動計画等の計画があり、また旧光町においても同様な策定計画がされておりましたのを踏まえ、合併による新町づくりに住民アンケートを募り、これらをもとにして新町建設計画が合併協議会で検討され、つくられたと思うが、町長のこの新町建設計画については、どのような所見であるかをお伺いいたします。

次に、町長の選挙公約についてお伺いいたします。

町長も、選挙においていろいろと公約を出されておられたようですが、すぐにできるものとできないものがあるかと思いますが、具体的にどのようなことから実行されるかお伺いいたします。これは、前質問にも重なるところが多かろうと思いますが、よろしく願いたいと思います。

次に、農政問題についてお伺いいたします。

町長の農業に対する所見について。

町長は、商家の出身でございます、町の出身でございますが、横芝光町の農業をどのように位置づけ、捉えておられるかお伺いいたします。

次に、農業に対する政策について。

横芝光町の基幹産業は農業だと思うのですが、町長の農業振興に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、農業団体の取り扱いについて。

旧横芝町においては、農業団体を農業振興会という形で一本化して、活動は各部会で行い、農業祭や振興大会等は本会で行うというような形で活動をなされておりましたが、新町においてはどのような形になるかお伺いしたいと思います。

次に、都市整備についてお伺いいたします。

1 番目、駅前交差点の右折車線についてお伺いいたします。

旧横芝 6 月議会において私が質問いたしましたとおりに、駅前ロータリー整備、タクシープール、待ち受け駐車場等、大変よく整備されました。人と車が分離され、危険もなくなり、車の流れもよくなったわけではありますが、変形交差点を駅の方から出るのに、前は中央車線 1 本であったので、右折、左折が 2 列に並んで順調に出ていたわけではありますが、今は中央車線で狭め、車線が少なくなってしまうので、全部 1 列に並んでしまいます。混雑時には、ロータリーまでぐるっと車が詰まってしまいます。基本的には正規の交差点にするのが一番いいのですが、移転確保もあることだし、すぐにはできないと思いますので、この右折車線について、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、駅の自動改札機設置についてであります。

この件につきましては、旧横芝議会において、川島富士子議員からも御提案がありましたけれども、あえて私がここにまた提案いたしますのは、JR も合理化を進め、横芝駅は駅員も民間委託になっております。先月あたりより、乗車券の発売も自動販売機以外の乗車券も機械対応になり、乗車券を販売する窓口はありません。今のところ、職員がついて説明をしておりますが、一々ディスプレイを見ながらの対応になりますので、年配者には大変であり、1 枚の切符を買うのに大変時間がかかり、電車の時間の間際に行くと目的の乗車券が買えないこともあります。自動改札機があれば、Suica カード等が使えるし、若い世代の方がカードをお使いになれば、販売機の方も楽になると思うので、駅前の町長さん、ぜひひとつこの自動改札機設置についてご努力をお願いしたいと思います。

次に、下水道整備についてお伺いいたします。

下水道は、我々の生活に密着した施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川等の公共水域の水質を保全するためにも重要な役割を担っております。旧横芝町においては、二つのブロックで農業排水事業が稼働しておりますが、その後の計画は何もありません。町長は下水道についてどのようなお考えを持っているかをお伺いいたします。

以上、大綱 3 点について、第 1 回の質問といたしますので、よろしくお伺いいたします。

〔 11 番議員 永・貞・君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 永・貞・君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 永・貞・議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、2町合併の件についてであります。確かに私は、空港圏での大合併を目指すべきであると主張してきたことは事実でございます。しかし、決して旧横芝町と旧光町との合併に対して否定したわけではございません。住民サービスの向上や財政力の向上のためには、大型合併が住民にとって必要不可欠であるとの認識の上に立った考えでございます。

二次合併は、それこそ3年や5年ではなし遂げられるものではないと承知しております。

本年3月27日に新町横芝光町がスタートし、その初代町長として、私は、住民の代表者の方々を初め議員各位のご努力によって計画立案されました、この後でも質問にも答えますけれども、新町建設計画を基本として、新しいまちづくりを積極的に進めてまいりたい所存でございます。

あわせて、私の合併の第2ステージの考え方として、やはり日本国民、千葉県民が等しく行政サービスを受けられ、格差があってはならないと考えております。特に教育、福祉、医療等のサービスが等しく受けられるためにも、大型合併を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、先ほどの新町建設計画についてでございますけれども、先日の山崎貞一議員にもお答え申し上げましたが、新町建設計画については、合併協議の場で、新町として必要な事業としての住民アンケートや協議会において十分な協議のもと策定されたものと認識しております。尊重しなければならないものと認識してございます。

続いて、選挙戦での公約についてお答えをさせていただきます。

椎名文雄議員の質問でお答えをしましており、私は、大綱8項目の選挙公約を町民の皆様にお約束をさせていただきました。具体的にとのことでございますので、お話をさせていただきます。

公約の実現につきましては、できるものから順に随時進めてまいりたいと考えております。

まず、小学6年生までの医療費の無料化についてであります。段階を追って実施することといたしました。本年8月からは就学前乳幼児を対象に、そして10月1日からは6年生までを対象に完全実施すべく、今議会に提案する予算に計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、町長、助役の報酬カットでございますが、報酬をそれぞれ5%カットするため、今次議会に議案の提出をさせていただきました。

次に、収入役の廃止につきましては、明19年度に地方自治法の一部改正により収入役が廃止されることから、それまでの間、収入役の任命はいたしません。したがって、事実上の廃止というふうにご理解いただきたいと思います。

次に、公用車の廃止につきましては、見解の相違、また私どもの話し方の問題、いろいろありますが、黒塗りの高級車を使用しないということでご理解を賜りたいと存じます。現在は、町長専用車ではなく、ふだん職員が使っておる車を公務移動用として、ふだん職員が使っている小型の公用車を使用しているところでございます。

次に、公共施設の民間委託については、今議会でもいろいろと審議させていただきます指定管理者制度の導入を図るべく、今次議会に関係条例の整備をすべく提案をさせていただきました。この条例の制定を受けて、具体的検討に入りたいと考えております。

次に、循環バスの利便性の向上につきましては、横芝光町循環バス運行委員会と協議を進め、利便性の向上に努めてまいります。

次に、ごみ袋の大幅値下げにつきましては、山武管内の関係市町を訪問し、ごみ袋の値下げについて提唱をさせていただいた結果、各首長から一定の理解が得られたものと認識いたしているところでございます。したがって、今後早い段階での実現に向け協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、二次合併につきましては、先ほどお答え申し上げたとおりでございます。

続きまして、農業に対する所見、どのように位置づけているか、また農業振興に対する考えについては、2点一緒にお答えをさせていただきます。

横芝光町は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、首都圏や成田空港に隣接した地理的条件を生かし、ネギ、カボチャ、未成熟トウモロコシなど、露地野菜やメロン、トマト等の施設野菜を中心に、生鮮食料品の供給基地としての役割を担うとともに、水稻を初め酪農、牛肉、養豚など多様な農業を展開しています。しかし、国内外の産地間競争による農産物の価格の低迷や担い手の高齢化、後継者不足、食の安全・安心、さらには鳥インフルエンザなど新たな問題も発生するなど、農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあると考えております。加えて、5月29日にはポジティブリスト制度が施行され、食品に残るすべての農薬に残留基準が設けられたことから、今後の農薬散布のあり方も検討していかなければなりません。

また、新町横芝光町のここ10年間のデータを見ても、農家戸数は、平成7年の1,979戸に対し、平成17年は1,391戸に減少し、農地面積も、2,872ヘクタールから2,532ヘクタールと減少するなど、今後農業人口等の減少はますます進行するものと思われま

このような厳しい環境の中で、基幹産業である農業をいかに向上、発展させていくかが課題となってまいります。町としては、安全・安心な農作物の生産、流通の確保、農用地等集約化事業や農業用機械施設共同化の促進、ネギの共同防除、畜産環境対策や各種予防接種事業の補助などを行うとともに、土地基盤整備や農業経営体の育成など、一層の農業生産の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きましての、農業団体の取り扱いについては、産業振興課の方からのお答えとさせていただきます。そして、駅前交差点の右折車線の件につきましては、都市建設課の方からのお答えとさせていただきます。

次に、駅の自動改札機の設置、Suicaカードの件についてお答えを申し上げます。

JR横芝駅にSuicaカードの利用ができる自動改札機の設置についてということですが、Suicaカードは、JRが利便性を強調し普及を図っているカードで、好評であると伺っております。しかしながら、利用区域が限られており、現行ではSuicaエリア、大都市近郊区間内の駅のみとされております。総武本線で申しますと、成東駅までがSuicaエリアとされております。JR東日本としては、現時点においては、Suicaエリアの拡大に関する計画はないようであります。しかしながら、JR総武本線成東駅以東の鉄道利用者が増加すれば、エリアが拡大されることも想定されますので、町としても、JR総武本線の利用者の増加対策に対して、JR東日本と協議しながら啓発活動など取り組みを行うとともに、JR東日本に対して、沿線自治体と連携しながら要望活動をしてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様におかれましても、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、下水道整備についてでございます。

公共下水道は、快適で衛生的な生活を営むために必要不可欠な施設であることは重々承知しておりますが、この事業を推進するには多額の費用と長い期間が必要であり、整備を行うには容易ではないと認識しております。

当横芝光町では、県の指導のもと、平成15年度に旧横芝町、旧光町、それぞれが污水適正処理構想を策定し、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業、いわゆる污水3事業を効率的・効果的な整備を図るため、それぞれの地域を合わせた区域に定めて、それらの推進を図ろうとしたところであります。

しかしながら、旧光町では、それらの事業経費等について試算したところ、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに多額の経費が必要であるとのことから、町内全域を合併処理浄

化槽による対応とすることで方向づけされたとのこととございます。

また、旧横芝町では、大総地域の木戸台地区と中台地区で農業集落排水事業を実施し、既に事業が完了し稼働されておりますが、この事業については、国・県の補助も終了しております。現時点では新たな集落排水事業はできない状況となっております。

なお、公共下水道事業につきましては、平成15年度に旧横芝町分で試算したところ、事業費で約220億円、国庫補助金や起債等を利用して、町単独の経費が約11億円必要であったと聞いております。

合併後は、人口や世帯数も2倍近くになり、この事業を実施するにはさらに経費がかかると考えられておりますので、近い将来に公共下水道事業に取り組むことは非常に困難ではないかと認識しております。

このようなことから、現在、汚水適正処理対策としては、国や県からの補助を活用しながら合併浄化槽を推進しているところでございます。合併処理浄化槽の補助金については、県、国、町を含めた金額で5人から10人槽が24万円、単独浄化槽から合併浄化槽への転換分が18万円であり、平成18年度では、町内全体で新規分が75基、単独から合併浄化槽への転換分として5基分を予算化してございます。

今後も、国や県にも協力を求めながら、少しでも多くの合併処理浄化槽が設置できるよう、普及推進に努力してまいりたいと考えております。

以上、壇上からのお答えとさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、農業振興会につきまして、私の方からお答えいたします。

農業振興会は、旧横芝町独自の組織でありまして、県下にも類を見ない団体として農業発展の一翼を担ってきたものと認識をしております。合併協議におきましては、旧横芝町農業振興会を一旦解散いたしまして、新たに横芝光町農業振興会設立準備委員会を立ち上げ、旧横芝町の組織を母体といたしまして、組織の再編と強化育成を図ることで合意をいたしております。

また、肉牛部会と営農集団部会等を新たな部会として発足させ、本会と11の専門部会で再編することとなっております。

農業振興会設立に当たりましては、去る5月30日に両町の関係者に準備委員会としてお集まりを願いました。今後の設立に向けて、その準備と会員募集などについて協議を行ったところであります。現在、各部会ごとに設立準備ということで、それぞれ協議を行っているところでもあります。その結果、まだ予定ではありませんけれども、6月29日に農業振興会設立総会を開催する予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、駅前交差点の右折車線につきまして、私の方からご回答させていただきます。

ご案内のとおり、本年3月に完成をいたしました駅前広場の整備の際に、観光用案内アーチからご指摘の交差点までの県道部分につきまして、管理しております山武地域整備センターの了解を得まして、ほとんど消えかかっておりましたセンターライン等を引き直したところでございます。

これらの整備に際し、道路法の規定で事前に県の公安委員会と協議するよう定められておりました。この協議の中で、ご指摘の箇所につきましては、車道幅及び路肩幅が道路構造令の規定値より広く設定されているため、交差点では車両が2台並列してしまう可能性がありまして、安全上も好ましいものではなく、また右折車線を設けるだけの構造上の基準等も満たしていないということで、公安委員会の指示により現状のように整備をさせていただいたところでございます。

したがって、右折車線を設けるには交差点の改良が必要になってまいりますので、懸案であります変形交差点の改修とあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願ひ申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） それでは、2回目の質問を自席よりさせていただきます。

1番目の町長の姿勢について、大変ご丁寧なご回答ありがとうございました。

町長の言われるとおり、空港圏の大都市化というのは理想ではありますけれども、成田市も田舎をふやすのは大分嫌がっているようでございますので、これは随時進めていっていた

だきたいと思います。今、この横芝光町の合併を、すばらしい町だということになるような形でまちづくりをお願いしたいと思います。

それで、この空港に絡みまして、この空港の騒音、環境マイナス、これは町においては非常にマイナス面でございますけれども、このマイナス面を一つの財産としてこれをプラスになるような政策を、ひとつ町長として、空港とのつき合いの中でお願ひしたいと思います。

それから、新町建設計画でございますが、これは前議員さん方のご質問にもありましたことだし、新町建設計画に沿って当町も頑張るといふようなことでございますので、そのように理解して進めていただきたいと思います。

どれもこれも重要なことばかりでございますが、今申し上げました成田空港とのつき合いの中で、旧横芝議会においても、これからBランが完成しますと、ますます発着回数が多くなり、騒音もふえるわけでございます。このような対策に対しまして、空港、県等にも、横芝のかかってある被害に対しまして、空港の対応が少ないでないかというような観点から、空港にももう少し横芝の対応をしるといふようなことで要望も出してあります。でありますから、そういうことも踏まえまして、これから空港等の予算獲得にも町長も頑張っていただきたいと思いますというように考えるところであります。

それと、この新町建設計画の中で、道路の問題でございますけれども、3点ほどお伺ひしたいと思います。

今、横芝中学校の建設が進んでおる中で、横芝・下総バイパス線、それから横芝・上堺バイパス線、それへ下がるバイパス線の工事が非常におくれておるようでございますので、この2線の進捗状況とこれからの見通しについてお伺ひいたします。

それからもう1点、今回、大総小学校のPTA会長から請願が出されておったわけでございますが、大総小学校から中台に通じる県道でございますが、県道横芝・山武線ですか、これも私も横芝議会のときにも取り上げて、早期完成を要望したところでございますけれども、なかなか進行しません。ここも小・中学校の通学路でございますので、早期に完成を願うものであります。これも現在の進捗状況とこれからの見通しについてお伺ひしたいと思います。

次に、公約でございますが、二次合併については、先ほどの町長のご回答で理解をしておりますが、公用車廃止という点で、一つお伺ひしたいと思います。

町長は、黒塗りの車は公用車で、ほかの車は公用車でないというふうな回答でございますけれども、私の理解では、役場の車はみんな公用車でないかと思うのですが、これは町長は

運転手つきの町の車には乗らないという意味なのか、全部自分で運転していくという意味なのか、その辺の解釈ですね、もう一度お願いしたいと思います。

それから、児童の医療無料化ですか、これは今、少子化の中でいいことだと思いますが、今、子供が年々生まれるのが少なくなっている中で、分娩費用が30万から35万になるというような、この間の議案の説明でありましたけれども、これは国保から出るお金だと思うんですね。ですから町長、町として1分娩に対して20万くらい出せませんか。町長、実際に考えていただきたいと思います。町の分娩手当ですね、ぜひその点はひとつお願いします。

続きまして、農政問題でございますが、町長も農業が大事だというご見識であることを伺いまして、大変安心しているところでございますが、私のような、このような横芝光町のような町は、農家が景気よくなれば、町はほっておいても活気づくと思うんですよ。日中村にしているのは年寄りと犬猫、子供もいないような部落では、町の発展はないと思いますので、ぜひひとつこの辺も考慮して農村問題に取り組んでいただきたいと思います。

さて、今、農政は大転換を迎えております。昭和36年に制定された農業基本法は、その当時の社会経済や動向を踏まえて、我が国の向かうべき道しるべを示して制定されたものでありますけれども、その後の大きな社会情勢の変化に合わせ、旧農業基本法にかわり、食料・農業・農村基本法が平成11年7月に制定され、平成15年6月に改正されて現在に至っております。

この法律に従って現在進めているのが、担い手を対象に絞り、経営全体に着目した政策に転換しているところであります。これは、平成17年3月に閣議決定された新たな基本計画の中に、重要施策の一つとして、平成19年から品目横断的経営安定対策を導入するということでありまして。この対策は、価格政策から所得政策への転換という、11年7月に制定された食料・農業・農村基本法で示された政策を具体化するものであります。これまで農家全体として、品目前の価格に着目してきた対策を、担い手を対象に絞り、経営全体に着目した政策に転換する今までの農政を根本から見直すものであります。

この食料・農業・農村基本法第1章「総則」の第8条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を要する。」とあります。この政策の推進については、平成10年2月に、平成22年を目標とした米政策改革大綱にのっとり、地域水田農業推進協議会を立ち上げ、地域水田農業ビジョンを16年度より策定し、形の上では、需要に即した米づくりの推進、認定農業者の認定、担い手農

業者の育成、集落営農組織、農作業受託組合のあり方等について活動していることになっておりますが、横芝地域において実働しているのは、北清水における県営担い手基盤整備事業だけであります。

今回の品目横断的経営安定対策事業に参加できる担い手で4ヘクタール、集落営農で20ヘクタールをカバーする個人及びこの該当する組合は、当町においてどのくらいありますかお伺いしたいと思います。また、町として、この事業にどのように対応するかをお伺いするものであります。

続いて、都市整備の件でございますが、駅前の交差点、私もそのようには思っておったんですが、私も時々孫の送り迎えでしょっちゅう駅前へ行っておりますもので、雨降りなんかは、ロータリーぐるっと回ってしまいまして、降りるところよりも手前の方で降りるというふうな子供もおるようでございますので、お伺いしたようなわけでございますけれども、これは基本的には変形交差点を直さなければならないということでございますので、町長駅の前で、自分の前ですから、ひとつなるべく早くできるようにお願いしたいと思います。

それから、自動改札の件ですが、これもまあ私も駅の職員に聞いたんですけれども、これはね、大変なお金がかかるというので、なかなかできないですとはっきり言っております。だけれども、総武線ずっとやってまいりまして、八街、成東まで来ておりますので、次は八日市場が横芝になるかと思うんですよ。ですから、ひとつこれも駅前で、目の前でございまして、頑張っってひとつね。

年寄りが今切符買うという大変でございます。実際に行って買ってみればわかりますけれども、そのような事情を踏まえまして、Suicaが使える、使えないでなく、切符の販売そのものが、今大変不自由しておるということでございますので、ご配慮を願いたいと思います。

それから、下水道の件でございますが、これは金がかかるのは当然でございますが、なかなかできないというのは私も理解しておるわけでございますけれども、千葉県の2005年のデータですと、大体下水道の普及率が61%、全国で千葉県が16番目ということでございます。

今、町の計画では、合併浄化槽の推進ということで進めるということでございますので、これはこれでいいことではございますけれども、これは個人に任されたことでございますので、果たしてどのくらい進むのかというのは非常に疑問に思うところでございます。まして、新築あるいは改築等であれば、単独槽から合併浄化槽に変えるということも可能かと思えますけれども、普通に生活する中で、単独槽から合併浄化槽に変えるということは非常に至難

のわざだと思えます。これも旧横芝議会でも質問いたしまして、18万出すから合併にかえるという家がどのくらいあるかという質問したことがございますけれども、横芝町ではゼロでした、ということでございます。私のところと、この中では議長のところが、集落排水の恩恵に浴すというか、範囲に入っておりますけれども、この集落排水やりまして、非常にきれいになっております。

人がどのくらい1日で水を使うか、ちょっと調べてみますと、大体250リッター使うそうですね、生活用水として。4人いると、約1トンの水が流されることになるわけでございますので、これは相当の水でございます。これがまた合併浄化槽ですと、その行き先がほとんど農業用水に入るのではなからうか。そういう点を踏まえまして、今、集落排水事業も非常に、私どものやったときよりは簡素といえますか、私どものやっている当時は、4メートルも下へ管をふせるというような事業で大変でございましたけれども、今は浅いところで管のふせるのもよし、また狭い農道の拡張を兼ねて、舗装を兼ねてできるというようなそういう事業もあるそうでございますので、またこれもひとつ検討をしていただきたいと思います。

それから、この水が流れるのは栗山川でございます。この栗山川についてでございますけれども、この栗山川は普通の川とはちょっと違う面がございます。違う面といえますのは、普通の川だと上から下へ流れるだけでございますけれども、栗山川は、皆さんご存じだと思いますけれども、両総用水という、戦中から計画されました九十九里沿岸の干ばつを防ぐのと、利根川周辺の冠水を防ぐ湛水防除、それを踏まえまして、両総土地改良事業が完成しておるわけでございますけれども、佐原地点から横芝堰までは、ただいまのところ両総用水と水資源公団の共用になっております。それで佐原から取水しまして、人工水路によりまして、栗山川の上流、栗源町まで持ってきてまして、栗源から栗山川へ放流いたします。約6時間かけて私どもの下、横芝まで流れてきます。この流れてきた水が、一番目に、上から申しますと、九十九里水道企業団が宝来地先で取水をしております。これが傍示戸台の浄化槽において浄化され、八匝、山武水道、両方に行っております。

それから、次の両総用水、今新しくなりまして、栗山川のそばに来ましたけれども、ここで揚げておる水が、山武地域はもちろん、東金、大網、茂原、最終は一宮まで行っております。この間約農地合わせて1万8,000町歩、俗に湛水防除を含めまして、両総2万町歩と言っておりますけれども、そのように両総用水は行っております。

次に、その下に、房総用水の取水場がございます。この房総用水は、両総用水との共有になりました水を、当初は工業団地、京葉工業地帯へ送るのが目的であったろうかと思われま

すが、そのバブルの崩壊による会社等の用水が少なくなったということで、今、主に工業用水のほか、上水道に使っておるようでございますけれども、これが横芝の取水場から東金ダム、長柄ダムに行っております。ここまでが公団の事業で行っております。その先は県単事業で、房総水道をつくって、大多喜ダムまで行っております。このダムの水は、主に房総の上水道に使われておるようございまして、鴨川あたり、遠くは館山の方まで上水道として行っておるようでございます。

というような、非常に重要な川でございますので、汚水の流れとか、今、椎名議員とともに、川をきれいにするというようなことで、私どもやっておりますけれども、周りをきれいにするのも結構でございますけれども、汚水を入れないようにするのも、一つの川をきれいにすることだろうと思っておりますので、その辺も考慮願いたいと思っております。

以上、2回目の質問にさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、永・貞・議員の2回目の質問に自席からお答えをさせていただきます。

まず、新町建設計画についての道路の進捗状況の詳細については、建設課長の方からお話をさせてもらいますが、とりあえず横芝・下総線の延長については、あと若干一部の用地買収が残っておりますけれども、それこそ用地買収がもし困難であれば、私みずから県の用地買収課と一緒に努めてまいりたいと思っております。そしてその後の、サビアの踏切の下の部分については、貴重な財源の中から一部調査費として今回計上させていただきましたので、それでご理解をいただきたいと存じます。

そしてあと詳細については、都市建設課長の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

続きまして、公用車の問題でございますけれども、最初、当時は、自分で運転していいかなと思っておりました。しかしながら、実際この町長という重責を担ったところで、職責の重さと2万六千有余名の町民の代表というところで、やはり自分で運転していて、事故があってはならないと、その辺のところを重々関係者からも言われておりました、その部分については、若干の私どもの公約とずれがあるというところは訂正をさせていただければありがたいと、ご理解いただければと思っております。

そして、その中においても、黒塗りの高級車というものをまず廃止しまして、まだ現在あるんですけれども、一切乗っておりませんし、近日中というか、近々の処分をしまおう

と考えて相談をしているところでございます。そして、今乗っている車が、当然そういう自分で運転しないということによって、やはり運転手さんは必要であると、その運転手さんの車の管理の関係から、たまたま今まで近い、千葉ですとか東金に職員が出張用に使っている車、プリウスという車がありまして、これは環境にもとても優しい車ということで、燃費も非常によく、正確にはかったわけではございませんけれども、以前の町長車に比べて3倍、4倍の燃費があるではないかというところで、そういうところでも行政改革の一環として、貴重な財源を使わせていただいておりますということで、ご理解を賜りたいと思います。

そしてあと、子育て支援の、町単独の分娩手当でございますけれども、私は本当は子育て支援、そういった観点からも、予算が伴えばぜひやってみたいというふうに考えております。しかしながら、いろいろと今回上程をさせていただきました医療費の完全無料化につきましても、予算動向を見ながら、できるものであればぜひやってみたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

そして、食料・農業・農村基本法についての事業について、先ほども永・議員からも言われましたけれども、農業は本当に大事な基幹産業であるということはもう認識十分しております。そうした中で、具体的な策については産業振興課長からの答弁とさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

そして、先ほどの下水道の件についてでありますけれども、おっしゃるとおりでありまして、この公共下水道というのは、本当にまちづくりの文化的な、町民が生活する上で本当に根幹をなすものだということは重々認識しております。そうした中で、先ほど申し上げました農業用水に行く、また栗山川の浄化の問題、またその栗山川から千葉県の本当に8割地域の上水道に水を飲んでいるんだと、皆さんが。そういった観点からも、これからいろいろな角度から、県・国に要望を重ねてまいりたいと思いますので、ひとつそういうところで今後も引き続き努力をしてまいりますので、議会の皆様方にもご協力賜れば幸いです。

それとちょっと、順序が違っちゃいますけれども、S u i c aの問題、あれについては、たまたまいろいろ国土交通関係に強い議員さんとも最近随分お知り合いになりましたので、その辺については強くいろいろいご指導賜っていきたいなと思っておりますので、参考までにひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） それでは、永・議員、再質問の中の県道横芝・下総線パイパ

スと横芝・山武線の進捗状況ということでございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、横芝・下総線バイパスでございますけれども、この事業につきましては、ご案内のとおり、国道126号から大総新道の入り口まで延長約1,100メートル区間のバイパスを建設するというので、山武地域整備センターの方で県単道路改良事業として平成6年度より進めていただいているところでございます。これまでに最優先といたしまして、本町の住宅区間の400メートルがご案内のとおりほぼ完了いたしまして一部供用を開始したところでございます。今年度につきましては、3,500万円の予算で農地区間の用地取得それから既に用地買収が済んでおります部分の盛り土工事などが予定されておまして、本年度末の進捗率は、事業費ベースで75%、用地取得は90%に達する見込みとなっております。

また、延伸につきましても、県道横芝・上堺線のバイパスとして、この道路が将来のまちづくりに欠かせない非常に重要な幹線道路であるということから、これまでも関係機関に要望をしまいたところでございます。これまで県におきまして、国道126号から1号線までの区間の現況測量を実施していただいたところでございます。町といたしましても、先ほど町長の答弁にございましたとおり、1号線から栗山地先の旧県道までの約1,200メートル区間の現況測量を実施するというので、事業化に向け今後調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、山武線の方の状況につきましてお答えをさせていただきます。

この道路改修事業は、道路幅が狭い上、曲がりが多く危険でございます、JAの大総支所から中台の角田地先までの延長約880メートル区間を改良するものでございまして、これもやはり県の山武地域整備センターの方で事業を実施し、平成4年から事業を実施していただいております。これまでに角田地先の約220メートルが完成したところでございます。本年度は県財政非常に厳しい中ではございますけれども、1,000万円の事業費を確保していただきまして、昨年度に引き続き道路の盛り土工事等を実施する予定となっております、事業全体の進捗率は、本年度末で約62%に達する見込みでございます。

なお、この区間は、現在計画されております圏央道横芝・大栄間のルート上にも当たってまいりますので、事業に着手してから既に10年以上が経過しているということから、地元でも早期整備を望む声が非常に高まっておりますので、今後も引き続き早期完成に向けまして関係機関に要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 永・議員の19年度からの新たなシステムということで、先ほど永・議員の方からありましたように、これまで全農家を対象に、品目米の価格に着目して講じてまいりましたものを、いわゆる対象を担い手に絞りまして、経営全体に着目した対策に転換するというので、まさに戦後の農政を根本から見直すような改革ということになってまいります。そういう中で、先ほど質問のありました認定農業者あるいはその集団経営、法人化、そういう経営方策をとっている農家しか対象にならないということで、非常に厳しいものがあるかと思えます。

ご質問の認定農業者でありますけれども、これは18年3月末現在でありますけれども、旧横芝で31、旧光町で30、そのうち法人化が3つということになっております。

それから、20ヘクタール以上のいわゆる集団経営の組織ということでありますけれども、面積的な資料が今手元にございませぬけれども、集団営農を行っている団体がたしか14団体かと思いました。正確な数字ではありませんけれども、申しわけありません。

そういうことで今後町といたしましては、対応策といたしましては、いわゆる小規模経営の農業者に対しましては、集団経営を推進することによりまして新たなシステムの恩恵を受けられるような形で考えていきたいというふうに思っています。そしてまた、集団営農、法人化を推進することでそれらの恩恵が受けられるということになりますので、全面的にその辺を推進してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） いろいろご丁寧なご回答ありがとうございました。

時間もなくなりましたので、町長も初めての議会であるし、新町初めて立ち上げることでございますので、どうかひとついろいろな難関もあるかと思えますけれども、乗り越えまして、この新町立ち上げ、みっちりとした町となるようお願いしたいと思えます。

それから、今の農業の方の件でございますけれども、これはやはり法律的にも、こういう制度にひっかからないと何も受けられないというような農家がたくさんあるわけでございますので、町といたしましても、真剣にひとつ、JAとかいろいろ農業団体もありますから、そういう面とよく相談しながらこの件については進めていっていただきたいと思えます。

それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。私の質問を終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で永・貞・君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時5分といたします。

（午前10時55分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

小川 征四郎 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

小川征四郎君。

〔28番議員 小川征四郎君登壇〕

28番（小川征四郎君） ご苦労さまです。

日本共産党の小川征四郎です。

通告のとおり質問いたしますので、簡潔な答弁を求めます。

初めに、新町横芝光町の初代町長に就任されましたこと、改めてお祝い申し上げます。おめでとうございます。これからの町政運営こそ、真価が問われるのではないのでしょうか。有権者の皆さんの期待をしっかりと受けとめ、難局に向かって全力を尽くされるよう願うものがあります。

さて、医療改悪法が、14日の参議院本会議で自民・公明の賛成多数で可決設立しました。自民・公明が強行した同改悪法は、70歳から74歳の患者負担を現行の1割から2割への引き上げ、70歳以上の療養病床入院患者の食費、居住費の負担増など、医療を最も必要とする高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増が盛り込まれました。小泉内閣の5年間の実績は、国民に痛みを押しつけ、強い者をより強く、弱い者、弱者をより一層痛めつける政治以外の何物でもありません。神戸女学院大学の石川康宏教授、経済学者は、小泉政治の本質は、日米大企業に対し、新しいもうけ口をつくることにあり、その象徴が郵政民営化でした。そして、不安定雇用の拡大と医療、福祉の改悪で、賃金と社会保障という生活の2本柱への双方の正面攻撃が行われました。しかも、痛みを耐えろと言いながら、いつまで耐えればいいのか語らずに首相をやめる無責任さです。今必要なのは、小泉路線を根本から転換するビジョンです。このように述べています。全くそのとおりではないのでしょうか。悪政のもとで住民

の暮らしを守る防波堤になる。このことが地方自治体、地方自治の本来の使命であります。佐藤町長の新しいまちづくりは、住民とともに、住民の視点で進める。このことは、住民が主人公の町政を目指している私どもと、表現は違うけれども、共通するものがあるのではないのでしょうか。そんな思いで質問いたします。

初めに、町長の政治姿勢について伺うものであります。

住民の視点に立ったまちづくりという場合、広く住民の皆さんの意見を、あるいは考えや構想などをしっかり聞き取ることが必要です。とりわけ大きな事業に着手しようとするときには、時間をかけて対話を深めることが大切です。大きな会場に大勢集めて、発言の際には地域と名前を述べよと言われても、そういう環境で発言できるのは、だれでもできるということではないでありましょう。幸いに集会所、共同利用施設等、地域住民が気楽に集まれる施設があります。車座になって気安く懇談できる。より多くの意見や構想が生まれるのではないのでしょうか。開かれた町長室と車座懇談会の開催を要望するものですが、町長の所見を伺います。

次に、町長の公約の一つに、商店街の活性化、金融制度の簡素化を掲げております。その具体策について伺うものであります。とりわけ金融制度の簡素化についてですが、小泉内閣の不良債権処理が強行される中で、中小商工業者の金融環境は大変厳しい状況になっております。やむなく高利融資を利用して失敗した例は限りなく広がっております。出資法違反の高利で経営難に陥った78の医療法人に貸し付けを行い、うち55医療法人が返済に困り、廃業に追い込まれたという記事が新聞にありました。旧横芝町では、中小業者振興融資及び利子補給制度がありました。合併後は県の制度融資利用していた場合に利子補給されることとなっておりますが、困ったときの命綱になるような町独自の融資制度の復活を願うものですが、公約の具体策について伺います。

次に、電子入札導入について伺います。公共工事をめぐる入札談合が相次いでいます。汚泥処理施設工事をめぐる入札談合事件で公正取引委員会は、プラントメーカーなど各社が談合を繰り返していた疑いが強いとして刑事告発しました。この間、発注機関が関与した談合が続発したため、国会でも、官製談合防止法の改正案が提出されました。もともと入札には発注機関が関与する素地があります。入札前にあらかじめ10社前後の企業を指名し、その中で価格競争させる指名競争入札という制度が多く採用されてきました。指名業者に入るために、企業が猛烈な営業活動を展開するのが通例です。ここに官製談合が働く余地がありました。こうした弊害から、現在、一定の資格と業績があれば入札に参加できる一般競争入札が

採用されるようになった経過があります。旧横芝議会では、決算議会のたびに、議会の意思として、入札制度の改革を求める決議をしてきたところでもあります。昨年12月議会の一般質問に、担当課長が、電子入札実施の時期が来たのではないかと述べました。佐藤町長、選挙公約に電子入札の導入を掲げています。早急に実施すべきと思うが、お考えを伺います。

次に、福祉行政について伺います。

障害者自立支援法が4月から実施され、2カ月余りたちました。制度の実施によって、準備不足、応益負担導入による負担増、報酬切り下げによる事業所の経営難など、大変な困難がもたらされています。実施を控えた3月の時点で、費用負担増のために先行きを見失い、母親が無理心中を図って障害者の娘を殺害するという痛ましい事件が起こっています。介護保険と同様、利用者負担の重さから、これまで利用していた福祉施設への通所をやめたり、在宅支援の利用を制限するなど、必要な福祉すら抑えざるを得ない状況が生まれています。共作連が4月3日に発表した調査結果では、自立支援法の影響で退所の意思を表明している人または既に退所した人124人、退所を検討している人205人、合計329人とされています。これは、回答のあった施設事業所の在籍者数の2.58%に上るもので、サービスを低下させないと政府答弁に反して、低下どころかサービスを受けられなくなっている実態が浮き彫りになったものです。

障害者自立支援法は、これまでの支援費制度が財源不足に陥って、これを当事者負担の強化によって打開しようとして、これまでの所得に応じた負担である応能負担から原則として費用の1割の定率負担を求めるという応益負担が導入されたことが最大の特徴です。応益負担は、生きるために必要な福祉を益として障害が重いほど負担が大きくなるという、障害者にとって生存権を否定するような制度ですから、かつてない大きな運動が起こって、一度は廃案になったものですが、昨年10月に強行成立され、5カ月という超短期間で実施されるという強行スケジュールだったわけです。そのゆがみが今噴出してあります。特に応益負担ゆえにサービス利用を断念するという問題とともに、断念した後の介護支援をどうするのかという、さらに深刻な問題も心配されております。当町の影響等について伺います。

次に、環境防災行政について伺います。

年間400万台排出されるという使用済み自動車は、有用金属、部品を含み、資源として価値が高いものであるために、また、ごみを減らし、資源をむだにしないリサイクル社会をつくるために、昨年4月より使用済み自動車の再資源化等に関する法律、通称自動車リサイクル法が始まりました。これに伴い、自動車関連業者、自動車所有者の方々にそれぞれ役割、義

務を定め、使用済み自動車のリサイクルを始めることになりました。使用済み自動車を取り扱う事業者は都道府県知事または保健所設置市の長へ、取引業、フロン類回収業は登録、または解体業、破碎業は許可を受けなければ、取り扱うことができません。このたび、消防団の統廃合により余剰となった31台の消防車は、自動車リサイクル法が規定する取引業、フロン等回収業、解体業、破碎業等の登録、許可業者に引き渡されたのか。また、普通財産の売却価格等について、財務規則第249条、普通財産の売り払い価格及び交換価格は適正な時価によるものとすると思いますが、町民の共有財産を処分する際、少しでも有利な方法を考えるべきだと思います。31台の処分はいずれも適切であったのか、伺うものであります。

次に、税務行政について伺います。

4月の臨時議会において、税法改正に伴って地方税の税率改定がされました。これまで所得階層別税率、所得200万円以下の金額の税率が100分の3、200万円を超える金額の税率が100分の8、700万円を超える金額の税率が100分の12であったものが、所得階層に関係なく100分の6の税率に一律課税に改正されたことにより、所得200万以下の納税者は2倍の増税、700万を超える所得の納税者は半分減税になるというものであります。また、高齢者控除の廃止、定率減税の縮減など、小泉内閣の構造改革路線が国民の暮らしをずたずたにしています。このたびの税率改正による当町の増収見込み。平成17年度課税ベース試算で2億5,600万円とのことでしたが、18年度の確定値はどのようになったか、改正前の所得階層別に伺いたいと思います。

また、国保税についても伺うところですが、先日来伺ったところ、国保税についてはまだ確定していないということですので、また改めて伺うことにいたしまして、壇上からの質問といたします。

〔28番議員 小川征四郎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、小川征四郎議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、政治姿勢の中で「豊かなまちづくり住民とともに取り組む」との公約について、車座座談会とか町長室の開放についてのご質問でございますが、それこそ私の目指す「未来をつくる住民の視点で」という考えのもとに、住民の皆様視点に立ち、よりよい町、住みやすい町、活力のある地域社会をつくるために、住民との懇談会は極めて重要と考えておりま

す。多くの住民の方々と接する機会を持ち、皆様のご意見を聞き、行政運営に反映できればと考えております。

先日の山崎議員さんにもお答えをしましておりでございます。とりあえずの当面としては、実施方法としては、各小学校区単位としてのものとし、時期としては9月から10月、秋を予定させております。そして、町長室の開放については、今後検討をしてみるところでございますけれども、月に1回程度、定期的な開放をしていきたいと考えております。

続きまして、商店街の活性化に伴う金融制度の簡素化と具体策についてでございますが、商店街の活性化、金融制度の簡素化の具体策についてですが、旧横芝町では、中小企業振興融資資金貸付条例に基づき融資を受けた者に対して、限度額1,500万円、補給率1.8%以内で利子補給を実施してまいりました。しかし、申請から決定まで大変日数を要したことから、過去7年間全く利用がございませんでした。そうした中で、旧光町の制度については、県の中小企業振興融資資金貸付要綱に基づく融資を受けた者に対して利子補給をするというものであり、利子補給の限度額は2,000万円ではありますが、窓口が商工会であり、申請から融資を受けるまでの期間が旧横芝町に比べ早いという利点がありましたので、合併の調整において、利用の多い光町方式をベースに両町の利子補給制度について見直しを図りました。

そして、新しい利子補給制度といたしまして、今までの限度額を1,500万円から県と同様の最高9,000万円に引き上げさせ、さらには利子補給率につきましても1.8%から2%以内に改善をいたしました。このことから、合併前に比べて大幅に資金の確保がしやすくなり、商店街の活性化につながるものと考えております。そして現にこの4月からのこれを利用する方が極めて多いということも申しつけておくところでございます。

続きまして、電子入札についてお答えをさせていただきます。電子入札につきましては、入札手続及びこれに関連する情報公開等を、インターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコストの縮減、発注機関における一層の透明性を図ろうと運用されているものであります。

電子入札システムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素・合理化を図ることを目的とされており、具体的なシステムは、発注機関での入札参加資格、入札書等の受け付け確認及び通知、開札執行、開札結果の通知を行う発注者機能、そして電子入札業者側として入札書提出などを行う受注者機能、そして電子データを授受、非改ざん等を保証する電子承認機能から構成されているというところでございます。

導入効果といたしましては、透明性の向上として、指名通知や必要な情報提供をインター

ネットにより行うため、入札参加者が一堂に会することがなく、談合などの発生しにくい仕組みとして有効とされており、指名通知や入札結果の公表、開札業務の電子化により、事務の効率化、迅速化が図られ、発注者側の事務の軽減や受注者側での移動コスト等の縮減が期待できるところでございます。

ご質問のございました、当町における電子入札制度のプロセスにつきましても、千葉県における電子入札システムが、平成17年度から19年度までを電子調達システム、いわゆる電子入札の試行運用期間として実施されているところでありまして、先ほど申し上げましたような導入効果が得られることになれば、県におけるシステム試行期間中の運用状況、ウイルス対策、不正行為の発生・対応状況等の情報収集を行い、横芝光町建設工事等入札契約制度検討委員会での意見集約を図り、平成21年の導入に向けて準備を進めております。さらには、この21年度の実施すべく、県との共同実施については既に申し込み済みでございます。

続きまして、福祉行政、障害者自立支援法の問題については、福祉課長の方からの答弁とさせていただきます。そして、消防の自動車の処分については、環境防災課長からの答弁とさせていただきます。あともう1点の、税務行政に関する問題については、税務課長からの答弁とにかえさせていただきますので、小川征四郎議員に対する壇上からの答弁をこれで終了させていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、障害者自立支援法に関しまして、小川征四郎議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者自立支援法が制定され、利用手続、福祉サービスなどに関することについては、この4月から施行されております。また、新たな施設・事業体系に関する事項等については、この10月から新制度に移行することになっております。

これまで行われていた支援費制度では、身体、精神、知的障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく、利用しにくいこと等の不便が生じておりました。この新制度では、障害種別にかかわらず、障害のある人たちが必要とするサービスを利用できるよう、仕組みを一元化し、これまでの居宅や施設という分け方から、生活を支える介護サービス、就労の支援のためのサービスや地域生活を支えるサー

ビスなどに再編されました。

サービスの利用に関しましては、障害の程度の認定を行うとともに、希望されるサービス内容などを決定していきます。旧制度に比べ一部負担増になるケースも考えられますが、現在のところは利用者からの苦情等は伺っておりません。

4月現在の実績でございますけれども、居宅サービスを受けている方、これはホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、グループホーム等でございますけれども、居宅サービスを受けている方が53名、それから施設サービス、療養介護型施設、更生施設、それから授産施設等、施設サービスを受けている方が実数で35名、4月現在で88名の方が各サービスを受けております。

なお、先ほども申し上げましたが、本制度への本格的な移行につきましては、この10月以降となっておりますので、関係機関とも連携を図りながら、障害を持つ方々の支援に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

〔環境防災課長 林 英次君登壇〕

環境防災課長（林 英次君） 小川議員さんから、消防団統廃合による余剰消防車の処分について適切であったのかというご質問でございますけれども、最初に、物件を譲渡した経過についてご説明申し上げます。

横芝光町の合併に伴いまして、消防団を8分団27部に再編統合したことによりまして、31台の消防車両が不用となりました。当初は、その消防車両を町の平成18年度暫定予算により廃車処分する予定でありましたが、その後、町内業者3社から有償で譲り受けたいとの申し出があったことから、この3社に見積書の提出を求めました。その結果、2社の見積書がほぼ同額であったため、1社に16台、もう1社に15台の消防車両を有償で売り渡すための物件譲渡契約を平成18年4月18日付で締結をいたしました。

なお、不用になった消防車両を譲渡するといえども、譲渡した特定業者がそのまま活用することを防止するために、抹消登録と解体をしていただくという条件を付したものでございます。

また、処分に当たりまして、自動車リサイクル法の許可を持った業者かとのことでございますけれども、平成17年1月1日に施行された自動車リサイクル法では、車を廃車する場合に自治体の登録を受けた引き取り業者に引き渡すことということになっておりますが、今回

の場合は、廃車ではなく譲渡という形で契約をさせていただきました。そして、譲渡契約の中で、物権引き渡しについては、登録手続を抹消した後で引き渡すこととしたものでございます。

なお、物件譲渡につきましては、他の自治体でも、合併に伴いまして不用となった公用車を第三者に譲渡し、少しでも自主財源を確保していることから、それらを参考に行ったものでございますので、適切であったというように考えております。

以上、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔環境防災課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

〔税務課長 椎名茂道君登壇〕

税務課長（椎名茂道君） 小川議員の質問にお答えいたします。

先ほど、ご質問の中で、4月臨時議会で条例改正をいただいたということでありましたけれども、この本税条例につきましては、三位一体改革による国から地方への税源移譲を行うための条例改正でありまして、本条例の適用は平成19年度、明年からとなっております。したがって、ここでは18年度の町民税の賦課決定状況のみお答えさせていただきます。

個人町民税は、個人所得の伸びは期待できないものの、平成18年4月から適用されました税制改正、これは、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮減等であります。この税制改正によりまして、所得割、均等割ともに増額が見込まれまして、調定額ベースで約7億6,000万円と17年度当初調定額と比較して8,500万円、12.5%程度の増額を見込んでおります。

以上であります。

〔税務課長 椎名茂道君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） では、再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

最初の住民との懇談について、9月、10月に各小学校単位で実施されると、これは今後さらに発展させていくということは大事だというふうに思います。いろいろ忙しい中ですが、その町政運営上の問題については、先ほど言いましたような集落単位で、本当にだれでも話できる環境のもとで進めていくべきだろうというふうに思いますので、その点は、今後の問題として、発展方向に対応していただければというふうに思います。

それともう一つ、町長室の開放という点では、実施する方向で考えているということですが、現在使っている町長室が、必ずしも場所的にもそこが適当かどうかというものが

あるかと思えますけれども、多くの町民の声を直接相談を受け付けるという点ではやはり大事なことだと思えますので、そういうことで大きな実績を上げている自治体もありますので、ぜひそういう町長になっていただきたいということを希望しながら申し上げたところであります。

それと、融資制度のことですけれども、この県の制度融資が借りやすいということであればそれはそれで結構だと思いますし、なかなか今、銀行筋が中小業者に融資をしないという、かなりハードルが高くなっているんですね。ですから、社会問題にもなっております、つい高利に頼らざるを得ないということの中で、結局長年培ってきた事業も中断せざるを得ないというような状況というのはたくさんあるわけです。そういうようなことから、いざというときには町がもう少し対応しやすい対応をとっておく必要があるんじゃないかということで申し上げるところであります。この限度額も1,500万から9,000万にふやして、利子補給も増額しているという点では、やっぱり大変重要なことだというふうに思いますし、当分の間、この制度の中で状況を見ていくということも大事なかなというふうに思います。

そして、入札制度の問題ですが、先ほども述べましたように、本当の意味での競争ができるように、落札価格が低ければ低いほどいいということでは私はないと思いますし、正当な競争と、この行う事業が完全にいいものでなければいけないわけですから、ただ安くするためのものとして私はこれ考えているわけではありませんし、いろんなところで今この入札のあり方が改革されている。特に長野県などでは、かなりいろんな試行錯誤しながら、適切な競争ができるようにということで研究もされております。

この電子入札については、最近ですけれども、佐倉市が1件やった経験もありますので、今後実施していくということでありました。先ほど、佐藤町長も、これを県の今の実施期間の成果を見ながら実施していく方向だということでした。ちょっと私、聞き漏らしちゃったんですけれども、平成何年から導入を考えているという、何年だったかわかりませんので、もう一度お願いしたいと思います。

それともう一つは、質問にはなかったんですが、やはりその入札問題等含めて、融資制度とも絡めながら、町が発注する小規模の事業ですよ。50万とか100万程度の小さい事業ですよ、こういう入札に頼らずやる事業をできるだけ地元の零細業者に発注をしていくべきではないかというふうに思いますし、その辺の考えもちょっと伺っておきたいと思います。

その中で、今、高齢者世帯に対するリフォーム業者の悪徳商がかなりはびこって、被害も大きくなっているわけですが、そういう点で、もしそういう考えがあったり、希望する人は、

まず町に相談せよというような窓口を設けておくのも、そういう被害を防ぐ上で、私は大事ではないかと思うんですよね。町内にはやっぱりそういうリフォームを行うような建築関係の住民がたくさんいますので、地元の業者が施工すれば、そういった被害を防ぐこともできるというふうに思いますので、その辺の対応について伺っておきたいと思います。

それと2点目、自立支援法ですが、今、答弁いただいたところでは、本格的な実施は10月ということで、そうだというふうに思います。始まってわずかまだ2カ月くらいですから、いろんな状況というのはつかみ切れないところもあるかと思います。先ほど質問の中でも述べましたように、既にその短期間の中で大きな問題が発生しているということです。これは、私ども共産党の都議団が独自に調査した結果が14日に発表されたんですが、この自立支援法施行による、都内の施設利用者へのアンケート調査を実施しました。そのまとまったものを一時発表ということで出したんですが、施設の7割以上の事業者が減収になっているということで、今後の施設運営の存廃にかかわる大きな問題だというふうに言われております。

その調査の内容は、都内410カ所の障害者通所施設にアンケートを送付して、104の施設から回答をいただいたものです。ここに利用している定員は3,774人ということですが、この施設の平均収入額は、年間で、これはまだ1年たっているわけじゃないですから換算しているんだと思います。1,726万円が平均の減収額ということで出ております。中には3,000万円を超える施設もあったということであります。

こうした施設の方々が、国への要望のところでは、利用者が休んだ日は運営費から減額されるという今度の改定、月額算定ではなくて、日払い支払いになったことから、予定していた利用者が休んだ場合には減収になるという、このことが一つ大きな問題になっているわけです、施設側からすれば。そういうことから、その報酬単価の引き上げ等、応益負担の撤回をしてほしいということですね。自治体への要望は、利用者負担の軽減と施設への運営費の補助、こういうのが多数示されたということであります。

それで、苦情は今のところないということですがけれども、これまで所得に応じた負担ということで、利用者の約9割方が利用負担はゼロということであったものが、今度のこの改正でもって、施設利用者の95%が負担増になったという。その負担増がどれくらいかというと、月1万から2万円、4割弱の方々が2万から3万円以上の負担になったということで、これは国がとっている軽減策もあるんですけれども、その軽減策も、一つには1カ月1万5,000円というのが利用限度額なんですね。しかし、これも年金所得、障害者の方々の年金所得80万円以下の所得という方もたくさんおられるようですけれども、こういう方が年間18万円く

らの負担になりますよね。これはもうとても負担し切れるものではないというような意見が出されております。

それで、市町村が独自に軽減策をとっている、助成策をとっている、こういう自治体も今ふえております。東京、京都、横浜、広島市など8都府県と244の市町村がこれを行っております。今、町村合併で自治体数が1,820自治体になったそうですが、この13.4%の自治体が利用料の軽減策をとっているということでありまして。京都なんかでも、国が示した限度額の半分助成しているというところもありますし、きょうの新聞を見ますと、岡山県の倉敷市が3分の1補助を決めたとか、いろいろあります。

そういうことで、私は、まず大事なものは、実態がどうなっているかということを経営としてきちっと利用者等から意見を聞きながら調査をする必要があるんじゃないかというふうに思います。その上で必要な助成策をとるべきじゃないかというふうに思うんですが、まずその実態調査をしてほしいということをお願いいたします。

次は、環境行政で、消防車の譲渡、廃止じゃなくて譲渡だということ。自主財源を確保するために適切だったということですが、今度のリサイクル法では、廃車処分しようとする車が、車検の残余期間がある場合には、残余期間の重量税が還付されるということがあるんですが、今回はそのまま廃車ではなくて譲渡したということで、その辺の扱いがどういうふうになったのかですね、それも伺っておきたいと思っておりますし、譲渡した2社は、今言いましたような、それぞれ認可、許可を受けた業者であったのかどうかも含めて、もう一度その点を伺っておきたいと思っております。

税務行政については、また改めて伺うことにしたいと思います。

以上、もう一度願いたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、幾点かについて、小川征四郎議員の自席からの質問に、自席から答弁させていただきたいと思っております。

まず、電子入札の導入時期の件でございますけれども、県が平成17年度から19年度まで試行運用期間として定めておりまして、県の示すところは、平成21年度の導入に向けて共同実施をしていこうと、そういうところで21年度の共同実施に向けて既に私どもも申し込みをしてあるというところでございます。

そして、小規模事業の対応についてでございますけれども、おっしゃるとおり、地域経済活性化も含めて、一応例規集の関係で、130万円以下の公共工事については随意契約もでき

るといような認識の中で、それに近いものについてはやはり今の段階での入札制度というのは必要なのかなと思いつながら、それよりも低い部分についてはやはり随意的な部分で小規模事業者とのこれからは考えていかなければならないかなと思っております。

そして、最後の高齢者を悪徳業者から守る町の対応についてでございますけれども、新町横芝光町になりまして、この横芝光町庁舎におきまして、正面玄関に今度受付を考えております。それとかまた土曜、日曜の印鑑証明、住民票も、行政センター並びに当然横芝光庁舎でも、9時から5時15分までとれるようなシステムづくりを今やっております。来月中旬以降には、それができるのではないかと考えている中で、先ほど小川議員のおっしゃった、高齢者に対するですね、その問題だけでなく、いろんな問題、疑問に答えるべく、総合窓口をつくったらどうかと今私は思っております。その辺、適切な役場内での人員配備ができた後、いろいろ関係各課、係、班長と相談しながら検討してまいりたいと思っております。

そうして、自立支援法の問題については福祉課長の方から、また消防自動車の余剰処分については環境防災課長に答弁をゆだねたいと思っておりますので、よろしくご理解ください。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、小川議員さんからの再質問の件でございますけれども、この障害者自立支援法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、この10月以降、新たな料金体系とかそういうものに移っていく。現在、その料金体系につきましても、案が示されているだけで、決定した額はまだ示されていない状況にあります。そのような中で、あくまで案として比較しているだけの話でございます。具体的にどれだけ負担がふえるかとかいう部分については、まだ確定された部分がないというのが現状でございますので、まずその辺をご理解いただきたいと思っております。

それから、先ほど4月の実績ということで人数の方を申し上げましたけれども、基本的には従来の支援費という形で町としても負担しているわけでございますけれども、4月実績としましては、先ほどの居宅サービスで実数53名の方が居宅サービスを受けた。これは件数にしますと述べ68件になりまして、総費用が167万4,000円余り、このうち、このサービスを受けた方が負担した金額が13万4,347円、1件当たり1,975円の負担になるということになるかと思います。

また、施設サービスの方では、実数35名の方と申し上げました。これは施設でございますので、そのまま件数も35件ということで、この方たちにかかりました総費用が768万5,000円余り、うち個人負担でございますけれども、46万1,216円ということで、施設の方が多少高

くなりますけれども、1件当たり1万3,177円というご負担を願っております。

ただいま申し上げましたとおり、これから本格的に自立支援法に移行していくということで、もう少し様子を見ながらいきたいというように考えておりますけれども、実態調査等につきましては、その後ある程度必要であると判断されるようであれば、実施していきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） 譲渡に伴います残余期間の重量税分でございますけれども、今こちらに数字は把握してございませんけれども、町の雑入として収入されております。

また、リサイクル業者としての資格があるのかということでございますけれども、1社については資格はございません。それで、その会社については、リサイクル等の資格を有する会社に依頼をいたしまして、解体、破砕、これらの処分をしていただいて、適正に処分がなされております。また、写真等も町の方に届いております。

また、もう1社につきましては、産業廃棄物処理業者の資格がございまして、こちらも適正に処理がなされ、処理後の写真等も届いております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 最後の質問になるんですけれども、もう一度福祉行政のところで、ちょっと私も勉強不足なんですかね、この施設利用費というのはもう法律の中で決まっているというふうに私は判断していたんですね。国の限度額といいますか、軽減策ということで今とられているのが、生活保護等受けている場合にはゼロなんですけれども、住民税非課税であって収入が年額80万円以下の人、この人の利用料が、上限額が1万5,000円ということに、これは決定ではないのかどうか、もう一度伺います。

そして、障害年金じゃなくて、非課税の中で、今言った80万円以下以外の人の場合は2万4,600円ということで国の基準がなっております。住民税課税の方で3万7,200円。それをそれぞれの自治体が半額にしたり、3分の1にしたりということで助成をしているんですけれども、これの国の限度額というのは決まっていらないんだということであれば、10月に決まることなのか、このことをもう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

それともう一つは、制度が変わるときに、いろいろ設定されるまでの間、利用者の中でも混乱を来すんですけれども、この制度改正を、その利用者といいますか、障害を持っている方々にどのように制度変更の説明責任を果たしているのか、その辺を最後に伺いたいと思

ます。

もう1点は、これは入札のところで先ほど聞こうと思っていて忘れていたものがありますので、これは旧光町さんの方で、平成17年度に入札発注しているんですけども、その中で6件ほどが、入札が不調に終わったということで随意契約でやっているところがあります。この随意契約の場合には、予定価格に対して100%なんですけれども、大体入札が成立しなかった場合の契約方法として、これが一般的にとられていることなのか、また、今後もこのような対応になっていくのか、この2点について伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 施設等の利用限度額でございますけれども、限度額については決まっております。月額、小川議員の申されましたとおり、1万5,000円の区分の方は障害基礎年金の2級の受給者の方、それから2万4,600円は、障害基礎年金1級の受給者の方。ただいまの金額等につきましては、あとそのほかのグループホームを使う場合とか、ホームヘルプを使う場合、それから施設を使う場合、これによって多少の限度額が変わってきますけれども、基本的にはただいま申し上げましたとおりの金額でございます。

あと、障害者の方に対する法が変わりましたという広報等につきましては、原則的にはこの施設の方だとか、そういう方からお話し願っている。一応町としては、パンフレット等の配布等で広報を行っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 小川議員さんの旧光町での入札の関係についてのご質問でありますけれども、旧光町につきましてはの方法につきましては、確かに予定価格に落札しない入札があった場合につきましては、当日入札に参加した全業者に聞きまして、入札見積もりした最低価格の業者と話をしてよろしいかという了解のもとで、このような形でやってきたのが事実であります。

なお、今後については、そこら辺についてはまた入札契約制度検討委員会がありますので、また検討してみたいなと思っています。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 以上で小川征四郎君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

(午後 0時03分)

議長(伊藤良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

越川洋一君

議長(伊藤良一君) 一般質問を続けます。

越川洋一君。

[31番議員 越川洋一君登壇]

31番(越川洋一君) 合併後、最初の町長に就任されました佐藤町長に、初心忘れずに奮闘されることをお願い申し上げます。

それでは、通告順に一般質問を行います。

2006年3月27日、横芝光町が誕生しました。その最初の町長選挙で、佐藤町長の町政の誕生となりました。住民にとって、合併問題は、五十年、百年の大計であり、住民みずからが治める自治の範囲を変える問題であります。住民1人1人の暮らしに直結する問題ですから、1人1人がその是非を判断し、住民の総意でその方向を決めていくべきであります。

ところが、平成の大合併は、地域や住民のためではなく、国と財界の思惑で地方自治を踏みじめるやり方で、期限に間に合わせることを優先し、強引にこの間進められてまいりました。私たちは、こうした国による市町村合併の押しつけにはきっぱりと反対してきました。その意味は、地域住民の利益を守る、地方自治体本来の任務に照らしてのものであり、地域住民の意思を尊重して決める地方自治の本旨に立った立場からのものでした。横芝光町は、試行錯誤の経過を経て、平成16年5月に第1回合併協議会を設立し、平成17年2月には合併の調印にこぎつけました。私たちは、合併という天下の一大事に際して、合併の枠組みを含めた住民の意思と納得という民主主義、自治を強調して、住民投票を求める直接請求の署名運動を展開したわけであります。横芝地域でも直接請求を求める運動、連続的な首長のリコール運動が行われました。それは、新しい町をつくる住民の積極的で理性的な働きかけでした。佐藤町長は、この運動の中心におられた方です。そこでお尋ねします。

一連の運動を通じて訴えるあなたの政治理念は何か。

合併成立までの経過から、何を教訓として町政を運営されていくのかという基本について、お聞きしておきたいと思います。

次に、日本共産党の横芝光町委員会は、新しい町長を選ぶ選挙の期間中に、町民の方々に新しいまちづくりの6つの基準を提起して、その実現を呼びかけました。

その内容は、第1に、町民の暮らし、福祉、教育、安全の確保は、地方自治本来の仕事として優先して取り組むというものです。とりわけ国保税、介護保険料、少子化子育て支援などに率先、努力するという内容であります。

2つ目には、町民の立場に立ったむだのない行政運営を進めます。行政運営の一つ一つを住民の立場から検証し、効果的な事業展開を図る、簡素で効率的な行政運営が今求められております。

3つ目には、元気な地域づくりには、農業、商工業者の声に基づく振興を進めます。

次に、非核平和宣言にふさわしい憲法を守り暮らしに生かすまちづくりを進めます。

それから、町民に情報を開示し、行政への参加を進め、協働の町をつくります。

最後に、東陽病院を地域と医療の拠点として存続させ、山武医療センター構想に県の責任ある対応と計画の見直しを求めます。

以上の内容であります。どれもそもそも論に立った、極めて現実的な内容であります。佐藤町長が選挙戦の中でチラシや演説等で強調されたものと、そう違わないものであると理解をしております。改めてこれらに対する認識、見解を表明していただきたいと思っております。

政治姿勢の次の確認は、佐藤町政が進める行革の特徴を、自治、民主、公開、協働の町政としたらいかがかという提起についてであります。これは、あなたの主張するキャッチフレーズである、未来をつくる住民の視点での、基本の部分を押さえた表現であります。今後の目標、スローガンとしてもいいのではないのでしょうか。

住民の視点とは、言うまでもなく、住民の目線ということであり、住民の方々の声であり、願いであり、これをひとみのごとく大事に政策化していく行為であると考えます。私たちは、日ごろ住民が主人公という政治理念に立っておりますが、基本的には同じ立場にあるのではないかと受けとめております。佐藤町長の持論をお聞かせください。

続いて、新町建設計画について、当面どう対応していくのかという問題であります。

合併協議会の議論を通じて、各般にわたって新町建設計画が盛られております。しかし、これに対しては、佐藤町長の政治理念と政治尺度で精査する、見直しを図るのが当然ではないのでしょうか。前任者の意向でつくられたものを、そのまま踏襲するというのは、あなたにふさわしくはないと考えるが、いかがでありますか。

とりわけ、有利だからということで、特例債事業が計画されておりますが、横芝中学校改

築事業や老朽化している給食センター事業など、何としてもやらなければならない事業も、そして見直すべき事業もあると思います。例えば、2本の架橋建設と取りつけ道路については、粟嶋橋は確かに老朽化しておりますけれども、そこに新たな橋と取りつけ道路が要るか。突然に出てきた事業だという受けとめがあります。長塚・北清水架橋線については、大網、成東からつながってきているし、光町側では二十数年前に署名運動が住民から起きているということで、必要だというふうに考えますが、北清水から橋をかけ、県道まででいいのではないかと、そういう声も届いています。他の行政需要を満たしていくには、財源的にも、そうでもない限りは、政策実現の保障がないのではないかと。真っ当な意見だと思います。そこでの判断の一つの基準は、町長の尊重するとしている町民の声、情報の惜しみない開示の中から生まれてくるものと思うんです。緊急性と必要性は住民が決める。その辺が、限りある財源と優先順位の関係になってきます。佐藤町長の新しい手法に、町民の多くは投票を通じて期待を表明しているんだと考えます。

次に、第二次合併についてです。

財界と政府は、道州制の導入をたくらんでおります。県もこの流れの中で、合併再編を進め、政令指定都市への推進構想を持っております。しかし、合併推進の本質は歳出減らしであり、ゼネコン大企業にとってうまみのある舞台づくりであります。大きいことはいいことではありません。住民の暮らしと福祉、幸せと利益を保障する。その区域には、適正な規模というものがあると思います。住民の声が届き、住民の生活実態が把握できる、きめ細かな行政がやれる。地域的にひずみのない状態をつくれる。さらに、財源的には一番の頼みの綱である交付税の算出についてであります。これは人口10万人を基準にして、これより多くなれば漸減される、少なければ割り増しになるという段階補正の問題と思われま。

こういう中で、全国的には、合併をしないで頑張る自治体同士が、フォーラムを開きながら、独自の知恵と工夫で住民本位の行政を展開し、きらっと光る成果を上げ、元気を全国に発信しているところがあります。やみくもに合併によるスケールメリットを追い求めることは、行政サービスの向上にも、町民の元気なまちづくりにもつながらないのではないのでしょうか、改めて見解を表明願いたいと思います。

続いて、徹底した行財政改革を行おうとしておりますが、その内容はどんな対応になるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

収入役の廃止は、地方自治法の改正が通ったので、全国的に置かないということになります。公用車の廃止といひますが、高級車は要らないということで、町長本来の職務の遂行の

ためには、運転手と車は必要であるというのが正確な認識ではないでしょうか。

入札制度の改善は、全国的に問題になっておりますが、談合を廃し、厳正、公正な入札で、適正な価格と競争の結果として、いいものができるという請負契約制度の改善、これこそが行政改革の一番のかなめであると私はずっと言い続けてきました。貴重な財源の確保にも道を開きます。本社がはるか遠いところにある大手企業より、地元業者育成の役割を担っている行政だからこそ、真の競争による仕事の発注が必要になるのです。

借地料の見直しですが、何を基準にしてきたのでしょうか。住民感情に合う適正な価格、かつて固定資産税の引き上げにより、連動して借地料が引き上げられた経緯があると思います。昨今の地価の状況を勘案しても、見直しのための検討は必要ではないでしょうか。全く検討の余地はないのか、お尋ねします。

職員の削減の問題ですが、単純に歳出減らしのために行われますと、犠牲は町民サービスにはね返ってまいります。今でさえ少ない教員や消防職員、看護師、町民と直接設置している現場職員などの削減をして、サービスの後退を招いてはならないと思います。町民の行政需要は、広範多岐にわたっておりますが、それを充足する財源は、三位一体改革などに見られるように非常に厳しい様相となっております。積極的な財源確保と同時に、政策の優先順位に厳しいメスを加えなければなりません。

以上の諸点について、どんな内容の改革を断行するのか聞いておきたいと考えております。

次に、徹底した情報開示と町民参加のまちづくりについてであります。

横芝光町情報公開条例は、第1条、その目的として、この条例は、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を尊重し、町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政への参加を一層促進し、町政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を実現することを目的とするとなっております。

また、情報公開の総合的な推進という第26条では、実施機関は、前章に定める公文書の開示のほか、情報提供、施策及び情報収集活動の充実を図り、町政に関する正確でわかりやすい情報を町民が迅速かつ容易に得られるように、情報公開の総合的な推進に努めるものと定めております。旧町時代に条例化しているにもかかわらず、町民への情報伝達、開示という点では、閉鎖的で求められる水準になかったというふうに私は考えております。

第1に、議会の質問に対してさえも情報開示の姿勢が弱いと不満を持ってきました。合併に際して、合併算定替えが終わり、一本算定になったときの交付税はどうなるのか。また、

特例債の償還との関係はどうなるのかという質問に対しても、シミュレーションではこうなるという試算はできるわけですが、何度聞いても答えない。町民を代表する議会に対してさえ、そういうわけでした。合併がいいかどうかの大きな判断基準であるこの問題に対する態度であったわけですが、率直に言って、相当自覚的な努力をして、官僚的な手法を克服しない限りは、町長の求める町民の参加は引き出せないというふうに思います。町民の自主的な参加を促し、新しい町を支える力の発揮には、情報の公開と町民の共感、そこからの相互の信頼の確保が必要条件となります。事ほどさように、情報公開をして情報を共有してこそ、協働のまちづくりが進みます。町民参加を促す絶対条件だというふうに思います。

例えば、東陽病院の再建に関して、住民の理解と協力なくしてはできないわけですが、厳しい、厳しいと、地元病院をもっと利用してくれないと困るなど何度繰り返しても、経営改善には結びつきません。ですから、これまでの手法ではなくて、例えばキャッシュフローの中身まで公開する。運営の赤字の内容、施設建設の償還金の内容の公開、どこに不安や不満があるのか、それでも身近な公立病院があることの意義など、もっと住民を信頼し、住民に依拠していくためには、情報をできる限り開示する。知らしむべからず、よらしむべしの反対の立場であります。政策の立案過程から情報を公開し、行政と町民が同じ情報を持って議論できる関係、住民の理解と納得を促す取り組みを各般にわたって行うために、日常的にそのことに対応した書類をつくっていく、ここが肝心かなめで、住民の行政への積極参加のかぎがあるというふうに思います。なぜならば、住民自治の基本の課題であるからです。ここに踏み切ってください。町の主人公である住民のエネルギーを引き出すには、理解と共感と協力こそが命だと思います。そのためには、情報公開条例の精神に立ってこそ、町民参加と自主的、総意的なまちづくりは前進いたします。今後の体質改善を含めた決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

次に、産業政策についてお尋ねいたします。

どこでも第1次産業は押しなべて元気がなく、活性化が求められておりますけれども、遅々として進まず、打開の道が定かではありません。国の政治による結果が現実に集約されていることだけははっきりしております。横芝光町農業委員会。アンケート活動を行ってわかったことは、農商工漁業振興策は、じっくりと関係者の声を聞いて対策することが重要だということです。横芝光町の農業振興の方策については、農業委員会、伊藤会長名で町長に建議書が提出されました。速やかにこの地産地消、食育推進宣言の町、宣言の実現に着手を願うわけでありまして。そして、みんなで地域農業再建のために頑張ろうではありませんか。

農業委員会は、合併を前にして、元気な横芝光町農業を目指して、農家の本音と願いを聞こうと、アンケート活動を展開しました。そのアンケートは、前文でこう述べております。合併新町が農業を基幹産業とする町であり、新町の活性化は、地域農業をどのような姿にしたらいいのかと不可分だとして、元気な横芝光町農業を目指すために、厳しい状況の中で農業生産を担っている農家の願望、意見を幅広く掌握し、それに応える農政や地域づくりが必要だとして、やりがいと継続性のある農業経営の実現に向けて、声を集約し、政策提言、建議など、関係機関に積極的に行い、農業振興に反映し、元気な活力ある地域農業を目指そうと、このように主張しております。

このアンケートの結果は、深刻な農業者の実態、悲痛な叫びにも似た生の声が集約されております。光地区では1,210枚のアンケート用紙が配布されて72%の回収、横芝地区では短い時間の中で45.7%が回収されました。その中で、農業経営の現状に大いに希望を持っている方は、わずかの6.9%で、不安を持っている方が、何と52.9%、無回答が40%でした。問題は、この不安ということの中身が重大であります。後継者がいない、希望が持てない、収入が安定しない、野菜や米の価格の低下、輸入野菜の増加、年々米が安くなっていく、米の生産調整、後継者不足、売るものが安く買うものが高い、働き手の高齢化、機械が施設が高い、全く先が見えない。このような声が、例えば光地域の東陽地区で259枚のアンケート用紙の回収の中に、74人の方からこういう内容の声が寄せられているわけでありまして。嘆きの声、怒りの告発であります。

農家は、今とっても厳しい経済状況の中で、米にしても、野菜、畜産にしても、若い後継ぎがいないことに象徴されるように、ぎりぎりのところに追い詰められて、身を粉にして働いております。それでも消費者や世論が求める安全・安心なおいしい食糧の生産に立ち向かっている姿が浮き彫りになりました。輸入の拡大、米価の引き下げに見られるように、政府が価格政策から手を引き、一部の大規模農家だけに政策支援を集中していることに、アンケートは、家族経営ややる気のある小規模農家も育成援助すべきだ、このように回答をしております。

世界的には飢餓が進行し、目の前に食糧不足が見えるのに、食糧自給率40%。グローバルなアグリビジネスの暗躍を許すのではなくて、WTOの貿易拡大政策の方向ではなくて、食糧視点を大事にすべきだと、アンケートは回答をしております。そのためには、例えば米価でいえば、せめて地域の労働者の最低賃金が保障される1俵1万7,251円が必要だと、要求とすれば、1日8,000円の労賃を織り込んだ2万円米価を求めております。そうした経済要

求とともに、農業の持つ多面的な機能を十分に押し出しながら、関係機関への積極的な働きかけをしようと、地域農業再生の方向を指し示しております。

この調査活動は、建議として集約されました。町に地産地消と食育による子供たちの教育に焦点を当てた宣言を求めているわけであります。内容としては、直売所の設立による地域内自給体制の確立、都市と身近な消費者との交流による農業への理解者の拡大、食育の具体的な取り組み、その推進計画により、子供たちの食の乱れを正し、地域農業の理解と相まった食文化の推進を求めています。農業生産力の発展と農民の地位の向上を使命とする農業委員会の建議を尊重して、速やかに宣言されるよう、特段のご配慮を願うものであります。

続いて、住民サービスについて、幾つかの点に質問を続けます。

民間委託の問題です。

小泉内閣の構造改革路線は、官から民へ、アメリカの新自由主義路線を源流にした経済理論で、緊縮財政を特徴としております。この考え方が誤りであることは、耐震強度偽装事件で建築基準法を改悪し、官から民へ建築確認検査を民間機関に丸投げした規制緩和を見れば明らかであります。利潤第一の市場競争主義に任せた結果、検査を手抜きするという事態をつくり出しました。公の施設は、本来の目的に沿って運営することが大事で、利潤追求の市場原理主義にゆだねると、どうしても質の低下を来すことになりかねません。病院、保育園、学校給食センターなど、安易な民間委託は慎み、公であることの役割を発揮することが重要であると思います。

医療費の無料化についてであります。

公約どおりに早速予算化をされました。3月議会において一般質問で、この無料化制度の実施を願っていた者として、大きく歓迎をいたします。自分の身を切って財源を捻出して、県下一充実した無料化の制度をいち早く立ち上げたことは、子育て世代の応援歌であり、近隣の市町村を刺激し、大きく励ますものであります。既にそうした声が私のところにも寄せられております。

少子化が進み、子供の数は減り続けております。このことは、国民的な心配事となっております。そんな中で、若者が定住する町の条件の一つをつくりました。いつ何どき、病院に駆け込まなければならないのが、乳幼児や児童の急病問題です。そのときに、お金の心配をしないで病院に駆け込めることは、父母にとっては大きな安心です。こんな安心は、温かい行政の中でしか実現できません。これを糸口に、子育て支援の充実をさらに追求する方向で、次世代育成支援対策を充実させたいものだとの期待をいたします。

次に、東陽病院問題についてあります。

東陽病院が、山武印旛医療圏に編入されるとともに、山武医療センター構想とのかかわりが明らかになってまいりました。山武地域医療センター計画は、中核病院として、県立東金病院、組合立国保成東病院、大網白里町立国保大網病院、東陽病院の公立3病院の機能を集約し、24時間救急対応の中央病院を新設する。成東、大網、東陽病院を支援病院として機能分担を図るというものであると思います。中央病院の病床数は450床、23の診療科を持ち、2011年度には開院できるというものであります。

問題点は、450床規模で建設費は245億円と言われ、この9割を地元市町村が負担するというもので、住民1人当たりになりますと10万円もの負担になると言われております。県は、新病院の建設運営に参加し、責任のある立場で県民の救命救急の病院建設にかかわるべきであります。また、今ある公立病院は、支援病院として、その機能を縮小しようとしております。さらに問題なのは、情報が全く不十分にしか公開されないまま計画が進み、県から開設許可が出ているなど、住民そっちのけの推進が図られていることでもあります。東陽病院の機能を縮小、廃止せずに、徹底した情報開示に住民参加で推進することが求められております。

山武郡市広域行政組合の医療センター構想にしても、指定管理者制度の導入による民間委託方針にしても、住民の意見と判断を仰ぐ取り組みが、今、切に求められていると思います。町当局の見解を尋ねるものであります。

〔31番議員 越川洋一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 越川洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

合併に関する質問で、2町合併までの経緯から、何を教訓として町政運営を進めていくかということについてのご質問と、直接請求またはリコール運動を通じて訴える政治理念についてのことではありますが、双方関連がございますことから、あわせてお答えをさせていただきます。

先ほど来の答弁と重複する点もございますが、私は幾つかの行動の中で、みずからの教訓として、民意を行政に反映させることの重要性を強く感じました。こうした経験から、住民意見を行政に反映させる政治理念が確たるものとなっております。したがって、町民の意見、意思を行政に反映させる施策を重点に、行政運営を展開していく考えでございます。

続きまして、政治姿勢の新しいまちづくりの6つの物差しに対しての見解についてでございますけれども、政治理念との関係もございますことから、一括してお答えをさせていただきます。

基本的に、行政運営は、すべて住民福祉の向上のためにあり、当然のことながら、すべての業務が住民生活に直結した施策として位置づけられるべき趣旨のものであることから、どれが最優先ではなくて、必要な施策を必要なときに適正に対応すべきものと解釈しております。したがって、これらの施策を進める上で、積極的に情報を開示し、住民参加のもとにむだを省く行政運営は不可欠であると認識しております。

また、地域産業の振興を初めとするまちづくりについても、新町建設計画に掲げられている健康な笑顔が輝くまち、豊かな心をはぐくむ教育・文化の薫るまち、環境と調和した快適で安全なまち、地域特性を生かした産業のまち、ともに考えみんなが参加するまちの五つの基本目標を尊重し、これに基づく振興策を着実に進めることが、地域産業の振興に至るものであると考えております。

続いて、憲法を守り暮らしに生かすまちづくりについてでございますが、ご案内のように憲法は、法規範の最上位に位置し、これに反する法律の定めは、当然のことながら無効となります。さらに各法律、条例などの法令は、この憲法を最高法規とし統一のとれた法体系を構成しております。したがって、統一された法体系の下にある法律、条例等をもって、よりよいまちづくりを進めることが憲法を暮らしに生かす最も具体的な対応であると考えております。

東陽病院並びに山武地域医療センター構想についてであります。公約において東陽病院の民営化をうたったのは、一つの選択肢としてであり、今後東陽病院のあり方を含む経営改革に係る検討機関を設置し、地域医療をどのように確保をしていくか、さらには山武地域医療センター構想とどのような調整を図り、千葉県に対してどのような要求、要望をしていくか、検討を行う考えでございます。これについての町政の特徴とこのことでございますが、先ほどから申し上げましたとおり、住民参加型のまちづくりを積極的に進めてまいりたいと考えます。

新町建設計画の当面の取り扱いについてでございますけれども、既にほかの議員の方々のご質問にも答えておりますが、新町建設計画を基本としての新しいまちづくりを進めてまいります。しかしながら、新町建設計画には、計画されている事業については、計画段階では詳細な事業費までは定まっておらない部分もございます。今後、事業実施の段階で十分に事

業内容を精査し、財政状況を勘案しながら、町の発展と住民福祉の向上に資するよう配慮しながら進めてまいりたいと存じます。

合併特例債につきましても、事業内容精査の段階でなるべく有利な財源を確保できるように努め、その時点で町財政状況を勘案し、導入を図ってまいりたいと考えます。

二次合併についての見解についてでございますけれども、永・議員の質問でもお答えいたしましたとおり、二次合併は3年や5年でなし遂げられるものではなく、今は新町建設計画を基本として新しいまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

続きまして、行財政改革の問題でございます。

収入役の廃止、公用車の廃止、職員の削減についてお答えいたします。

初めに、収入役の廃止についてであります。第28次地方制度調査会における地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申において、現在の副知事・助役・出納長・収入役制度を廃止し、新たな制度に改めるよう答申がなされています。この改正動向もあります。収入役につきましては、出納事務の電算化も進む中で、本来の職務である会計事務とは直接関係ない事務を担当している実態もあることから、行政改革の見地に立った上で、法律が改正されるまでの間、収入役を置かないということで出納室長を職務代理者として対応していく考えであります。

また、公用車の廃止につきましては、先ほど来お答えを申し上げているとおりでございます。

次に、職員の削減についてであります。これにつきましても、新町建設計画に基づき、集中改革プランの作成とあわせて定員適正化計画を策定し、計画的な定員管理を実施していく考えでございます。

続きまして、行政改革の2つ目の入札制度、借地の問題、政策優先の問題でございますけれども、入札制度の改善という質問でございますが、入札の執行方法には、指名競争入札、一般競争入札を初め、最近では、先ほど小川征四郎議員の答弁でも言いましたけれども、インターネットを利用した電子入札が有効な手段の一つとして考えられているようであります。先ほどのように、千葉県では、平成17年度に電子調達システム試行運用基準を策定し、運用を開始しているところであり、当町におきましても、平成21年度の参加を予定しております。

次に、借地料の見直しについてのご質問ですが、借地に関しましては、契約時の状況や施設内容による評価額の変動等、異なることもありますので、本件に関しましては、契約時の

経緯等を踏まえながら、社会情勢を勘案して、地権者と協議とまたお願いをしまいたいと考えておる次第でございます。

また、財政状況と政策優先順位に関するご質問につきましては、新町の一体感の醸成を図るためには、新町建設計画に掲げる事業の推進と住民福祉の一層の充実を目指す必要があるかと考えます。確かに財政面におきましては、合併により新しい町としてのスタートをしましたが、財政状況は決して楽観できる状況にはありませんので、今後新町として交付される地方交付税の算定状況等に照らし合わせながら、限られた財源の中で、町民の皆様からの要望、諸課題に的確に答えていくべく、優先順位を検討をしまいたいと考えているところでございます。

続きまして、情報開示と町民参加のまちづくりについてでございますけれども、町は、従来より、法律、条例等により開示すべき情報はすべて開示し、合併に係る説明においても、地域に向いて情報提供をする対応等をしていたようでございます。今後も、同様に法令の趣旨にのっとり、より積極的に行政情報を開示していく考えであります。しかしながら、住民の皆さんに不安を与える情報の提供や責任の持てない計画数値等をいたずらに公表することを厳に慎むよう、法令の趣旨からも読み取れるものであることから、町としては、今後も住民の皆様が正しい判断ができる責任ある情報の開示を積極的に展開していく考えでございます。

続きまして、産業政策についてでございます。

公約の中での安心・安全の地元農水産物の消費拡大として、学校給食への利用促進とか、道の駅等の直売所新設等、掲げさせていただきましたとおり、地産地消による地元農水産物の消費拡大を推進してまいります。現在計画中の（仮称）チャレンジハウスは、地元農産物の生産、加工、販売による雇用促進と地産地消を進めながら、地域の活性化を図っていくのであります。

また、食育の問題につきましても、平成17年6月10日に食育基本法が制定され、これを受けて、全国的に地域に根差した食と健康の活動交流事業が推進されております。当地区においても、山武や海匝の農林振興センターなどが中心となりまして、ちば食育ボランティアの協力のもと、各小・中学校や地域を対象に、食育推進活動を実施しておるところでございます。町民の健康は食育からと考えておりますので、地元農水産物を使った安心、安全食育事業を推進してまいりたいと思っております。

なお、議員がおっしゃられます、地産地消・食育推進の町宣言につきましては、積極的に

検討していきたいと考えておる次第でございます。

続きまして、民間委託についてでございますが、質問の公の施設管理に係る民間委託についてであります。東陽病院につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。またそのほか、保育園、給食センター等の施設につきましても、新町建設計画に基づき、住民意見を反映させた中で検討していきたいと考えております。

続きまして、住民サービスの、小学校6年生までの医療費無料化についてでございますが、小学校6年生までの医療費の無料化につきましては、私の公約の一つでもあり、少子化対策や子育て支援の一環として予算に計上させていただいております。

現在の乳幼児医療費助成制度は、3歳未満児に対しての通院、入院、保険調剤費、3歳以上の小学校就学前の幼児に対しての入院費が助成の対象となっております。今年の8月からは、ゼロ歳から小学校就学前までの乳幼児に対して、通院、入院、保険調剤費を助成の対象とし、あわせて所得制限による自己負担を撤廃して、医療費を無料化としたいと考えております。また、小学生につきましても、本年の10月から乳幼児医療費助成制度と同様に、通院、入院、保険調剤費を助成の対象とし、医療費の無料化を図りたいと考えております。

最後に、東陽病院のセンター医療構想についてでございますけれども、先ほど来からお答えしているとおり、今後、東陽病院のあり方も含めた経営改革に係る検討機関を設置の上、町民が安心して暮らせるための地域医療をどのように確保していくか。さらには山武地域医療センター構想とどのような調整を図り対応していくか、積極的な情報を提供しながら、議会の皆様とともに検討を進めてまいり所存でございます。

以上、壇上からの答弁にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） ご答弁をいただきました。

佐藤町長の町政運営に対する、新しいまちづくりに対する、自治、民主、公開、協働の町をつくるという執念を見たような気がいたします。大体イメージとしてわかってまいりました。私どもとそう違わないと。これからは、批判するべきは率直に言わせてもらいますけれども、積極的な提案をどんどんさせてもらいたいというふうに思っております。

新町建設計画の取り扱いの問題であります。

現在、特例債事業として、14の事業が盛られているわけです。そしてこの特例債事業について、合併の協議の段階では、1つは、合併協議における特例債事業の説明は、合併後の臨

時経費に対する財政措置は2億3,000万円。2つとして、建設事業に対する財政措置は、標準全体事業費として10年間で87億1,000万円という枠組みですね。それから3つ目として、起債可能額は、標準全体事業費の95%、82.7億円。4つ目として、普通交付税の交付税算入額、起債可能額は70%、57.9億円。それから5つ目として、合併後の市町村振興のための基金造成を8.6億円ということで、特例債事業は有利だということで合併を推進してきたというふうに思います。

ところが、この段階に来て、これらの事業の財源内訳をわかる範囲で見ますと、総事業費87億5,000万円に対して、国庫補助金が18億4,000万円、特例債が34億7,000万円、推進費が5億2,000万円と、一般会計から27億円持ち出すと、そういうふうになっているわけです。ですから、当初説明では、標準全体事業費の95%を起債可能額といていたわけですが、その元利償還分の70%が交付税算入されるとしていたわけですが、この点、大きく違ってくるんじゃないでしょうか。新たな財源内訳で、特例債事業を推進して、財政は大丈夫なのか、見直す必要があるんじゃないか。そしてまた、もう一つは、合併推進時において、平成26年に財政運営に利用できる基金残高は、合併した場合に26億円できると、合併しない場合は6,000万円だと、こういうふうに説明したわけです。これはどうなるのか。説明の根拠が崩れたのではないかというふうに思うんですね。同時に、特例債事業というのを、そういうことですから、再吟味しないと、大変財政的に逼迫してくるという結果になると思います。この点については、資料をもって説明を願いたいと思うわけです。

徹底した行財政改革であります。簡素で効率的な行政をつくっていく上で、力を合わせてまいろうというふうに思うんです。借地料の問題については、そのようにご答弁のようにお願いいたします。

それから、情報開示と町民参加のまちづくりであります。より積極的に開示していきたいというふうにお答えになりました。公務員としての守秘義務あるいは個人情報保護以外は、オープンにガラス張りにしていただきたい。そうして町民は、その事業、施策の内容を理解し、納得すれば、我が町のために共感を持ってまちづくりに積極参加協力してくれる、信頼を寄せてくれるというふうに思うんです。ですから、町民に対しても、信頼感を寄せて、そうした行政手法を推進していただきたい。これが住民参加ということの実現を保障する中身であるというふうに考えます。

産業振興についてでございますけれども、積極的なご答弁をいただきまして、身の引き締まる思いを感じております。農業委員会でのアンケート調査を行ってみまして、これは農業

だけじゃなくて、大変厳しい状況になっている商工業者の実態をつかむためにも、この現状苦勞されている方々の生の声を集約することの必要性というのを痛感いたしました。これはぜひおやりいただきたいというふうに思うんです。

それから、宣言ということでいま一つお願いをしたいのは、旧横芝町、それから旧光町の時代に宣言はしてありましたけれども、これがなくなって新町横芝光になったわけですね。ですから、各今までされた宣言は、改めて宣言をし直すという必要性があるかと思うんです。これは総務課長、いかがですか。もう一度宣言をし直してください。

元気な横芝光町農業をつくるということで、直売所の問題や学校給食に地元産農産物をもっと使う問題だとかいろいろ検討したわけですが、この私どもの新町横芝光町は、年平均気温15.2度、降水量1,360ミリ、そして四季の変化がはっきりしておりまして、霜や雪の降る日も数えるくらい、とって農業生産に適した気候と、何でもできる肥沃な土地条件にあります。川と海と山が生態的に連なっている非常にすばらしい景観も持っているわけがあります。

しかし、そういう中でも、とりわけ農業経営という点で見れば、この間30年来の米の減反政策というのは、転作条件がない湿田地帯であるところにおいては、勢い生産意欲をそぐことにつながったという面が大きいというふうに考えております。減反の拡大に次ぐ拡大の中で、国産米が底をついた。たった1回の冷害で、韓国米の緊急輸入なんということがやられたわけですが、こういう食糧の輸入政策のもとでは、農家がどんなに額に汗して頑張っても再生産への保障はないわけでありまして。水田5町歩といえば非常に大きい方でありまして、5町歩の水田を経営しても、お米の売り上げは600万円くらいじゃないでしょうか。こういう状況になったというのは、食糧制度をなくして、米の価格、そして流通を民間にゆだねた中の、そういう政策的な結果として生まれているわけでありまして。そういう中で農業は割に合わない。農業後継者が育っておりません。収入と経費のアンバランス、経済的に満たされないことが一番の原因になっております。ですから、この点に政策を集中しなければならぬと思います。

もう一方では、2001年の全国町村会の臨時大会が決議をしておりますけれども、21世紀にとって農山村はかけがえのない価値を持っていることに気づかなければならないというふうに決議をして、公表しております。農山村地域の活動によって、空気、水、緑、土壌など、国民の営みに不可欠な自然環境の維持が可能になっているとしながら、農業と食糧生産活動そのものの大きな値打ちを打ち出しております。5つに集約して打ち出しているわけですが、

1つは、農業のかけがえのない価値、生存を支える価値ということです。2つ目には、国土を支える。3つ目には、日本の文化の基礎を支える。それから自然を生かす。新しい産業をつくと。このようなかけがえのない価値と役割を持っているのが農山村の活動であります。こういう多面的機能、これを大きく評価して、打ち出して、今こそ農山村地域の農業、食糧生産が大事だと、町村会が臨時大会で改めてこういうことを訴えているわけであります。

楽しい農業、展望のある農業をつくるには、関係機関への働きとともに、新たな視点に立った経済活動、生産活動が求められている。そういう意味では、どこまでも勉強し、切磋琢磨する必要があると思います。その方向性が、一つが地産地消であると思います。安心・安全な食糧。この一定の地域内で生産して、地域内で消費する。安全・安心、おいしさも担保でき、地域の恵みを享受することもできるわけです。消費者との交流の中から新たな関係を構築し、食糧の安定的生産を確保する、そういう世論を形づくっていく政策を求めていくことにもつながるわけであります。特に三十数年消費者の方々と産直運動を積み重ねてきて、非常にその中で教訓として、今言ったようなことを強く感ずるわけであります。また、子供たちの教育に命をはぐくむ農業の現場を教えること、食育を具体的に進めていく取り組みは、今、新たな課題となっております。元気な横芝光町農業の実現は、活性化したまちづくりの根幹をなすものだというふうに考えます。宣言の早い具体化を改めてお願いをいたします。

医療費の無料化であります。近隣市町村が今入学前医療費の無料化に苦心しているんです。しかし、当佐藤町政のもとでは、もう予算化がされました。県内初めての小学校6年生までの制度の創設という英断です。これは注目を持って、高く評価をされております。

そこで、いま一つお願いしたいことがあります。ちょっと角度違うんですけども、何とか町長、国民健康保険証の取り上げをやめるということできないか。やめてもあれ、やめることによって、お金がかかるわけじゃないんですよね。やめて税の滞納がふえるということは、おれはないと思うんだよね。それただ単にやめるだけでなく、それに附帯した住民への理解を訴えるということも重要だと思うんです。あなたなら、そういうことに踏み切って、チャレンジしていただけるんじゃないかと、改めてお願いをしておきますので、ご検討をひとつ、すぐとは言わずに、検討をひとつお願いをいたします。

国保証の取り上げにしても、制裁措置ですよ。第一、行政において、町民が主人公なわけですから、この主人公を制裁措置だとかペナルティーとか罰則だとか、これはあってはならないことだと思うんです。いつの間にか、それがならされているような感じがするん

です。今度は国民年金まで払わなければ保険証取り上げるなんていう、そういうひどい状態が今広がりそうな雰囲気にあるんですね。権利の侵害です。これはひとつ佐藤町長、お願いをいたしますので、今の段階での考えをひとつ聞かせていただきたい。

それから、食育について、教育長ね、教育分野における食育のプログラムを、突然の質問ですが、考える範囲でひとつご答弁いただけたらありがたい。

東陽病院については、そういった方向で、ひとつよろしく願いいたします。

そろそろ時間が参りましたので、最後のご答弁をお願いして、私の一般質問にさせていただきますと思います。

お願いいたします。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、合併特例債の関係について、そのご質問にお答え申します。

お答えする前に、さっきの質問の中で、財政計画については何ら示されていないということですが、これについては、新町建設計画の中の65ページの中で10年間の財政シミュレーションを出してありますので、ここら辺は、越川議員さんの質問の中の内容が一部間違っていたと私は判断しておりますので、財政シミュレーションは出しております。

その中でありますけれども、合併特例債の問題でありますけれども、ご質問の中で、当初と今回の40億の違いはということですが、これについても、越川議員さん、ちょっと勘違いしているのかなと思います。当初、合併協議の段階で合併特例債についてはということで、今、総務省の方で、一定の算式がございます。人口当たり、あるいは合併した町の数だとか、そういうので試算いたしますと、全体の標準事業費といたしましては87億円程度が出ます。これの95%が特例債の可能額であります。そういたしますと、82億7,000万の数字が出ますけれども、これが当初示してきた、合併して最大限借りられるのは82億ですよという説明をしてきたはずであります。その中で、合併協議の中で、いろいろ協議してきまして、事業精査をした段階で40億円ということに相なった次第であります。そういうことありまして、その40億円についても、旧町時代の議会の中で、全員協議会の中で、合併特例債については40億ということでご説明をしてきたはずであります。いずれにいたしましても、上限は82億ですけれども、事業内容を精査したところ、40億になったということで、今までも説明してきてありますので、そこら辺はお間違いのないように、またご理解をいただきたいと思っております。

それとあと、交付税の算入額につきましては、標準82.7億円借りれば、その70%の約57億程度が交付税算入されますよということで、標準的な、言ってみれば上限を説明してきて、今後の中で事業精査し、またこの額についても、当初は概算の金額でありますものですから、事業精査していけば、これからまた変わってくる場所も出てきます。例えば、入札によって額が変わるとか、そういうこともありますものから、このあれについては、おおむね目安ということでご理解をいただきたいと思います。

合併特例債の関係については、以上であります。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 越川議員さんの各種宣言についてのご質問でございますけれども、現在まで、旧横芝町、光町ともに、青色申告の町、生活改善推進の町、飲酒運転追放、それと振替納税宣言の町、非核平和宣言ということで、五つの宣言については、両町とも同じ宣言をしておりました。そして光町では、スポーツ健康都市宣言というものもされておりました。そういう中で、合併協議を進めている中で、今後、新町発足後に社会状況等を勘案して検討するというような、そういう事務調整をさせていただいておりますので、これから検討させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 国民健康保険証の取り上げについてのお答えでございますけれども、これにつきましては、平成12年4月の国民健康保険法の改正によって、1年間税を納付しない場合は、特別の事情がない限り、資格証明書が交付できないと、義務化を受けている中で、当然そういった中で、家庭の諸事情、いろいろな中で、どうしても払えないという方はおられるわけであって、そういう方については、それなりの減免措置も当然ございます。そういった部分においても、積極的に指導してまいって、本当に払えない人については、そういう方策もありますので、強い情報開示とともに、町民のための情報提供をしていって、国民健康保険証を渡せない人がゼロになるように、鋭意努力してまいる所存であります。ひとつご理解よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 教育長、大木崇生君。

教育長（大木崇生君） 給食分野での食育プログラムはどうなっているかということでございますけれども、ご案内のように、学校教育の基本というのは、今まで知育、徳育、体育が中心になっておりましたけれども、最近特に食の安全ということで、食育が重要視されてお

ります。現在、町内の学校では、さまざまな場面で食育に関する授業あるいは広報等が行われています。例えば、毎月給食センターの方から出されている献立表にも、カロリー表示とか、あるいはアレルギー体質の子供たちへの配慮とか、また給食の栄養士による授業、いわゆる食に関する授業をチーム・ティーチング等で実施している学校もありますし、そしてまた、それぞれの学校で行われている家庭教育学級の中でも、食の安全について、保護者等に対象とした事業を実施しております。

これからも食育については、地産地消というような状況もありますので、できるだけ地元の食材を使った給食が提供できるようにしていきたいと思うし、また、先ほど議員ご指摘のように、本町の給食センター、大分古くなっておりますので、ぜひいい給食環境で子供たちにいい食材を提供していきたいと、今後も検討していきます。よろしくどうぞお願いします。

以上です。

議長（伊藤良一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 2時01分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

越 川 一 雄 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

越川一雄君。

〔5番議員 越川一雄君登壇〕

5番（越川一雄君） 新町になり、1回目の一般質問をさせていただきます。

新町横芝光町は、大自然に囲まれた緑あふれた環境のよい町、公園も設備も管理行き届いた町です。特に、旧光地区に、篠本にあります光スポーツ公園の中には、芝生広場、野球場等があり、幼児から大人まで、年間3万6,000人の人がこの設備を利用しております。また、近隣の町からも、日曜になりますと、子供連れの家族がきれいな空気を求め集まってくる場所でもあります。他の町に自慢のできる一つの場所でもあります。

この場所に光工業団地があります。6月18日に第2回目の一般廃棄物処理業者建設予定に

ついて説明が持たれました。6時から9時45分まで、3時間45分、町長と行政の皆様、それから住民が参加をいたしまして、意見が交わされました。この場に集まった人たちは、皆一般産業廃棄物処理会社がこんな環境のよい場所にできるのか。もっと行政は住民側に立ち、この工場阻止に力を貸してほしい、県の方にも話をしてほしいとの要望が出ました。住民と行政との妥協がなかなかいかず、時間は過ぎていくばかりの状態が続きました。

このような問題は、もっと時間をかけてやるべきです。今の社会において、産業廃棄物や一般処理廃棄物が欠かせないものと認識はしておりますが、この住民憩いの場所に、なぜできるのか。光工業団地には、まだ空き地が多い。この場所に早く、1社でも多く会社が来てもらえれば、雇用の場所がふえる。これは地元住民、町民も望んでいることであります。

住民の憩いの場所、環境のよい地域づくりをするためにも、佐藤新町長に7点を質問いたします。

町長の政治姿勢について。

横芝光町のまちづくりについて。

2点目、公用車の廃止について。

3点目、小学6年生まで医療費を無料にすることですが、その財源はどのような方法で確保するのか。

4点目、ごみ袋の値下げについて具体的に説明を。

5点目、総武本線最終列車を横芝駅までという話をあちらこちらで聞きますが、そのことについて説明を。

6点目、東陽病院の今後の運営について、どのような計画を持って進めていくのか。

7点目、工業団地の一般廃棄物処理会社の経緯についてお尋ねいたします。

どれもがみんなさっき先輩方々の質問と似通う点がありますが、一つ一つ答えをお願いいたします。

以上です。

〔5番議員 越川一雄君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川一雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 越川一雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、政治姿勢についてでございますけれども、横芝光町のまちづくりにつきましては、

椎名文雄議員を初めとし皆様方から一般質問いただき、お答えを申し上げてきたとおりでございますが、まちづくりは住民の視点で私の政治理念として、住民の皆様方から寄せられた信頼と期待に応えるべく、新町建設計画を基本としつつ、より一層の行政改革を進め、事務事業の見直しを行い、町政の透明化を図り、住民の視点に立ち、だれにでもご理解いただける町政運営を展開してまいり所存でございます。そのためにも、地区別行政懇談会等を開催し、町民の皆様方から多くの意見をいただきながら、住民が主役のまちづくりに邁進したいと考えておるところでございます。

続きまして、公用車の廃止につきましては、永・議員以下いろいろな皆さんの一般質問にお答えしましたとおり、一部私の表現の間違ひもありましたかもしれませんが、移動につきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、当初、自分の車で自分が運転してというような認識でございましたが、この二万六千有余名の町民を代表しましての危機管理的な部分の要素からも、やはり自分が運転すべきでない判断をいたしまして、現在は職員が使用している車1台を移動に使わせていただいております。

続きまして、小学校6年生までの医療費を無料にするということで、財源はどのような方法で確保するのかというところでございますけれども、小学生までの医療費無料化につきましては、現行制度から見て、年間ベースで約6,000万円の上乗せが必要と見込んでおります。財源の確保策につきましては、新たな補助事業の拡大がない限り、拡充がない限りは歳出の削減で対応しなければなりませんので、現在計画している事業の投資的効果を十分検討して、優先度を見きわめながら、限られた財源の有効配分を行いたいと考えておるところでございます。

続きまして、ごみ袋の値下げについて具体的にということでございます。

ご承知のように、現在、旧横芝町地域が山武郡環境衛生組合に、また旧光町地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合に、それぞれ構成する関係市町の共同処理により運営がなされているところでございます。ごみ袋の価格は、山武郡環境衛生組合では可燃ごみの大が1枚当たり50円、小が35円、そのほかの袋は20円で販売しており、また、匝瑳市ほか二町環境衛生組合では可燃ごみの大が1枚40円、小が20円、資源ごみが20円、不燃ごみが40円で販売しております。ごみ袋の価格については、いずれもそれぞれの組合議会で審議され、了承を得て価格決定されるものでございますので、町単独で値下げをするのは難しいわけですが、先般、山武郡環境衛生組合管内の各首長を訪問いたしまして、ごみ袋の価格の値下げについて提案いたしましたところ、関係各市町ともにごみ袋の値下げの要望が出ており、

それぞれの首長もごみ袋の値下げについて検討をしたいとの考えを持っているところでありまして、一定の理解が得られたものと認識をしております。

また、山武郡市環境衛生組合においても、ことしの4月1日より事業用の可燃ごみ、不燃ごみの処理料を1キログラム当たり7円から15円に値上げをしたこと等により、管内全体で5,000万円程度の収入増が見込まれることでもありますので、今後、これらとの調整を含め、ごみ袋の値下げについて協議、検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

総武線の最終列車の件でございますけれども、JR東日本千葉支社に確認しましたところ、現時点では横芝駅が業務委託駅であり、夜間は無人となり、電車の終点駅が無人駅では車内点検・車内清掃の関係で作業が行えないため、終点駅とすることはできないとのことでした。横芝駅に回送で車両を持っていき車両を停泊させるのは、成東駅がその時間、2番線、3番線に停泊する車両があり、1番線は夜間工事列車等を運転する関係であけておかなければならないためとのことでした。

町では、利用者の利便性向上に資する観点から、JR総武本線の複線化及びダイヤ改正に係る要望事項として、沿線自治体と連携をしてJR東日本に対して最終電車の繰り下げを要望してまいります。さらに、議会の皆様とともに一体となって、JRに対しての要望活動をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、東陽病院の今後の運営についてでございますけれども、先ほどの越川洋一議員にお答えいたしました。今後、東陽病院のあり方を含めた経営改革に係る検討機関を設置、町民が安心して暮せるための地域医療をどのように確保していくか、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、光工業団地への一般廃棄物処理会社進出の経過について、ご答弁させていただきます。

昨年8月、旧光町に、匝瑳市栢田に在住する廃棄物処理業者から、光工業団地のテイヒュー跡地に、容器包装リサイクル施設を設置したい旨の相談があったそうでございます。その後、ことしの1月20日に、この業者から施設設置の許可権を持つ県の担当部局に、一般廃棄物、いわゆるリサイクルプラント建設の事前申請が提出されたとのことであり、1月31日付文書にて、県から町に意見伺いの照会がありました。

町では、当時の助役を会長に、各課長で組織する光町公害対策連絡会議を2月20日に開催し、近隣住民や農業関係者、土地改良区等との話し合いを十分に行ってほしいなど、この会

議で出た意見を取りまとめて県に回答したというところでございます。

県では、町からの回答を受け、業者に対して、町との調整や水利権を持つ地元の土地改良区の同意並びに地域住民への説明会を開催して了承を得るよう指導をくれるとのことでした。

その後、町と業者間で何回かの協議をした後で、5月1日に、私を初め調整本部の3理事及び担当課長などで、現在、匝瑳市栢田で操業している同一施設の工場を現地視察してまいりました。

光工業団地については、都市計画法に基づく工業専用地域に指定された区域であり、工場等の立地を優先すべき土地ではありますが、地域住民の皆さんの心情を考慮し、企業側にもお願いし、5月14日の日曜日に、日吉小体育館において地元の関係7地区の地域住民の皆さんを対象とした住民説明会を開催して、業者との意見交換を行いました。この説明会では、主な質問内容は、工場排水処理対策について、地下水汚染対策について、焼却処理対策について、交通安全の確保について、及びこれらを遵守する公害防止協定の締結等でした。

その後、5月25日には、住民説明会での意見・要望をもとに作成した公害防止協定の素案を業者と協議し、同日に関係する行政総務員さん宅を訪問してその内容説明をするとともに、関係地区内の住民の皆さんへの周知をお願いしたところでございます。公害防止協定については、住民の皆さんの強い要望でもあり、5月30日付で締結をし、その写しを6月1日に関係総務員さんに配布をいたしました。

町としては、これで地区の皆さんにも一応了解いただいたのかなと認識しておったところではありますが、その後、一部地域でリサイクルプラント建設に反対する署名運動が展開され、町と議会に大勢の皆さんの署名簿とともに陳情書が提出されたことから、議長や副議長、また地元の議員さんの皆さんも相談をし、6月18日の日曜日に第2回目の説明会を開催することにいたしました。

そして、この説明会では、前回の説明会で指摘のあった項目などを公害防止協定書に盛り込んだことなどを説明しましたが、理解は得られず、この企業の進出については絶対反対とのことでありました。このようなことから、近々現代興業社長あてに、町長並びに議会議長の連名で、リサイクルプラント建設について白紙撤回をしてほしい旨の要望書を送付するとともに、県の担当部局に対しても同様の回答書を提出する予定でございます。

光工業団地へのリサイクルプラント建設に伴う経過につきましては、以上のとおりでござ

いまして、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） それでは、何点か質問を行います。

公用車の廃止について。公用車とは、横芝光町全体で何台ありますか。また、月の経費がどのくらいかかるのか。その中に保険とか自動車税とかガソリン、合わせてどのくらいかかるのか。町長が乗る公用車が月にどのくらいかかるのか。

私は、町長が公用車乗らないということには反対でございます。今の時代は自動車社会です。この町にも自動車会社、スズキ納車センターがあり、地元の人雇用の場所でもあります。また、町のリーダーが、今の時代に逆行するような行動をとるのはいかがなものかと思っております。町長は常に時間との闘いです。万が一自動車事故、駐車場等が見つからず、会におくれるようなことになると、町にとってこれは大変な損害になるわけでございます。よって、この選挙中に選挙の公約であります、公用車に私は乗りませんと、廃止しますということについては撤回をしていただきたい。公用車、また議長車も同様でありまして、町長車、議長車とも大いに利用して、町の発展に利用していただきたい、このように思っております。

それから、ごみ袋の値下げについて。幾ら安くなるのか。また、ごみ袋の販売のシステムというのはどのような形になっているのか。例えば1枚売りますと、一部事務組合にこれ払うわけなんですよ。町が利益があるわけじゃないんですよ。そのところをよく説明してもらわないと、住民は勘違いして、これただでもらっているんじゃないかと、このように勘違いする部分が多いと思いますよ。一部事務組合に、例えば30円でも20円でも売れた分を払っていると、税金から払っているわけであって、ここを詳しく説明してもらわないと、町民が誤解をする。

それからまた、一部事務組合が山武と匝瑳と今分かれておりますが、旧光地区も旧横芝地区も、一緒にごみ、水道等が同じ山武地区の事務組合になるように、行政側も努力していただきたい。また、何年たったら一つの場所に光の人が山武の方にごみを処理できるとなるかということ、お聞きします。

また、東陽病院の今後の運営についてでございますが、東陽病院を民営化すること、新聞等で報道しましたが、今、成東病院では医者がいないと、そして内科が診察できないんだという、このような状態なんですよ。それで、これが千葉大学の方に聞こえたら、病院

の医者確保はこのままだおりできるのかと、これまた不安な一つの材料でございます。

工業団地の一般処理会社のことなんですけれども、住民の多くは反対をしているわけなんですよね。それがなぜかといえば、行政は、この説明回数、私の聞いたところで2回目。このような会社ができるには、地元住民と約1年間、どこでも話し合いながらつくられるわけであって、これが1カ月か2カ月でわっと話がわいてきて、住民に納得しろというのも、これは無理な話でないかと思っております。また、こういう話がありましたら、行政は住民に周知の義務はないのか。また、今後廃棄物処理会社と、現代興業といいますか、地元住民との話し合いの場を、行政は何回持っていくのか。この間の話し合いの場所で、1日のトン数の使用料が、5トン以上が許可で、5トン未満が申請、このような説明を受けておりましたが、地元住民は何トンとか関係ないんですよね。ただ、我が郷土を、環境のよい郷土を守りたいと、この一点張りであったかと思うんですけれども、この問題においても、行政は会社と住民の中に入り、会社には指導または住民には周知を徹底して行ってほしい、このように要望いたします。

今、町長さんから、何か撤回のような、住民にとっては少しはいい情報なのかなというお言葉をお聞きいたしましたけれども、これを工場進出阻止に向かって、行政方ももう一步努力していただきたい、このように思っております。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、まず公用車の廃止という私の公約について、撤回したらいかかというご提案をいただきまして、まさしく私どもの表現の仕方の間違いであるかと思えますし、本来私が当初思っていたのは、町長車、黒塗りの町長車を、高額な車に乗るようなものではないと。また、先ほど来言っていましたとおり、まさしくその公用車、多分正確な数字は企画財政の方からお話をいただきたいと思っておりますけれども、約60台ぐらいです。

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 55台だそうです、今。その金額はちょっとわからないよね。

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 車検と油と修繕で1,300万円だそうです。

そういった中で、それこそその55台の車を全部廃止にしちゃったらとんでもないことになってしまって、その辺については、私も全く想定外のことでの私の発言について陳謝したいと思っております。それについては、越川一雄議員おっしゃるとおり、訂正をして、撤回をさせていただきたいと思っております。そうした中で、公用車についてはそういうふう考えさせ

ていただきます。

あと、ごみ袋の具体的な施策については、防災環境課長の方からお願いをしたいと思いますけれども、あともう1点、その中でいろいろな行政組合の統合がいつ図られるのかというような質問もあったところで、その部分は私がお答えしますけれども、環境衛生組合については、22年を目途として、この山武行政組合に統合していこうというところでございます。あと料金については、私はまあその山武行政組合の中でもばらばらでございます。35円というものを提唱しておりますけれども、40円で一定の理解が得られるのかなというところでございます。夏以降の環境行政組合議会でそれが通るかと思えます。

そして、もう1点、東陽病院の問題での、医者がいなくなっちゃうじゃないかというお話をしていますけれども、これは成東病院が本当に組合立で、公営の中でああいう事態が発生しちゃっております。これは、成東病院だけではなく、全国いろいろなところでそういう事態が発生しておるのは周知の事実だと思います。であるからして、東陽病院だけが今ままで例外のように、ずっとこのまま医者の確保が図られ、運営されていくとは、限りません。そうした中で、どういうふうにするのが一番理想なのかというところで、多角的な面からいろいろと検討委員会を立ち上げて考えていかなければならないというところで、これは本当に真剣に地域住民の、地域医療の拡充のためにもしていかなければならないと思うところでございます。

以上、私から自席でのお答えとさせていただきます。ごみ袋については、じゃ、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） ごみ袋の価格についてということでございますけれども、まず、ごみの処理につきましては、山武都市環境衛生組合につきましては18年度予算では1億9,011万8,000円の予算化、また匝瑳市ほか二町環境衛生組合は7,717万5,000円の予算を計上してございます。この中には、人件費あるいは維持管理費、過去の施設の建設費等々がございますので、ごみ袋への価格転嫁というのは、具体的にはあくまでも処理費の方の関係になるかと思いますが、おおむね山武都市環境衛生組合は1枚当たり袋代1枚50円でございますけれども、大体1枚当たり285円から300円の処理料がかかるというように伺っております。匝瑳市ほか二町環境衛生組合も1枚当たり今ごみ袋40円でございますけれども、ほぼ同様の経費がかかっているというように伺っております。ということでいきますと、税金がそちら

に投入されているものが230円から245円というようになるとは思われます。

ごみ袋については以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） 東陽病院のお話ですけれども、今の山武地域においては、救急車が呼んでから大体45分から50分かからないと医者までたどり着けないというのが現状と、この間の会議でもお聞きいたしました。東陽病院のこういう点につきまして、救急になった場合は、今現在、東陽病院が受けられない場合はどこが受けるんだと、この点について詳しくお聞きしたい。

それから、工業団地の産業廃棄物の進出については、町長以下、行政の方でいい方向にお話をもらいましたので、これはこの言葉を信じまして、期待をしているところでございます。

議長（伊藤良一君） 東陽病院総務班長、小川義則君。

東陽病院事務部総務班長（小川義則君） 越川議員からの救急の問題でございますけれども、現在、東陽病院につきましては、救急の告示というものを県の方より受けております。救急につきましては、ドクター、医者が毎日1名ずつ勤務して対応しているわけでございます。内科の場合もあるし、外科の場合もございます。ですから、傷病によっては受けられない可能性もございます。受けられるものにつきましては、現在はすべて受けている状況でございますが、もし受けられないというような状況がございましたら、この辺でいきますと、大きい旭中央病院さんの方に受けていただいているというような状況でございます。よろしくお願ひします。

議長（伊藤良一君） 以上で越川一雄君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時55分とします。

（午後 2時43分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

・ 梅喜作君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

・ 梅喜作君。

〔 10 番議員 ・ 梅喜作君登壇 〕

10 番（ ・ 梅喜作君 ） 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

新町横芝光町が、町民の皆様のご努力によりまして誕生し、佐藤町長は、去る 4 月 23 日の町長選挙において見事当選をされ、初代町長に就任され、まことにおめでとうございます。

昭和の合併から 50 年余を経た今日の合併は、両町町民にとって初めて経験する町民も多く、歴史に残る新町の誕生を祝福すると同時に、不安、戸惑いも多いと思います。町長には、このような町民心理を払拭すると同時に、財政の健全化、高齢化社会を迎える中での福祉サービスの向上、多様化する住民ニーズへの対応等々、前途多難なとき、町長であるトップリーダーは、高い理念のもと、町民からの大きな信頼を得ることが極めて肝要であります。今後の行財政運営への積極的な取り組みに多いに期待をいたしまして、質問をいたします。

まず、政治姿勢についてお尋ねをいたします。

佐藤町長には、今までの経緯から 2 町の合併には反対の立場であったと思います。新町誕生を否定し、なぜ育ての親になろうとしたのか。この疑問は、私のみならず、多くの町民が持っていると思います。町民の納得の得られる説明を求めます。

続きまして、新町行政運営に当たっては、合併協議を進めていく中で多くの町民の声を反映させた新町建設計画が決定されております。まちづくりを進めるに当たっては、この計画を尊重し、また、旧横芝、光町民の一体化を速やかに図る努力をあわせて行うことが、町民の要望に応えることと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

次に、町長は、30 万人規模の都市が理想と二次合併をお考えのようではありますが、いつごろからのお考えなのか、私には理解ができません。今は新町の基盤、礎を築くのに専念すべきと考えますが、答弁をお願いいたします。

次に、公約実現に向けての何点かの質問をさせていただきます。

公約とは、公衆に約束すること、公に約束することであり、実現可能でなければなりません。すぐに実行に移せるもの、任期中に成果の出るもの、多少先送りしてもよいものといういろいろあるかと思いますが、みずからの約束に対し信任をされたものですから、積極的に取り組み、実行に移していただきたいと思います。

小学校 6 年生までの医療費の無料化についてであります。財政負担額、財源をどこに求めたのか、またこの政策は何を目指すのか、説明を求めます。

次に、町立東陽病院の民営化についてお聞きをいたします。

県立病院の健全化、将来構想の中で、老朽化した東金病院の建てかえを契機として、山武

地域の医療の現状を改善していくために、医療センター構想の策定が急がれております。もちろん、医師不足の問題、救急、小児、周産期医療等の改善が期待されるわけでありますが、この構想の中には、町立東陽病院は支援病院の位置づけで組み込まれております。既に県より建設に対しての許可もおりておりますし、現在、医療センター作成委員会から基本計画策定委員会に移り、今後のスケジュールまで決定されている状況であります。町長は、赤字解消の名のもと、東陽病院の民間委託を公約しておりますが、基本計画策定委員会のメンバーとして、どのように整合をさせるのか、お答えをいただきたいと思っております。

次に、商工業対策として、町による融資制度、ファンドの創設を掲げておりますが、私は一自治体が政策として行う事務ではないと考えますが、原資をどこに求め、だれがどのように運用するのか、町長に答弁を求めます。

以上、よろしく願いいたします。

〔 10 番議員 ・ 梅喜作君降壇 〕

議長（伊藤良一君） ・ 梅喜作君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔 町長 佐藤晴彦君登壇 〕

町長（佐藤晴彦君） ・ 梅喜作議員の質問に対してお答えをいたしたいと思っております。

まず初めに、2町合併を反対の立場で、なぜにこの町長を目指したのかというところでございますけれども、永・議員さんの質問でもお答え申し上げましたとおり、決してこの旧横芝町と旧光町の合併に対して否定したのではなく、住民サービスの向上や財政力の向上のためには、大型合併が町民にとって必要不可欠であるとの認識の上に立った上での考えでございます。いずれにいたしましても、横芝光町の合併は第一のステージであり、第二のステージの大型合併を推進するため、町長選挙において住民の真意を問い、結果として町政を担当させていただいたものであると考える次第でございます。

次に、新町の運営に当たっては、新町建設計画をもとに行財政改革に取り組むとともに、町民の一体化を早期に図ることが町民の要望に届くと思うがというご質問ですが、私も・梅議員の考えに同感であります。まさしく今、横芝光町に求められているものは、旧町単位の意識を一日も早く払拭した住民の一体化を図ることが新しいまちづくりの第一歩であるということは認識しているところでございます。そのためにも、新町建設計画に盛り込まれた計画を基本としつつ、行財政改革に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位の絶大なご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

続いて、先ほどの続きでございますけれども、二次合併はいつごろからの考えなのかというところでございますけれども、東金を中心とした市町村の合併協議会が解散した時点であり、可能性を見出した広域の合併の必要性を認識いたしたところでございます。しかしながら、今後は、当然のことながら新町建設計画にのっとり新しいまちづくりを進めつつ、住民の方々のご意見・要望を聞くことはもちろんのこと、枠組みについては近隣市町の考えを聞き、環境が整い次第第二ステージへの合併に取り組んでいく考えでございます。

小学校6年生までの医療費の無料化についてでございますけれども、財源の確保策につきましては、越川議員からもご質問がありお答えをさせていただきましたが、新たな補助制度の拡充がない限りは、人件費の純減を初め歳出の削減で対応していかなければなりませんので、現在計画している事業の投資効率を十分検討して、優先度を見きわめながら、限られた財源の有効配分を行い、財源にしたいと考えております。

また、この政策は何を目指すかというご質問でございますが、この政策につきましては、少子化の進展する中で将来を担う子供たちが心身ともに健やかに育つよう、子育て世代の経済的負担を軽減し、また乳幼児並びに児童に係る疾病の予防、早期発見・早期治療を促進し、一層の健康の保持増進を図ることを目的としているところでございます。

続きまして、東陽病院の民営化と山武医療地区センターのお答えでございますが、先ほどの越川洋一議員にもお答えいたしました。今後、東陽病院のあり方を含めた経営改革に係る検討機関を設置し、町民が安心して暮せるための地域医療をどのように確保していくか検討してまいりたいと考えております。

さらには、地域医療センター構想が、枠組みがほぼ決定したというような・梅議員のお話でございますが、まだまだこれには紆余曲折があるし、また、今後首長会においても、いろいろな角度からいろいろな研究を重ねて、じっくりそれこそ考えていこうというところでございます。そうした中で、私どもも議会の皆様方にはその都度その都度皆さんに状況をご説明差し上げながら、この医療構想問題、大変な町としての大事業でもありますし、また、この地域にとっても大変な事業でございますので、皆さんに情報公開しながら、皆様方と検討してまいりたいと思っているところでございます。

続きまして、町による融資制度の創設についてでございますけれども、選挙公約の中で、融資制度、ファンドの創設という表現をいたしました。これは町の中小企業が金融機関から融資を受けた場合の新たな利子補給制度についてでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、利子補給制度につきましては、先ほど小川征四郎議員にもご説明申し上げましたとおり、充実を図ったところでございます。そして、5月には早速旧横芝地区から6件、光地区から5件の交付申請がありました。この利子補給制度は、中小企業者にとりましては、大変資金の確保が容易になったものであると考えております。先ほどの小川さんの答弁でありましたとおり、横芝地区においては7年間1件もなかったものが、この1カ月に6件という実績を残せたのはやはりこの制度が認知され、資金の確保がされやすくなったと認識を持っておるところでございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 町長選、あるいはその前の動きの中で、私、このなぜ否定した町の町長を目指したのかと、そのような質問をさせていただきましたけれども、非常に合併をした後の新町ということで、今までの既存の町の町政運営とは大分違いまして、やはり新しい町は自分が立ち上げるんだと、そのような強い意志を持った中で町政運営に当たっていただきたいというのが私の考え方でありまして、否定しながら何をやるんだらうかなと、これは私のみならず多くの町民が抱えている疑問であろうと、私はそのように考えております。ひとつ、過ぎたことではありますけれども、ぜひひとつ町長がこれからのまちづくりを積極的に進めることによりまして、このような問題は私は解決されてくるとそのように考えておりますので、大いに頑張ってください、このように思います。

それから、新町建設計画の件でございますけれども、これは今まで大勢の議員の皆さんが質問等で町長お答えになっておりますので、やはり大勢の町民の皆様の声が私はこの新町建設計画をつくってあるものと、このように考えておりますので、ぜひひとつこれを尊重しながら、町政運営に当たっていただきたいと、このように要望しておきます。

それから、二次合併。町長は30万人規模の中核都市を目指すんだと、そのようなことで、私はではこれはいつごろからその考えを持ったのかと。今の答弁では、東金市を核とした1市4町1村ですか、この合併構想が壊れたときからの考え方だと、そのような今回答ではありましたが、実は私もいろいろと町長が横芝町議員在職中の議事録等も読ませていただきました。それはなぜかといいますとこの町長がこのような広域的な合併のお考えを持っているということが実は私わからなかったわけです。それは、前回の町長選、平成15年の5月ですか。町長選の公約等を読ませてもらいまして、どうもこの合併に対する意気込みと

いうものが感じられない。また、平成15年10月19日に、これは横芝と芝山と多古と3町合併構想がありました際に、町長が文化会館で発言しましたね。あの内容を、私持ってきていますけれどもね。これを読んでみても、どうもそういう気持ちを感じられない。

そこで今、新町が立ち上がりまして、やはり集中的にこのまちづくりに当たっていただく大事なときに、二次合併の考え方が、やはり一方で、それは必要だかもわかりませんよ。時にいろいろ流れていきますので。しかし、あのような首長を決める段階の中で、やはり公然と言うべきでは私はないと、そのように考えておりまして、何か唐突にこの30万人地域構想が出てきた。どうも私には不可解なんです。そういうことで、きょうは質問をさせていただきます。

今の質問の中でも、いつのときかわからないと、そういうような返事もお聞きしましたので、すぐに合併というのは、20年や30年で合併ということはまずありませんよ。今までの歴史から見ても。ぜひひとつ新町の基礎づくり、礎づくりにひとつ取り組んでいただきたい、このように要望をしておきます。

次に、この件もいろいろと皆さんもお聞きになって、町長のお考えもわかっております。小学校6年までの無料化の問題です。

これはですね、私はこの医療費の助成の問題、やはりこの健康保険の今の制度の中で、乳幼児の、3歳未満ですね、2割負担、あるいは3歳から70歳までの3割負担というものは、私はある程度理解をされ、受け入れられておるものであると、私はそのように考えております。そういう中で、支援の事業、子育て支援ですね、このような事業を医療費の助成事業として導入するわけですけれども、私はこの内容というものをもう少し検討する必要があるんじゃないかと。それは、今回の場合、小学校6年まで一律に支援をする。この6年生の児童の中には、私は支援を必要としない人もいっぱいいると思うんです。やはり生活弱者とか、いろいろやっぱりあると思うんです。支援を求めている人が。一定の基準を設けて、その人に支援をする。私そういう方向に持っていくのが、行政のやる支援の方法だと、私そういうふうに思うんです。これはやっぱり、貴重な財源をばらまく。それは町が支援するといえば、それはもらいますよ、だれでも。しかし、私は行政は、そういう方向での支援はやるべきではない。町長が今すべての行事を、すべてとは言いませんけれども、いろんな行事を精査した中で、むだをなくしていく。これこそまさに精査して実施すべき事業ですよ、もう少し。そんなに急いで、8月から10月からって、そんなに急いでやる、公約の関係もあるでしょうけれども、もうちょっと余裕があっても私はいいと思うんですけれどもね。これ

は批判出ますよ。私はそういうふうに感じました。ぜひひとつ答弁をお願いします。

それから、病院の民営化です。これは、なぜ私この問題を取り上げたかといいますと、4月22日に、私、サビアの前で、当時佐藤候補ですよ。佐藤候補のあいさつを聞いておりました。東陽病院の2億円の赤字の解消のために、民営化を考えているんだと。確かさっきも言いましたよね。この当時は、山武医療圏の中央医療センター構想がかなり進んでおりまして、横芝も、先ほど私話しましたけれども、東陽病院の扱いの問題、こういう問題もある程度整理できているわけですよ。どうしよう、おれ、町長、今では町長ですけども、町長、こういう話はわからなくて、こういう民営化の話、どういうことを言っているのかなと。今度町長も、この基本構想策定委員会のメンバーですよ。確かに今いろいろ合併して、選挙がありましたから、先ほどの話にもありましたように、紆余曲折というのが私はあると思いますよ、ええ。どのような方向に行くのか、ちょっと読めない部分もあると思う。しかしですね、やはりこれは、今度委員ですから、どこかで整合させていかないとね。難しい問題に取り組んでいていただくわけでございますけれども、いろいろとそういう面で、地元病院のあり方というものも十分に考えていただきまして、新町建設計画の中でも、住民アンケート等の中では、やっぱり医療の充実した町というのは、10年先は高齢者が31.4%ですか、そのぐらい、3人に1人ぐらいになるんですよ。赤字だから委託しちゃえ、いや、民営化しちゃえ。

私はそういう簡単な発想で地域医療の問題に取り組んでいったんでは、もう一つやはり考えてもらわないと、私は地域住民の不安を残す。私はそのように考えております。その辺も一つ、答弁の方をお願いいたしたいと思います。

それから私、ファンドの問題を、これはファンドを創設すると、このように書いてありましたから、え、これは大変なことをやるんだなど。ファンドの問題、今いろいろと社会問題になっております。これは、村上ファンドは4,400億の金を動かして、1円株が上がると、億の単位でもうかると、そういうような利殖の世界でしてね。これ 投資するのも、機関投資家等の大きなそういうものが出資をして動かすという、これはもう一自治体が限られた人の利殖に手をかすというのは、そういうようなことをやるのかなと思って私、でもきょうお答えを聞きまして、理解をいたしました。

そういうことで、ひとつ答弁の方をお願いいたしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは3点ほど、今2回目のご質問をいただいたので、お答えさせていただきます。

まず、二次合併についてでございますけれども、まさしく新町・横芝光町が立ち上がったばかりで、この横芝光町を本当に住民の意見とともに作り上げていかなければならないことは言うまでもありません。そして、この横芝光町を力強い、誇れる、新たなふるさととして、この横芝光町をつくるのが、また新たな合併に対して優位にも働ける一つのものであることは、言うまでもありません。

たまたま、先月の尾垂ヶ浜で、成田山新勝寺の弘法大師の上陸の地という大法会もありまして、成田と尾垂ヶ浜には赤い糸があるのかなと強く思った次第でございますし、そういった中で、やはり前々から何度も何度もお答えさせてもらっておりますけれども、この広域の合併の、私の理論的な位置づけとしましては、やはり人口が集中する経済の発展した地域と私ども農業を基盤とするこういう地域とが、経済的にどうしても格差ができてしまうのは仕方ありません。しかしながら、同じ千葉県人、また同じ日本人の中で、行政サービスに隔たりがあってはいかんと、私はそういう政治信条のもと、そういうものについて考えておる次第でございます。

続きまして、小学校6年生までの医療費の無料化についてでございますけれども、この約87億円、この一般会計予算の中で今議会に出させていただいた予算は2,800万円でございます。そして、年間約6,000万円ぐらいの費用負担かと思えます。そういう部分を、それこそまさに今、子育てを支援して、この横芝光町は子育てをするにふさわしい、一番しやすい町なんだと、もう内外に知らしめるためにも、またこの地域の住民の皆さんが、その子を持つ親も、そしてまたそのおじいちゃん、おばあちゃんにしても、そういう子供を大事にする町なんだと。そういうものを政治信条として、私はこの公約を掲げました。いろいろな批判もあるかもしれませんが。しかしながら、その87億円の予算の中の6,000万円が、それは決して些少な金額でないことは重々承知をしております。しかしながら、この横芝光町が、子供たちにとって優しい町なんだというものを作り上げていきたいという政治信条の上の決断でございます。ご理解を賜りたいと思えます。

そして、次は山武地域医療センターの問題についてでございますけれども、いろいろな考え方、検討があっただろうかと思えます。その地域医療の救急医療の問題と、またその普段からの生活の地域医療は、ある意味二次救急、三次救急とか、いろいろな救急方式もあった中で、いかんせん莫大な費用がかかるものでもありますし、そのセンター構想の中に、東陽病院は位置づけがあるとはいうものの、まだ会議録に載っているだけに現状はすぎません。実際そういった中においても、療養型の施設であるというような位置づけで会議録に載ってい

る。そういう状況の中で、ましてや……。

〔「23年だっけ、完成。23年だっけ。25年か。26年か」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） まだまだ、ちょっと正確な数字、ちょっとすみません。

〔「23年です」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 23年までの間についても、じゃ、正直言って、東陽病院のことについては、るるご質問がございますけれども、本当にこのままでよいのか。その辺も含めて、多角的にいろんな角度から検討してまいりたいということで、検討委員会の設立をもって、その中の一つとして、民間委託、民営化も選択肢の一つにあるんだよということをお示しさせていただきながら、この問題に取り組んでまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 病院の問題は、検討委員会を設けてということでありましたので、ぜひひとつ、いろいろとこの構想もこれから動いてくるとは思いますけれども、ひとつよろしく願いをいたします。

それから、私はやはり、この小学6年生までの医療費の無料化。これは私はもう、やはり公平さを欠くものであると。やはりある程度の基準を設けながらやるのが公平で、行政がやることであろうと。私はそんなふう考えております。これは見解の違いですので、何ともあれませんが、ぜひひとつ、そういうことで協議、当局の方でもぜひひとつ、この辺も含めて協議の方をひとつ、またいろいろな機会にお願いしておきたいと思います。

終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で・梅喜作君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩します。

再開は3時40分とします。

（午後 3時28分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

川 島 富士子 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

川島富士子君。

〔 12番議員 川島富士子君登壇 〕

12番（川島富士子君） 議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

質問に先立ちまして、インドネシアで起きたジャワ島中部地震の被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。1日も早く安心して生活が送れることを願ってやみません。

さて、栗山川の流れがはぐくむ人、自然、文化が共生する町として、3月27日に横芝光町が誕生してから、3カ月が過ぎようとしております。初代町長も決まり、就任式では、町民の皆様に約束したことを、できることから速やかに実行していきたいと抱負を述べられました。また、できるだけむだを省き、一層の行財政改革を進め、事務事業の見直し、透明化を図り、住民の皆様の視点に立ち、だれにでもご理解いただける町政運営をしてまいりたいと言われました。平成の合併は、真の分権型社会を実現するための合併であり、住民が主役であることは言うまでもありませんが、孫子の世代に豊かな未来を引き継ぐためには、非常に大切なこれからの10年であると考えます。行政の実務に追われ、いつの間に改革の情熱を失ってしまうことのないよう、ひたすら町民を守り抜き、わかりやすく期待感に満ちあふれた政治を実践することをお願い申し上げ、質問に入ります。当局の親切な誠意ある答弁を求めるものであります。

第1として、町民が暮らしやすい健全な町政運営について、3点お伺いいたします。

1点目として、行政の全事業の重要度を点検する事業仕分けの実施についてであります。このことについては、昨年12月議会にて質問申し上げたところであります。

さて、町長は徹底した行財政改革を断行とおっしゃられておりますが、まず、賛意を表したいと思います。事業仕分け、それに続く事業見直しとは、町として本当に必要な行政の仕事を予算項目ごとに町民の目線からチェックするというものです。具体的には、すべての事業を、1、そもそも必要か。2、必要なら、行政と民間のどちらがやるべきか。3、行政なら、国、県がやるべきか、町がやるべきか検討し、整理するものと推測いたします。その際には、民間の専門家と行政側の担当者との間で徹底的に議論を重ね、納得の上で結論を出すことが何よりも重要であり、かつ町民の目線から必要がない事業を切るわけですから、基本的には行政サービスが低下する懸念は存在しないのであります。時代の大きな変化、社会構造の変化の中で、民生にも産業にも新たな行政需要が次々と生じており、限られた財源をどう細分化するかは、極めて困難を伴う作業であります。

これまでの政治は、誤解を恐れずにいえば、予算編成に要望を突きつけ、もっぱら増額させる方向には強く作用してきましたが、なかなか削減する方向には進み得ませんでした。私ども公明党は強く推進しておりますが、外部の目線、国民の目線から予算をチェックする試みは、歴史に残る大作業であると思います。こうした作業に精通し、全国の自治体で事業仕分けを実施しているのが、民間シンクタンクの構想日本であります。構想日本が公表した資料によれば、事業仕分けの結果を集計すると、引き続きその自治体が担う事業というのは、都道府県で平均60%、市町村で平均71%にとどまっているとのことであります。

以上のことから、町の全事業について、町の役割を踏まえた上で、引き続き事業主体として進めていくべきか否かを、外部の目も入れ、大胆に見直しを行うべきと考えます。また、この見直しは全町を挙げて、事業の選択と集中、業務、業務プロセスの改善や新たな施策への転換に取り組むものですが、これは、当初予算の検討作業に合わせて行うことで、より効果的、効率的に進めることができるものであり、これにより、予算の質的転換を進め、財政構造の体質強化を図るべきと考えます。

県においても、昨年9月下旬から事業仕分けに着手し、民間シンクタンク構想日本のメンバーと外部参加者の他県の市職員による仕分け作業を行いました。5月20日までに全3,800事業の仕分け作業を終了し、不要、民間と位置づけられた数は400件を超えていたとのことであります。これを受け、今年度予算では13事業を廃止するなどし、11億円程度の予算削減を図ったということでもあります。国、県ばかりでなく、地方でも財政の厳しさは増すばかりであり、行革推進法案に事業仕分けの理念が盛り込まれました。本町においても、町民サービス維持を前提に行財政改革を進めるために、事業仕分けを実施するよう求めますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、男女共同参画社会の実現のために、きめ細やかな施策の展開として、プロジェクトの立ち上げ、行動計画、基本計画の策定等について、本町の取り組みを伺うものであります。

このことについても、平成14年3月議会と平成17年3月議会にて質問させていただきました。その中で、男女共同参画社会基本法の制定に伴い、女性の視点からのまちづくり、女性参加のまちづくりが必要であることから、積極的な取り組みを求めてまいりましたが、合併により一歩前進と受けとめたことは、新町建設計画の中の第5章の、ともに考え、みんなが参加するまちづくりの5つの体系の一つに位置づけられておりました。主な事業として、男女共同参画社会推進計画の策定が盛り込まれておりましたが、具体的な内容、計画等につい

てお尋ねいたします。また、昨年末に決定した第二次基本計画にも触れながら、男女共同参画条例の制定の取り組みについてお聞かせください。

3点目として、新たな財源の確保策として、循環バスや広報紙上、またホームページに広告事業を取り入れてはいかがか、伺います。

横芝光町の財政難を克服する1つの方法として、有料広告ビジネスの実施を提案いたします。これは、民間企業などの広告を掲載し、収入増や経費削減を図ってはどうかというものです。たとえわずかな財源でも、知恵と汗を出して予算を確保する姿勢が大事であります。住民に負担を強いるだけでなく、職員が努力していく意識改革にもつながると思います。近隣町村の中で、大網白里町が新たな財源確保と地域経済の活性化に向け、4月1日から町のホームページでバナー広告の掲載を始めております。すべての広告が埋まれば、年間最大72万円の収入となるそうです。広告掲載することにより、町内の企業などに情報発信の場所を提供できるということ、また、広告料を町ホームページのリニューアルに充てられるなど、有効であると考えます。厳しい財政状況を克服するためには、税収以外で財源を確保する視点が大事であることから、町のさまざまな資産を活用して積極的に取り組むべきと考えますが、当局のご見解を伺います。

第2として、健康福祉施策の充実について、3点お伺いいたします。

1点目として、AED（自動体外式除細動器）の公共施設への設置についてであります。

心肺停止に陥った場合、一刻も早い応急手当てが生死を分けますが、心臓の鼓動を回復させるのに大きな力を発揮するのが、自動体外式除細動器、AEDであります。2004年度に心肺停止状態で全国の救急隊員が病院に搬送した患者は約10万人に上りました。目の前で突然人が倒れ、呼吸も心臓もとまってしまったとき、まずしなければならないのが、1、迅速な消防への通報、次に、2、迅速な心肺蘇生法、いわゆる人工呼吸と心臓マッサージ。そして3、AEDによる除細動の実施であります。これは、4、医療機関など二次救命処置への移行を含め、救命の連鎖と言われる基本的な応急措置の流れであります。心臓停止の場合のほとんどが、心臓が細かくけいれんし、血液を送り出せなくなってしまう心室細動を起こしていると言われております。この心室細動をもとの鼓動に戻すには、AEDによる電気ショックを与えるしかありません。しかし、心臓停止の場合、倒れてから1分経過するごとに、救命率は約10%ずつ減少してしまいます。このためAEDは、発症より5分以内に行わなければ効果がないと言われており、通報から救急隊員が到着するまでの平均時間は6.4分。心臓停止の場合、救急隊員や医師が到着してからの措置では遅すぎるのではあります。

このことから、2004年7月から、医師の指示がなくても一般の人がAEDを用いることができるようになりました。さらに、2005年度予算に講習実施のための予算が計上され、いざというときに間に合うように、AEDが公共施設、交通機関など、多くの人が集まる場所に設置されるようになりました。使わずに済むことが一番望ましいことではありますが、もっと拡充されたことに、本年4月21日から8歳未満の児童、とりわけ1歳から7歳までの子供に対しても使えるようになりました。今回承認されたのは、背中と胸に張りつける子供用パッドだそうです。

さて、厚生労働省は本年3月、2004年の都道府県別死因分析結果をまとめました。人口10万人当たりの死者数、基準死亡率が最も多かった疾患は、心筋梗塞などの心疾患でありました。また、近年、心臓病などの持病を持たない元気な子供であっても、胸にボールが当たる程度の衝撃で、心臓震とう、心室細動、心臓停止の症状が起こるそうであります。この場合、命を救う最良の手段が現場でのAEDの使用であることから、1日も早い設置を求めるものですが、当局のご見解を伺います。

2点目として、乳幼児医療費助成制度を就学児前まで拡充してはいかがかと伺う予定でしたが、既に予算説明の中で、町内児童等医療費等助成として、小学生医療費無料化分1,800万が計上されました。子育て世帯の乳幼児の医療費は経済的にも負担が大きいので、町長の英断に高く評価するところでございます。しかし、心配なのはその財源であります。少子化対策、子育て支援の観点であるならば、保育料の負担軽減もお考えになられたのでしょうか。ほかに何かを犠牲にしなければならないということはないのか、確認いたします。

また、現在までは、助成制度という形での子育て支援でございましたが、無料化というご説明でありましたので、対象家庭の負担はなしという全額助成との理解でよろしいでしょうか。その点、お尋ねいたします。

3点目として、東陽病院の運営状況と山武地域救急医療センターの早期建設について伺います。

山武地域の医療過疎解消は、喫緊の課題であります。まず、東陽病院の運営についてありますが、旧野栄町が合併に伴い組合から抜けたことで、町立東陽病院となり、財政面で一段と懸念したのは私だけではないと察します。昨年10月12日の山武郡広域行政組合全員協議会で、東陽病院を支援病院と位置づけることが了承され、旧光、旧横芝の両議会も賛同した経緯は言うまでもございません。また、歴代町長は、地域の医療を確保するということから、その運営について心血を注いでこられました。しかし町長は、東陽病院を民間委託にすると

いう公約を掲げられ、マスコミにも既に具体的な交渉に入っていると発表されております。住民の間では、民間委託することについて不安も広がっております。

そこで、町長は東陽病院をどのような病院にしようとしておられるのか、委託により何をどう変えられようとしておられるのか、どのようなメリットを考えておられるのか、伺います。委託とは民営化を指すと思われませんが、民営化されれば、直接の町の支出はなくなると思いますが、新しい経営者は利益を最優先させると思われます。そうなると、不採算部門は切り捨てられるなど、地域の医療がないがしろにされることが危惧されます。特に介護療養病床は平成22年には廃止される見込みで、この入院患者の受け皿も心配です。また、東陽病院は、千葉大学医局からの医師の派遣で今までは運営されてきました。委託となれば、当然病院も民間病院となります。場合によっては、近隣病院のような状況になることも懸念されます。医師不足の中で、委託により本当に地域の医療は確保され、住民が安心して暮らせる医療が提供されるのか、心配です。町長は、地域の医療をどうお考えでしょうか。そして具体的な交渉に入っているということですが、どの程度進んでおられるのか。だれにどのような方法で委託しようとおられるのか、伺いたいと思います。

続いて、山武地域医療センターについてであります。山武医療センター構想は、既に許可申請がされ、許可がおりていると伺っております。この医療センター建設については、横芝光町も構成自治体となっており、支援病院となる東陽病院の健全運営と山武地域の住民の生命を守る救急体制の確立のためには、早期建設を求めるものですが、医療センターを構成する自治体の足並みは一枚岩ではないように思えます。そして、横芝光町の救急患者は、現在は主に東陽病院のほかは、旭中央病院に搬送されておりますが、旭中央病院でも入院を断ることもあるように聞いております。それだけ医師不足は深刻ということでもあります。

そこで伺います。医療センターの建設位置等を見直すべきとの意見をお持ちの市町もあるようですが、町長はどう対応されるのでしょうか。また、東陽病院は、医療センターの運営開始時には支援病院となることになっておりますが、東陽病院が民間委託となれば、支援病院構想は白紙ということで理解してよろしいのでしょうか。また、救急輪番制につきましても、現在は匝瑳市民病院、九十九里ホーム病院と連携しておりますが、山武郡となった現在、今後町長はどのように対応するおつもりでしょうか。誠意を持ってお答えください。

第3として、安全で安心なまちづくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、県道横芝・上堺線で、森川スタンドのところの交差点、すみれ団地から出てきたところの交差点、横芝敬愛高校入り口の交差点における信号機の設置についてであり

ます。県内の交通事故の死者数は全国ワースト3位と、依然として交通死亡事故多発県であります。交通事故は、被害者はもちろん、加害者やそれぞれの家族も大変悲しく、つらい思いをします。1人1人が思いやりの心を持ち、徹底して交通ルールを守り、悲惨な交通事故をなくしていかなばなりません。

さて、森川スタンドのところの交差点であります。町道部分が平たんではないこと、県道を横切る際、左右の確認がしづらいことなどから、過去にも頻繁に事故が起きているところでもあります。また、プラムのそばですみれ団地から出てきたところの交差点であります。以前にも取り上げさせていただきましたが、合併に伴い交通量が多くなり、相変わらず見通しが悪いため、引き続き要望させていただくものであります。そして、横芝敬愛高校入り口の交差点であります。近年、大型スーパーなどが建ち、人の往来が急増した地域であり、交通量が多く、事故が多発しております。学校にも近く、学生や地域の方々が安心して通行できるように、信号機の設置が急務と思っておりますが、当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、横芝停車場白浜線で、松丘園側から出た日石スタンドのところの交差点における正規の信号機の設置についてであります。

ふれあい橋の完成と合併による本庁舎への移動道路として、近年交通量が多い上、横芝側から光側への横断に際して、非常に見通しが悪く危険であります。正規の信号機設置の要望の声が多く寄せられておりますので、当局の積極的な取り組みを期待するものですが、ご見解をお聞かせください。

第4として、文化芸術振興施策の充実について、2点お伺いいたします。

1点目として、芸術家を招き、町民ふれあいコンサートの開催をはいかがでしょうか。

先日小泉総理は、文化芸術に触れて精神を豊かにし、いやされ、励まされ、生活になくはないもの、心の糧、精神の糧であるとおっしゃられておりました。さらに文化芸術に触れる機会をつくってほしい。つくっていききたいとおっしゃっておりました。また、以前神童と呼ばれ、天才と評された世紀のバイオリニスト、ユージ・メニューイン氏は、音楽は、どんなに大変な時代でも、何とか私たちに力づけようと繰り返し繰り返し励ましの言葉をかけてくれる。深い根底から発した音楽であればなおさらであると言われました。また、私の尊敬する先生は、一流に触れさせたい、一流を見ていれば、二流、三流はすぐわかる。二流、三流を追ってはいは、どこまで行っても一流はわからない。一流の人物と接する、一流の音楽を聞く、一流の書物に親しむ、一流の美を鑑賞する。そこに一流の人格も磨かれると言われております。

文化芸術振興基本法が成立、施行され、はや5年になろうとしておりますが、生の芸術に、一流の音楽に触れられる機会の提供に取り組んでいただきたいと切望いたしますが、ご見解を伺います。

2点目として、文化芸術ホールの建設について伺います。

文化芸術振興へ向けて、映像や音楽の新たな新町の創造拠点として、文化芸術ホールを建設すべきと思います。本格的なコンサートや映画、演劇、舞台芸能など、さまざまな文化活動に対応し、広く住民を収容できる施設として、近隣市町村では、東金文化会館、芝山文化センター、多古町コミュニティプラザ文化ホール、山武市文化会館のぎくプラザ、さんぶの森文化ホールなどがあります。奥行きもあり、広い空間のステージは、声音を逃がしません。ホール内、客席内に音の届く速さが均一で、どの席でも同じ音圧で音楽が楽しめます。町の文化振興ビジョンとして、マスタープランの策定等をして、施設の有効活用を視野に入れながら、文化芸術を楽しむ機会提供のための環境を整備していくことが重要であると考えます。ホールと練習、実習機能などを備えた空間などから成る総合文化施設の建設をぜひお考えいただきたいと思いますが、当局のご所見をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員の質問についてお答えを申し上げます。

行政の全事業の重要度を点検する事業仕分けの実施についてであります。新町発足に当たり、以前は予算の計上方式が性質別でありましたが、事業別予算を採択することによって、事業ごとに具体的にどのように予算が計上され、執行されたかを把握できる事業別予算方式を導入いたしました。議員ご指摘のとおり、厳しい財政状況の中で、住民要望に応じて真に必要な事業を実施するためには、予算編成、予算執行、決算、事後評価、それぞれの過程での検証が必要であると思われまます。現時点では、新町の枠組みを完成させることを最重点として取り組んでおりますので、今後事業評価の方法については、十分調査研究をした上で対応を検討させていただきたいと思っております。そして、この部分につきましては、そういう予算の作り方をしました関係上、企画財政の方から、若干の補足説明をさせますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、男女共同参画社会の実現についてでございますが、旧横芝町、旧光町では、合併を

控えていたことから、新町において、男女共同参画基本計画を策定することとしており、新町建設計画の、議員おっしゃられる第5章において、男女共同参画社会の実現として位置づけを取り組むこととしております。新町における男女共同参画社会実現のための指針となる基本計画策定を予定しております。計画策定に当たりましては、住民アンケートを実施し、男女共同参画社会の実現に関する啓発と住民ニーズの把握に努め、地域の実情に合った計画策定を行いたいと考えておる次第であります。

次に、健全な町政運営についてでございますが、ご質問いただいたように、ホームページや広告事業を取り入れてはということでございますけれども、ご質問のような事例につきましては、議員がおっしゃるように、県内でも新たな財源の確保策として取り入れている団体がございますので、今後財源確保の有効な手段として効果があれば、検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、健康福祉政策、AEDの設置についての質問でございます。

全自動体外式除細動器、AEDについては、平成16年7月から、医師等の医療従事者のほか、一般市民が使用することが可能となっており、空港やサッカー競技場など、人の多く集まる施設に設置が進んでいると聞いております。匝瑳市横芝光町消防組合においては、平成17年3月から、救急車両及びタンク車を合わせて7台にAEDを搭載しており、今まで平成18年5月24日現在の使用実績は、野栄分署のタンク車で1件とのことでございます。当町では利用実績はないものの、万が一発生した場合の救命率の向上のために検討してまいりたいと考えております。

続きまして、乳幼児医療の拡充の中で、保育料の軽減は考えておらないかという件につきましては、ご承知のとおり、限られた財源の中で一つ一つやっていかなければならないというところで、現時点においては、その部分には考えておりません。そして、それがほかに負担が行かないのかという問題でございますけれども、事務事業全体を勘案しながらの予算を獲得してまいります。それこそ一番最初の質問でありましたけれども、事業仕分けの成果での予算配分であると私は認識しております。そして、小学校6年生までの無料化ということで、これは完全無料化を考えております。

続きまして、山武救急センター構想についてでございますけれども、先ほどから数多くの議員さんからのご答弁でお答えしましてありますとおり、平成18年4月5日に県より開設許可を受けて、23年12月に開設に向けての計画となっておりますが、先ほど越川洋一議員にもお答えをしましたが、今後、東陽病院のあり方も含めた経営改革に係る検討機関を設置の上、

町民が安心して暮らせるための地域医療をどのように確保していくか。さらには、山武地域医療センター構想とどのような調整を図り、対応していくか。皆さんとともに検討を進めてまいっていく所存でございます。

そして、安全で安心なまちづくりについてでございますが、横芝光町の所属する警察署は、それぞれが旧町のときは、横芝町は成東警察署、旧光町は八日市場警察署というように異なっていました。したがって、交通安全施設の設置要望につきましては、引き続き横芝光町として一貫性を図っていく必要があります。そこで、4月6日に交通安全協会役員会を開催し、信号機の設置要望箇所について協議を行い、その結果、1番目に県道横芝停車場・白浜線、石川石油前交差点、2番目に県道横芝停車場・吉田線バイパス、篠本二区公民館前交差点、3番目に県道飯岡・片貝線、屋形5751番地地先交差点という順序づけがなされ、先般、山武警察署に信号機の設置要望をしたところでございます。つきましては、県道横芝・上堺線で森川スタンドさんのところの交差点、すみれ団地から出てきたところの交差点、横芝敬愛高校入り口の交差点への信号機への設置については、以前からも要望してきた経緯がありますので、引き続き交通安全関係者との協議を行い、その結果を踏まえて、あらゆる機会を通じて粘り強く要望してまいります。県道横芝停車場・白浜線で松丘園側から出た日石スタンドのところの交差点における正規の信号機の設置については、以前から警察署に要望済みであり、現地調査も既に実施されておりますが、道路の状況等から、早期設置は困難なようで、今後も設置できるように、関係機関とともに努力をしてまいりたいと存じます。

続きまして、文化芸術振興施策の充実についてでございます。

現在、町での文化芸術ホール等の建設計画はございませんが、心の豊かさを求める住民の意識が高まる中、人生に楽しみと潤いをもたらすものとして、文化芸術に対する関心がますます高まっております。すぐれた文化芸術に身近に接することは、文化芸術に対する住民の関心と理解を深め、創作活動の土台ともなります。そして、文化は人と人との心のつながりや、相互に理解し尊重し合う豊かな人間性をはぐくみます。そうしたことから、文化会館や町民会館、図書館等の既存の社会教育施設等を活用し、文化芸術鑑賞の機会の拡充に努め、地域に根づいた文化芸術活動を推進していきたいと考えております。具体的には、文化会館や町民会館等において、質の高い音楽、演劇等の公演や、図書館ギャラリーにおけるすぐれた文化芸術作品の展示等、子供から大人まで、広く住民が高度な文化芸術を身近に体験できて、楽しめる機会の充実に努めてまいり所存でございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、川島富士子議員さんのご質問の中で、事業仕分けの関係と子育て支援の関係であります、医療費の無料化で、他の事業にしわ寄せは来ないかということをお二点、関連させてお答え申し上げたいと思います。

事業仕分けの関係につきましては、今町長が答弁したところでありますし、また、川島富士子議員の質問の中でも、県の手法の関係について質問がありましたけれども、確かに我々も事業評価は必要だということでは認識しておりますし、この事業仕分けの第一歩が、今回の事業別予算方式を取り入れたところであります。この事業別予算方式を取り入れたことによりまして、効率的な財政運営、財政配分ができたところであります。したがって、それらの関係から、一部今回の無料化で2,800万の予算計上の財源の捻出もできたものと認識しております。

ただ、年間のベースで、医療費の無料化につきましては、越川一雄議員のご質問の中でも、年間ベースでいくと6,000万という上乗せが必要だということでもありますけれども、この6,000万につきましては、収入役の廃止によりまして、おおむね1,000万、それと、町長、助役の報酬カットでおおむね100万、年間ベースでいきますと。そうすると、1,100万程度が、これは言ってみれば財源というか、財源手当になるということでもありますけれども、それでもまだ4,900万ほど足りません。そういう中で、今回、単年度で見ますと、この間の予算の補足説明で申し上げましたように、人件費の減が約1億6,000万あります。単年度ベースで、これらを財源として充てたものですから、今回の医療費の無料化についての18年度については、他の事業のしわ寄せはなかったものと判断しております。

あと、今後の問題でありますけれども、財政運営上の一般論で申し上げますと、議員さんご存じのように、経常一般財源と経常経費を見比べた中で、政策可能な財源がどのくらいあるかという一つの判断もあります。そういったしますと、過去の例から見ますと、年度によって若干の違いはありますけれども、おおむね3億円から5億円程度が政策可能財源ということで判断しておりますので、継続事業等を考慮いたしましても、今回のあれについては、政策の選択の範囲の中でなくということ判断しておりますから、そういうことで、他の事業のしわ寄せにならないような財政運営はしていきたいと思っております。

特に新町立ち上がって、19、20年度については、大型投資事業であります横芝中の建設事

業を控えております。財政運営上、この大型投資事業の年度をどう乗り切るかというのが大きな課題となっております。そこで、今回の医療費無料化とあわせまして、18年度からその無料化の関係についての財政整備を図りながら、この19、20年度を乗り切っていきたいなど。まず、それが一つの財政に課せられた使命かなという判断をしておりますので、できるだけ今回の施策によりまして、財政、他の事業にしわ寄せが来ないような財政運営を今後とっていきたいなど、こういう判断をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、事業仕分けについてでございますけれども、新町のすべての事業が幾つあるか、お教え願いたいと思っております。また、平成17年度から平成21年度の5カ年の集中改革プランでありますけれども、改革の推進状況について、他団体と比較可能な指標をもって、広く住民にわかりやすく公表と伺っておりますけれども、この点どのようになっておられるか、伺いたいと思っております。

次に、男女共同参画についてでありますけれども、男女共同参画基本法によって策定された現行の基本計画では、20年までに、社会のあらゆる分野において指導的立場を占める女性の割合を30%程度にまで高めることを目標に掲げられております。政府は昨年9月末に30%を達成されておりますけれども、本町における女性委員の登用について、現在の状況と、町長はいかがお考えか、伺いたいと思っております。

続いて、AEDについてでございますけれども、設置場所として保育所、小学校、中学校、またスポーツ場、テニス、野球、サッカー、プール、体育館等ございます。また、プラム、図書館などの公共施設が考えられますけれども、特に学校は、災害時の避難場所に使われることが多いので、この点有益であると思っておりますので、検討の中に取り入れていただきたいと思っております。

乳幼児医療費についてでございますけれども、町長から説明をいただきましたが、子育て世代にはこの上ない朗報というふうに、母親の1人として思う次第であります。

そこで、幾つかお尋ねいたしますけれども、就学前まで……すみません。現物給付方式と、児童分は償還払いになるかということをお伺おうと思ったんですが、完全無料化ということであれば、保険証と受給券を提示するだけでよろしいのでしょうか。その点確認をさせてくだ

さい。

それと、対象となる乳幼児の数、就学前までの乳幼児の数等、1年生から6年生までの数を教えていただきたいと思います。

そして、これは町民の方でご心配の上がっている方からのご質問でありますけれども、町内の医療機関に限られてはどうかという声も上がっておりますが、この辺はいかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

それと、東陽病院と医療センターについてでございますけれども、未収金が2,000万程度あるかと思えます。この未収金解消のために対策としてとられていることは、私も伺っております。そこに外部徴収要員の活用が有効と考えますけれども、町長はどのようにお考えか、伺いたいと思います。

また、本年4月から取り組んでいるジェネリック医薬品の希望状況と、今後啓発活動はどのようにされていかれるのか、伺いたいと思います。

信号機の設置でありますけれども、森川スタンドの下にある手押し信号機を排除して、通学コースを1号線に持っていくことにより、町長が以前、議員時代に取り上げられておりました水たまりの道路の解消もなくなるというふうに思いますので、この点も検討の中に今後入れていただければと思います。

また、この信号機でありますけれども、町民会館のところ、役場のところの信号機が、9時になると点滅をされるそうであります。合併により交通量もふえてまいりましたし、できれば役場のところ、また栗山のところ、鳥喰のところ、9時以降も点滅をしていただきたい。せめて10時くらいまで点滅していただけないかどうか。この辺も安全、安心なまちづくりの観点から、ご検討いただけないか。また要望していただけないかというふうに思います。

先ほど申し上げました男女共同参画について、もう1点ご質問させていただきます。

2006年度版の男女共同参画白書の中で、女性の再チャレンジ支援策の重要性を強調されておりました。働きやすい環境づくりについて、町長はどのようにお考えになられるのか。この点ご説明を求めたいと思います。

最後に、事業仕分けの追加でございますけれども、構想日本のやり方は、歳入の状況をまずはわきに置いて、お金がないということを理由にしない。必要なものは必要と考える。現行の法制度をそのまま前提としない。これは外部だからできることと思えます。このような考え方で、町の全事業を見直してはいかがでしょうか。また、来年の予算に反映させるには今から取り組んではいかがかと考えますけれども、この点もう一度ご説明願いたいと思いま

す。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ちょっと多岐にわたった質問で、的確に答えられるかどうか、ちょっと微妙なんですけれども、まず、男女共同参画の政府が達成した30%、委員ですか、議員ですか。委員。

〔「委員」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 今のところ、この30%が達成している云々については、ちょっと資料がございませんので。ただ、やはり、今この横芝光町のいろいろな関係団体においての女性の参画というのは、特に行政相談員、それからあと食生活改善から、いろいろなところで女性が参加してくださっていきまして、この横芝光町の行政の手助けとして、非常にありがたく、また頼もしく思っている次第でございます。そうした中で、やはりあらゆる面でこの男女共同参画社会の実現のための計画策定を積極的に進めていきたいと思っておりますので、ご了解を賜りたいと思います。

ついでに、働きやすい環境についてでございますけれども、おっしゃるとおり、今、子育て支援、そういうものも含めて、順次いろいろとできることから考えていきたいと考えております。そして、順序がダブっちゃって申しわけありませんけれども、東陽病院の未収金の徴収係をつけたらどうかという問題でございますけれども、その辺については、ちょっと私どもも把握はしておらんのですけれども、徴収にかかわる経費と効果を勘案して、考え、検討してまいりたいと思います。

それで、信号機の設置につきましては、るる今お答えしたようなところでございまして、担当課で答えられる……じゃ、それは担当課の方に回させていただきます。

あと、その薬品の方は、病院の方で。新町の事業数については、企画財政の方でお答えをさせていただきますので、ご了解をいただきたいと存じます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 新町の事業数でありますけれども、先ほどのご質問の中で、県は約4,000ということでありましたけれども、正直な話、全部数えてありませんので、今、議員から質問がありましたので、予算書の黒い丸印が1事業になっておりますので、ざっと議会費と総務費を数えましたら110ありますから、全体をあれすると1,000以上になるのかなという判断をしておりますけれども、正確な数については後でお答え申し上げますけれども、

1,000は超えると判断しております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 議員さんご質問の小学校6年生までの医療費の無料化の件でございますが、小学校就学前の乳幼児に対しましては、乳幼児医療の受給者証を持っていけば無料でかかれる。それから、小学生につきましては償還払いでございまして、一度立てかえていただいて、福祉課の方に申請をしてお返しするという制度になります。

それから、人数でございますが、6歳未満で現在把握しておりますのが1,157名、それから小学生が1,467名でございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 行政改革の関係でご質問いただきましたけれども、行政改革大綱につきましては今年度策定予定というようなことで、今取り組みをしているところでございます。それとあわせて、集中改革プランにつきましても、21年までの5年間の計画策定というようなことでございまして、これも今、取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） 1点目の森川スタンド交差点下の点滅信号の移動の関係でございますけれども、早速現場の方に行きまして、状況を確認して、後に改めて議員さんの方に報告を申し上げます。

また、2点目の役場の信号機の点滅。これが今、9時に点滅に変わってしまうということで、これを10時ごろまで延ばせないかということでございますが、警察署の方に伺いまして、その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 東陽病院総務班長、小川義則君。

東陽病院事務部総務班長（小川義則君） 川島議員のジェネリック薬品の状況ということでございますが、入院の部分につきましては、今、全体のどのくらいというのはちょっと把握しておりませんが、厚生省の指導に基づきまして採用はしております。また、外来の方につきましては、約95%程度が院外処方となっております。それで、希望者の方に対しましてはジェネリック薬品を使用するというところでございます。

また、啓発の関係でございますけれども、院内に掲示で啓発は行っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 何点が抜けたところもありますので、もう一度お答えいただければと思います。

先ほど町内の方から、町内の医療機関に限られてどうかという、伺っていただきたいというお声がありましたものですから、その辺も町長の方からご答弁願いたいと思います。

先ほど、就学前まで現物給付方式ということで、児童分は償還払いということで伺いましたけれども、3歳から就学前のお子さんも現物給付でよろしかったでしょうか。再度。償還払いでなく現物給付でよろしいわけですね。

〔「はい」と言う人あり〕

12番（川島富士子君） はい、わかりました。

文化芸術振興についてでございますけれども、町文化芸術振興条例の早期制定ということでも求めたいと思いますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

AEDであります、消防署の方も積極的にボランティア団体、また数名からでも団体の方にAEDの講習等を行ってくださっておりますけれども、ぜひ、使わないで済むことが一番望ましいことでもありますけれども、いざというときの対応のために、これは積極的に、全国、とにかくあちらこちらで取り組んでいる事業でありますので、早急にお考えいただければと思いますが、その点町長、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。よろしく願います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 町内の医療機関に限ってはというご質問ですけれども、やはり子を持つ親として、好きなというか、ふだんからかかっていると、自由な診療をさせてあげるといのは、やはりこちらの方の優しさではないか。また義務ではないかと考えております。

そして、文化芸術条例につきましては、本当にこの横芝光町には、図書館、素晴らしい環境といえますか、施設がございますので、検討をしてみたいと思います。ちょっと具体的なところで、まだ理解をしていないところがあって、申しわけないと思いますけれども、前向きな検討をしてみたいと思います。

それと、AEDに関しましてですけれども、当面やはり、とりあえずプラムかどこかに1つか、要するにこれというのは本当に1分、2分を争うものであって、本当、そこいらじゅ

うにないと、本来であれば意味がないものなのかなと思います。しかしながら、いざあったときにみんなが対応できるように、また講習会でも使えるような体制はとってまいりたいというところで検討させてください。

以上、3点でよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

齊藤隆君の一般質問は、都合によりあす21日に行います。

延会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

6月21日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時35分）

平成 1 8 年 6 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 1 8 年 6 月 2 1 日 (水 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2 3 号ないし議案第 3 2 号について (町長提案理由説明)
- 日程第 3 議案第 1 号 横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 横芝光町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 横芝光町農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 横芝光町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 横芝光町駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 横芝光町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 横芝光町福祉作業所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 8 号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 9 号 横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 横芝光町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 横芝光町在宅重度障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 町の区域内の字の区域及び名称の変更について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 平成 1 8 年度横芝光町一般会計予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 1 8 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度横芝光町老人保健特別会計予算について

- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度横芝光町菅東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度横芝光町病院事業会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 横芝光町立横芝小学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 横芝光町監査委員の選任について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 横芝光町監査委員の選任について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 5 報告第 1 号 平成 1 7 年度横芝光町繰越明許費繰越報告について
- 日程第 3 6 横芝光町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 3 7 議員派遣の件
- 日程第 3 8 請願及び陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 3 8 まで同じ

- 追加日程 発議第 1 号 国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書案
- 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案
- 発議第 3 号 地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書案
- 発議第 4 号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、B S E (牛海綿状脳症)の万全な対策を求める意見書案
- 発議第 5 号 東金病院及び成東病院、大網病院の早急な医師や看護師の確保と山武地域医療センター計画への県の参加を求める意見書案

出席議員（31名）

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・囿樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	29番	越川輝男君
30番	鈴木俊君	31番	越川洋一君
32番	・屋英夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	鈴木孝一君
環境防災課長	林英次君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政センター所長	伊藤賢二君
食肉センター所長	竹内康男君	東陽病院事務部総務班長	小川義則君

出納室長 海保清一郎君
教育課長 山本照男君
農業委員会
事務局長 大木一男君

教育長 大木崇生君
社会文化課長 布施勇君

職務のため出席した者の職氏名

局長 越川岳
書記 須合京子

書記 實川裕宣

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

民生文教常任委員会委員長から請願第1号、第2号、第3号、陳情第1号について、産業建設常任委員会委員長から陳情第2号について、総務常任委員会委員長から陳情第3号について、お手元に配付のとおり審査結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

齊藤 隆君

議長（伊藤良一君） 通告に従い、発言を許します。

齊藤隆君。

〔1番議員 齊藤 隆君登壇〕

1番（齊藤 隆君） 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

横芝光町が誕生し、佐藤町長誕生後の記念すべき定例会であります。新体制での初の質問に緊張しておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、3月27日に合併した横芝光町は、限りない可能性を秘めて誕生しました。郡境を越えた合併とは、古くは上総、下総の国境であった栗山川を挟んでの合併であり、体質の違う町同士の合併だと不安の声もありましたが、逆に違う考え方がまじり合い、切磋琢磨することができて、今までにない発展の可能性があります。それは、今サッカー・ワールドカップで盛り上がっているドイツを見れば、東西ドイツの国境であったベルリンの壁崩壊後、幾多

の困難を乗り越えて、EUの中でも、世界でも認められる目覚ましい発展を遂げたことと、世界の四大文明が大河の流れにはぐくまれて発祥したことの集約が、この横芝光町にあると考えられるからです。そして、町長の政治手腕によりまして、この合併が町民のためには1足す1が2ではなく、3にも4にもなるものなのであります。

その町長には、多くの期待が寄せられております。町長の言動、一挙手一投足に注目が集まっており、多くの町民から期待と不安の声がたくさん寄せられております。

そこで、町長に、新しいまちづくりに向け町民の声に添えていただくことと、活力ある横芝光町をつくるための産業の活性に向けた方策の大綱2点について質問いたします。昨日までの多くの質問と重なる部分もありますが、町長の考えを正確に町民に伝えていただきたいと思っております。

初めに、まちづくりの全体像についてお示してください。

新しいまちづくりには、町長の答弁にもあるとおり、町民の声をよく聞く必要があります。そして、町民の協力を得ながら進めていくべきと思いますが、この横芝光町をどのようにしたいのか、また、そのための方策をどのように考えるのか、お伺いいたします。私は、早期に住民の融和を図り、人心を掌握するためには、和をもって貴しとなし、逆らうことなきを旨とせよという聖徳太子の教えを大事にすべきであると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

次に、住民の期待と不安にどのように添え、選挙後のわだかまりやしこりを解消して、町民の一体感をつくり出すのかお伺いいたします。町長選挙の結果からも、私のところに寄せられている意見は、期待が半分、不安や不満が半分とほぼ半々の割合であります。いみじくも町長が話されておりましたが、何をやっても半分は反対だというのは、全体のバランス感覚がとれているからかと思われました。であるならば、町民の期待に添えていただくこと、過大な期待は訂正すること、不安や不満の解消、勘違いの解消に同時に取り組んでいただき、町民の融和と一体感の醸成を図っていくことが重要だと思います。町民の期待は非常に大きく、同時にその想像力ははかり知れず、町長の思いとは違う方向にひとり歩きしてしまうのではないかと心配もあります。これまでの町長の発言や新聞報道から、町民が感ずるところ、考えていることや期待を申し上げますので、お答えください。

私が町民から聞かれることで一番多いのは、いつからごみ袋や医療費がただになるのかということです。どうしてかと聞いてみれば、収入役と公用車を廃止し、町長、助役の給与をカットするだけで、ごみ袋や医療費がただにできるとの町長の演説を聞いた、また佐藤町長

ならやってくれると言われたからという町民が多くいるからです。しかし、公約の中では、収入役と公用車を廃止し、町長、助役の給与をカットして得た財源から、ごみ袋は値下げ、医療費は小学6年生まで無料ではなかったでしょうか。昨日の答弁では、6年生までの医療費無料化に必要な6,000万円に対し、一般財源の中から3,900万円充てるとのこと。また、カットという言葉には、ボーナスカットで1円も出ない会社もある経済状況の中で、無給で働いてくれるのかと感心する人もいたり、逆にそれは公職選挙法に抵触しないかと心配したりしている方もおります。その具体的な財源と方法をお伺いいたします。

収入役、助役につきましては、地方自治法の改正により、来年4月より副市町村長制が設けられますが、収入役廃止はその先取りであり、スピーディーな決定であると評価されるものであります。

公用車の廃止については、町長車のことが殊さら取り上げられておりますが、町民の方の中には、役場にある車すべてが公用車であり、その公用車を廃止した場合、役場職員はどのように業務に当たるのかと心配している声もあります。消防車を除いても55台ある公用車を廃止したならば、かなりの経費削減となりますが、町長の考えとは違うようであります。公約の中でも、一番目に見えてわかりやすく、誤解を招いていることもありますので、確認のためお答えください。

ごみ袋については、どのようにして、幾らにするのでしょうか。お伺いいたします。ごみ処理については、合併協議の中で、広域的な一部事務組合の再編が話し合われておりました。旧横芝町がくみする山武都市環境衛生組合と、東金市ほか3市町清掃組合の広域的な統合に合わせ、匝瑳市ほか2町環境衛生組合へ処理を委託している旧光町地区のごみも、山武都市環境衛生組合へ移管することが決まっております。私は、価格改定ができるのは、そのときではないかと考えておりましたが、どのようにされるお考えでしょうか。

次に、医療費と並び地域医療に関する質問も多くあります。

東陽病院の赤字解消を図るため、民間委託をするべく先方と協議していると聞いている方々がございます。民間委託も選択肢の一つかもしれませんが、具体的に相手方病院名を挙げられたため、松丘園のような介護施設にかわると期待している方々もおります。それは、待機老人とか介護難民との言葉まであるように、施設介護を希望しながらもなかなか入所できず、居宅介護でご苦労されている方には朗報と聞こえ、勘違いされてしまったのかもしれませんが。具体的な内容をご説明願います。

また、東陽病院は千葉大医学部に医師の派遣をお願いしておりますが、民間委託となった

場合に、医師を引き揚げられてしまうのではないかと、救急対応がしてもらえなくなるのではないかと心配もあります。新臨床研修医制度により、地域の医師不足が深刻な問題である中、千葉大とて医師の不足が問題となっています。そのような心配がないのかお伺いいたします。

次に、借金と借地の問題についてお伺いいたします。

無借金経営の企業もないわけではありませんが、今の財政状態の中では、国・県を初めほとんどの市町村は借金を抱えて行政運営を行っております。我が横芝光町にも、昨年度末残高85億9,631万円の町債を抱えており、平成18年度末には87億2,224万円へと増額が予想されております。これをどのようにされるのかお聞かせください。

また、別の候補者が町長になった場合には、町民1人当たり45万円の借金をすることとなるのですが、その計算根拠もお示しください。

借地は、将来にわたる隠れ借金との見方もあり、考え方によっては、3年分の賃借料でその土地が買ってしまうそうですが、町長はこれをどのように解消しようとするお考えでしょうか。せっかくできたサッカー場で、サッカーを楽しむ子供たちの保護者からは、サッカー場が目のかたきにされているようであり、廃止されないか心配との声もありますが、どのように答えたらよいでしょうか。おとといの夜には、町長も子供たちとともにサッカーを楽しまれたそうですが、お答え願います。

次に、JRダイヤ改正についてお伺いいたします。

旧横芝議会において、総武本線の複線化や始発、終電、駅舎の問題も検討したことがありました。特に、終電については成東駅に車両の整備センターがあり、横芝駅終電は難しいとのことでありました。現在、6時58分横芝駅始発の電車は、成東駅どまりの車両を成東駅で清掃整備して、夜中に回送されてきています。その現状から考えると、逆に横芝駅どまりの終電をつくり、成東駅へ回送して清掃整備をするということでしょうか。その方法をお聞かせください。

また、JRのダイヤ改正に合わせて、町の循環バスの接続も検討されているそうですが、深夜、早朝の送迎の負担軽減になると歓迎されております。これは、電車の始発から終電までのことなのでしょうか。あわせてお答えください。

次に、7年後の2013年に、横芝光町が財政破綻するとのことですが、この計算根拠や意味をお示しください。千葉銀総合研究所による今後の地方自治のあり方についての提言の中で、千葉県内の各自治体が財政赤字になる年度が予測されております。そうならないための行政

運営をすることこそが求められるのではないかとと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、合併と分町発言についてお伺いいたします。

国が道州制まで視野に入れた行財政改革の検討をしている中、今回の平成の大合併で合併劇が終わったわけではありません。再度の合併があると考えるのは当然のことであり、空港圏を含む30万都市も選択肢として考えられます。これは、住民の意向にも沿った望ましいことと思いますが、合併はひとりではできません。そのためにも、この横芝光町が自立した自治体であるべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

逆に、町を割る分町とは、どういうことなのでしょう。行政区が変わり、ご苦労されている町民の方の中には、匝瑳郡域のままの方がよかったからと歓迎の声もありますが、今は新町の融和と結束を図るべきときではないのでしょうか。栗山川をまた国境にするおつもりなのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

ここまで、住民の方々から寄せられた声を質問させていただきました。私は心配性だと言われますが、新町誕生の大事なときに、住民の視点から出た質問でありますので、こんな質問と思わずに、わかりやすくお答え願います。うわさや憶測に基づく話には生産性がなく、やる気も発展性も、停滞や後退してしまいます。早く誤解や不安を解消し、多くの町民の期待に応えていただきたいと思います。

続いて、新町建設計画に基づくプランについてお伺いいたします。

合併協議において、安全、安心で均衡のとれた町内の発展を進めるとありましたが、これらの施策をどのように進めるのでしょうか。お伺いいたします。限られた財政でありますので、それぞれに優先順位をつける必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

特に、プランの中でも現状から考えると、町道にかかる町道橋である粟嶋橋は、橋自体の安全性が危うく、万が一の場合には、町の管理責任が問われかねない橋であります。ただ、橋をかければよいのではなく、橋のかけかえに伴う補助金を最大限に利用し、町の負担分についてはさらに合併特例債を充て、町の負担額を可能な限り少なくするべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

もう一点、地球規模で災害が頻発している昨今では、町民の安全を確保するために、防災行政無線のグレードアップを急ぐべきと思いますが、いかがお考えですか。旧横芝時代に提案しておりましたが、無線の更新時のデジタル化に伴い、文字情報の配信、希望者へのメール配信も含め、どのようになりますでしょうか。現在の防災行政無線では、暴風雨の際の放

送で、内容が聞き取りづらかったり聞き逃してしまったりした場合は、役場へ確認するという状況です。音声とともに文字でも情報が確認できるようになれば、安心のサービス向上になると思います。

また、船橋市や成田市でも、希望者へ災害情報メールの配信サービスが始まりましたが、当町での取り組みはどのようになっていますか。情報の内容も、緊急情報、災害情報、生活情報などと区分けして配信できれば、広報活動の拡充にもつながり、町民の利便性も向上すると思います。

さらに、一自治体ではまだ難しいかと思いますが、ワンセグ放送での情報発信までできたならば、災害時の安全性も高まり、横芝光町の知名度の向上にもつながると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、大項の2点目として、産業振興についてお伺いいたします。

まず、横芝光町の産業の現状認識と発展可能な振興策としては何があるのか、また町内のバランスのとれた発展のためには、何をするのかお伺いいたします。

町を活性化するためには、内在的な活性化と外部からの活性化の両面があります。内在的な活性化には、町内での消費力を高め、購買ニーズの町外への流出を防ぎ、そのために地域内流通、地産地消が欠かせないと思います。

また、外部からの活性化の一つとして、企業誘致や公共施設誘致があります。これには、町内の雇用の場の確保や、税収向上が期待できますが、各自治体同士の競争が激化し、のぎを削っていく中で、どのように横芝光町の知名度を上げ、企業を誘致するのでしょうか。2007年問題と称される今後の大量退職者の雇用の場の確保にもつながると期待されますが、お伺いいたします。

また、地域の観光資源を有効活用し、観光客の誘致や、何度も繰り返して来ていただけるようにリピーター化を図る必要があると思います。特に、商工・観光業の振興発展策については、いかがお考えでしょうか。

次に、町の玄関口についてお伺いいたします。

横芝光インターの開通により、町の玄関口がふえました。インター周辺の開発やインター自体の有効利用はどのように考えますか。近隣では、多古町の道の駅、匝瑳市のふれあいパークなどがありますが、地域と都市との交流の拠点として期待されており。ほかにはないような施設として、栗山川の川づくり事業も活用し、町民に夢の持てる場所としたいと思いますが、どのような計画となっているのでしょうか。

また、もう一つの玄関口である公共交通機関としてのＪＲ横芝駅ですが、駅並びに周辺の利便性を上げることも必要であります。ＪＲ八日市場駅が、駅舎南側の整備を機に、駅舎改修の話が出ております。横芝駅は、総武本線で一番古い駅舎として風情はあるのですが、乗降客のためにＳｕｉｃａの設置や、ホームや橋への屋根の設置など、検討してはいかがでしょうか。海のこどもの国が閉園されたといっても、ペンション、民宿の宿泊客や夏の海水浴客が多く利用し、昨年にはテレビ東京の番組でも紹介されております。観光客を呼び込む玄関であり、町民の通勤通学のための玄関、旅行や用事で出かけるときの玄関でもありますので、総合的に見て検討いただきたいと思います。

駅前広場については、昨年、歩行者の安全確保のために、ＪＲの私有地ではありますが歩行者と車の分離を図り、ロータリー化されました。さらに、送迎の車のために、駅前変則十字路の整備もするべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。地元東町区は、毎年駅周辺の排水対策とあわせ、変則十字路の整備を強く要望しております。その結果、駅周辺の道路は、県道ではありますが、排水改良工事は県の継続事業として採択されました。変則十字路の改良を含め、駅周辺の利便性を高めるための整備については、県と町、さらには地元が協力する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、町長の答弁を求め、壇上からの質問とさせていただきます。

〔 1 番議員 齊藤 隆君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

齊藤隆議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に、通告のあった部分からお答えをさせてもらって、その後順次今ご質問いただいた分に答えられる限りでお答えをさせていただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

1点目の横芝光町をどのような町にしたいか、またその方策は何かとのご質問でございますが、昨日、また先ほどから数多くの議員さんからの一般質問でお答え申し上げましておるとおりで、まちづくりは住民の視点でが私の政治理念でありますので、この理念を基本としつつ、新町建設計画に掲げられている「健康な笑顔が輝くまち」「豊かな心を育む教育・文化のかおるまち」「環境と調和した快適で安全なまち」「地域特性を活かした産業のまち」「共に考えみんなが参加するまち」の5つの基本目標を尊重して、新しいまちづくりを進め

てまいる所存でございます。

そのためには、地域別行政懇談会等を開催し、住民参加型の対話行政を推進し、多くの意見要望を取り入れ、住民の声を町政に最大限反映しなければならないと考えております。

2点目の、住民の期待と不安にどのように応え、選挙後のわだかまりやしこりを解消して、町民の一体感をつくり出すかとのご質問でございますけれども、当町は合併して3カ月足らずであり、旧横芝町、光町には長きにわたりそれぞれの町が培った歴史と伝統がございます。それゆえに、考え方に多少の違いがあるものの、昔から両町は経済的にも人的にも深いつながりを持っており、時間をかけずに横芝光町の住民として一体感が持てるものと確信しております。もし、選挙後においての住民の間に、わだかまりやしこりが存在するとするならば、一日も早くそれを解消するために、住民の皆様方とひざを交えての座談会等を開催し、私の説明責任を果たしながら、この問題に進んでまいりたいと考えております。

また、ご質問のごみ袋の値下げの問題を初め何点かの問題については、今まで個々ご回答を申し上げましたとおりでございますが、合併と分町発言についてお話をさせていただきますと、あくまでもこの発言は一つの選択肢として、住民が求めるのであれば分町もあり得ると申し上げましたところございまして、現段階では、横芝光町の住民がいち早く一体感が持てるようなまちづくりをすることが、私に課せられた使命であると痛感しております。齊藤議員を初め、議員各位におかれましては、新しいまちづくりのために、お力添えを賜りたく、切にお願いを申し上げます。

続きまして、新しいまちづくりの借金、借地問題についてでございますけれども、一般会計における平成17年度末の地方債借り入れ残高は、85億9,631万2,000円となっております。平成18年度中の元金償還見込み額は6億4,136万7,000円、借り入れ見込み額が7億6,730万円でありますことから、平成18年度末までの地方債残高は87億2,224万5,000円となる見込みでございます。地方債におきましては、臨時財政特例債や減税補てん債の全額が5年度におきまして、普通交付税の基準財政需要額に参入されますことから、これらを除きました平成18年度末残高見込み額は54億3,140万7,000円となります。

なお、参考までに、旧両町における平成16年度の地方債元利償還額は8億6,180万円でございます。このうち普通交付税の基準財政需要額に算入されました額は5億2,530万8,000円でありました。したがって、公債残高としては非常に大きな数字とはなっておりますが、普通交付税の基準財政需要額に算入されますような財源補てんのある地方債の借り入れを行っておりますことから、決して楽観できる数字とは申し上げられませんが、平成16年度

ベースでは、約6割が普通交付税の基準財政需要額に算入されたこととなります。

また、借地問題につきましても、確かに後年度の財政負担を考えれば、住民の負担はあるものと推測されますが、山崎貞一議員への答弁でも申し上げましたように、これからもいろいろ協議、お願いをしながら考えていきたいと思っていますし、また今後は基本的には買い取りで事業を行うというような答弁をさせてもらったとおりでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、7年後の財政破綻とのご質問でございますが、これは、千葉県総合研究所が取りまとめました今後の地方自治のあり方についてとしての内容の記事がありましたので、この掲載内容を知らしめたものでございます。

まず、同研究所の調査では、地方自治体をめぐる環境は早いスピードで大きく変化してきていることから、自治体では新たな環境へ迅速な対応を求めるとして、記述の中に、県内市町村の財政推計が記載されておりました。その内容は、横芝光町が7年後、つまり2013年度に財政赤字に陥るとの推計がなされておりました。2012年までには、県内56市町村のうち、37団体が財政赤字となるような試算結果となっていたものをお示したところでございます。この財政推計の方法は、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加等を加味し、推計されたものであり、2003年度の決算額がベースとなっているようでございます。財政推計の方法につきましては、国の動向に左右される面も多分にありますので、一概にこの結果のみを重視することとはいたしません。いずれにいたしましても、限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を得るという基本理念に立って、適正な財政運営を行う必要があるものと考えておる次第でございます。

そして、新しいまちづくりについての新町建設計画についてでございますけれども、新町建設計画の問題につきましては、前からお答えをしたところでございますが、住民アンケートや合併協議会において、十分な協議のもと策定されたものと認識をしております。尊重しなければならないものと考えております。新町建設計画を基本として、今後策定する総合計画では、社会の変化と住民要望を反映できるように十分に留意し、安全、安心で均衡のとれたまちづくりを進めていく所存でございます。

産業振興についてでございます。

1つ目の横芝光町の産業の現状認識と発展可能な振興策とは何かというご質問でございますが、先日来永・議員さんを初め、ご答弁をさせてもらったところでございますが、企業的経営、農業生産者基盤整備を進め、環境保全型農業の展開など、時代の変化に対応した地域

の自然や特色を生かした農業振興を図ります。

また、空港への近接性を生かした工業の振興、地場産業とも連携した商業の振興を図るとともに、新町の自然資源や歴史的、文化的資源を生かした観光振興など、まちづくりと一体となった産業振興を進めてまいりたいと考えております。

次の問題でございますが、ご存じのように、当町には国の重要無形文化財である広済寺の鬼来迎や、県内最大の坂田城址の梅林、坂田池、サーフィンのメッカ屋形海岸、木戸浜海岸、地域の夏まつりや花火大会、産業まつり、サケの遡上の南限の川、栗山川など、地域の文化遺産と自然など、四季を通じて特色のあるものがたくさんございます。農産物においても、国から産地指定を受けているひかりネギ、トマト、大根、ニンジンを始め、トウモロコシ、メロンなど、たくさんの農産物がございます。

また、来年2月から7月にかけては、千葉県がデスティネーションキャンペーンということで、JR6社による全国キャンペーンを実施し、千葉県の魅力をPRする大イベントが実施されるとのことでございます。横芝光町においては、シーズン1万人の観梅客が訪れる坂田城址梅林を観光資源の1つとして、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等で取り上げていただき、ことしの4月には旅行業者30社が視察に来るなど、今後大変な期待をしているところでございます。これらを通じて新町のPRができればと考えているところでございます。

3つ目の横芝光インターの開通による周辺開発については、本年度予算に特産物販売所としてチャレンジハウス整備工事に係る実施設計料等を盛り込んでございます。平成19年度オープンに向けて進めているところでございます。農業の町としての特性を生かした、地産地消による地元農水産物の消費拡大を推進するため、直売所や加工販売による雇用創出を進めるとともに、都会では体験のできない農山村の体験ゾーンとして、誘客を図っていけるものと期待をしているところでございます。

また、ブランドとしての確固たる地位にあるひかりネギのように、町の農林水産物や地域を活用した新たなブランド品開発も、あわせて進めることにより、リピーター化を図ることができるものと思っております。このような事業を展開することにより、インター周辺への企業誘致も可能となってくるものと思われまます。

交通機関としてのJR横芝駅並びに周辺の利便性を上げることについては、地域の伝統や文化を尊重しながら、地元の皆さんを初めJR、商工会、観光協会など関係者と連携を図り、検討してまいりたいと思っております。

今までが、通告にあったものについてのお答えでございまして、続きまして、随時お話を

させてもらいます。

まず、聖徳太子の教えをどう考えるかというところでございます、「和をもって貴しとなし、逆らうことなきを旨とせよ」と、当然和をもって、逆らうことは当然のことであって、立派なお言葉だと思います。

しかしながら、和をもって貴しとなし、これはもう大変結構だと思います。逆らうということではなくて、私も、政治家の一人として、自分の主義は主張していく、これは齊藤議員も政治家の1人でございます。主義は主張する、これは当然のことだと私は思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きましては、松丘園のような介護施設にかわると期待している方もおられますとおっしゃっていますけれども、あくまでも私は地域医療の拡充のために東陽病院を病院の位置づけとして考えておまして、選挙中においては、もし九十九里ホームと連携がとれるのであればというお話はさせてもらいました。事実、個人的な理事長とお話はさせてもらったことはございます。

それと、医師不足が深刻な問題である中、千葉大とて医師の不足が問題になっていますが、そのような心配がないのかお伺いします。

医師不足は東陽病院だけの問題ではございません。全国で今医師が大変不足している。まして、公立病院の中においての医師不足は大変な問題であるという認識の中で、当然心配はございます。ゆえに、皆さんと慎重に検討して、この問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

それと、町民1人当たり45万円の借金の根拠でございますけれども、先ほど申し上げました、昨年度末残高が約86億円、交付税算入いろいろあるものの、今後合併特例債云々、今回のまた起債云々で特例債でも約40億ぐらいのまた借金を取りあえずはするわけでございまして、その合計が約120億円になったときの、単純に人口で割った金額がそういう金額になるではないかと考えております。

それと、もう一つ、借地問題の中で、サッカー場が廃止されないかと心配をしていると、廃止されることは絶対ございません。ご心配いただきませんので、大丈夫です。

そして、町の循環バスが電車の始発から終電までなのですかという問題でございますけれども、循環バスは基本的には交通弱者に向けた施策であるということは、皆さんご理解いただいているところでございますので、今の段階ではそういう問題は考えておりません。

2次合併の問題で、自立した自治体であるべきと思いますが、町長の考えはどうか。当然、

自立した自治体でございます。今は、新町の融和と結束を図るべきときではないでしょうか、当然でございます。

あと、粟嶋橋のかけかえに伴う補助金を最大限に利用し、町の負担分については、さらに合併特例債を充て、町の負担額を可能な限り少なくするべきであると考えますが、いかがお考えですか。全くそのとおりでございまして、そのような措置をさせてもらっているところでございます。

そして、防災無線のグレードアップを急ぐべきと思いますが、これが、ちゃんともう一つあるんです。新町建設計画、52ページにお示ししてございますけれども、防災行政無線の拡充強化を図ります。そして、平成22年度に合併債を活用して行う予定でありまして、その際はデジタル化をして防災行政無線のグレードアップを図る予定でございます。したがって、齊藤議員からご質問ありましたように、デジタル化に伴い、文字情報の発信やメール配信も可能になるのではないかとこのように考えております。また、そのときには、住民の皆さんの利便性を十分考慮していく所存でございます。

そして、希望者への災害情報メールの配信サービスにつきましても、デジタル化とあわせ、先ほど議員おっしゃられた船橋市や成田市等の先進自治体を参考にして、検討してまいりたいと考えております。また、ワンセグ放送、いわゆる地上デジタル放送の携帯電話向けにする情報発信につきましても検討してまいりたいと考えております。

あと、駅前の道路の問題については、たくさんの質問の中でお答えを申し上げましたとおり、都市計画決定をされている道路については県に積極的に対応して、周辺整備をしてまいりたいと考えております。

以上、壇上からのお答えとさせていただきます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） ただいまたくさんお答えいただきまして、ありがとうございます。自席からの質問もこれからさせていただきます。

初めに、たくさんの一般質問の中でも、町長の政治姿勢というものの中で、住民の視点で物事を見、物事を考え、住民とともに進める行政を目指すということが終始一貫して話されておったかと思えます。全くそれは同感でありまして、住民とともに町をつくっていただくということ、これはすばらしいことだと思います。

そのために考えます中で、今回、公共施設の民間委託であるとか、民間の力の活用であるとか、そういうことも町長は考えておりますが、公的なサービスであれ民間活用のサービス

であれ、町民の気持ちを町長の方へぎゅっと掌握することこそがまず大事ではないかと考えております。そのためにも、まず役場の一体化、そして町民と役場との風通しをよく、町長と町民との風通しをよくするように、町長の方で計らっていただきたいと考えております。

よく企業では、株主から株券という形で資金を調達し、企業活動を行い、配当という形で株主へ利益の還元をいたします。町におきましては、住民の皆様から預かった税金を活用させていただき、そして町政を運営していくというふうを考えて、同じものではないかと考えております。であるならば、預かった税金でサービスとして住民に返すという、そういうことが一つ考えの中にあってもいいのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

それから、新しい町となりまして、人口も約倍になりました。職員の人数も倍になっております。この中で、町長の考える政策を進める中では、幅広い人材を活用して、たくさんアイデアを出していただくことが重要なのではないかと考えております。余り偏った考えではなく、町内全域を見渡した考えの中で、協力を得て町政を運営することこそ大事であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

続いて、地方自治法が改正され、副市町村長制が来年4月から導入されます。これは、民間の経営手法に倣った権限分担でありまして、迅速な政策の実現と公約の推進が市長に、そして助役から副市町村長にかわった、横芝光町であれば副町長が政策の執行に当たるということになるかと思えます。このような面から見て、今回横芝光町は、先日の新聞の報道にもありましたように、助役のない市町村の中の1つに挙げられておりました。このことから考えまして、町長の公約をスムーズに、スピーディーに実現するためにも、現在は助役ですが、4月以降に副町長を置いてみてはいかがでしょうかと思えますが、町長の考えをお伺いしたいと思えます。

また、現在、各自治体でも、助役の選任に当たりまして、県から職員を派遣していただいていることもあります。広く公平な立場で中間に入って仕事をさせていただくためにも、そういう人選も選択肢の一つかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

続いて、新町建設計画の中で、横芝中学校建設の件がほとんど触れられておりませんでしたけれども、老朽化した今の横芝中学校を、生徒の皆さんが一生懸命清掃して、きれいに利用してくれております。ただ、老朽化や継ぎ足しによる雨漏りなどがあり、早急な建設が急がれるところでありますけれども、その件につきましてお伺いしたいと思えます。

それから、インター周辺の利用価値を上げる中で、チャレンジハウスというアイデアが出てまいりました。これをぜひ実現していただきたいと考えております。また、インター周辺

に集客をするために、現在空港道路、松尾横芝インターチェンジでは、銚子連絡道路からは出入りできませんが、接続部分の用地確保はもう既にされております。舗装して、入り口のフェンスを取り除くことにより、松尾横芝インターから銚子連絡道路へ入ることが可能であります。料金所の人件費がもし心配であるならば、東総有料道路にありますように、200円を入れて、無人の自動販売機方式の料金所システムも有効ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、もう一つの玄関口である横芝駅周辺、特に変則十字路につきましてですが、できましたら、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 自席から、齊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、民間委託の住民、役場、町長の連携問題ですね、最初のやつは。

先日お答えをしたと思いますけれども、実は横芝光庁舎の玄関にカウンターを設けまして、総合案内を、人をつけて、住民の皆さんが本当に気軽に来ても、特に高齢者の方が来てもすぐその場で対応できるというか、ご案内を差し上げられるようなところをつくってありまして、そういう中から、私もできる限りいろいろなところに足を向けて、皆さんのお顔を見させていただきながら、ごあいさつ、お話をさせてもらって、それに努めてまいりたいと考えております。

そして、税金の問題でございまして、当然でございます。それが、私が公約にも挙げております住民サービスの向上というところでございまして、その貴重な財源をどう住民1人1人に公平に与えられるかということが、私の使命であると考えております。

そして、町内全域に均衡のとれた施策をしていく、おっしゃるとおりでございまして、均衡のとれたというものは、新町建設計画の中にも何回も載っている言葉でございまして、おっしゃるとおりでございまして、いろいろなアイデアをつくってまいりたいと思います。先日から、いろいろな部分で土日に印鑑証明を発行できる、住民票を発行できるだとか、そういうようなお金のかからないでできることを少しずつやってまいりたいと思いますし、その中には齊藤議員もアイデアマンでございますので、一ついいアイデアを出していただければ、本当にありがたいと思っていますし、そういう中で、今椎名議員が清水エスパルスのゼムノビッチさんという、とても素晴らしい方が今来て、サッカー教室を開いていただいたりして、そういう部分においても積極的に行政も加わっていきたいと思っていますところがございます。

続きまして、副町長、はっきり申し上げますと助役の問題のことかというところもあるんですけども、今のところ、優秀な職員がたくさんおられている中、理事制度もしいておいていただいているところで、助役に関しても副知事についても、行政改革の一環からしても、なるべく1人で済むものであれば、頑張ってまいりたいと考えているところでございます。

それと、中学校建設、当然のことながら、新町建設計画にあるというようにぜひ早期の実現をしてみたいと考えております。

あと、現中学校の老朽化対策については、その都度その都度申しわけないですけども、対応させてもらうしかない。当然、耐震問題はもうクリアしているんだね。

〔「してない」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） それもないということなので、本当にもう頑張ってやらなければいかんというふうに思っております。

続きまして、チャレンジハウスは、そういうわけで今年度予算にも設計を出しておるんで、やっていきたいと思えます。

あと、料金所の問題については、まだこれはわかりませんが、道路公社の方で横芝光インターから先は、一般道になるような計画で進んでおられるようで、あえて料金所は必要なくなるんじゃないかと、その辺のところはいろいろと県と相談をしてみます。今ではちょっとはっきりしたお答えはできないかと思えます。

そして、駅前十字路のところでございますけれども、ご承知のように、県事業でございますし、また地元のご理解も本当に多々いただかなければできない大事業でありまして、私も地元として今まで本当に長い間の懸案でございますし、それが先日も永・議員の一般質問でもありましたとおり、せめて出口が2車線であるとか、そういう部分も含めて、一生懸命県と協議をし、地元の皆さんに協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） ありがとうございます。

町長誕生後、本日までの間、町長から選挙戦からのご発言や新聞報道についての、町長みずからの言葉での説明というのがほとんどなかったかと思えます。そのためによりまして、先ほど細かくいろいろ住民の方々の質問を代弁させていただきましたけれども、このまま過度な期待、期待が膨らみ過ぎてしまったり、それから不満な部分、それからわからないと言っている部分を放置しておく、先々に行ってからでは取り返しが非常に難しくなるのでは

ないかと。であるので、早く町長みずからの言葉で、町民に答えていただきたいと思ひまして、一般質問の中で説明を求めました。

また、広く町民の声を聞いていただくということで、それは安心しております。

先ほどの副町長制につきましては、私は役場職員の優秀な方々をさらに取りまとめていただき、町長に職務に専念していただけるように、助役の配置があってもいいのではないかと。これは人事案件ですので、私が言うのは非常に差し出がましいことなんですけれども、まして先ほど言ったように、県からもし派遣のお願いができれば、町と県とのパイプにもなっているのではないかとということもありましたので、先ほどお伺いさせていただきました。

いろいろ町長の考えが、町民の隔々まで伝わるまでの間には、フィルターがかかってしまって、きちんと正確に伝わっていない部分もあるかと思ひます。いろいろな場を通じて、町長の考えをどんどん町民の皆さんに伝えていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 以上で、齊藤隆君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は11時5分といたします。

（午前10時53分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

議案第23号～議案第32号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第2、議案第23号ないし32号についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、追加議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第23号から第27号の横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は横芝光町教育委員会委員として、海保教之氏、山邊征氏、浅野薫子氏、山崎光弘氏及び伊藤俊氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に

より、議会の同意を求めべく提案をしたものでございます。

続いて、議案第28号、第29号の横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、横芝光町監査委員として、早川長吉氏及び鈴木俊氏を任命したいので、地方自治法第196条1項の規定により、議会の同意を求めべく提案をしたものでございます。

議案第30号から第32号の横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本案は横芝光町固定資産評価審査委員会委員として、稗田四郎氏、越川武氏及び浅野憲一氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

よろしくお計らいのほどお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 議案第23号ないし32号については、人事案件につき、補足説明は省略いたします。

以上で、執行部からの提案理由の説明を終了いたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第3、議案第1号 横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

31番、越川洋一君。

31番（越川洋一君） それでは、議案第1号、指定管理者制度の指定の手続等に関する条例の制定についての質疑を行います。

2003年6月に地方自治法の一部改正が行われまして、この法律が可決されたわけであり
ます。公の施設の管理は、91年の自治法の改定で委託制度ということで導入されたわけであり
ますが、今回は民間営利企業に全面的に公の施設を開放するというものであります。

この法改正の背景は、経団連の奥田ビジョン、民間でできることは官が行わないという考
えに呼応した小泉政権の官から民への流れの一つであります。国民や市民の税金で建てた施
設をただ使って、運営費の税金と利用料で賄われる、そこでもうけを上げて株主に配当す
るということにさえなるわけであります。住民にとって本当に重要な公の施設を公共性を持
たない営利企業に任せる、代行させるということが、自治体の責任がこれで果たせるのかと、

そういうことになろうかと思えます。

そこで、幾つかの点を質問いたします。

指定管理者制度導入は、すべての公の施設が検討対象でありますけれども、個別法の縛りのある公の施設、その場合にはどうなるのか。道路法、河川法、学校教育法、公民館、水道、図書館等です。

それから、本町の場合に、ここで対象となるというふうに予測できる施設、これは、今の段階で何なのか尋ねておきます。

そして、私は、国で法律がつくられ、町で条例化をするわけではありますが、やはり公募によらない方法をとるとというのが、一つ大事じゃないかと。スポーツ振興財団あるいはシルバー人材センター、こういうところに優先的にお願いをする、これが大事じゃないかというふうに思いますが、その点はいかがですか。

それから、住民の福祉を守るという立場で、何条でしたか、ありましたけれども、首長、議会のチェック権限、監視機能を生かす、こういうことが大事だというふうに思いますが、その点の対策はどう考えているのか。

それから、請け負った民間会社が赤字で倒産の場合、負債の責任というのはだれにあるのか。

それから、運営が不公正な場合に、指定の取り消し、業務の停止というのは、当然考えられておると思いますが、そこを確認したい。

それから、公の施設の利用者から運営や施設改善の要求があった場合に、その修繕はどのような形で対応するようになるのか、まずそこを尋ねたいと思います。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 越川議員さんから何点かのご質問をいただきました。

まず、1点目の管理委託をするその施設についてどうかというようなことでございますけれども、法の縛りがあるというようなことでございまして、道路だとかそういうものを挙げておりましたけれども、今町として考えておりますのは、基本方針の中でもご説明をさせていただきましたけれども、今管理をお願いしてございます財団ですとか社会福祉協議会、そしてシルバー人材センター等に、基本方針の12の中でお示しいたしましたこの施設に関しまして、今予定をしているというようなことでございます。いずれにしても、指定管理者制度に移行するというのは、法の改正によりまして直営管理か指定管理者制度かいずれかの方法で公の施設の管理をしなければいけないというような、そういう縛りでございますので、今

直営管理しているものは、せんだっての基本方針の中でご説明をいたしましたけれども、またこれから指定管理者制度を導入すべきかどうか、それらも検討していくというようなことで、ご理解いただきたいと思います。

それで、今条例をつくりましたから、その直営管理している分をすぐにそちらに移行していくというような、そういう考え方で今いるわけございませんで、どういう方法がとれるのかもこれから検討していくということで、ご理解いただきたいと思います。

そういうことで、指定管理者に移行していくのは、今これから条例改正も出てまいりますけれども、委託方式で管理をお願いしておりますそういう施設について指定管理者を導入するというようなことでご理解いただきたいというふうに思います。

それと、公募によらない方法をとるべきではないのかということでございますけれども、これもこれから委託している施設について、今後指定管理者制度を導入するのか、直営管理にしていくのか、それらもあわせて検討していくというようなことでございます。この条例の中で、公募によらない方法もとれるような規定をしてございますので、その施設の性格ですとか、そういうものをいろいろ総合的に判断した中で対応していきたいというふうに考えるものでございます。

それと、民間会社が赤字で倒産したときの責任というか、そういうものはどうなのかというようなことでございますけれども、あくまでも協定に基づいて管理をお願いするというようなことでございますので、いずれにしても町としては、会社の経営状態とかそういうものについて委託段階でも当然検討して委託先を決めるわけですが、途中で状態が悪化しても町としての責任を負わないというような、そういう形で対応することになっております。

それと、指定管理者が住民の利用に際して、不公正な対応をしたときにはどうなのかということでございますけれども、これも協定の中で当然それらもうたわなければいけないことでございますし、また具体的にそういう事案が発生した場合には、指定管理者の取り消しだとかそういう方法もとれるようになっておりますので、その状態を確認した中で対応していくことになろうかと思えます。

それと、利用者から修繕等施設の改修に対しての要望があったときにはどうなのかというようなことでございますけれども、それらに関しましても、またそういう要望が上がったときには、指定管理者とまた町でそれらの協議をして対応していくことになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） この制度の具体的な運用については、今後検討するというご答弁のようです。今回、条例化はしておくということのようですが、今後の検討に当たって、先ほども言いましたけれども、6条の候補者の選定の特例というのがあるんです。ですから、公の施設が17施設ですか、挙げられておりますけれども、この委託については、公募によらない方法、つまりこれまで町が行ってきたスポーツ振興財団あるいはシルバー人材センター、社会福祉協議会、こういうところに優先的にやる必要があるのではないのかということでもあります。

私どもは、この制度の条例化には反対をしております。そして、この制度に移行していくのは反対なんです、公募によらない方法はぜひとっていただきたいということで、具体的にその施設がその企業に委託する、あるいはこの財団に委託する、そういう段階で、具体的な個別ごとにそれがいいかどうかの賛成、反対、その時点でとらせてもらいたい、というふうに考えています。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今、質疑がありましたように、基本的には公共施設を民間に明け渡すということを前提にしてつくられた法律ということでもあります。

指定管理者、この中には、関係するのは10号議案までこれに関係していると思うんですけども、中には使用料金が伴ったものに関するところがあるんですが、民間の営利を目的とする指定管理者になった場合、利用料金等の値上げに結びつくおそれがあるのではないのかという心配があるんです。結局のところ、今私は東金の文化会館の一部を利用して、毎週催しをしているんですけども、今東金市もすべてのそういった施設を指定管理者制度を利用して指定していくということの中で、既に利用料金が改正される、上がるという話が、現在利用している人の中で心配されているんですけども、その辺についての歯どめとか、利用者優先の負担のかからない施設利用というのが可能なのかどうかということ、ちょっと一点伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 小川議員さんから、利用料金の関係、この制度の中では、これから条例改正が何件か出てまいりますけれども、使用料を指定管理者に徴収させる方法もとれるというようなことでございます。そういうことで、今までの形で町に納めていただく方法もとれるし、また指定管理者が徴収することも可能です。その辺のところもこれから協議を

進めていくというようなことでございます。

いずれにしても、利用料金を指定管理者そのものが決定するというのではなくて、当然町と協議をした中で使用料を決定していくということでございますので、今の料金がそのまま移行するという、将来的にもこれが保証されているというものではないと思いますけれども、社会情勢だとかそういうものを勘案しながら、当然利用料金も改定していく必要もあるかと思えます。そういうことで、これから指定管理者に移行したときには、今説明申し上げましたけれども、いずれにしても利用料金を決定する場合には、町の意向も当然働いていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第2号 横芝光町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） この2号議案に関してですけれども、横芝の集会所条例の一部を改正するということでもあります。

旧横芝地域には、31カ所のそういった集会所あるいは共同利用施設等があるということで、旧光町さんの方は32施設で集落の所有になっているということで、これまでは補助金を交付して運営していただいたということです。横芝地域については、各集落の運営が、その地元の集落の方々に管理運営を委託しているわけです。これが指定管理者制度のもとで、恐らくならないだろうなという思いはしているんですけども、仮に指定管理者に移行された場合に、

その利用等に不便を来さないかどうかということがまず心配なんですけれども、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 利用に不便を来さないかというご質問でありますけれども、基本的にこのあれにつきましては、今まで31集会所については各区へご依頼申し上げまして、原則として無料で管理をしていただく。今後もそういう方針でありますし、ましてこの指定管理者制度については、コスト縮減を図りながら行政サービスを維持し向上させようという制度でありますので、民間の参入というのは、今小川議員がおっしゃったようにまずないだろうと思います。したがって、今までどおりの各区への指定管理者制度を導入した上の委託ということにはなろうかと思っておりますので、利用に不便を来すことは全くないと判断しております。

以上であります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第3号 横芝光町農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結します。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第6、議案第4号 横芝光町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第7、議案第5号 横芝光町駅前広場条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第6号 横芝光町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第9、議案第7号 横芝光町福祉作業所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第10、議案第8号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） 2点、お伺いいたしたいと思います。

社会体育施設の予約につきましては、現在インターネットを利用した予約も行われているかと思いますが、指定管理者制度となった場合に、予約のシステムというのはどのようになるかという点1点。

それから、申し込みの際の優先順位がつかないような、公平性が保たれるかという2点を

お伺いいたします。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） まず、予約の関係でございますが、現在インターネットで行われています。これは、まだこれからまた検討ということにはなりますが、恐らくこのインターネットの予約も指定管理者の方でやるということも当然検討されますし、なおかつ申し込みの優先についても、協定の中でいろいろ協議をしていくようにしたいと思います。当然ながら、町民優先という方向で考えていきたいとは思っています。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第11、議案第9号 横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第12、議案第10号 横芝光町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第13、議案第11号 横芝光町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第14、議案第12号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第15、議案第13号 横芝光町在宅重度障害者福祉手当支給条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子君。

12番(川島富士子君) 重度障害者福祉手当支給の件でございますけれども、月額1万4,430円を50円の減額で月額1万4,380円ということでご説明をいただいておりますけれども、知的障害者11名、身体障害者3名、合計当町14名ということでご説明いただきました。乳幼児児童医療費無料化の実行に、町長ご提言の実行に照らし合わせる上でも、障害児には特に手厚い特段の手当が必要と考えます。いかがでしょうか。

議長(伊藤良一君) 町長、佐藤晴彦君。

町長(佐藤晴彦君) おっしゃるところは重々承知をしているところでございますものの、まず一弾として、小学校6年生までの医療費の無料ということで、それから手をつけさせていただいて、るるいろいろな部分について財政状況を勘案しながら進めてまいりたいと思いますので、その辺のところはご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

議長(伊藤良一君) 川島富士子君。

12番(川島富士子君) 町長、50円です。50円ですよ。6年生までの無料化と比べていただきたいと思います。この50円の手当、国が幾ら進めるからといっても、当町単独での実行を求めます。

以上です。

議長(伊藤良一君) 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長(高蝶文徳君) 川島議員のご質問でございますけれども、全員協議会の折にもご説明申し上げましたとおり、この金額につきましては、県の制度に従いまして、また国の制度に従いまして、それに準じて支給しているということでございます。

また、その折にもご説明申し上げましたけれども、山武郡内におきましては、当横芝光町が一番支給している。たしか東金市だとか山武市、九十九里だとか大網ですか、向こうの方は月額たしか八千六百幾らだったと思いましたが、そういうことから勘案いたしまして、当町におきましては、あくまでも準ずるものがないと、当然上限なしに上がっていくというようなことも考えられますので、今回につきましては、一応国の制度に準じて月額50円を減額するというご理解をいただきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第16、議案第14号 町の区域内の字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時とします。

（午前11時41分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第17、議案第15号 平成18年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質問者はページを示して質問をお願いします。

順次発言を許します。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） それでは、一般会計86億9,500万の使い道について質問というか、自分は光源村という活動を資金ゼロでやってきていますので、その辺の参考になったらという話と、たくさんの人の要望もその中に入っておりますので、ぜひ聞いてください。

まず、この86億9,500万のうち、これは質問ではありませんけれども、一番の出費は人件費です。議員報酬の1億1,694万3,000円を初めとする人件費であります。先ほど、町長もおっしゃいましたけれども、税金のむだ遣いと言われたいよう、自分ももちろん、町の公僕として元気で、町民に納得していただく仕事をしたいと思います。まず、元気なあいさつ運動、これも一つの税金減らしだと思います。みんなが明るくなって、みんなが楽しくなって、みんなが健康になるもとですから、給料が安いと言われるくらい、今の手当で最大の力を発揮しましょう。

そこで、71ページの上から2段目の環境美化活動のことでまず質問させていただきます。18万9,000円ですけれども、自分たちも町のシンボルの栗山川をきれいにしようという運動をボランティア、一銭もかけないでやっております。持ち出してやっております。

そこで、先月の5月28日、町で計画した栗山川のボランティア、中止になりました。これで、お金はかかりませんが、草はぼうぼうになってしまうから、私たちはやります。6月25日。これで防災無線等は使っていただけないでしょうか。これが1点。

そして、そのとき、旧光町の例を挙げますと、ついからですから栗山川環境ボランティアのときに、まずお知らせがはがきでまいります。参加してくれた人にはお花とか、ご丁寧に草刈りをしてくれた人には刃までいただけます。最後に、後でまた礼状までいただけます。

これは大きなむだ遣いだと私は思います。ボランティアに礼も、案内もむだも要りません。そして、こんなことは防災無線とか回覧板で十分。来る人は来るし、そういう人の方が一生懸命やります。自分の30年間の運動の中では確かにそういう結果が出ています。

それから、94ページの、非常にこれはわかりやすいですね、この予算書。94ページの不法投棄の防止対策事業530万から95ページの環境美化推進事業の424万、生ごみ減量化、これに50万等々、これもごみがゼロならばかからない経費です。ごみを出すのも、処理するのも町民です。一般質問のときに私は言いましたけれども、各行政区ごとに、もしこのごみ処理が、今お金になる時期ですから、逆にプラスになってほかに使えます。光源村では、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、そのごみのお金で、19日にゼムノビッチさんと呼んで、200人ぐらいの子供たち、大人もいましたけれども、大変喜んでいただきました。プラスです、これかなりのプラスです。参考にさせていただけたらですから。

105ページ、農業振興会活動補助事業270万6,000円から始まって、115ページの商工振興関係機関出資事業、観光事務費334万、かなりお金をかけて、必要なところにはお金をかけていいと私は思いますけれども、今現在横芝光町は、振興にしても何にしても、シルバーの町です。シルバーの人が元気のある町です。失礼ですけれども、この将来性から考えてみますと、もう少し農業も商工業も、一般質問で質問しましたけれども、都会の若者やまた地元の若者や、みんなで交流して、将来ある大きなまちづくりというか、振興を考えていただけたらと思います。

参考のために、今度の土曜日、NPO秋葉君が、日本中からスタッフが来るそうです。もしよかったら、ぜひ話でもしてみたら、何か得られるものがあるかもしれませんので、これは参考までに。

まず、119ページ、道路管理事業の中で、道路上に立ち木の枝が覆いかぶさっていて、車が走れないところがあります。まっすぐ走れなくて、交通事故等になりそうな気がします。まず、横芝光町じゅうのこの辺も総務行政区で協力し合って、できるところはなるべくボランティアでというのが、この道路管理事業の経費をどうなるのかわかりませんが、他小なりともと思って、予算の助けになればと思って話をしています。

それから、これは、125ページ、県道整備事業負担金のところで、実はこれはあるお年寄りの人から頼まれたんですけれども、多少負担がかかってしまうのかもしれないんですけども、年を取って側溝清掃がなかなかできなくなってしまった部落等があります。この辺でまた予算がふえてしまうのかもわかりませんが、排水不良は災害にもつながると

思いますので、もし消防団の若い力を借りられたら、これもまたこれからの主役づくりです。自分たちの町は自分たちで守るんだみたいなのがもしできたらいいかなと。これも予算減につながる。ボランティアの町、元気な町、光町。

そこで、126ページの栗山川シンポジウム講演で30万ですか使って、これ毎年やっています。私も、毎年と言ったらうそになりますけれども、いつも行っては同じことを言っているんですけども、栗山川をきれいにしようと花を植えたり、草を刈ったり県と交代みたいになってしまって、話し合いがなくて、何とむだなことが結構あるんです、これも。だから、このシンポジウムの30万が活着しているかどうかよくわかりません。そうしたら、プラスになるように、堤防の管理を地元へ委託されるような、今までは海匠地域整備センターから山武地域整備センターになったのを機に、そういうふうになったらいいんじゃないかと思いません。

139ページ、外国人英語講師配置事業1,238万円、これなんですけれども、今国際化の時代で、光町にも町内に在住した人がいっぱいいます。この人たちをうまく使うと言ったら失礼ですけども、やっていただけるような方法をとったら、地域交流と安価でしかも地域を含めた国際交流ができるんじゃないかという気がします。

それと、171ページ、体育協会活動事業480万とありますけれども、体育協会そのものが設立はいつでしょうか、まだできていないと伺っておりますけれども。調整が大変なようですが、この辺どうなっているんですか。みんな活動したくてうずうずしているようですから。

次に、173ページの学校施設開放事業です。これは13万8,000円しかありませんけれども、学校施設、社会体育施設を大いに開放してください、この合併を機に。人件費がかかるなら、パートの活用を考えてはいかがでしょうか。また、多少お金がかかっても、人づくりこそ、また金をかけても私はよいと思います。一番大事なところだと思います。その人たちが、将来の町をつくるんですから。

最後になりました、176ページのサッカー場芝生育成管理委託料525万になっておりますけれども、これは質問です。もしわかったら、きょうまでのグラウンドの利用状況、あと今後の申し込み状況。なぜかという、土日あいているときに結構今まであったような気がするんです。ふだんのうちはしょうがないけれども、土日あいているときは、地元の小・中・高にぜひ貸してやっていただきたいと思います。必ずそれはいい意味で返ってくると思いますので、お願いします。また、彼らにボランティア等でできる範囲の管理もあると思いますので、ぜひお願いします。

以上です。答えられる範囲でお願いいたします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） それでは、私の方から、94ページ、不法投棄防止対策事業530万9,000円、また95ページの環境美化推進事業424万3,000円、経費が非常に多いということで、少しでもボランティア等々の活動により、この経費削減がなされるのではないかとのご質問かと思いますが、まず、94ページの不法投棄防止対策事業につきましては、町職員と監視員の皆様方の協力により、パトロール等をこれまでやっていただいているところではございますが、いかに目を光らせてみても、なかなかいろいろな山等、捨てられている場所が多うございまして、ちよくちよく役場の方にも、ここにごみが捨ててある、そこにごみが捨ててあるということで、連絡をほぼ毎日のようにいただいております。そういうことで、これら人件費あるいは処分費、こういうものにかかる経費が今現在ではどうしても出てしまうというような状況でございます。

それから、もう一点、環境美化推進事業でございますけれども、これにつきましては、旧横芝地区におきましては各地区から搬入されましたごみを栗山の集積場の方に部落から搬出してもらって、今職員と、シルバー人材センター、こちらの方に委託をいたしまして共同で作業を続け、これを分別処分をいたしまして、業者の方をお願いをしているという状況でございます。これに対しまして、旧光町地域では、ボランティアの方々をお願いをして収集したごみを処分し、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の方にボランティアで搬入されて処分をされているという状況でございます。

このように両町の対応に相違がございますので、今後これらの統一化に向けて、関係者等と協議をいたしまして調整を図ってまいりたい。そして、経費節減に対応してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 椎名議員さんから、6月25日にボランティア活動をするということでお話をいただきまして、ボランティアということでお骨折りをいただいたこと、大変ありがたいと思っているところでございます。その中で、中止等があったときに、防災無線を使って広報ができないかというような、そういうご意見をいただきました。

防災行政無線、ご存じのように、主の目的というのが防災活動に使うことを目的としているものでございます。そういう中で、行政の広報も一部させていただいておりますけれども、

そういう中で、個人的な形といいますか、そういうものに関しましては、身体、生命にかかわるような、そういう事態に関しましては、今までも防災無線を使って広報させていただいたケースがございますけれども、今ご指摘のボランティア活動に関しましての広報については、もう少し検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 椎名議員の日ごろからの地域住民あるいはNPO、そしてボランティアの皆さんとの活動に対しまして、改めて敬意をあらわすものであります。

農産業を通じたまちづくりということで、私も大いに推進してまいりたいというふうに思っています。24日、NPOの秋葉さんが見えるということでもありますので、機会がありましたらぜひお会いしたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） それでは、都市建設課の関係で3点ほどご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、予算書の125ページの県道事業負担金という中で、側溝清掃のご質問をいただいたわけでございますけれども、ここに計上してございます県道整備事業負担金につきましては、道路排水整備事業それから道路改良事業の負担金ということでございまして、その中で、年々高齢化が進む中で、側溝清掃についてももう少し何とか行政の方でできないかというような趣旨の質問であろうというふうに理解しております。

確かに、議員さんおっしゃるとおり、高齢化は年々進んでおります。そういった中で、側溝清掃につきましては、旧光、旧横芝地区、特に1日清掃の際にボランティア活動によりまして、実施していただいているというのが現状だと思います。しかしながら、高齢化が進む中で、なかなかその辺も思うようにいかないというお話も聞いておりますので、今後は地域と行政がさらに連携を強めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、126ページの栗山川のシンポジウムの関連で、栗山川の堤防の草刈りを、できたらそういう地元あるいはボランティアの方に委託できないかというようなご質問でございますけれども、先ほど議員からのお話ございましたとおり、栗山川につきましては、これまで海匠の地域整備センターが管理しておったわけでございますけれども、横芝光町の合併によりまして、現在は山武地域整備センターの方で管理をしております。

海匠地域整備センターの時代には、たしか年に一、二回、業者が草刈りを受注して作業し

ておりました。山武地域整備センターの方では、今木戸川とか作田川、これまでも管理していたわけですが、その中では、一部地元地区に委託しているというふうなお話も聞いておりますので、その辺は今後また地元の皆さんと相談しながら、そういう方法が可能であれば実施できるような方向で検討させていただきたいというふうに思います。

それからもう一点、道路上の枝の問題のお話があったわけですが、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、道路に枝が出ておりますと交通の障害になったり、また場合によっては交通事故の原因にもなりかねないということで、町の方に、何件かそういう苦情も来ておりますので、その都度職員が出向いて地権者にその辺の処理をお願いしているという状況でございます。

また、この時期は、非常に木の枝が伸びる時期でもございますので、7月号の広報にその辺、適正な管理をお願いしたいということの内容で、住民の皆さんに周知を図りたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 171ページの体育協会の関係で、先にお答えさせていただきます。

体育協会の設立は、7月1日に予定しております。体育協会につきましては、ちょっと団体の設立が遅くなったわけではありますが、これらにつきましては、旧横芝、旧光町の体協の役員初め組織の構成の違いがございました。この辺の検討。それから、事業の取り組みの方法、いわゆる旧横芝はブロック対抗というのが完全にメインに出ていましたが、旧光町につきましては、いろいろと有志といいますが、地区対抗競技もございましてなおかつ各部の自主的な活動というものがメインでありました。これらの関係。それから、各部の統合に向けて、そういったところから各部での活動の仕方も若干違っていたものですから、そういったところでのこれら3点が主なところでの調整にちょっと時間がかかったという状況でございました。

いずれにしましても、いろいろと各部とも会議を持ちまして、それぞれの、早速山武郡市の大会も近いことだと思うんですが、それらについても支障なく、それらの大会に臨めるような体制で進んでいるのが現状でございます。

次に、学校開放の関係でございますが、173ページであります。もっと開放をということですが、現在、9つの小・中学校があるわけですが、それぞれ体育館、運動

場を開放していただいております。そういった中で、学校開放につきましては、それぞれ希望があれば団体に利用申し込みをしていただいているわけではありますが、ただ、規則で、在住、在勤者の団体という、一つのそういった学校教育の現場というところもありまして、縛りがございます。そういったところがクリアできていれば、これらの開放につきましては、いろいろとまたお申し付けいただきたいと思います。

それから、サッカー場でございますが、まず、利用状況の関係でございますが、実質4月から供用開始になったわけではありますが、4月、5月、2カ月間の件では16件の利用がございました。土曜日曜が中心でございましたが、当然、雨等の場合には利用がされなかったところもございますが、今後の予定としましては、6月の中旬から10月の中旬までの4カ月間ですが、20件の予約が入っております。これにつきましては、大会が主なものでございます。山武郡市の大会やら、小中体連のサッカー大会、これらの大会がそれぞれ予約として入っている状況でございます。

また、サッカーの芝の方の関係につきましては、いろいろ初めて取り組んだところで、我々芝の育成管理とか、そういうノウハウはなかったわけではありますが、そういったところは、専門的なところは業者をお願いしてきたわけではありますが、意外と芝は強いなという感じは受けておりますが、これからもいずれにしましても、芝を余り無理が高じて傷めてしまいますと、また回復に相当の費用もかかるということでございますが、いろいろとその辺は十分芝の管理にも努めていきたいと思っています。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） 限られた予算の中での予算組みに、大変苦慮されたことと思えますけれども、道路新設改良について1点のみご質問させていただきます。

款項の区分ですけれども、120ページから123ページにかけてであります。18年度の道路新設改良について、それぞれ路線ごとに予算計上されており、大変わかりやすくなっており、感謝申し上げます。

そこで、1点お尋ねしますが、旧光町では、傍示戸から新井地先までの町道0102号線については、年次計画をもって事業実施し、17年度には第1期として中島地先まで終了いたしております。この先、新井地先までの2期工事として、地質調査、測量設計が終了しております。2回ほど地元説明会が実施されてきましたが、この予算書を見てもみますと、0102号線の工事関係の予算計上が見られませんが、この辺のところどうなっているのか、また今後の計画は

どうなのかお尋ねさせていただきます。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） それでは、鈴木議員さんのご質問につきまして、ご回答させていただきます。

ご質問の宝米地先から新井地先を始期といたします区間の道路改良事業につきましては、ただいま議員さんの方からお話ございましたとおり、平成14年度から調査、設計業務を進めてまいりまして、平成15年と平成17年に宝米、新井地区の皆さんを対象に説明会を開催させていただいたところでございます。新町の建設計画の中でも、快適な道路環境の整備充実を主要事業といたしておりますので、本路線に係る当初予算の計上はございませんが、今後必要に応じて予算手だてを図っていく計画でございまして、ひとつよろしくご理解のほどを賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） 今、お答えいただきましたが、当初予算に本路線にかかわる予算計上はなく、今後必要に応じてということでしたけれども、旧光町で合併前に17年度の実施計画施策で、道路改良5つの路線を計画しているんです。それで、18年度の計画の施策内容、事業量、19年度の施策内容、事業量が示された0106号線宮川、2258号線東西幹線連絡道路、さらには0101号線篠本1区、2区、0206号線富下・小田部、そして0102号2期宝米・新井、この5つの路線が18、19年度ちゃんと事業政策というか、もう計画で予定されておりまして、今予算に5つのうち4つ載っているんです。どうして0102号線がないんですかということをお聞きしているんです。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 今、議員さんの方からお話ございましたとおり、確かに0106、それから2258、0101、0102この4路線につきましては、それぞれの内容で予算計上をさせていただいてございます。事業化といたしましては、できるだけ地元の方のご要望にお応えしていきたいということは、重々承知しているわけでございますけれども、限られた財源の中で、やはりそういう必要性ですとか、優先順位等も十分検討しながら、今後は逐次、1つでも多くのご要望にお応えしていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（伊藤良一君） 鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） 今、私は、すぐに予算というわけにいかないと、必要に応じてということでもって重要な路線であるということを訴えようかと思ったんですけれども、今の答弁で必要順位とか、予算のあれでしたら、ちょっとそこで一言だけつけ加えさせていただきますけれども、これは先ほども答弁していただいたように、継続事業で来ているわけなんです。予算順位が途中でとまっているわけなんです。県道から県道まで行って初めて、またそこから先ということならこれはわかりますけれども、その途中の間で継続事業で優先順位を考えるのであれば、私はこちらの方が優先されると思います。

それと、予算の面であるんだったら、どうして5つの路線のうち4つだけやって、1つだけはゼロなんですか。やはり、最初に言ったように、予算がない中でやっているんで、大変苦慮されるのはわかります。ですから、その辺のところを、今後予算に応じて、また必要に応じて、そういう答えをいただいているんですから、この路線は、大変みんなも、町長も言っているように、みんな住民がやっているし、平らなあれでもって均等性を図った政策でいくということを行っているんですから、一つその辺のところを今後、よく住民のあれに説明会を開いていただいたり、そういったことで、すぐ予算と、大変な予算のことなので、それはやりくりしなくてはいけないでしょうけれども、そういった中でひとつよろしく願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） 私の方から、農業振興費の中で2点ほどお伺いしたいと思います。

きのうの私の農業団体のあり方の中で、農業振興会というものを新規に立ち上げるというような産業課長のお話を聞きまして、両町で立ち上げるというようなことでございますので、当然会員もふえることだと思いますが、その振興会補助金が270万、それともう一点畜産振興費の中で、環境対策費が130万という予算になっておりますけれども、旧横芝町の農業振興会の場合、振興会補助金が425万、畜産環境対策補助だけで100万でございました。270万といいますと、11部会で単純に割りましても20万ちょっとになるわけで、これは横芝の場合は、農業祭あるいは畜産共進会も含まれた予算でございましたけれども、これはそういう事業は含まないということなんでしょうか。

それと、環境対策費の方でございますけれども、旧光町さんの方でも、かなり大型の畜産農家があるように見受けられます。今、環境が非常にうるさい中で、少しでも周りの皆さんに迷惑をかけないようにということで、我々畜産農家も頑張っておるわけでございますけれども、環境対策の駆除費とか、個人でやるのもあるし、共同でやるのもございますが、ちょ

っと両町合わせて環境が130万、それと農業振興会費が270万についての根拠とありますが、予算の盛り方についてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず、農業振興会の補助金でございますけれども、ご質問があったように、いろいろな活動をしているわけでありましてけれども、その中で、今回今まで農業振興会の中で、農業祭を開催していたということでありまして、合併しまして、産業まつりという形で開催する。その中に農業振興会も、ある意味では実行委員会として参加していただくということで、今まで農業振興会で持っていた予算、それらはいわゆる産業まつりの中の予算に組み込まれたということになりまして、農業振興会の補助金については減額になっているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、畜産環境対策事業補助金、これに対しましては、内容はいわゆる殺虫剤とか消臭剤、そういうものの補助でありますけれども、今まで旧光町の方では、この事業に対する補助は出しておりませんでした。合併協議の中で、旧横芝の方で実施しているということで、今回、町内一円で実施しようということで予算化になったものでございますけれども、永・議員ご指摘のように、かなりの数の畜産農家がございます。たしか58あるというふうに思います。その中で、今までそれに対して何%という形で補助をしてきたわけでありましてけれども、実績から言うと限られた予算に対する実績ということで、旧横芝では大体40%ぐらいの補助だったと思います。

今回、この中で、限られた予算でやるということで、補助率は20%という形で予算計上させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） 趣旨はわかりました。そうすると、この270万というのは、本当の各部会の活動費だけということで理解していいんですね。

それと、畜産の方でございますけれども、五十何軒あって130万ですか、かなり少ないとは思いますが、20%の補助ということであれば、それなりに農家に説得するようになりたいと思いますが、11部会の270万というのはちょっと少ないような感じもするんで、いろいろな面でまたご要望があったら対応していただくように、町長にもお願ひしておきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 何点かご質問をさせていただきます。

歳入の方の5ページ、6ページの中で、特に今回の一般会計につきましては86億9,500万円と、かなり苦慮された姿が見えるわけなんですけれども、町税で22億、地方交付税で26億、両方合わせて半分以上がそういう形での財源割合なんですけれども、合併する前に10年間の財政シミュレーションという資料を拝見いたしましたところ、かなりその当時と現在では、やはり実際の数字と現実とは違うと思います。

そこで、一つ財政課長にお伺いしたいのは、シミュレーションしたときの数字と現実の差です。一体どのくらいあったのか。そして、それによりまして、ことしから小学校6年生までの医療費の助成事業が新規に入るということで、これは途中でやめるわけにはいかないと、思うんですけれども、そういうことも含めまして、これからの将来の財政の展望につきまして、お伺いしたいと思います。

それと、もう一点につきましては、26ページ、15款の県支出金の中で、農用地等集団化事業補助金、清水と入が挙がっているんですけれども、県から補助をもらって、集団で転作をやっております。そして、我が集落につきましては、ホールクロップということで、畜産農家と連携して、稲作を稲になる前に刈り取って、それでいい飼料ということで畜産農家に提供しているわけなんですけれども、この制度の大半が補助事業で成り立っているわけなんです。そして、今国・県の財政事情がだんだん厳しくなる中で、この県からの補助事業がなくなりますと、私の集落としましても、なかなかこういういいものであってもできないという、そういうような事態になることも、これから考えられます。したがって、もし、そういう県からの助成事業がだんだん少なくなった場合に、町として少なくなった分について、やはりこういうやる気のあるところに助成をお願いしたいというふうに思うんですけれども、その辺のところの見解をお伺いしたいと思います。

もう一つ、45ページなんですけれども、行政センター費、その中で行政センターの維持管理事業というのがあります。私、用事がありまして、先般行政センターにお伺いしたんですけれども、ちょっと暗いような感じがしまして、それにつきまして、やはり合併してこれからのいい町をつくらうという、そういう立場で働いている職員が、やはりいい明るい環境のもとで仕事ができたら、また違うのではないかと、そういうふうに感じますけれども、その辺のところの修繕についてのお考えを、町長にお伺いしたいと思います。やはり、ちょっと入ってみて暗いと、働いている人も元気が出ないと思うんです。その辺のところの今後の改善

策をお聞きしたいと思います。

もう一つ、103ページです。一番上の水稲病害虫等防除対策事業補助金、これにつきましては、皆さんご存じのように、水稲の病害虫、今までは空中散布とかいろいろやっていたんですけれども、ポジティブリスト制度というのがこれからできまして、なかなか難しくなった中で、個人で防除をする、それにつきましては、旧光地区におきましては農協で反当500円の助成があります。そして、横芝の方は町から反当800円と、そういうことがありまして、その差の中でお伺いいたしましたところ、同じ町で片方は町から800円出る。片方は町のそういうのはなくて、農協から500円出る。同じ町中でそういう差があるというのはどういうものなのかと、その辺のところでの予算化の内訳についてをお伺いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 川島議員さんの、財政シミュレーションと今回の予算化の問題、あるいは将来の財政展望と少子化対策で掲げる医療費無料化の展望の問題についてのご質問について、私の方からお答え申し上げます。

今回の予算計上した問題でありますけれども、それと財政シミュレーションですけれども、財政シミュレーションにつきましては、17年2月に発行いたしました新町建設計画の中に、この財政シミュレーションが10年間出ております。

その中で見てみますと、18年度の税の関係が若干下回り、地方交付税の関係も下回っております。そこで、税については先般お示ししましたように、将来的に、今年度は上乘せが期待できるというご答弁を申し上げたところでありまして、まずその前に、この財政シミュレーションをつくりました背景、基礎についてご説明申し上げますと、まず、14年度の決算をベースにしてこれを設定したものであります。歳入関係につきましては、14年度決算ベースにしまして、国・県の動向、これに配慮してこのシミュレーションをつくったところでありまして、そこで、税については、若干の今差はありますけれども、今後の上乘せの期待できるところ等を勘案いたしますと、ほぼ18年度はこのシミュレーションどおりに近いのかという判断をしているところであります。

歳入の太宗をなす交付税の問題でありますけれども、交付税につきましては、14年度決算ベースにしながら、16年1月に閣議決定されました国による構造改革と経済財政の中期展望、これらを参酌しながら、交付税の減額率等を考慮いたしまして、それと合併の上乗せ部分とを考慮いたしまして、今回の言ってみれば10年間の財政シミュレーションをしたところであります。

しかしながら、交付税につきましては、16年1月に閣議決定した上でさらに今改革のスピードがそれ以上に上がっているというスピードが急ピッチであります。そういうことから若干の相違が出てきてしまっているのかという判断はしているところでありますけれども、特に、交付税の関係では、心配な点は3つあります。この当時つくったシミュレーションと。と言いますのは、ことし4月の臨時会で、税務課長から議員の皆様方にご説明申し上げました18年度の税制改正の問題、この18年度の税制改正で、19年度実施の所得税から地方税への税源移譲、これが3兆円だと言われております。そういたしますと、交付税の原資といたしましては、国税3税である所得税も当然その32%が交付税の原資になっているところであります。3兆円の32%減るということになると9,600億、来年度は総額が減ることになりますけれども、国の激変緩和措置によりまして、来年度は2,600億上乘せして、3年間はそういう措置をするという、こういう改革の流れがございます。これらの推移もどうなるのか、注意深く見守っていかねばならないと思います。

もう一つにつきましては、先週あたりの新聞報道でされまして、議員さんもお存じだと思いますが、2011年度に国、地方を合わせました基礎的財政収支、要するにプライマリーバランスを2011年度でとるんだということで、今いろいろ政府・与党の中で議論されておりますが、そうすると、プライマリーバランスをとるのには15兆5,000億財源が不足するんだと言われております。そのうち半分は歳出の削減、半分は増税でという今議論が出ていたように、新聞報道されました。そうすると、15兆5,000億の半分の歳出削減ということになると、当然交付税の方にも影響してくるものと懸念しているところもございます。

それともう一つ、大きな改革の流れで、つい1日、2日前に竹中総務大臣から竹中私案という形で経済財政諮問会議の方に出されました交付税改革の問題、これは総額は変えないんだということのようでありまして、交付税そのものを簡素で効率的な交付税制度に改革するんだという、このように交付税をめぐる大きな流れが3つございます。これらの推移を見守っていかねばなりません。

そうすると、今改革のスピードが早まっておりますので、当然新町建設計画で掲げました10年間の財政シミュレーションにも多少の、あるいは大きな狂いが出てくるものと思いますけれども、これらについては、これに固定するんじゃなくて、言ってみればローリング方式をとりまして、その都度、その都度見直しを行い、その見直しの結果についてはまた改めて議員さんの方にお示しをしたいと思っております。

それと、もう一点質問が出ました、少子化対策の関係の医療費の無料化の問題であります

けれども、昨日、川島富士子議員の一般質問にもお答え申しましたように、今見ているのは一般財源の上乗せが約6,000万だというご回答を申し上げたところであります。そのうち、収入役の廃止で、共済費を除きまして1,000万、それと町長、助役の5%カット分で年間ベースで100万、そうすると4,900万の一般財源をどうするかということで、きのうお答え申しましたように、過去の経常的一般財源と経常的経費のあれを比べると、政策可能な判断の経費は3億から5億あるんだということを申しました。その中で、私はこの財源と申しますが、捻出できるのかという判断はしているところであります。特に、政策的経費の問題につきましては、旧横芝町で今実施しておりますが、16年度から実施しております空調機の関係、これは補助対象地域外の地域について、町単独で空調機の設置をしております。それが年間4,000万から5,000万くらい16年度から出ております。それらが、主に19年度で終わるんですけれども、あれは18年度で終了する事業であります。そこら辺の問題もありますものですから、長期的に見ても、その問題については、政策的判断可能財源としてカバーできるのかという判断はしております。

あと、長期的な財政整備の問題でありますけれども、18年度についても非常に厳しい予算ではありましたが、今17年度決算が好決算が期待できるところでありますので、それらの財源を踏まえながら、18年度で、きのう申しましたように、財政体制の整備を図って、19、20年度の大規模建設事業である横芝中学校の建設を乗り切っていきたいと、こういう財政見通しを持っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず初めに、補助金の方の関係でありますけれども、26ページの先ほど入の関係ということでございますので、土地利用型農業ステップアップ事業補助金、この中に入のホールクロップサイレージの分が含まれております。

現在、生産調整システムということで、国の支援を受けながら実施しているのが、北清水営農組合のブロックローテーション、それから入営農組合のホールクロップサイレージということでご協力を願っております、大変ありがたく思っているところであります。

先ほどご質問の、ホールクロップサイレージに対する補助金が、今後どうなるのかということですが、新しい生産需給システムの中では、このホールクロップサイレージは対象にならなくなってまいります。現在、町では各種生産調整に協力していただいている皆さんに、補助金を予算化してあるわけでありまして、個人的にやっております転作、米

以外のものをつくっているいわゆる個人レベルでの生産調整、それらに協力している方あるいは青刈り、それから加工米、こういうものに対しても町からは単独で補助しておりますので、今後、入営農組合、ホールクroppサイレージ、このまま続けるということであれば、今後町長、財政の方ともいろいろ協議をいたしまして、積極的な予算計上を産業振興課としては図ってまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、もう一つ、ヘリ防の関係でございますけれども、今回、川島議員ご指摘のとおり、ポジティブリスト制度、これが5月29日に制度化されまして、その影響を受けまして、旧光町では今までヘリコプターを使った防除を行っていたわけでありましてけれども、急遽防除は行わないという形になりました。そういう中で、旧光町には植物防疫協会というものはございませんで、いわゆる農協が事務局となってその辺をカバーしていただいていたわけがあります。

その中で、今までの積立金、この積立金と申しますのは、例えば雨でヘリ防が中止になった場合、ヘリ防をやってすぐに雨が降った場合とか、そういうときのために積立金を行っていたわけでありましてけれども、その積立金の中から、急遽ヘリ防中止になったということで500円、これは1袋当たり500円ということでありまして。横芝の方では以前からヘリ防は行っておりませんで、町から10アール当たり800円という補助金が出ておりました。

今回、合併しましたので、私どもの方といたしましては、同じような団体、同じような事業をやっているわけでありまして、できるだけ早く統合調整を図りたいということで詰めてまいりました。その結果、川島議員ご指摘のとおり、両町今のところずれておりましたので、旧光町の場合、町からも800円を支給できるように、今、財政そして町長の方にご理解を願おうということで、協議を行っているところであります。

それから、横芝につきましては、もともと800円ということでありましたけれども、やはり同じ町の中だということで、横芝の植物防疫協会の方、こちらにもすぐに雨が降って、消毒が効かない場合に備えてやはり積立金がありました。その中から、これは光側に合わせて500円を支給する、両方とも1,300円を支給するというところで、両方のいわゆる植防関係者の皆さんの中では話が調ったところでありまして、ご理解を願いたいというふうに思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 行政センターが暗いではないかというお話の中で、確かに旧横芝町役場は築も古いというところで、さらには今までは百数十人が働いていた中で、人も今40人足らずだというところで、確かにそういう向きは私も感じるところでございます。

そうした中で、ではすぐ大改修をとすることは、今財政上大変厳しいところでございますし、優先順位のことも考えながら、まずは行政センター、ここに所長がおられますけれども、その中での創意工夫の中でいろいろ試していただいて、明るい職場にする努力をしていただいて、それでどうしようもなければ、抜本的にいろいろな考え方を検討してまいってもいいのではないかというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） これから、一般会計、地方交付税につきましては、大変厳しくなるというのは、私もわかります。したがって、その中でこれから各市町が自主努力、要するに経費の削減も含めまして、自主努力を今まで以上にやっていかなければならない、なおかつ住民のサービスは落とせない、これは大変なことと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、産業振興課の先ほどの農協との助成の問題なんですけれども、先ほども言いましたけれども、同じ町で農協で言えば片方は山武農協、片方は千葉みどり農協と、そういう形なんですけれども、それを何とか同じ農家として、いろいろな助成制度も含めまして、均一に補助も含めまして、営農が頑張れるように、行政側としても細心の注意を払いながら、これからの産業振興に努めていただきたいと思います。

終わります。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） 5点、ご質問いたします。

初めに、114ページの商工費に関するものです。

114ページ、商工振興運営支援事業700万、並びに150万と2点ございますが、町の合併に1年おくれて旧横芝町、旧光町にそれぞれありました商工会が合併いたします。この合併する商工会に対する補助ということで考えてよいものだとは思いますが、商工会の合併に当たりまして、町から新たな助成があったと考えておりますが、それは含まれておるのでしょうか。

それと、駅前にあります千葉県道路公社が利用しておりました2階建てのプレハブなんですけれども、これを横芝光町として県から譲り受け、そこを商工会の事務所として使用するという話が合併前にございました。この件を含めてご質問いたします。

続きまして、120ページからの道路新設改良費の中で、昨日の永・議員の一般質問の答弁

にもありましたように、ＪＲ横芝駅、町民のみならず近隣の方々の利用する玄関口の入り口であります変則十字路、ここにつきましては、先ほど町長も地元と検討するというところでございましたけれども、予算面でゼロでございますので、その辺積極的な推進をお願いしたいと思えます。

それから、121ページの町道 - 12号線、道路改良事業1,600万です。これは、昨年から国営両総土地改良の1号線のパイプライン化に伴う事業の話の中から、そのパイプラインにした後、片側3メートルの交互通行ができる歩道付きの道路になるというものの改良事業の予算だとは思いますが、山武市松尾地区からの色川道路から、1号線上が2車線になり広域な道路となりまして、機場のところまでまっすぐの行きどまりということになりますと、そこから笹本医院、それから旧スミレ団地方面への狭い道路へ西側から来た道路が流入することとなり、地域の生活者に狭い道路でのまた混雑につながるという心配があり、合併前に説明会を開いていただきまして、栗山川改修工事とあわせて中で、行きどまりではなく、そこから栗山橋の方へ迂回路のように道路の取りつけを要望しておったところですが、そこまで含まれての予算でしょうか。ご質問いたします。

それから、179ページ、給食賄材料費でございます。光給食、横芝給食ということで2点、5,300万と7,900万ございますが、町内農産物の利用ということをごこの予算の中でいかに加味していただいているかお伺いいたします。

最後に、戻ってしまって申しわけありません、169ページ、図書館関係の予算ですが、光地区にございました県内でも誇れる図書館の図書を、各学校でも有効利用できるようにということで、バーコードの張りつけ業務がなされることかと思えます。これに伴いまして、現在、学童保育、児童クラブですね、そこで使われている図書もこのバーコード張りつけ事業の中に含まれるものかどうか、お答えいただきたいと思えます。

議長（伊藤良一君） 質問の途中ですが、ここで休憩します。再開は2時15分とします。

（午後 2時04分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

議長（伊藤良一君） 質問に対する答弁を求めます。

産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） それでは、まず商工業振興運営費補助金700万円、これにつきましては、旧両町の商工会の昨年までの実績に基づいて補助させていただきました。

それから、150万円につきましては、116ページにかけて説明欄に入っていますとおり、これについても昨年までの商工会のそれぞれの事業に対する補助金ということで計上させていただきます。したがって、合併に対する補助金はこの中に含まれておりません。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、齊藤議員の旧道路公社の建物の跡地利用の問題でありますけれども、今役場の中に課長以上の集まりである庁議があります。その中で、一番有効利用が図れる方法等について、今検討中であります。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） それでは、まずJR横芝駅の変則十字路の件についてお答えをさせていただきます。

この件に関しましては、先日永・議員の方からも質問がございまして、その際にもお答えさせていただいたわけですが、町の玄関口でありますJR横芝駅の前の十字路につきましては、変形十字路ということから、交通を阻害しておりまして、またさらには歩行者の安全性の確保、さらにはまたまちづくりの観点からも道路整備が必要になるという考え方から、齊藤議員ご案内のとおり、旧横芝町時代におきまして、平成13年度に都市計画道路横芝駅前線としたところでございます。一般質問の中でもご指摘のあったように、安全性や利便性を上げるだけではなく、やはり町の玄関口として景観的にも美しくするためには、当然交差点の改修は必要であろうということから、これまでも再三にわたりまして関係機関に要望してまいったところでございます。

しかしながら、ご案内のとおり、軒並み家屋移転が伴いますし、また非常に県の厳しい財政状況から事業化に至っておりませんが、今後、また事業主体となります千葉県とも協議をしながら、事業着手に向けて、方策を検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、121ページの町道 - 12号線の調査委託費の中で、東部土地改良を突き当たります東部土地改良から栗山橋に至るまでのその分の経費も入っているかというご質問でございますけれども、この分は入っております。総延長2,100メートルということで、今年度実施設計を発注する予定でございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 学童保育への配本図書資料のバーコード処理の関係でございますが、ご質問のとおり、図書館資料につきましてはコンピューターで一元化处理する関係を進めているわけでございますが、これがそうでございますが、学童保育への配本図書資料につきましても含んでおります。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） ご質問のございました給食の食材費の購入事業の件でございますが、横芝給食センターが昭和41年に建設されまして40年がたちました。一方、光の給食センターは昭和53年建設でございます。面積も横芝センターが367、光センターが904と3倍ほどの差がございます。こういう差がございます、横芝の給食センターは、処理作業の面積が少ないために、どうしても加工品に頼る傾向がございます。野菜にとりましても、冷凍のカット野菜を利用する率が多くなる、そういう構造的にどうしても町外の事業所さんから購入をせざるを得ないというような状況にもなっているわけでございますが、そこで、平成17年度の実績について、ざっとご説明を申し上げますと、米につきましては光、横芝とも100%町内産でございます。そのほか、野菜については横芝は4割が町内、町外が6割と。冷凍食品等を使うことが非常に多い、横芝につきましては、全体としては町内の産品が1割程度、町外が9割程度に、どうしても施設設備上そのようになってしまうという傾向がございます。

一方、光のセンターでございますが、もちろんお米については地元産100%でございます。そのほか、野菜が町内産が9割、町外が1割、肉につきましては、光の食肉センターを通して食肉組合から調達しているということで100%町内ということでございます。総体といたしましては、光のセンターは町内が4割、町外の産品が6割というような状況でございます。

合併の協議でも、なるべく早く一つの統合したセンターを建てようという位置づけにはなっておりますが、よりよい給食の提供に努めてまいりたいと思います。よろしく願います。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 105ページと114ページ、これは永・議員さん、また今齊藤議員さんの質問の中と大いに関連しますが、ちょっと視点を変えてお聞きしたいと、このように考えております。

それは、商工会にかかわる補助金、それと農業振興会にかかわる補助金、いずれも町の産業振興に非常に大きな位置づけ、活動をしている組織でございます、この予算につきましては、商工会の方は両町の旧商工会の額を一応満額計上してあると、そういうようなことでご

ざいまして、一方の農業関係、農業振興会の組織でございますけれども、今休部し、近々新たな振興会が立ち上がる、しかも11部会というような話も聞いておりますし、会員のメンバーも相当数ふえるであろうと、これはもう予測をされるわけでございます。

そういう中で、先ほどの質疑の中では、横芝町の振興会の補助金、今までは去年あたりが427万5,000円と、こういうような額でございます、この中から農業祭の経費を引いたものが計上してあるんだと、そういうような話でございました。

これから新たな組織が立ち上がりまして、事業計画、予算計画あると思いますけれども、やはり商工会の満額回答から見ますと、私は余りにも農業関係の組織の予算額が低いのではないかと、そのように考えておりました、この低い予算に合わせるような組織活動というもの、こういうものが組まれていきますと、組織の活性化というものがやはり活力が衰えてくるのではないかと、そのようなことも予想されるわけでございます。私は、少なくとも大きい組織というものが、もうはっきり立ち上がるのがわかっているので、この予算はこれとしましても、これからの補正とかいろいろなそういうような段階で、少なくとも今まで横芝町の組織がいただいていたぐらいの額は、やはり配慮すべきではないかと。私はこのように考えますけれども、ひとつお答えの方をお願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 商工会と農業振興会の補助金の額が余りにも違うのではないかとということでございますけれども、農業関係につきましては、農業振興会の補助金のほかに、予算書を見ていただければ十分ご理解いただけると思いますが、農業関係の補助金は約5億であります。商工会関係の補助金は3,800万と。全体の予算でありますけれども、そのような形になっています。振興会、それから商工会、先ほどの齊藤議員の質問でも申し上げましたとおり、それぞれ今までの実績に基づいて予算、補助金の方を計上させていただいております。今後、新しい農業振興会ができた場合、また今年度の実績いかんでは来年度からの補助金も変わってくるというふうに思います。

それから、商工会の方、運営費が700万ということについておりますけれども、これにつきましては、予算計上するときにはかなり厳しい査定をさせてもらいまして、要求額よりかなり低い金額で700万ということになっています。本来であれば、実績からいけばもっと大きな金額でありました。

よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 今のお答で、私も農業関係、いろいろな事業にいろいろ配慮をして予算を計上していただいておりますと、予算書を見てよくわかります。

私がお聞きしたかったのは、組織の活動費としての助成が一方は満額であると、一方は、農業振興会は今私が話したような、そういうふうな形であると、そういうふうなことで、ことしの実績を見てという、そういうようなご回答もございました。ぜひひとつ、ことしの実績を見ながら、また先ほど話しましたように、事業計画、予算組みが会の方でいろいろこれからできてくるでしょうから、その辺を見ながら、いろいろな対応をお願いしたいと、このように思います。もう一度そのあたり、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 十分実績を見させていただきまして、納得のいくような予算計上をしてみたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 一般会計予算の中で何点か伺っておきたいと思います。

これまでの質疑と重複するところは避けていきたいと思います。

まず、一番大事なものは、数値的にどうじゃなくて、先ほど来議論されております財源の主要な交付税の問題等あります。特に、合併団体に対する交付税の加算措置というのは、これまで説明があったように幾つかあるわけですが、とりわけ合併のメリットと言われておりました10年間の交付税、合併しなかったことにして算定して交付されるということが、私は当初からこの10年間果たして現状のまま交付されるだろうかという思いがしていたんですけれども、いろいろな税源移譲の問題等を含めて、この関係はずたずたにされるんじゃないかというふうに思います。

特に、税源移譲では、先ほど来説明がありましたように、高齢者控除の廃止あるいは年金所得の課税限度額の引き下げ、定率減税の縮減等が主な財源になっているという点では、私たちがその財源を補うんだという関係になるわけです。そうすると、所得税の所得割のことについても、来年度から対象ということですが、すべてやっぱり私たちの直接納めるものが財源になっていくということをしっかり頭に置いて、今後の財政運営をしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

そういう点では、佐藤町長、この間議論してきた住民とともにという視点を絶対外さないでいく必要があるというふうに、まず指摘しておきたいと思います。

そして、質問のまず最初は、東陽病院会計が初めて議会の中で議論されることになったん

ですが、ちょっと伺っておきたいのは、50ページに空港対策費、28節の繰出金で2,540万ほど東陽病院会計に繰り出されるんですが、これは初めてのことで、ちょっとこの性格について、成田空港会社からの交付金を財源にしていると思うんですが、やっぱりいろいろな騒音対策上のものだというふうな理解はできるんですけども、この性格について伺いたいと思います。

そして、68ページに、社会福祉費総務費というのがあります。ここにも繰出金ということで2億1,500万円、国保会計に繰り出されております。

それと、71ページに、老人福祉費でもってやはり繰出金2億5,460万、介護保険に繰り出されているんですけども、介護保険の方が国保会計よりも規模の小さい会計なんです、ここに大きな繰出金が出ているという、その理由をひとつ説明していただきたいと思います。

もう一つは、70ページ、行ったり来たりしてすみませんが、老人福祉費で緊急通報体制等整備事業費、これはひとり暮らしの高齢者の緊急通報システムですけども、この事業費が盛られておりますが675万3,000円、148台を見込んでいるということですが、設置する際の個人負担、私は電話料金か何かが個人で負担することがあったかもしれませんけれども、一般の人がこれを設置する場合と、生活保護を受けている人が設置する場合の、そういう負担の違い等を教えていただきたいと思います。

それともう一つは、79ページから数ページにわたってあります保育所費に関連して、ここに公立保育園の厨房整備費というのが見当たらないんですが、これは合併協調整の中で、旧横芝町の公立保育園には厨房がないということが、合併協の中でも、合併後に設置するという話だったと思います。私は、これを議会に出させていただいてから、ずっと設置すべきだということを主張してきたんですが、いよいよこれで設置されるのかなと思っていたら、ちょっと見当たらないものですから、ここをどういうふうになるのか教えていただきたいと思います。

もう一点は、教育行政の中で、これは直接予算との関係じゃないんですが、教育長に伺っておきたいと思います。

ご存じのように、この間国会で教育基本法の改正という問題が出されておりました。とりわけ、その中で子供たちに国を愛する心を養うという文言が大きな問題になりまして、まだ改正は継続審議になってされていないんですが、この問題では全国各地で学習指導要領に基づいて通知票に段階評価がされているという点で、大変難しいと。小泉首相も点数で評価したりということは難しい問題だということで、今見直しをしている団体が数多く出てきてお

ります。そういう意味で、当町ではこの関係がどんなふうに使われているか、ちょっと伺っておきたいと思います。

もう一つは、117ページ、商工費で、観光費ということで、19節負担金及び補助、これは花火大会に600万円という負担金が盛られております。これは、花火大会に関しては、町民の中にもいろいろ賛否両論あるんですけども、観光資源の少ないところでは、一つの事業かというふうに思います。しかしながら、先般行われました梅まつり等は私も参加しまして、そこに携わっている方々が、梅まつりは長期間やっても、後にごみ一つ残っていないと、花火大会は何だということと言われております。そういう点で、この事業を進めていく上で、やっぱり花火をPRする際に、自分で持ってきたごみは持ち帰るということも含めて、PRしながら、終わった後は余計な労力を使わないで済むようなことも考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

もう一つは、173ページの保健体育総務費です。これは、スポーツ文化振興財団に1億2,932万7,000円、委託料として13節で5,695万8,000円、文化振興財団施設運営費補助で7,236万9,000円というのが、今回予算計上されております。この中身についてですけども、私、他の施設費や何かに重複して予算が盛られていないだろうかという疑問がありますので、ぜひ教えていただきたいと思います。

その中身に入る前に、振興財団というものが、私は初めてですので、どういう仕組みで構成されているのかということなんです。私は、スポーツ振興財団の18年度の事業計画、予算を伴う資料を入手したんですけども、これは予算がまだ計上される前に、18年度のすべての事業費が計画されているという点で、非常にどういうふうになっているのかという思いなんです。

これまで、18年度の予算は暫定予算で4月から6月までということで、これに関係するところは3,900万ほど予算が措置されていたんですが、既に予算計上される前に出ているということで、1つはこの中で次の文化の森公園芝生広場一般管理費ということで、130万3,000円が予算措置されております。この年次計画の中にも、文化の森公園芝生広場夜間照明、野外ステージということで103万6,000円、これは一体この計画書にある数字と予算書にある103万円の違いです。なぜかと言うと、先ほど最初に言った1億2,900万円の中にその事業が入っているんです。ですので、二重積算ではないんだと思いますけれども伺います。

それと、光スポーツ公園一般管理費、これに関しても予算書では543万7,000円、こちらの計画では受託費として495万4,000円、運営費として222万7,000円というものがあるんですが、

これとこの予算書の関係です。大きな数字のところを言いますけれども、尾垂野球場一般管理費、これは東陽野球場と尾垂野球場が28万1,000円ということなんですが、この予算書では132万2,000円、東陽の方が60万9,000円ということで、この予算書に計上されているものと重複しているようにも見えてくるんです。しおさい公園スポーツ施設一般管理費ということで、予算書では2,893万円、こっちの計画では室内温水プール、テニスコート8面、サッカー場ということで、これは町からの委託ということになると思うんですが、2,000万円計画されているんです。こういうふうに見てくると、ちょっと理解できないところがありますので、この財団に委託している施設の費用とこの1億2,900万円を含んだ委託費との関係を、わかりやすく説明していただきたいと思います。

もう一つ指摘しておきたいのは、今最初に言ったように、まだ予算が確定する前に、こういう計画が既にできていて、予算書に載っている数字と同じものが18年度の事業として出されているという点では、まさに議決権を持った議会に対しての軽視ではないかということと、行政と財団との不明朗な関係があるんじゃないかというような思いがしますので、その辺をきちっと説明していただければと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 小川議員さんの1点目であります、50ページの繰出金の東陽病院事業会計繰出金2,542万6,000円の内訳でありますけれども、このページに出ておりますのは、公共施設で過去防音工事をやった施設につきましては、成田空港株式会社から維持交付金が一般会計を通して出ます。その金額であります。積算の内訳であります。公団の防音対象面積が東陽病院の場合5,779平米、平米単価が2,200円、それで上期、下半期の年2回出るということでこの金額になっておりますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、続きまして71ページの介護保険の繰出金でございますけれども、介護保険の繰出金につきましては、介護給付の分で給付費12.5%を町で持つ、そのほかに事務費関係も一般会計から繰り出しをするというようなことで計算をしますと一応この金額になるということでございます。

それから、70ページの緊急通報システムでございますけれども、緊急通報システムにつきましては、現在128台設置されております。今年度新たに20台くらい設置見込みということで予算計上してありますけれども、これのやり方としては電話機そのものを緊急通報型のも

のに交換をいたします。それから、NTTの子会社に、例えば緊急通報を受けた場合、119通報だとか、要するにその方がボタンを押すことしかできないようなケースを見込んでおりますので、自分で救急通報できればいいんですけども、できない場合等についてNTTの子会社に何かの連絡があった場合にはいろいろな連絡をしていただくという委託費としてこの金額が出ております。ですから、機械の交換代とその管理運営をしてもらう委託費として、この緊急システムの委託料として出ておる金額になっています。

それから、保育所の自園給食の関係ですけれども、これは旧横芝町で、以前からもお答えしていると思うんですけども、合併協議の中ではできるだけ早く自園給食に持っていくと。それから、以前からそうなんですけれども、給食センターの改修にある程度合わせて自園給食にかえていくというようなことで、現在につきましては、また財源等の関係もございますけれども、従来どおりの形で、保育所につきましても給食センターから配食してもらうという形で、今後また給食センターの改修等が必要になった場合に、保育所分は切り離して、保育所は自園給食にできるだけ持っていくようにするというような考えでおります。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 教育長、大木崇生君。

教育長（大木崇生君） 議員ご指摘の先ほどの教育基本法の見直しということで、今国会では継続審議という形になりました。ご案内のように、教育における憲法ということで、やはり今後十分時間をかけていかなければ、審議していってもらわなくては困ると、私も私的には思っております。

ご案内のように、国を愛する心について、いわゆる愛国心についての評価でありますけれども、児童・生徒の内面にかかわる、いわゆる心情的評価については非常に難しいと思います。最近の新聞社の依頼で、町内の小・中学校を調査しましたが、愛国心にかかわる表現の通知表での評価項目は現在ありません。

以上です。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 花火大会のごみの件でございますが、環境防災課あるいは関係団体と十分連携を図りながら、ごみの持ち帰りについて、いい方向で推進できるよう検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） それでは、財団法人の文化スポーツ振興財団につきましてご

説明させていただきます。

まず最初に財団の仕組みということでございますが、この財団につきましては平成6年に設立されたわけでございますが、目的としまして……。

〔28番議員「細かいことはいいです。関係を、行政との関係がどういうふうになっているのか」と発言〕

社会文化課長（布施 勇君） わかりました。

財団の現在の主な業務としましては、町内の社会教育、社会体育施設を中心に委託をしているという業務があるわけでございますが、その中で、それぞれ11カ所、17施設、町内の各施設全部ほとんど委託しているという状況です。その委託の内容につきましては、特に維持管理ということで、それぞれお手元の方に何か資料の方もあってございますが、各芝刈りあるいはそれぞれの各施設の清掃、それが主なものでございますが、各施設、スポーツ施設、そういった維持管理業務、それから、しおさい公園の温水プールがあるわけでございますが、温水プールにつきましては、その運営の方についても、それぞれ文化スポーツ振興財団の方で行っているというのが実態でございます。

それで、ほかのこちらの一般会計の方に載っているそれぞれの維持費の関係でございますが、これは主なものとして、スポーツ施設それぞれあるわけでございますが、光熱水費あるいは施設の維持管理業務、浄化槽で言えば法定検査とか、保守点検的なものが主なもので、町の一般会計の方で賄っているというのが現状でございます。そういったところが、それぞれ会計の方を分けて支出してございます。

それから、ちょっと順序があれですが、補助金の方でございますが、これは人件費ということで、現在財団の職員が2名、それから町からの派遣の職員が6名、それからそれぞれ各施設の臨時職員でございますが24名、これらの人件費としてそれぞれ補助金という形で交付しているのが、この予算の数字でございます。

それから、予算が確定する前に予算組みするのはいかがなものかという件でございますが、たまたま今回は暫定予算、いわゆる合併に伴ったところの暫定予算的なものがあったわけでございますが、3月に総会をまず財団としては開いております。そういったところで、ここでも本当に暫定予算ということに、言いかえればなるのかと思いますが、この議会が終了後、また補正予算という形で、それぞれ予算の組み替えが行われるということでございます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 補正予算という場合には、当然委託料と町の本予算の方で補正を組まない限り、今度できないと思うんです。ここに盛られているとおりの1億2,932万7,000円というのは、計画表に載っている予算なんです。ですから、私は、この事業は継続性がありますし、一般の利用者もいるわけですから、予算がないからここできょうは使えませんというわけにはいかないですから、そういう継続性があることを十分理解した上で、ただ、本予算に載っている同じ名称の施設と、このいただいた資料の中にも載っているのが、重複しているんじゃないかということで、主な質問の中身なんです。しおさい公園は温水プール、テニスコート8面、サッカー場ということでありまして、光スポーツ公園については、需用費として見ている、こっちにもありますけれども、ここには管理する中身として、野球場の照明なんかも入っているんです。芝生広場の照明、アスレチック広場、バーベキュー、ここで受託した金額と、この受託した金額はスポーツ振興財団事業、13節の委託金で入っているのがそっくり載っているんです。そのほかに、同じ名称の施設で需用費ですとか、管理事業費含めて載っていますので、これは全く重複していないということであればそれはそれでいいんですけれども、その辺がどういうふうになっているのかということを知ったんです。もう一度ご答弁いただければと思います。

それと、もう一つ先ほど何うのを忘れたんですが、土木費なんですが、121ページに町道-12号線の道路改良費、先ほど齊藤議員さんも言っていましたけれども、ここは暗渠にして道路専用にしていくという話は承っておりますし、地域住民からこの道路改良に関して、桜並木を残してほしいとか、工事の際の地盤沈下等を防止してほしいとかという要望が出ていると思いますけれども、その辺はきちっとクリアしながらやっていく必要があるんじゃないかと思います。

過去に、古川排水の整備事業のときに、やはり立派な桜並木が、あそこはそんなに距離はなかったんですけれども、消滅してしまったということもありますし、この間の地域住民にしてみれば、愛着を感じている立派な桜並木にもなってきていますので、そこら辺はきちっと残せるのかどうなのかということもはっきりした対応をしてほしいというふうに思うんですが、ひとつその辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） どうも、説明が明快でなくて失礼します。

いわゆる委託料で出している分につきましては、その中に各施設の、先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたが、光熱水費とかあるいは各施設ともです。それから、各施設

のいろいろ保守管理的なもの、こういったものについては委託料、いわゆる財団の方にはお願ひして委託していないということです。ほかの維持管理についてを財団に委託しているということでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 1号線のパイプラインに伴います道路改修の中で、桜並木がどうなるのかというご質問をいただいたわけでございますけれども、今までも何度かこの事業につきましては、説明会を実施してきた中で、やはり地元からできるだけ桜並木は残してほしいと、そういう声が非常に多くございました。そういった中で、極力桜並木は残す方向で、今のところ考えております。しかしながら、やはりなるべく経費を節減するという中で、場合によっては多少は切らざるを得ないのかなという、そういう状況もございます。

それから、今小川議員さんの方から、その辺で地元からも要望が出ているんじゃないかというお話がございましたけれども、そのとおり、10日ぐらい前だったと思いますが、地元の代表の方が何人か町長のところに見えまして、その辺いろいろと心配な面もあるという話を承りました。それで、そのときにも地元の方と一緒に、町長もみずから現地に出向きまして、現地でいろいろとお話をさせていただいたわけでございますけれども、パイプラインは国営の両総事業になるということから、またその今一番心配されている地区の方を対象に、必要であればまた説明会を開きながら、なるべくご理解をいただきたいという方向で、今のところ考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） ダブらないように、何点か質問をさせていただきます。

歳入にかかわる問題であります。小泉内閣の進める三位一体の改革の中で、18年度の予算に影響する内容について、国庫負担の削減、税源移譲、交付税削減、こういう点について、ひとつ影響額等ご説明をいただきたい。

それから、6ページの地方交付税で、お二人の方が触れておりますけれども、地方財政計画では5.7%のマイナスになっておりますね。これは、本町の場合にはこれがどういうふうに影響されてくるのか。合併加算の分も含めると1.9%がふえているというふうになっておりますが、交付税本体、合併にかかわらないところの本来の交付税の額について尋ねます。

国庫の合併に対する支援というのは10年間のみで、それ以降は、さっきも出ましたけれど

も、交付税が一本算定になる、本来の二万六千余の新しい町にふさわしい算定になってくるわけです。5年間かけて段階的に激変緩和措置ということで、減っていくということです。ですから、その辺のシミュレーションもきちっと見た上での財政運営を進めないといけないんじゃないかというふうに思います。一本算定になった場合に、幾らくらいになるのかということですが。

私、前から指摘しているわけですが、特例債の償還というのが、15年後ぐらいに、一本算定になって5年たって、最も交付税が少なくなったその辺に償還のピークが来るんじゃないかというふうに言ってきました。ですから、その辺を見ると、非常に緊縮財政にしないと、先ほどの交付税の最近の減額、厳しい状況を見ますと、さらにそういう思いを強くするわけです。そういう観点で、新たに考えますと新町建設計画の中でも、決められたものについても、実施を前にした段階で、やはり見直しをするという必要性を感じるわけです。一般質問の中で言った粟嶋橋についてもそうです。やらなくていいということではないんですが、新たなところに土地の買収をしてまでというふうな思いがするんです。今の路線を拡張して改修するということだって、十分考えなければいけないと思うんです。その辺尋ねたい。

21ページです。横芝の海洋センタープールの使用料が11万5,000円と。現在の利用状況についてお尋ねしたいと思うんですが、光町にもB & Gのプールができております。これも利用されているというふうに思うんですが、こういうふうに財政が厳しくなってきた、運営費がかかっていくということを考えれば、2つある施設の統合なんていうのを考えなければならぬような状況になってきているんじゃないのかという気がするんですけれども、その辺についてのご見解をお尋ねしたいということであります。

それから、31ページでは、臨時財政対策債です。交付税を減らした分、昔は交付税特別会計からの繰り入れで賄っていたものを、今は末端の市町村の借金で賄えということで、この臨時財政対策債が押しつけられて、これを利用するという形で交付税の不足分を補てんしているということではありますが、3億7,000万、18年度は予算化されておりますが、この間の臨時財政対策債の総額と返済計画の中身について、どのようになっているのか尋ねたいというふうに思うわけです。

生活路線バス運行事業、43ページですが、この町内循環バスについては、私も先頭に立って実現をお願いした方であります。しかし、利用状況が、1年たってそろそろもっと向上してもいいんじゃないかというふうに考えているわけですが、現状、どういう点に利用者が大きくふえないという原因があるというふうにとらえているのか。検討委員会がつくられまし

て、そこで検討するというふうなお話になっているわけでありますが、当局の見解を尋ねておきたいというふうに思います。

77ページの町内児童等医療費の助成事業の問題です。佐藤町長の決断で実現するということですが、児童の分の医療費の助成が2,055万ですか、それから乳幼児の分が2,548万です。この運営の細目というのはどういうふうになっておりますか。もうできているんですか。

102ページの農業費、農業振興にかかわる問題であります。今農家の方へのアンケートの調査結果を見ても、非常に厳しい中で家族経営でぎりぎりのところで頑張っているということで、行政の応分の支援もお願いしたいというふうに考えていますが、この間、04年度に発行された食糧・農業・農村白書、これなんかを見ても、WTO協定を受け入れて10年間で農業産出額が21.2%の減少だと。農産物の価格は何と17.7%も下落している。そういうことで、政府が育成した規模の大きい農家、このほど農業所得が20%から30%も減少しているということで、耕作放棄の面積が耕地面積の1割にまでなっているというふうに白書は述べているわけです。これというのは、貿易の拡大を最優先にして、WTO協定を忠実に食糧農産物市場の開放を進めて、価格政策を放棄した、こういう政府の無責任さが農業生産力の低減、あるいは地域農業を苦境に陥れているものだというふうに思うんです。現在、食糧自給率が40%で、最大の食糧輸入国になっています。

そんな中で、多くの町内の農家は、大規模農家だけの育成でなくて、小規模や家族農業、これを育成援助すべきだというふうに言っているわけです。そのことを産業振興課も十分に理解して、今後の行政運営をしていただきたい。

新食料・農業・農村基本計画、これというのは、今後2015年に向かって展開されるわけですが、大規模農家と株式会社を含む法人を支援の中心にする。そこに担い手政策というのを重点的にするという方向なんです。経営所得安定対策あるいは品目的横断対策というのが、来年からやられるということでもあります。

こういう中で、大変厳しくなるわけですが、EUやアメリカの動きを見ると、やはり農業政策というのは直接支払いが中心で、価格の下支えもしているということです。ですから、そういったことを求めているアンケートの願いというのは、世界の食糧政策の願いに合致しているというふうに思うんです。

そういう意味で、地産地消、食育推進宣言の町をしながら、その中で直売所の設置や地元の農産物を給食に取り入れるなどの事業を、これから展開するというふうに言っておりますが、規模が小さくても続ける意思のある農家を救ってあげるような、そういう配慮、政策を

お願いしたいというふうに思います。

123ページの新粟嶋橋の架橋の問題ですが、測量業務委託料が840万、調査委託料が420万ですけれども、これがさっき言ったように、新しい土地買収をしてまで路線を新しく設けるのではなくて、現状でできないかということなんです。そんな点を検討する余地はないですか。

それから、126ページで、工業団地にかかわって、帝ヒュー跡地の現代興業の進出の問題です。この間、18日の夜に説明会があって、関係者の方々がたくさん、100名を超えるほど集まったというふうなことを聞くわけです。反対の署名が800余集まったと。本当に皆さん一生懸命に反対されている方は、公害を心配して、今後いろいろ被害が出ないかということで頑張っているわけです。

しかし、そういう中で、これは佐藤町長の責任だと、そういうふうな声があるというふうに聞いたんですが、町に対してこの企業が最初に話を持ってきた、そういう流れからして、そういうことは言えないんじゃないのかというふうに私は感じております。

そして、もう一つ、この問題からの教訓として、町民に情報を早く伝達する。そして町民水準でこれを決めてもらうという取り組み方が重要だというふうに思うんです。職員はまちづくりのプロですよ。地域住民はその地域のプロですから、この両者が会って話をすれば、知恵と意見を出し合えば必ずうまくいくというふうに思うんですけれども、この問題の教訓の1つはそういう点にあるということで、今後大いに早く生かしてほしいというふうに思います。何でしたら、この点に関しての見解をお聞かせ願います。

それから、135ページで、地産地消食育推進宣言の町を町長はやるというふうに答えております。食育推進法に基づく、自治体における食育推進計画をつくるというふうになると思うんですが、その辺、どういうふうに今後考えて進めていく予定でいるのか、尋ねたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 質問の途中ですが、ここで休憩します。再開は3時30分。

（午後 3時16分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

議長（伊藤良一君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、越川洋一議員の質問の中で、現代興業の進出の件についてのみ、私どもでお答えさせていただきたいと存じます。

議員おっしゃるとおり、こういう、特に地域住民の環境と心配と、そういうものについての情報公開は、さらに積極的にやってまいらなければならないと、改めて私も思った次第でございます。今後につきましてもなるべく早い時期での住民に対する情報を公開しながら、皆さんとともに考えて、またその住民の意向を尊重した中で決定し、またそれを行政運営に進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 越川洋一議員の、まず18年度の改革の影響額でありますけれども、今踏んでいるのが1,280万程度と踏んでおります。

交付税本体の影響額はということでありますけれども、先ほど越川議員は、地財計画が5.7ということでありましたけれども、5.9%の減となっております。それらを踏まえまして、当初予算では対前年10%減でプラス臨時的経費に対する合併支援分を上乗せして計上したところであります。

一本算定になった場合には幾らになるのかということではありますが、先ほどの新町基本計画の財政シミュレーションでいきますと、平成27年度で差はおおむね一本算定になった場合には、3億3,000万程度の減になるのかという試算をしております。

それから、臨時財政対策債でありますけれども、13年度から発行されまして、18年度末の見込みが25億7,167万程度になる見込みであります。これの返済計画でありますけれども、3年据え置き20年償還となっております。ただ、この臨時財政対策債については、議員ご存じのように、100%元利償還金が交付税算入されるものですから、そこら辺の返済については心配はしていないところであります。

43ページのバスの利用でありますけれども、ふえない原因であります。今各停留所ごとの乗降客がどのくらいあったかという調査をしてみましたところ、やはりどうしてもそれらを分析しますと、1路線当たりの、どうしても福祉バスということありますから距離が長い、距離が長いと当然時間も長いということで、そこら辺の原因で利用者がふえない原因なのかという判断はしているところであります。いずれにいたしましても、運行委員会の中で、

ここら辺を検討していただきまして、よりよい皆様にできるようなバスにしていきたいと思っておりますけれども、原因としてはそこら辺かと踏まえているところであります。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 海洋センターについて、ご回答申し上げます。

まず、横芝と光B & G海洋センター、それぞれあるわけでございますが、その中のプールの関係でございますが、利用状況です。光海洋センターのプールの方でございますが、これは温水プールで通年開館しているわけでありまして、17年度実績で4万2,718人、使用料としては1,342万4,600円、これが使用料としてプールの分として上がっております。それから、横芝の方でございますが、横芝は6月の中旬から9月の中旬約4カ月間でオープンしているわけでありまして、17年度の実績が5,344人、使用料では9万9,500円というふうになっております。

それから、合併に際して、プールが2つできたわけで、この統合はという問題でありまして、ちなみに、まず基本的にはB & G財団からそれぞれ譲渡されたものでありまして、これにつきましての統合というのは、現在、譲渡の協定の関係からできない。それぞれ横芝B & G、光B & Gで残すということになっております。

また、横芝の方のプールの方でございますが、まだ利用者もこのようにしてある状態でありまして、なおかつまだ施設も十分使える状態でありまして、使っている方もございますので、このまま施設を存続していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、77ページの町内児童等医療費等助成事業2,055万円でございますけれども、扶助費、ひとり親家庭等医療費等助成につきまして、この255万円につきましては従来から行っている事業でございますが、18歳未満のひとり親の家庭の児童、それからその保護者の医療費に対して助成を行おうとするもので、この255万円につきましては、17年度の実績に基づきまして予算計上してあるものでございます。

それから、その次の町内児童等医療費等助成事業で1,800万円、これは佐藤町長の公約にかかわる事業ということで、この分が小学校1年生から6年生までの医療費の助成事業に充てるものであります。これにつきましては、国民健康保険の方の該当部分、小学生の医療費がどのくらいかかっているか、そこから推計いたしまして、年間おおよそ3,600万円から

3,700万円くらい、自己負担分として医療費がかかっている。国民健康保険ですので、3割負担ということになりますので、総医療費のうち3割を負担している分が、平均を出しまして、それに小学生全体の人数を掛けまして、おおよそ年間3,600万から3,700万円くらいであろうという推計のもとにこの金額を出しております。

それから、この助成の要項等でございますけれども、これは現在作成中でございます。今から作りまして、目標としては10月1日から施行するという予定であります。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず、小規模農家の関係でありますけれども、先ほどの越川議員の言い方をしますと、19年度からの新しいシステムの中では、小規模農家を切り捨ててしまうというような印象をお持ちのようにはうかがえたわけでありましてけれども、今回のシステムは、そういう農家を切り捨てるためのものではなく、逆にそういう小規模農家を救うための施策でありますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、食育基本法の関係でありますけれども、地産地消の関係で、食育基本法をいつごろどうするんだという話であります。

まず、食育基本法というのは、発端は子供たちの食生活が非常にバランスが悪いという中で生まれた法律であります。これを地域ぐるみで育成していこうということでありまして。そういうことなんです、その18条に市町村は食育基本計画をつくることに努めなさいというように書かれております。これは義務づけではありませんけれども、地産地消を推進し、そして食育を宣言するのであれば、当然町として食育基本計画を立てるのがふさわしいというふうに思いますので、地産地消を宣言する前に、その辺の整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 粟嶋橋につきまして、現在の場所にでもよろしいんじゃないかというようなご意見、ご質問をいただいたわけでございますけれども、ご案内のとおり、粟嶋橋につきましては幅員が狭小の上、老朽化も著しいということから、合併前からそれぞれの町で検討をしております。その結果、県道横芝下総線と旧光幹線町道の0102号線を結ぶという前提の中で、経済性や、また機能性等を十分検討しながら、現在のルートを選定させていただいたということでございますので、ひとつよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 時間も押しておりますので、簡単に2点。

循環バスですが、乳幼児や児童の医療費を無料化にして、お年寄りを無料にしないで腹が立たれるということじゃないんですが、70歳以上の、無料にしたらどうですか。ワンコインじゃなくて、無料に。それもちょっと検討してみてください。

それから、1つ質問を落とした。176ページです。サッカー場の芝の育成管理委託料525万。これは1万5,000平米、9,000平米、この中身を説明してください、525万。張りかえじゃなくて管理するので、何でこんなにかかるのかという気持ちがあるんです。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 循環バスの70歳以上も無料にしてしまえばと。ただ、余りすぐ、何かから何かみんなただにしていまいますと、財政状況的に大変になってしまうので、少し、少しずつ住民サービスの向上を図ってまいりたいと思いますので、どうかご理解をいただければと存じます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） サッカー場の芝管理の関係でございますが、これにつきましては、芝は2年目を今迎えているところでございます。芝そのものは、言うなれば管理の仕方によって半永久だというわけでありますが、特に1年目、どちらかというとも3年間は、かなり養生に手をかけたいというのが、一般的に言われているようでありますが、2年目、まだ根が十分に定着されていないという状況の中で、専門的な施肥からいろいろ消毒等もあるわけでありますが、その中で、特にやはり大きなものとしましては、芝刈り、これが1,600平米、1町6反ほど芝面があるわけでありまして。こういったところの、ご案内のとおり芝刈りは、大変、今見積もっているところでも年間に20回の芝刈りを計画しております。それから、特にこれは更新作業ということで、ひとつこれは昨年と今年度、2カ年やればあとは隔年ぐらいでいいだろうということで、更新作業、根をいろいろと専門的に機械で切っていくような作業が、2年目を中心にして特に必要だということであります。2年目、ちょっと500万から金額はなっておりますが、19年度以降につきましては、具体的に幾らということとは申し上げられませんが、かなりの維持費が減るというふうに考えておりますが、そんなところであります。

以上です。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 申しわけありません。何度も重なるところで、大変に恐縮でございますけれども、昨日の一般質問の中で、医療費の6年生までということで、町長の英断を高く評価させていただいたところでございますが、確認の意味で、もう一度ご質問させていただきたいと思います。

17年度の国保のデータをベースに、先ほど課長の方から越川議員の回答に、1年生から6年生まで約3,600万から3,700万ということでお伺いいたしました。3歳未満は2,178万、また3歳から就学前の6歳までは2,132万ということで、担当課の方から伺っております。これを合計いたしますと、8,010万の17年度の国保のデータベースがあるわけでございますけれども、この整合といいますか、非常に財源の部分で、もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

また、77ページの児童手当給付事業でありますけれども、これは国の方針で、4月から6年生まで拡充されたわけでございますが、この予算は今回上程されておりませんで、9月補正というふうに伺いました。また、出産育児一時金も10月から30万から35万に拡充される予定になっていると思っておりますけれども、こういった部分で拡充の予算づけ、大体児童手当、どのくらいの見込みになられるのか、また、8,010万との整合の部分で財源は大丈夫なのかどうか、もう一度ご確認をさせていただければと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 川島議員さんのご質問でございますけれども、先ほど、越川議員さんの方からご質問の中で、私の方で答えた小学生分を国保を推計してやったと。それから、小学生未満、まだ乳幼児、それから幼児、6歳未満については、健康管理課の方である程度実績の数字がありますので、一応私の方でゼロ歳から12歳、小学校6年生まで全体の数字を国保の方で推計をつくったんですけれども、実際に使ったのは、そのうち小学生部分のみで、未就学児については健康管理課の方でちゃんとした数字を持っていますので、今からそれについて健康管理課の方から答えていただきます。

それから、児童手当でございますけれども、児童手当につきましては、国会を通ったのがちょっと遅い時期であったということで、当初予算の方には小学校4、5、6年生分については、現在計上されておりません。これにつきましては、補正等で対応する予定であります。あと、予算額でどのくらいになるかということですが、人数の方は大体わかるんですけれども、それが1人目、2人目、3人目、どこに当たるかによって、ちょっと額の方が今

計算できませんので、それにつきましては後ほどお答えしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 川島議員さんご質問の、乳幼児、就学前の児童の件でございますが、3歳未満につきましては過去の実績がございまして、国民健康保険あるいは社会保険の数字が上がってきております。それらに17年度よりも乳児が減少しておりますので、平均値を算出しまして、検討いたしました結果、3歳未満児の乳幼児医療費が年間で約1,550万円、それから3歳から6歳につきましては、小学生と同様に国保の医療費をもとに算定してございます。こちら加入者数が減少しておりますので、3歳から6歳で乳幼児医療費が2,000万円ということで、両方で3,550万円、年間ではかかるものと思われま。

それから、3歳から6歳の今年度の予算でございますが、8月診療分から支払う関係上、12分の7ということになりますので、約1,000万の増を見込んで今回予算を計上させていただいたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 児童手当の財源の問題でありますけれども、これについては国が制度的に変わりました、町の負担はおおむね4分の1でありますので、これらを見越しまして財源の担保はしてありますので、ご安心いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 次に、原案賛成の討論を許します。

31番（越川洋一君） 原案に賛成の立場から、議員になって初めての本予算への賛成討論ですので、わけを述べます。

佐藤町政がスタートしました。初の定例予算議会における所信表明演説にあるように、選挙公約を率先、具体化されました。暫定予算を含めた86億9,500万円の予算が編成、上程されております。

所信表明の中で、特に新町を取り巻く背景を、「景気は回復の方向にあるとはいいながら、いまもって明るさが見えない状況の中、町の歳入の根源となる税収は、大幅な増加が認めないことや、国の三位一体改革等により、国庫負担金の廃止、縮減そして地方交付税も多くの

望めず、町がかつて経験したことのないような厳しい財政状況に直面しております」と述べております。こうした中、「できるだけむだを省き、一層の行財政改革を進め、事務事業の見直し、透明化を図り、住民の皆様の視点に立ち、よりよい町、住みよい町、活力のある地域社会をつくるため、行財政運営をしてまいりたいと考えております」と、表明をいたしました。公約の実現として、次の8項目を挙げました。

2次合併の検討、公共施設の民間委託、この2つについては同意はしませんけれども、小学校6年生までの医療費の無料化、循環バスの利便性の向上、収入役の廃止、町長、助役の報酬カット、公用高級車の廃止、ごみ袋の大幅値下げ、これらを即できるものと時間を要するものに分析し、協議検討を重ね実施するとしております。みずからの身を切りながら、率先改革に着手する姿勢は、住民の感情に合致し、住民の視点を貫くものであります。

さらに、地場産業活性化のチャレンジハウスの整備、地産地消、食育推進の町の宣言を受け入れて、さらに商工業者の、商業者の融資制度の着手は評価できるところであります。近隣の市町村が3歳未満児の医療費の無料化の実現に取り組んでいるときに、小学校6年生までを対象に完全無料化、一部償還払いですか、これを現物給付にできればさらにいいと思うんですが、手数料も取らないという決断は、近隣市町村に大きな教訓として、また驚きの声を上げさせております。少子高齢化、子育て支援の実効性が求められているとき、子育て家庭にどんなに温かな風と喜びを与え、励ますことかはかり知れません。財政のやりくりでこの制度が継続できること、何よりも自治体本来の仕事として、優先的に取り組むという政治理念がしっかりしております。新しい町、民主、自治、自立のまちづくりにつながってまいります。

私たちが提起する新しいまちづくりの6つの物差しについても、正確に認め、その立場に好意的な理解を示していただきました。また、積極的な情報開示の立場に立ち、住民と協働のまちづくりを進めようとしております。この姿の延長線上には、自主的な行政への住民参加と対話、そこから創意的なまちづくりが進むものと予言することができます。車座集会、町長室の開放など、信頼関係の構築を積み重ねていけば、内発的な力が、福祉、教育に安全と防災に花開いてまいるものと思います。それは、住民と行政の信頼がより強固になることであります。

病院問題についても、当初の民間委託をという方針を踏みとどまって、検討委員会で十分な検討をする、住民から自主的な公募を募り、検討協議を実りあるものにしてほしいとお願いをいたします。

みずからの直接請求やリコール運動等で求め続けた住民の意思の尊重、納得と合意の尊重の姿勢を、行政運営に生かしていく決意を述べられました。初心忘るるべからず、うまずたゆまず、活力のある文化の町、福祉の町、産業が元気に活性化した町を育てようではありませんか。

新町出発の年、86億9,500万円の当初予算に盛られた全事業をすべてこれでよしと、称賛するものではありませんが、これも新町建設計画に吟味が足りないのも、町長就任後の時間が短いという関係があると思います。いずれにいたしましても、原則を踏まえた町政改革を実感させる佐藤町長に、期待と激励の言葉を送ります。もし、原則を逸脱すれば、いつでも批判しますよということをつけ加えたいと思います。小泉改革の進める住民犠牲の政治があるわけですが、例えば、増税政策なんかについても、忍びなく予算化せざるを得なかったという立場ではないのかと推測をして、討論を結びたいと思います。

議長（伊藤良一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第18、議案第16号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 国民健康保険特別会計ですけれども、議案説明の中で、18年度の特別会計、収納率を91%で算定したという説明を受けました。徴収率を下げるということは、一層の負担増になるわけで、この辺の問題は、今期税率改正が行われまして、増収を見込めるわけです。こういうことを見込んで収納率を引き下げたのではないかというような思いもするんですけれども、もう少し高い収納率であれば、全体の負担が軽減されるというふうに思います。91%で調整したという理由をお聞かせいただきたいと思います。

それともう一つは、医療費が年々伸びているということもあるのかと思いますけれども、そういう点では、医療費を抑制するための健康増進事業というようなものも、この間提言してきたところでもあるんですが、この辺で具体的なものがあったら教えていただきたいし、今後、あわせて進めていくべきじゃないかというふうに思います。

それともう一点は、こうした賦課が押し上がる中で、つきまとうのが滞納問題だと思います。そういう意味で、滞納をどうつくらないかということも必要ですけれども、今、地方団体の中では、みずから滞納処理に当たらないで回収機構の方に丸投げして、大変強制的な回収をしているというのも、最近よくニュースに出ております。滞納せざるを得ないそれなりの理由もあろうと思いますので、その辺についてはこういう機構に丸投げしないで、きちっと納税者と対面しながら、状況を見ながら、適切な滞納処理に当たっていただきたいと思いますが、その辺の、今後の方針等について、ありましたら伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） それでは、国保の収納率91%にした理由ということでありまして、これにつきましては、昨年の秋に合併協議会で全会一致で決定いただきました税率決定の際に積算した収納率91%であります。これは昨年10月ですので、17年度中でありまして、前年度16年度の収納実績、これをもとに91%というふうに設定したわけでありまして、16年度の収納実績は、旧横芝町が91.09、旧光町が93.01ということでありまして、したがって、この数字をもとに旧横芝を90、旧光を92.5ということで、その中で抑えまして平均で91と推計したものであります。

ちなみに、17年度5月で出納閉鎖が終わったわけですが、新町の収納率が91.46ということで、妥当な収納率を設定できたのではないかとこのように思っております。

それから、滞納者に対する強制滞納整理、強制処分というんですか、これは差し押さえ、公売などの強制的滞納処分を行うということで、これは全国に幾つかございます。租税債権管理機構ということで、関東近県では茨城にございます。

この租税債権機構を千葉県でもつくろうという動きが平成16年度にございまして、都市部から千葉県町村会に対して提案がございました。しかし、機構の設置する条件としまして、この機構へ職員の派遣をするということと、多額な負担金が見込まれるということから、徴収のコストが従来より非常にかさむということから、この計画は暗礁に乗り上げたというか、その時点でとんざしたような記憶を持っております。

その後、ことしになりましてから、県の税務課と市町村課が、明平成19年度からの税源移

議に伴って、税の滞納額の増加が見込まれるということから、新たな滞納整理の強化に努めることということで、現在県と県内の全市町村で組織する機構を立ち上げるという検討をしているところであります。これは、さきに申し上げました租税債権管理機構とは違いまして、一部事務組ではございません。任意組織で、県内を3ブロックに分けまして、横芝光町については北総ブロックということで、佐倉、香取、旭、東金県税事務所が一緒になるという計画であります。県の職員を市町村の併任職員として、個人住民税の滞納額30万円以上の高額滞納事案に対して、県と市町村職員が共同で滞納整理を行うということになっております。

これについては、町県民税のほかにも他の町税についても同時に滞納整理を行うということになっております。そして、この組織には、市町村が負担すべき経費はないということでもあります。現在も行っておりますけれども、県からの派遣制度によりまして、市町村の要望によって、月5日程度来ていただく制度があるんですけれども、それよりも内容を充実いたしまして、二、三カ月の間に週3日程度市町村業務を行うということでもあります。この機構の職員は県税職員であわせて市町村長から併任辞令をもらう、そしてその市町村長から徴税吏員の交付を受けて、派遣先の収税担当課長の指揮監督のもとに活動するということになっておりますので、市町村の意向を無視して独断で強制処分をするということはありません。

したがって、本町におきましては、従来のように滞納者を当然何度も訪問しまして、理解をいただいた中での滞納整理という方法以外は、現在のところ考えておりません。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） 小川議員さんの、健康増進対策、こういったものがあるかを紹介してほしいという、そういうご質問だと思うんですけれども、医療費の抑制につきましては、各議員さんにも配付してございます概要版、これの3ページ、4ページに載っておりますけれども、旧横芝町、光町と合計いたしまして、平成16年から17年にかけて、1億6,696万6,000円、9.9%と非常に高い伸びを示しております、税の方も非常に大事なものでございますけれども、医療費抑制を図ることが非常に大事なことと認識しております。

なお、この対策につきましては、特に生活習慣病、高血圧、肥満、それから糖尿病対策、これらに最も有効ということで、現在町では、B & G、これは光の海洋センターでございますけれども、水中ウォーク、せんだってもし説明いたしましたけれども、年4回開講しております、1回の人数が30名。特に女性の方が多いわけでございますけれども、これらに対

策を実施しておりまして、医療費抑制の対策に臨んでいきたいということで、現在やっております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第19、議案第17号 平成18年度横芝光町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結します。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第18号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第20、議案第18号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第21、議案第19号 平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点だけ伺っておきたいんですけども、農業集落排水特別会計、総予算が5,928万9,000円ということなんですが、このうち一般会計からの繰入金で4,937万5,000円、予算総額の83%を占めるということで、ほかの会計にはない状況があるんです。現在、集落排水の本管に接続する戸数が非常に少ないということで、見込みよりおくられているということで、その運営費として出されているんですけども、こういう状況をどうふうにかかっているのか、一つ伺いたいと思います。

そして、接続戸数をどうしてもふやさなければいけないと思うんですが、特別な対策が必要だというふうに思うんです。そういう意味で、その辺の考えがあるのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 本年度の予算の編成方針でもお示しいたしましたとおり、今後とも加入率の促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、予算の中で、いわゆる加入するための宅内工事、そういうもののために借り入れた額に対しまして、利子補給等も行っておりますので、その辺をぜひ利用していただきまして、推進を図っていききたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第22、議案第20号 平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第21号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第23、議案第21号 平成18年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 病院会計が議会で審議されるのは初めてだと思います。そこで、今回の予算書に見られた積算見込みの数値と、これまでの実際の状況との関係を伺いたいと思います。

それと、もう一つは、やはり東陽病院が地域住民に本当に信頼される病院ということに、これからなっていってほしいというふうに思うんですが、この間いろいろ批判的な声も聞かされております。

最近なんですけれども、成東病院が入院患者を受け入れなくなって、成東病院に大変重い病気で入院していた人が退院せざるを得なくて自宅療養しているんですが、自宅療養の合間に東陽病院で今治療を受けております。その方が、何かめまいが生じる状況があるんですけれども、そのめまいに対して先生に訴えても、しばらくめまいになれるまで我慢しろというようなことで、なぜめまいが継続しているのかということにも、余り説明もないし、それに対応する薬ももらっていないということなんですけれども、やはり、患者にとっては本当に心細い思いで治療を受けているわけですから、どんな人に対してでも、その辺は親切に対応していくべきじゃないかと思うんですが、そういう対応を、どうなっているかと聞いてもあれなんですけれども、そういう訴えがありますので、やっぱり病院の姿勢として、そういう訴えを受けないような医療をしていってほしいというふうに思うんですが、何かコメントがありましたら、ひとつお願いします。

議長（伊藤良一君） 東陽病院総務班長、小川義則君。

東陽病院事務部総務班長（小川義則君） それでは、小川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、予算の積算ということでございますが、今までの実績でございますけれども、入院におきましては、前年度実績で申しますと75%という利用率でございます。全体ということですので、一般あるいは療養病床合わせての数字でございます。

これに対します18年度の予算でございますけれども、入院が83%ということで見えております。これの数字の根拠につきましては、今後ますますの高齢化社会、療養病床の利用の状況、それから一般病床における平均在院日数というのがございますが、そういうことの絡みで83%ということで設定させていただきました。

また、外来につきましては、17年度実績で申しますと、1日平均で約190人程度でございます。18年度の予算が1日平均200人ということで予定してございますが、外来の方につきましては、今後在宅患者、訪問看護、往診等、そういう方の利用の増が見込めるということで200人ということで設定させていただいたところでございます。

それから、もう一つ、成東病院の関連のお話でございますけれども、診療の内容につきましては、私の方ではちょっと説明できませんけれども、患者さんへの説明ということで、親切に説明して納得していただくということでは、今後職員の方に周知しまして、なるべく患者さんのご理解を得ていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第22号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第24、議案第22号 横芝光町立横芝小学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 22号議案ですけれども、今言いましたように、横芝小学校の屋内体育館の耐震補強、これはこの夏休みを利用してやられるということで、大事な事業なんです。入札の状況について、一般質問でも今後の問題として議論させていただいたんですが、あの中でも言いましたように、今世間では95%以上の落札率については、談合の疑いが大きいんだというような世間の常識になっております。この議案に関しては、96.87%という落札率であります。そうしたことから、このことに対する当局の認識をまず一つ伺いたいと思います。

そしてまた、一般質問の議論の中で、佐藤町長も電子入札に切りかえていくということですが、数年先に準備の都合上なるわけですが、それまでの間、これまでどおりのこういった指名競争入札で対応されるのか、私は一般競争に切りかえてはどうかという思いがあるんですが、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） では、私の方からお答えさせていただきます。

まず、今回のこれについての96.87%については、予定価格の設定等ともありますし、設計の方が比較的厳しい値段で出してきたのかと、適正な方法による一応指名競争入札をさせていただいたと認識しておるところでございます。

そして、2点目の一般競争入札のことにつきましては、今後入札についてはいろいろと協議、検討をしながら、貴重な財源を最大限有効できるように、私も努力しながら研究、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。4時35分に再開します。

(午後 4時22分)

議長(伊藤良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時35分)

議案第23号の質疑、討論、採決

議長(伊藤良一君) 日程第25、議案第23号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

なお、議案第23号は、横芝光町屋形780番地、海保教之氏を教育委員に任命しようとするものです。

ここでお諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(伊藤良一君) ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(伊藤良一君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第24号の質疑、討論、採決

議長(伊藤良一君) 日程第26、議案第24号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

なお、議案第24号は、横芝光町木戸1322番地、山邊征氏を教育委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第25号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第27、議案第25号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

なお、議案第25号は、横芝光町屋形1797番地、浅野薫子氏を教育委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、本案は否決することに決定いたしました。

議案第26号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第28、議案第26号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

なお、議案第26号は、横芝光町台1630番地、山崎光弘氏を教育委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第27号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第29、議案第27号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

なお、議案第27号は、横芝光町遠山575番地、伊藤俊氏を教育委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第28号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第30、議案第28号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

なお、議案第28号は、横芝光町横芝2028番地、早川長吉氏を監査委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第28号について採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、本案は否決することに決定いたしました。

議案第29号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第31、議案第29号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

なお、議案第29号は、横芝光町木戸3205番地、鈴木俊氏を監査委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第30号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第32、議案第30号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

なお、議案第30号は、横芝光町宮川11967番地、稗田四郎氏を固定資産評価審査委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第31号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第33、議案第31号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

なお、議案第31号は、横芝光町鳥喰上1764番地、越川武氏を固定資産評価審査委員会委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第32号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第34、議案第32号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

なお、議案第32号は、横芝光町屋形443番地、浅野憲一氏を固定資産評価審査委員会委員に任命しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第32号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

報告第1号の報告

議長（伊藤良一君） 日程第35、報告第1号 平成17年度横芝光町繰越明許費繰越報告についてであります。本件については、執行部から説明があったとおりでありますので、ご了承願います。

横芝光町選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第36、横芝光町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

議長より指名いたします。

事務局長から朗読させます。

議会事務局長（越川 岳君） それでは、最初に委員について、氏名、住所、生年月日の順で申し上げます。

向後寛、横芝光町横芝1559番地5、昭和5年7月24日、本荘昇一、横芝光町北清水5530番地、昭和6年2月7日、大川宏、横芝光町新井1071番地、昭和9年8月30日、浅野肇、横芝光町宮川10094番地、昭和15年8月6日。

次に、補充員について申し上げます。

植村達、横芝光町横芝657番地1、昭和6年3月30日、伊藤仁、横芝光町中台109番地5、昭和7年10月9日、伊藤澄、横芝光町谷中1468番地、昭和20年9月29日、伊藤厚志、横芝光町小田部536番地、昭和23年11月9日。

以上です。

議長（伊藤良一君） ただいま議長において指名いたしました方々を、それぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

ただいま当選されました横芝光町選挙管理委員及び補充員については、会議規則第33条第2項により、告知書をもって通知いたします。

なお、補充員の順位については、これを定めないということでご了承願います。

議員派遣の件

議長（伊藤良一君） 日程第37、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議長発議とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、会議規則第120条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、お手元に配付の議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

請願及び陳情の件

議長（伊藤良一君） 日程第38、請願及び陳情の件を議題といたします。

常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長、渡辺豊君。

〔民生文教常任委員会委員長 渡辺 豊君登壇〕

民生文教常任委員会委員長（渡辺 豊君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託されました請願3件、陳情1件の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月16日午後3時40分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおりと決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主な要約を申し上げます。

請願第1号についてであります。未来を担う子供たちを豊かに育てるためには、教育予算の拡充は必要との意見により、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

次に、請願第2号についてであります。国庫の負担制度を堅持することは必要であり、採択すべき等の意見により、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

次に、請願第3号についてであります。同じ仕事でありながら、勤務地による支給格差があることが、不公平感を生ずるものであり、採択すべきとの意見により、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

最後に、陳情第1号についてであります。国の財政が逼迫する中で、看護職員だけの増員は現時点では無理ではないか、安全な医療体制の確保には、看護職員の増員は必要であり、採択すべき等の意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

本会議におかれましてご了承賜るようお願いを申し上げます。審査の結果とさせていただきます。

〔民生文教常任委員会委員長 渡辺 豊君降壇〕

会議時間の延長

議長（伊藤良一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

（午後 4時50分）

議長（伊藤良一君） 次に、産業建設常任委員会委員長、嘉瀬清之君。

〔産業建設常任委員会委員長 嘉瀬清之君登壇〕

産業建設常任委員会委員長（嘉瀬清之君） 産業建設常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、6月16日午後3時40分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第2号についてであります。食の安全、安心の観点から、十分な検査体制が確立す

るまでは輸入再開は行うべきではない。国の輸入再開に向けた動きの中、より以上の安全対策を充実した上で、再開はやむを得ないなどの意見が出され、採決の結果、賛成多数で採択と決定いたしました。

本会議におかれましても、さようご承賜りますようお願い申し上げます、審査の結果報告とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

〔産業建設常任委員会委員長 嘉瀬清之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、総務常任委員会委員長、永・貞・君。

〔総務常任委員会委員長 永・貞・君登壇〕

総務常任委員会委員長（永・貞・君） 総務常任委員会のご報告をさせていただきます。

今定例会において総務常任委員会に付託されました陳情1件の審査を行いましたので、審査経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、6月16日、午後3時40分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおりで決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第3号につきましては、陳情の趣旨からも採択すべき、既設病院の維持、充実を図りつつ、緊急医療の状況を解決する方法で賛成などの意見により、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

本議会におかれましても、さようご承賜りますようお願い申し上げます、審査の結果報告といたします。

よろしく申し上げます。

〔総務常任委員会委員長 永・貞・君 降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で、常任委員会委員長の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま委員長から報告のありました請願・陳情については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） ただいま各常任委員会の委員長から付託された請願、陳情の審査報告がされました。

最初の、民生文教常任委員会の委員長報告、請願3件、陳情1件の審査の結果、陳情1号

については不採択という委員長報告でありますけれども、今期定例会に付託されております陳情・請願、どれもが大事な内容であります。どれもが採択すべき内容だというふうに私は思うのであります。

この不採択とされた陳情1号は、安全でゆきとどいた医療、看護を進めるために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情であります。陳情の趣旨といたしまして、高齢社会を迎え、医療、介護、社会保障の充実が、国民と医療・介護労働者の切実な願いです。しかし、入院日数の短縮や医療・介護内容の高度化などによって、現場はかつてなく大変な労働実態になっています。

特に、看護職は疲れ果てて、3人に2人がやめたいと思っているほどです。人手不足のもとで、医療事故の続発に象徴されるように、看護、利用者の命と安全も脅かされています。

こういう趣旨であります。陳情項目は、1、安全でゆきとどいた医療・看護を保障するため、看護師などを大幅にふやすこと。2、看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善すること。

この陳情内容を見ましても、今の医療行政のもとで医療そのものが地方では大変な状況になっております。こうしたもとで、看護職だけを増員せよというのは、今の医師不足のもとでは、医師の問題が取り上げられていないために不採択にすべきだ、あるいは看護職の配置基準は国の専権事項で、国が決めること、予算も伴うので採択すべきでない、あるいは看護職のみ問題にしているのは片手落ちで採択すべきでない、国は財政難ゆえに不採択にすべきと、こういう意見で不採択になったのですけれども、今、どの意見も国の財政難、このことによって医療の現場がこういう状況でいいということでは、私はないと思います。この状況を変えてほしいという、この声を届けることが、私たち議会に課せられた使命だというふうに思います。

先日の一般質問で、自立支援法が障害者の支援サービス、受けにくくなっているという問題を取り上げました。ここでも児童デイサービスの基準が見直され、厚生労働省が改善へというニュース、きょう、私は持ってきました。この中身は、このままでは全国で行われている児童デイサービスの継続が不可能になる、こういう全国からの大きな声が上がって、障害者自立支援法の施行による児童デイサービスの見直しについて、厚生労働省が見直しをするということが発表になったわけです。

このように、現場で起きている問題を、私たちは行政機関に届けてあげるのが、議会の使命でもあります。議員各位におかれましては、この内容の大切さをお聞きいただき、ぜひ採

択されますようお願い申し上げます、意見といたします。

議長（伊藤良一君） これより請願第1号、第2号、第3号について採決いたします。

採決は分割して行います。

最初に、請願第1号 「国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書」採択を求める請願について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

これより陳情第1号、第2号、第3号について採決いたします。

採決は分割して行います。

最初に、陳情第1号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものであります。

採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 「米産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める」陳情について、採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 賛成多数。

よって、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 東金病院及び成東病院、大網病院の早急な医師や看護師の確保と、山武地域医療センター計画への県の参加を求める採択に対する陳情について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

（午後 5時03分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時05分）

日程の追加

議長（伊藤良一君） 休憩中に、議員、渡辺豊君から、発議第1号 国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書案、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案、発議第3号 地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書案、議員、嘉瀬清之君から、発議第4号 米産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書案、議員、永・貞・君から、発議第5号 東金病院及び成東病院、大網病院の早急な医師や看護師の確保と山武地域医療センター計画への県の参加を求める意見

書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

発議第1号～発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） これより発議第1号 国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書案、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案、発議第3号 地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書案を議題といたします。

ここで提出者、渡辺豊君から提案理由の説明を求めます。

渡辺豊君。

〔27番議員 渡辺 豊君登壇〕

27番（渡辺 豊君） 発議第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

教育は、教育基本法の本質にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てるといふ重要な使命を負っています。

千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子供たち1人1人の性格を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の教育を目指していく必要があります。そのため、さまざまな教育施策の展開には、財政上状況の厳しい現状を見れば、国から財政的に支援等の協力が不可欠です。

よって、本議会におかれましても、国においても、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちの十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保するよう、政府関係機関に意見具申するものであります。

発議第2号について、提案理由を説明申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上行政として教育の機会均等と水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定の規模、内容の教育を確保するという国の義務を果たすものです。

義務教育における国と地方の役割等について、十分に議論が足りないまま、地方分権推進

の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりでなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至であります。

よって、本議会におきまして、国にあっては21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育の水準の維持・向上と地方財政の安定を図るためにも、義務教育費国庫負担の制度を堅持するよう、政府関係機関に意見具申するものであります。

発議第3号について、提案理由を申し上げます。

昨年12月5日、千葉県人事委員会は、県職員、教職員の給与構造の見直しについて勧告を行いました。その内容は、基本給の引き下げ等、賃金水準を大幅に引き下げるものでした。

調整手当にかわり新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域に二分され、3%の格差を設けるものでした。この地域手当の支給は、平成22年完成するとされております。今年度は県内5%、3%、2%と地域支給を三分割にしています。

地域手当の格差支給により、同様な義務を遂行しているにもかかわらず、年収に大きな差が生じるという事実が発生しています。これにより、県職員の不公平の感が増すばかりでなく、円滑な人事異動や採用の影響も懸念されるところです。

よって、本議会におきまして、県内地域手当を全県一律支給として格差を早急に是正するよう、千葉県に対して意見具申するものであります。

議会議員各位には、意見書案が示す趣旨をご理解いただきまして、ご賛同くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

〔27番議員 渡辺 豊君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいまの説明でおわかりいただけたものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第2号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 次に、発議第4号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSEの万全な対策を求める意見書案を議題とします。

ここで、提出者嘉瀬清之君から、提案理由の説明を求めます。

嘉瀬清之君。

〔18番議員 嘉瀬清之君登壇〕

18番（嘉瀬清之君） 発議第4号について、提案理由説明を申し上げます。

政府は、平成17年12月12日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が再開されました。しかし、本年1月20日にアメリカから輸入された牛肉に、SRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されたことから、再び輸入が停止しました。

米国産牛肉等は、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べてBSE（牛海綿状脳症）対策は極めて不十分なままとなっています。

よって、本議会においても、国にあっては米国産牛肉の拙速な輸入再々開を行わず、BSEの万全な対策を図るよう、政府関係機関へ意見具申をするものです。

議員各位には、意見書が示す趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。

よろしく申し上げます。

〔18番議員 嘉瀬清之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいまの説明でおわかりいただけたものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 次に、発議第5号 東金病院及び成東病院、大網病院の早急な医師や看護師の確保と、山武地域医療センター計画への県の参加を求める意見書案を議題とします。

ここで、提出者、永・貞・君から、提案理由の説明を求めます。

永・貞・君。

〔11番議員 永・貞・君登壇〕

11番（永・貞・君） 発議第5号について、提案理由説明を申し上げます。

山武地域では、東金病院に端を発した医師不足により、患者が殺到して過重負担となった成東病院の内科医全員の退職を生み、他病院でもパンク寸前となっています。そして、大網病院などでは、看護師不足などで運営が困難となっています。

こうした事態は、県が地域医療を守る有効な対策をとらなかったことによるものであり、その責任は重大であります。

また、現在進められている山武地域医療センター計画は、建設や運営から県が撤退し、地元市町に負担を強いる方向にあるようにうかがわれます。

こうした状況を踏まえ、本議会においても、山武地域の住民が安心して暮らせるために、よりよい地域体制が構築されるよう、千葉県知事に対し意見具申申し上げるものであります。

議員各位には、意見書案が示す趣旨をご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。

よろしく申し上げます。

〔 11 番議員 永・貞・君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいまの説明でおわかりいただけたものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより採決いたします。

発議第 5 号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（伊藤良一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件のすべてを議了いたしました。

よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 5 時 17 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤良一

議員 越川洋一

議員 椎名文雄